

## 平成20年東大和市議会予算特別委員会記録目次

---

### ○3月18日（第1回）

出席委員	1
欠席委員	1
議会事務局職員	1
出席説明員	1
本日の会議に付した案件	2
開 会	3
予算特別委員会委員長の互選	3
予算特別委員会副委員長の互選	4
第 7 号議案 平成20年度東大和市一般会計予算	4
第 8 号議案 平成20年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算	4
第 9 号議案 平成20年度東大和市下水道事業特別会計予算	4
第10号議案 平成20年度東大和市老人保健特別会計予算	4
第11号議案 平成20年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算	4
第12号議案 平成20年度東大和市介護保険事業特別会計予算	4
第13号議案 平成20年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算	4
第 7 号議案～第13号議案の大綱説明	4
第 7 号議案 平成20年度東大和市一般会計予算についての内容説明	8
総括質疑	36
歳入一括質疑	44
散 会	54
署 名	55

---

### ○3月21日（第2回）

出席委員	57
欠席委員	57
議会事務局職員	57
出席説明員	57
本日の会議に付した案件	58
開 会	59

第 7号議案 平成20年度東大和市一般会計予算	59
歳入一括質疑	59
歳出款別質疑（第1款 議会費）	63
〃 （第2款 総務費）	63
〃 （第3款 民生費）	79
散 会	106
署 名	107

---

○3月24日（第3回）

出席委員	109
欠席委員	109
議会事務局職員	109
出席説明員	109
本日の会議に付した案件	110
開 会	111
第 7号議案 平成20年度東大和市一般会計予算	111
歳出款別質疑（第3款 民生費）	111
〃 （第4款 衛生費）	114
〃 （第5款 労働費）	128
〃 （第6款 農林業費）	128
〃 （第7款 商工費）	131
〃 （第8款 土木費）	134
〃 （第9款 消防費）	145
〃 （第10款 教育費）	147
〃 （第11款 公債費）	166
〃 （第12款 諸支出金）	166
〃 （第13款 予備費）	166
採決	167
第 8号議案 平成20年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算	167
内容説明	167
歳入歳出一括質疑	174
採決	175
第 9号議案 平成20年度東大和市下水道事業特別会計予算	175
内容説明	175
歳入歳出一括質疑	178

採決	178
第10号議案 平成20年度東大和市老人保健特別会計予算	178
内容説明	178
歳入歳出一括質疑	180
採決	180
第11号議案 平成20年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算	180
内容説明	180
歳入歳出一括質疑	182
採決	183
第12号議案 平成20年度東大和市介護保険事業特別会計予算	183
内容説明	183
歳入歳出一括質疑	188
採決	189
第13号議案 平成20年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算	190
内容説明	190
歳入歳出一括質疑	192
採決	193
散 会	193
署 名	195

---

# 平成20年第1回東大和市議会予算特別委員会記録

平成20年3月18日（火曜日）

## 出席委員（22名）

委員長	関田正民君	副委員長	下条学君
委員	吉野孝君	委員	西川洋一君
委員	尾崎利一君	委員	粕谷久美子君
委員	長瀬りつ君	委員	中村庄一郎君
委員	粕谷洋右君	委員	森田憲二君
委員	関野杜成君	委員	小林知久君
委員	押本修君	委員	蜂須賀千雅君
委員	関田貢君	委員	石川庄太郎君
委員	尾崎信夫君	委員	佐村明美君
委員	中間建二君	委員	御殿谷一彦君
委員	大后治雄君	委員	二宮由子君

## 欠席委員（なし）

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君
主事	三浦文一君		

## 出席説明員（29名）

市長	尾又正則君	副市長	小飯塚謙一君
収入役	岸永通君	教育長	佐久間栄昭君
企画財政部長	浅見敏一君	企画財政部参事	乙幡修爾君
総務部長	渡辺和之君	総務部参事	並木俊則君
市民部長	北田和雄君	生活環境部長	木内和郎君
福祉部長	榎本豊君	福祉部参事	関田守男君
都市建設部長	氏井博君	学校教育部長	並木清志君
社会教育部長	窪田きく江君	企画課長	野口弘君

秘書広報課長	阿部晴彦君	財政課長	関田新一君
職員課長	田代雄己君	管財課長	広沢光政君
課税課長	田口茂夫君	納税課長	小島昇公君
市民会館長	仲里章君	環境課長	梶川義夫君
ごみ対策課長	乙幡正喜君	管理課長	木村哲夫君
庶務課長	鈴木尚君	社会教育課長	小俣学君
体育課長	戸所保君		

#### 本日の会議に付した案件

- 第 7号議案 平成20年度東大和市一般会計予算
- 第 8号議案 平成20年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 9号議案 平成20年度東大和市下水道事業特別会計予算
- 第10号議案 平成20年度東大和市老人保健特別会計予算
- 第11号議案 平成20年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第12号議案 平成20年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第13号議案 平成20年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

午前10時 4分 開会

○議長（佐村明美君） ただいまから予算特別委員会を開催いたします。

---

○議長（佐村明美君） 委員会条例第10条第2項の規定により、年長の粕谷洋右委員に委員長職務をお願いいたします。

〔議長退席、年長委員着席〕

---

○年長委員（粕谷洋右君） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第10条第2項の規定により、年長の私が、委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行います。

---

○年長委員（粕谷洋右君） これより予算特別委員会委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

予算特別委員会委員長の互選につきましては、会議規則第116条第5項の規定により指名推選によりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、年長委員において指名することにしたと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、予算特別委員会委員長に關田正民委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました關田正民委員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ただいま委員長に当選されました關田正民委員が在席しておりますので、会議規則第117条の規定で準用する会議規則第31条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

ここで關田正民委員の委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

〔委員長 關田正民君 登壇〕

○委員長（關田正民君） ただいま予算特別委員会委員長に皆様方に御推薦いただきました關田正民でございます。皆様方の御協力を得て、議事進行がスムーズに進むよう、皆様方の絶大なる御協力のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

〔委員長 關田正民君 降壇〕

○年長委員（粕谷洋右君） 委員長が決定しましたので、職務を解かせていただきます。

〔年長委員退席、委員長着席〕

---

○委員長（関田正民君） 引き続き、予算特別委員会副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

予算特別委員会副委員長の互選につきましては、会議規則第116条第5項の規定により指名推選によりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、予算特別委員会副委員長に下条 学委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました下条 学委員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ただいま副委員長に当選されました下条 学委員が在席しておりますので、会議規則第117条の規定で準用する会議規則第31条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

ここで下条 学委員の副委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

〔副委員長 下条 学君 登壇〕

○副委員長（下条 学君） ただいま予算特別委員会副委員長の任を皆さんに御推挙いただきました下条でございます。3日間、予算特別委員会議事進行を行えるように委員長を補佐し、しっかりと務めてまいりたいと思っております。どうか御協力のほどよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

〔副委員長 下条 学君 降壇〕

---

○委員長（関田正民君） 第7号議案 平成20年度東大和市一般会計予算、第8号議案 平成20年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、第9号議案 平成20年度東大和市下水道事業特別会計予算、第10号議案 平成20年度東大和市老人保健特別会計予算、第11号議案 平成20年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、第12号議案 平成20年度東大和市介護保険事業特別会計予算、第13号議案 平成20年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、以上7議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

初めに、市長より7会計予算に対する大綱説明を求めます。

〔市長 尾又正則君 登壇〕

○市長（尾又正則君） 平成20年度予算案の御審議をいただくに当たりまして、その大綱について説明申し上げ、市議会並びに市民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

平成20年度の予算編成では、市民サービスの向上を図るため、東大和市第3次行政改革大綱の実施による効率的な行政運営に努めることを基本とし、政策的経費につきましては実施計画に計上された事業、経常的経費

につきましては、創意工夫により平成19年度当初予算額を下回る額で見積もることといたしました。

平成20年度の一般会計と六つの特別会計を合わせた予算の総額は407億3,528万9,000円で、平成19年度の当初予算に比べ44億4,340万9,000円、率にして9.8%の減となりました。

各会計の予算内容につきまして説明申し上げます。

一般会計であります。予算総額は232億6,300万円で、前年度に比べ10億8,500万円、率にして4.5%の減となりました。

初めに、歳入について申し上げます。

歳入の見積もりに当たりましては、経済情勢の推移や税制改正の動向に留意し、国及び東京都の予算編成の状況を的確に把握することで、各事業における財源を積極的に確保するよう努めました。

市税は128億8,987万2,000円で、前年度に比べ0.1%の増となりました。率につきましては前年度との比較になりますので、これ以後は数値のみ申し上げます。

市民税個人は、前年度課税における特別徴収の税源移譲分や人口増等により、1.7%の増を見込みました。市民税法人につきましては、原油価格の高騰や経費の増大等により、7.8%の減を見込んでございます。固定資産税は、土地及び償却資産分で減となりますが、家屋分でマンションや戸建て住宅の新築等を見込み、全体では1.0%の増となりました。

地方譲与税は、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税であります。東京都による試算額を参考にして見込み、1.0%の減といたしました。

利子割交付金を初めとする各交付金につきましては、東京都からの収入見込みを参考に、それぞれ利子割交付金63.0%の増、配当割交付金48.6%の増、株式等譲渡所得割交付金20.2%の減、地方消費税交付金3.9%の減、自動車取得税交付金14.1%の減といたしました。

地方特例交付金は、児童手当の制度拡充に伴う地方負担増に対する措置、住宅借入金等特別税額控除による市税の減収補てん措置等を見込み、全体で7.5%の増といたしました。

地方交付税は、4億2,000万円を計上いたしました。

普通交付税につきましては、平成20年度の地方財政対策等により基準財政収入額と需要額を見込み、7.1%増の3億円といたしました。特別交付税につきましては、前年度と同額の1億2,000万円を見込みました。

分担金及び負担金は、保育料の改定により8.4%の増とし、使用料及び手数料は、ごみ処理手数料等の増額を見込み、11.7%の増としました。

国庫支出金は、小学校環境整備に係る公立学校施設整備費交付金等の計上により、5.2%の増といたしました。

都支出金は、都市計画道路3・4・26号線整備事業費補助金等の計上、市町村総合交付金等の増額を見込み、5.3%の増といたしました。

財産収入は、市有地売払収入の減額により、62.6%減の6,885万円といたしました。

繰入金につきましては、特定目的基金から4,020万5,000円を取り崩しました。

なお、財政調整基金等からの繰り入れを抑制したことから、90.9%の大幅な減となりました。

繰越金は、過去の実績等を勘案し、5億円を見込みました。

諸収入は、立野地区区画整理事業移転補償金の減額等により、58.8%減の2億2,447万6,000円といたしました。

市債は、37.3%減の9億3,438万2,000円といたしました。平成20年度の対象事業は、（仮称）総合福祉センター建設事業ほか6件であります。このほか、地方財政対策の通常収支の不足を補てんする臨時財政対策債の借入れを予定しております。

次に、歳出でございます。

平成20年度予算においては、特別職等報酬及び管理職手当の削減や職員定数の見直しにより、職員人件費全体で約1億6,000万円を減額しました。また、経常的経費の見直しや特別会計繰出金の削減により、教育費を除き各款の予算額が減額となっております。

それでは、各款における主な内容について申し上げます。

総務費では、防犯ボランティアの活動を支援する経費や配偶者暴力対策として、緊急一時保護施設運営費補助金を計上しました。また、土曜開庁における嘱託員の雇用経費を計上し、窓口サービスの充実を図ります。

民生費では、（仮称）総合福祉センターの基本設計委託料等を計上し、建設を推進いたします。また、母子家庭の自立支援として教育訓練給付金を新たに計上し、児童手当及び義務教育就学児等医療費助成については予算を増額して計上いたしました。

衛生費では、妊婦健康診査の回数増や前立腺がん検診等に係る経費を計上し、保健・医療の充実を図ります。また、プラスチックごみの分別収集を市内全域に拡大するための経費を計上し、ごみの減量を進めてまいります。

労働費では、中小企業勤労者への融資関係費を引き続き計上しました。

農林業費では、農業体験事業補助金や農業体験農園運営費補助金等を計上し、体験農業の拡充を図ります。

商工費では、市内商業の活性化を図るため、新・元気を出せ商店街事業補助金及び商店街等イベント助成事業補助金を増額して計上いたしました。

土木費では、木造住宅の耐震診断等の助成に係る経費、狭山緑地の公有地化を進めるための用地買収費を計上しました。また、道路整備につきましては、都市計画道路3・4・26号線の道路築造工事や地域幹線道路の舗装・補修及び改良工事等を行い、安全で快適なまちづくりを進めます。

消防費では、災害対策として、自主防災組織に対する防災器具の貸与に係る経費や、災害対策用医薬品の入れかえに係る経費を計上いたしました。

教育費では、大きく変化する教育現場に的確に対応するため、統括指導主事を増員いたします。また、学校の環境整備では、第二小学校便所改修工事や第三小学校耐震補強工事、小学校クーラー設置工事等を行います。さらには、少人数学習指導員及び学校図書館指導員の配置経費や放課後子ども教室に係る経費を増額計上し、学校教育の充実と児童の健全育成を図ります。

公債費につきましては、19億9,065万円4,000円で2.8%の減となりました。平成20年度末の市債残高は174億4,389万9,000円で、前年度に比べ7億2,315万2,000円の減になる見込みでございます。

諸支出金は、各基金の利息等の積立金を計上し、予備費につきましては、前年度と同額を計上いたしました。続きまして、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計の予算総額は90億3,872万7,000円で、前年度に比べ3億1,634万4,000円、率にして3.4%の減となりました。

歳入は、国民健康保険税23億3,164万4,000円、国庫支出金16億4,110万5,000円、療養給付費等交付金7億5,909万7,000円、前期高齢者交付金21億8,528万7,000円、都支出金3億4,632万6,000円のほか、一般会計から

は7億2,357万5,000円の繰り入れを予定しております。

国民健康保険税につきましては、後期高齢者支援金分を新たに賦課することに加え、一般会計からの繰入金  
を減額することから、税率等の改定を見込んでおります。

歳出は、保険給付費が58億8,924万7,000円で、前年度に比べ9.0%の減となりました。これに後期高齢者支  
援金等9億9,047万1,000円、老人保健拠出金2億2,881万7,000円、介護納付金4億5,823万6,000円を合わせま  
すと、歳出全体の83.7%となっております。

平成20年度は、後期高齢者医療制度の創設や退職者医療制度の原則廃止、さらには特定健診・特定保健指導  
の導入など、制度が大幅に改正される節目の年でございます。国民健康保険制度の安定的な運営のため、国や  
東京都に対し制度の改善を引き続き要望するとともに、円滑な事業運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、下水道事業特別会計であります。

予算総額は25億208万4,000円で、前年度に比べて2,981万8,000円、率にして1.2%の減となりました。

歳入は、下水道使用料11億934万円、国庫支出金400万円、都支出金8,616万円、一般会計繰入金6億6,473万  
2,000円、市債は6億2,230万円で、資本費平準化債4億4,000万円の借り入れを引き続き見込んでおります。

歳出は、下水道の維持管理等の総務費6億1,228万8,000円、管渠布設工事を主な内容とする事業費3億496  
万円を計上いたしました。公債費は15億8,183万4,000円で、公共下水道建設事業債及び荒川右岸東京流域下水  
道事業債の元利償還金等に加え、公的資金補償金免除繰上償還借換債の元利償還金を計上しました。

今年度の主な整備事業であります。立野一丁目土地区画整理事業地区内及び湖畔二丁目地区内の管渠布設  
工事、東部土地区画整理地区内の人工ぶた取りかえ工事などを予定しております。今後も必要な公共下水道の  
整備と維持管理面の充実を図り、快適な生活環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

予算総額は5億5,293万2,000円で、前年度に比べ40億9,987万5,000円、率にして88.1%の大幅な減となりま  
した。

歳入は、支払基金交付金3億668万4,000円、国庫支出金1億6,416万3,000円、都支出金4,104万1,000円、一  
般会計からの繰入金は4,103万8,000円で、老人保健法の規定に基づき、医療費に対するそれぞれの負担割合に  
より積算をしております。

歳出は、医療諸費5億5,293万2,000円で、平成20年3月分の医療費等を見込み計上いたしました。

老人保健制度は平成19年度に廃止となりますが、特別会計は平成22年度まで設置されますので、今後の精算  
事務を適正に執行してまいりたいと思っております。

次に、土地区画整理事業について申し上げます。

予算総額は4億7,088万3,000円で、前年度に比べ4億7,786万5,000円、率にして50.4%の減となりました。

歳入は、分担金及び負担金が立野地区内の保留地処分金で1億9,192万9,000円、都支出金は7,022万円、繰  
入金は2億573万1,000円で、このうち一般会計からは1億4,320万6,000円、立野一丁目土地区画整理事業基金  
からは6,252万5,000円となっております。

歳出は、立野地区事業費として建築物等移転補償費や区画道路等築造工事費など、3億8,568万9,000円を計  
上いたしました。

引き続き、事業の早期完成に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

予算総額は37億6,618万9,000円で、前年度に比べ4億2,401万9,000円、率にして12.7%の増となりました。

歳入は、保険料7億6,563万3,000円、国庫支出金6億4,576万2,000円、支払基金交付金10億8,606万円、都支出金5億4,098万3,000円のほか、繰入金は7億2,751万1,000円で、このうち一般会計からは6億5,773万円、介護給付費等準備基金からは6,978万1,000円となっております。

歳出は、介護認定審査会費等の総務費2億655万7,000円、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の保険給付費34億5,173万7,000円、介護予防事業費及び包括的支援事業・任意事業費の地域支援事業費1億337万4,000円を計上いたしました。

第3期介護保険事業計画に基づく3カ年目の年となりますが、引き続き介護保険事業における保険給付の円滑な実施に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

予算総額は、11億4,147万4,000円となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険料5億6,751万1,000円、一般会計繰入金5億5,915万6,000円、諸収入が健康診査費受託収入等で1,480万6,000円を見込みました。

歳出は、事務的経費の総務費4,187万8,000円、広域連合納付金の市負担分10億1,193万3,000円、健康診査費及び人間ドック等受診料助成費の保健事業費6,265万3,000円、葬祭費としての保険給付費2,000万円を計上いたしました。

制度開始の初年度となりますが、高齢者が安心して医療を受けられるよう、東京都後期高齢者医療広域連合や関係機関と連携を図り、新たな医療保険制度の円滑な運営に努めてまいります。

以上、平成20年度予算の内容について説明を申し上げます。

各会計の詳細につきましては、それぞれ副市長並びに担当部長から説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

[市長 尾又正則君 降壇]

○委員長（関田正民君） 以上で7会計予算に対する大綱説明を終わります。

---

○委員長（関田正民君） 次に、第7号議案 平成20年度東大和市一般会計予算に対する内容の説明を求めます。

[副市長 小飯塚謙一君 登壇]

○副市長（小飯塚謙一君） それでは、平成20年度東大和市一般会計予算の内容につきまして御説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ232億6,300万円とするものであります。また歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものであります。

第2条は債務負担行為の定めであります。

第3条は地方債の定めであります。

第4条は一時借入金の定めで、歳計現金の不足に対処するための一時借入金の借り入れの最高額を25億円とするものであります。

第5条は歳出予算の流用に関するもので、地方自治法第220条第2項では、各款または各項の間におきましては相互にこれを流用できないことになっておりますが、同条同項のただし書きによりまして、予算の執行上

必要がある場合に限り、予算の定めるところにより各項の経費の金額を流用できるものとなっております。これを受けまして、職員人件費で、人事異動等により給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合に、同一款内での各項の間での流用ができるようにするものであります。

次に、6ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算であります。

各款の主な内容につきましては、ただいま市長から説明がありました。また、後ほど企画財政部長から事項別明細書につきまして説明をいたしますので、ここでは説明を省略させていただきたいと存じます。

次に、10ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表債務負担行為で、平成20年度に新たに債務負担行為を設定するものであります。

最初に、容器包装プラスチック圧縮・梱包委託で、期間は平成20年度から21年度まで、限度額は3,024万円です。これは、平成21年度から市内全域での分別収集に向け、保管施設を確保するため設定するものであります。

次に、市道第542号線（仮称）砂の川二の橋新設工事負担金で、期間は平成21年度で限度額は1,800万円です。これは、空堀川の改修に伴う橋梁設置に係る市の負担金であります。

次に、平成20年度に契約する電算システム及び電算機器等に係る賃借料で、期間は平成21年度から25年度まで、限度額は2億1,156万7,000円です。内容は14件あります。

1件目は、情報管理課の事務用パソコンの整備に係る賃借料で、職員へのパソコンの配置を充実するため、新たに賃借するものであります。2件目は、情報管理課の総合行政ネットワークの提供設備の更新を行うものであります。3件目は、市民課の住民基本台帳ネットワーク機器に係る賃借料で、機器の更新を行うものであります。4件目は、市民課の戸籍事務電算化に伴う戸籍データベース及びシステムの賃借料であります。5件目は、市民生活課の消費生活情報ネットワークに係る賃借料で、機器の更新を行うものであります。6件目は、市民会館の施設予約管理システム等に係る機器の賃借料で、機器の更新を行うものであります。7件目は、健康課の栄養指導システムに係る賃借料で、新たに賃借するものであります。8件目は、健康課の保育園給食の栄養管理システムに係る賃借料で、新たに賃借するものであります。9件目は、子育て支援課の母子助成福祉資金貸し付けシステムに係る賃借料であります。10件目は、土木課の土木積算システムに係る賃借料で、機器の更新を行うものであります。11件目は、健康課の営繕積算システムに係る賃借料で、機器の更新を行うものであります。12件目は、学校教育課の校務用パソコンの賃借料で、副校長用として各校に1台ずつ配置するものであります。13件目は、学校教育課の校務用パソコンの賃借料で、職員室用として各校にそれぞれパソコン2台とプリンター1台を新たに配置するものであります。14件目は、学校教育課の営繕積算システムに係る賃借料で、機器の更新を行うものであります。

次に、11ページの第3表地方債であります。

起債の目的の（仮称）総合福祉センター建設事業から第三小学校耐震補強事業までは、各事業費に見合った地方債を財源として事業を執行するものであります。

また、最後の臨時財政対策は、地方財政対策上の通常支出の不足の補てんとして、普通交付税における基準財政需要額の一部が地方債に振りかえられるものであります。限度額につきましては、それぞれ記載している金額で、合計額は9億3,438万2,000円です。起債の方法は、証書借入れまたは証券発行、利率は5%以内、償還の方法は記載のとおりであります。

以上であります、事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小飯塚謙一君 降壇〕

○委員長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

---

午前10時51分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔企画財政部長 浅見敏一君 登壇〕

○企画財政部長（浅見敏一君） 一般会計歳入歳出予算事項別明細書につきまして説明申し上げます。

説明に当たりましては、予算書のほか、先日お渡しいたしました予算参考資料と予算特別委員会資料の一般会計の事業費比較表、一般会計の新規事業等の概要、一般会計の主な補助金等の内訳表、一般会計ほか二つの特別会計の工事予定箇所図等を参考としていただきたいと存じます。

それでは、15ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表であります、歳入につきましては各款別に前年度予算との比較、構成比を、歳出につきましては各款別の前年度予算との比較、構成比に加えて財源内訳を記載しております。御参考にしていただきたいと思ひます。また、次ページ以降の歳入歳出予算の説明欄における予算所管課の名称でございますが、平成20年4月1日付の組織改正後の課名となっております。現在の課名は括弧書きで表記いたしました。これからの説明におきましては、現在の課名で申し上げたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

16ページをお開きいただきたいと思ひます。

これより歳入について説明申し上げます。

1款市税であります、128億8,987万2,000円で、前年度当初より1,775万4,000円、0.1%の増であります。収納率につきましては、市民税個人、普通徴収分、固定資産税及び都市計画税の各現年課税分においてわずかに低下した以外は同様としております。

なお、増減の説明につきましては、前年度当初予算との比較で申し上げます。

1項市民税は63億7,452万7,000円で611万6,000円、0.1%の増であります。市民税は、市税全体の49.5%を占める重要なものとなっております。

1目個人、1節現年課税分は53億1,538万2,000円で9,583万7,000円、1.8%の増であります。前年度課税における特別徴収の税源移譲分や人口増等によるものであります。また、滞納繰越分につきましては各項目にございますが、過去の実績等を勘案して計上したものであります。

18ページをお開きいただきたいと思ひます。

2目法人は9億8,815万7,000円で8,397万3,000円、7.8%の減であります。原油価格の高騰や経費の増大等による減額を見込んだものであります。

2項固定資産税は50億3,729万2,000円で4,021万3,000円、0.8%の増であります。1目固定資産税は44億2,529万8,000円で4,321万5,000円、1.0%の増であります。1節現年課税分は43億7,791万8,000円で4,527万2,000円、1.0%の増であります。土地及び償却資産につきましては減を見込みましたが、家屋につきましては

大型分譲マンションや戸建て住宅の新築などにより増を見込んでおります。

20ページをお開きいただきたいと思います。

2 目国有資産等所在市町村交付金は6億1,199万4,000円で300万2,000円、0.5%の減であります。

3 項1 目軽自動車税、1 節の現年課税分は6,155万4,000円で317万9,000円、5.4%の増であります。これは主に軽自動車の登録台数の増によるものであります。

22ページをお開きいただきたいと思います。

4 項1 目市たばこ税は4億5,221万4,000円で4,739万6,000円、9.5%の減であります。たばこ売り渡し本数の減少によるものであります。

24ページをお開きいただきたいと思います。

5 項1 目都市計画税は9億6,232万1,000円で1,615万6,000円、1.7%の増であります。都市計画税は、固定資産税における土地、家屋に準じて算出したものであります。その下、特別土地保有税はゼロ千円であります。課税対象となる土地がなくなったことによるものでございます。

以上、市税の科目別の説明をいたしました。現状を見きわめ、かつ精査し計上したものであります。

26ページをお開きいただきたいと思います。

2 款地方譲与税は1億7,244万5,000円で174万8,000円の減額であります。

1 項1 目自動車重量譲与税は1億2,778万円で44万1,000円の減額であります。

2 項1 目地方道路譲与税は4,466万5,000円で130万7,000円の減額であります。

28ページをお開きいただきたいと思います。

3 款利子割交付金は1億4,667万9,000円で5,671万2,000円の増額であります。東京都が課税主体となり、金融機関が利子を支払う際に、その5%を課税するものであります。区市町村には取扱経費等を控除した後の額の5分の3に相当する額が交付され、各市町村には個人の都民税割合の過去3カ年の平均値で案分し交付されるものであります。

なお、交付額は東京都からの収入見込みを参考に計上したものであります。

30ページをお開きいただきたいと思います。

4 款配当割交付金は7,764万3,000円で2,540万9,000円の増額であります。東京都が課税主体となり、株式配当額の5%を課税し、その配分は都が3分の1、市町村が3分の2となるものであります。税率につきましては、平成20年12月までは3%の軽減税率を適用することとなっております。

なお、交付額は東京都からの収入見込みを参考に計上したものであります。

32ページをお開きいただきたいと思います。

5 款株式等譲渡所得割交付金は4,651万2,000円で1,176万4,000円の減額であります。配当割交付金と同様に都が課税主体となり、株式等譲渡所得の5%を課税するもので、その配分は都が3分の1、市町村が3分の2とするものであります。

なお、交付額は東京都からの収入見込みを参考に計上したものであります。

34ページをお開きいただきたいと思います。

6 款地方消費税交付金は7億6,656万2,000円で3,131万3,000円の減額であります。東京都からの収入見込みを参考に計上したものであります。

36ページをお開きいただきたいと思います。

7款自動車取得税交付金は1億8,391万9,000円で3,010万2,000円の減額であります。この交付金につきましても、東京都からの収入見込みを計上したものであります。

38ページをお開きいただきたいと思います。

8款地方特例交付金は1億3,849万8,000円で963万3,000円の増額であります。

1項1目地方特例交付金は5,682万2,000円の増額であります。児童手当の制度拡充に伴う地方負担増に対する措置、住宅借入金等特別税額控除による市税の減収補てん措置を見込んだことによるものであります。

2項1目特別交付金は、減税補てん特例交付金の廃止に伴う経過措置として交付されるものであります。前年度交付額と同額の4,807万6,000円を見込み計上したものであります。

40ページをお開きいただきたいと思います。

9款地方交付税は4億2,000万円で2,000万円の増額であります。普通交付税につきましては、国から示されました平成20年度の地方財政対策及び地方税等収入見込みなどに基づき算出した結果、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る見込みとなったことから計上するものであります。

次に、特別交付税につきましては、前年度と同額の1億2,000万円を計上いたしました。

なお、地方交付税の推移は、予算参考資料の19ページに記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

42ページをお開きいただきたいと思います。

10款交通安全対策特別交付金は1,631万1,000円で239万4,000円の減額であります。交通反則金を原資として交付されるもので、平成20年度の地方財政計画における見込みを考慮し、計上したものであります。

44ページをお開きいただきたいと思います。

11款分担金及び負担金は3億3,502万7,000円で2,601万5,000円の増額であります。

1項負担金、1目民生費負担金も同額であります。1節社会福祉費負担金は475万6,000円で40万3,000円の減額であります。老人ホーム措置費一部負担金の減によるものであります。2節児童福祉費負担金は3億3,027万1,000円で2,641万8,000円の増額であります。保育園入園者保育料の改定等によるものであります。

46ページをお開きいただきたいと思います。

12款使用料及び手数料は3億191万9,000円で3,154万円の増額であります。

1項使用料は1億9,278万5,000円で447万7,000円の増額であります。

1目総務使用料、1節総務管理使用料は4,105万4,000円で311万8,000円の増額であります。市民会館施設等使用料及び市民会館駐車場使用料が主なものでありますが、前年度の実績等を考慮して増を見込んだものでございます。

2目民生使用料は2,548万7,000円で254万円の増額であります。1節社会福祉使用料は4万5,000円でありますが、説明を省略させていただきます。2節児童福祉使用料は2,544万2,000円で254万円の増額であります。学童保育所の入所児童数の見込み増によるものであります。

3目衛生使用料、1節保健衛生使用料は1,208万3,000円で70万2,000円の減額であります。休日急患診療所の利用者の減等によるものであります。

4目農林業使用料、1節園芸振興使用料は450万1,000円で、市民農園使用料の計上であります。

48ページをお開きいただきたいと思います。

5目土木使用料は8,124万1,000円で35万8,000円の増額であります。2節道路橋りょう使用料は7,958万円で

37万9,000円の増額であります。道路占用料等の増によるものであります。4節住宅使用料は148万8,000円で2万4,000円の減額であります。入居戸数の減に伴う使用料収入の減であります。

7目教育使用料は2,841万9,000円で53万2,000円の減額であります。4節保健体育使用料は2,629万7,000円で48万6,000円の減額であります。前年度の実績を勘案して、各施設の使用料を積算したものであります。

2項手数料は1億913万4,000円で2,706万3,000円の増額であります。

1目総務手数料は3,138万円で21万円の増額であります。2節徴税手数料は527万8,000円で35万4,000円の減額であります。

50ページをお開きいただきたいと思います。

3節戸籍住民手数料は2,610万1,000円で56万5,000円の増額であります。前年度の実績を勘案して見込んだものであります。

2目衛生手数料は7,744万3,000円で2,688万2,000円の増額であります。2節清掃手数料は7,504万3,000円で2,685万4,000円の増であります。ごみ処理及びし尿処理手数料の改定による増が主なものであります。

3目土木手数料は31万1,000円で2万9,000円の減額であります。放置自転車等撤去手数料の減が主なものであります。

52ページをお開きいただきたいと思います。

13款国庫支出金は28億2,651万4,000円で1億3,852万3,000円の増額であります。

1項国庫負担金は25億7,114万5,000円で3,592万2,000円の増額であります。

1目民生費国庫負担金は25億7,114万5,000円で6,997万7,000円の増額であります。1節社会福祉費負担金は3億6,166万9,000円で2,410万6,000円の増額であります。保険年金課の保険基盤安定負担金は1,515万1,000円で94万9,000円の増額であります。障害福祉課の各負担金であります。障害者自立支援法施行に伴い、国の各負担金が整理されまして、市の歳入名称も整合性を図るため名称に変更が生じております。障害福祉課全体では2,317万3,000円の増額であります。2節児童福祉費負担金は6億7,883万1,000円で3,598万1,000円の増額であります。児童手当負担金は2億9,168万2,000円で2,450万4,000円の増額であります。これは保護者に支給する手当額を、第1子と第2子については月額5,000円を月額1万円に平成19年度の途中で引き上げましたが、平成20年度は通年になることによる増額でございます。児童扶養手当負担金は1億1,022万4,000円で116万8,000円の増額であります。保育所運営費負担金は2億7,126万7,000円で1,026万5,000円の増額であります。主に管内民間保育園の国基準の支弁額が増となることによるものであります。3節生活保護費負担金は15億3,064万5,000円で989万円の増額であります。中国残留邦人等生活支援給付費負担金は313万8,000円を計上いたしましたが、平成20年4月に実施される本制度に対する負担金であります。

次の衛生費国庫負担金は皆減であります。

2項国庫補助金は2億3,196万4,000円で1億189万7,000円の増額であります。

2目民生費国庫補助金は7,533万4,000円で1,445万8,000円の減額であります。1節社会福祉費補助金は3,937万1,000円で1,677万円の減額であります。前年度の後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金と老人医療費適正化推進費補助金が皆減となったことによるものであります。また、障害福祉課の地域生活支援事業費補助金は878万6,000円の減額であります。障害者自立支援法に基づき地域生活支援事業に係る経費の2分の1以内を国が補助するものであります。2節児童福祉費補助金は2,683万7,000円で92万2,000円の増額であります。母子家庭等対策総合支援事業補助金は、就労を効果的に実施するために行う母子家庭自立支援給付金事業に対

して受け入れる新たな補助金であります。補助率は4分の3であります。3節生活保護費補助金は912万6,000円で139万円の増額であります。セーフティネット支援対策等事業費補助金は、生活保護における自立支援プログラム策定及び適正化の実施推進事業に係る経費について交付されるものであります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は685万1,000円の皆増であります。疾病予防対策事業費等補助金は、平成20年度から実施される特定健診等に係る事業費に対し交付されるものであります。補助率は3分の1であります。

54ページをお開きいただきたいと思います。

5目土木費国庫補助金は4,987万1,000円で2,835万1,000円の増額であります。2節都市計画費補助金は4,958万5,000円で2,806万5,000円の増額であります。住宅市街地基盤整備事業補助金は3,000万円の新規計上ですが、都市計画道路3・4・26号線整備事業費に充当する補助金であります。3節住宅費補助金は28万6,000円で皆増であります。住宅・建築物耐震改修等事業費補助金は7万5,000円でありますが、民間の木造戸建て住宅の耐震診断助成に対して新規に受け入れる補助金であります。補助率は50%であります。地域住宅交付金は、民間の木造戸建て住宅の耐震改修の助成として新規に受け入れる補助金であります。補助率は45%であります。

7目教育費国庫補助金は9,990万8,000円で8,115万3,000円の増額であります。1節小学校費補助金は8,405万9,000円で8,146万9,000円の増額であります。公立学校施設整備費交付金は8,164万5,000円の計上ですが、第三小学校耐震補強工事費及び第二小学校便所改修工事費に対する補助金であります。2節中学校費補助金は138万1,000円で25万3,000円の減額ですが、説明を省略させていただきます。5節幼稚園費補助金は1,446万8,000円で6万3,000円の減額であります。私立幼稚園の就園奨励費補助金であります。

3項委託金は2,340万5,000円で70万4,000円の増額であります。

1目総務費委託金は185万5,000円で32万2,000円の増額ですが、説明を省略させていただきます。

2目民生費委託金は2,154万8,000円で38万3,000円の増額であります。2節国民年金費委託金は2,140万7,000円で36万3,000円の増額ですが、東京社会保険事務局の交付金見積指針により積算したものであります。

3目労働費委託金は2,000円で1,000円の減額ですが、説明を省略させていただきます。

56ページをお開きいただきたいと思います。

14款都支出金は31億7,318万3,000円で1億5,881万3,000円の増額であります。

1項都負担金は10億6,051万5,000円で6,210万4,000円の増額であります。

1目民生費都負担金は10億4,251万5,000円で8,455万9,000円の増額であります。1節社会福祉費負担金は4億5,529万4,000円で6,858万5,000円の増額であります。保険年金課の保険基盤安定負担金は、後期高齢者医療分が新規に5,076万円の計上となっております。障害福祉課の心身障害者福祉手当負担金は1億6,544万7,000円で427万8,000円の増額ですが、支給対象者の増によるものであります。障害者自立支援給付費等負担金は1億3,037万3,000円でありますが、平成19年度までは障害種別、サービス種別に分かれていたものを都の負担区分に合わせて統合したものでございます。2節児童福祉費負担金は5億4,759万2,000円で2,423万9,000円の増額であります。児童手当負担金は1億6,441万9,000円で1,233万4,000円の増額ですが、国庫負担金と同様に第1子と第2子の手当支給額の引き上げが通年化されたことによるものでございます。保育所運営費負担金は1億3,563万3,000円で513万2,000円の増額であります。市が民間保育園への入所の実施に要する費

用を支弁した場合、都が基本額の4分の1を負担するものであります。3節生活保護費負担金は3,962万9,000円で826万5,000円の減額であります。

5目教育費都負担金、1節小学校費負担金は1,800万円で1,160万円の増額であります。水飲栓直結給水化モデル事業費負担金は、平成19年度は第三小学校の給水管・受水槽直結給水化改修工事を実施いたしましたが、平成20年度は第四、第六小学校を実施するための負担金として1,800万円を受け入れるものであります。

次の衛生費都負担金は、国庫負担金と同様に皆減であります。

2項都補助金は18億6,738万9,000円で1億5,090万2,000円の増額であります。

1目総務費都補助金は8億9,703万4,000円で9,699万1,000円の増額であります。1節市町村総合交付金は8億9,700万円で9,700万円の増額であります。この交付金は、市町村の行財政基盤を安定、強化するために交付されるもので、平成20年度は都の予算額が40億円増額の380億円となったことから増を見込んだものでございます。

58ページをお開きいただきたいと思います。

2節総務管理費補助金は3万4,000円で9,000円の減額ありますが、説明を省略させていただきます。

2目民生費都補助金は8億2,620万1,000円で919万3,000円の増額であります。1節社会福祉費補助金は2億7,769万4,000円で4,645万8,000円の増額であります。

右側の説明欄の障害福祉課の4段目に当たりますが、グループホーム等支援事業費補助金は3,441万5,000円あります。障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスであるグループホーム、ケアホームの運営に対し、都が独自に加算する補助金であります。

三つ下になりますが、障害者施策推進包括補助事業補助金は2,391万4,000円ありますが、従前の個別補助事業及び福祉改革推進事業都補助金の対象としてきました障害者関連事業に対する補助金を包括したものであります。

福祉推進課の1段目、福祉保険基盤等包括補助事業補助金は1,261万1,000円ありますが、区市町村の福祉、保健、医療の基盤整備やサービスの充実に対する東京都の包括補助金を計上するものであります。

四つ下になりますが、福祉サービス総合支援事業補助金は138万1,000円の新規計上でございます。福祉サービスの各種相談事業に対しまして都が補助を行うものであり、補助率は2分の1であります。

なお、相談事業につきましては、平成19年度途中から社会福祉協議会に事業委託しているものであります。

高齢介護課の3段目になりますが、高齢社会対策包括補助事業補助金は1,772万8,000円の計上ですが、高齢福祉分野における従前の個別補助事業補助金と福祉改革推進事業都補助金とを統合しまして、新たな包括補助金として平成19年度に創設されたものであります。

2節児童福祉費補助金は5億4,257万4,000円で3,723万円の減額であります。福祉推進課の子育て推進交付金は3億5,754万7,000円で1,742万1,000円の減額であります。次世代育成支援対策に関する施策について、地域の特性や創意工夫を生かした市町村行動計画に基づく取り組みを促進し、市町村における安心して子供を産み育てられる環境の整備を支援するために創設されたものであります。

この交付金は個別事業ごとに金額を決定するのではなくて、市町村行動計画をもとに作成される事業計画の実施に必要な経費として交付されまして、平成20年度の見込み額を計上しているものでございます。

義務教育就学児医療費助成事業補助金は1,911万1,000円で511万3,000円の増額ありますが、子育て推進の一環として、義務教育就学期における小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒に係る医療費を助成す

るものでありまして、その2分の1を都が補助するものであります。

ひとり親家庭等医療費助成事業補助金は2,463万4,000円で137万6,000円の減額であります。乳幼児医療費助成事業補助金は7,745万3,000円で1,116万9,000円の減額であります。医療費助成件数の見込み減によるものであります。

60ページをお開きいただきたいと思います。

学童クラブ運営費補助金は2,343万6,000円で255万8,000円の増額であります。主に都の補助要綱の改正により、開設日数加算の新設があったことなどによるものであります。3節生活保護費補助金は593万3,000円で3万5,000円の減額であります。説明を省略させていただきます。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は1,571万1,000円で808万1,000円の増額であります。

2段目ですが、医療保険政策包括補助事業補助金は832万円の計上ですが、休日急患診療事業及び保健医療サービスの充実に資する事業に対し2分の1が補助されるものであります。

なお、昨年度は市町村地域保健サービス推進事業補助金として受け入れていたものが本補助金に移行したものでございます。

疾病予防対策事業費等補助金は685万1,000円の計上であります。

4目農林業費都補助金、1節農業費補助金は66万9,000円で前年度と同額ですが、説明を省略させていただきます。

5目商工費都補助金、1節商工費補助金は496万4,000円で132万9,000円の増額であります。新・元気を出せ商店街事業補助金の増額は、主に商店街活性化事業補助分によるものであります。

6目土木費都補助金は7,673万7,000円で5,361万3,000円の増額であります。1節道路橋りょう費補助金は1,950万円で330万円の減額であります。市道第7号線舗装補修事業費、市道第1号線舗装補修事業費、市道第664号線山王橋架替事業費に充当するものであります。2節都市計画費補助金は5,723万7,000円で5,691万3,000円の増額であります。都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費、都市計画道路3・4・26号線整備事業費、狭山緑地用地買収事業費に充当するものであります。

8目教育費都補助金は4,607万3,000円で190万1,000円の増額であります。1節社会教育費補助金は362万4,000円で225万2,000円の増額であります。前年度に開始しました放課後子ども教室推進事業に対して、対象事業費の3分の2の補助を計上したものであります。3節幼稚園費補助金は4,244万9,000円で35万1,000円の減額であります。私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金の対象者の見込み減によるものであります。次の福祉改革推進事業費補助金は皆減ですが、前年度におきまして福祉保健基盤等包括補助事業補助金及び他の補助事業補助金に制度変更がされまして、廃止されたことによるものであります。

62ページをお開きいただきたいと思います。

3項委託金は2億4,527万9,000円で5,419万3,000円の減額であります。

1目総務費委託金は1億8,149万7,000円で5,596万2,000円の減額であります。1節総務管理費委託金は29万4,000円でありますが、説明を省略させていただきます。2節徴税费委託金は1億7,449万5,000円で1,148万7,000円の増額であります。納税課の都民税取扱費委託金は1億7,358万9,000円で1,145万7,000円の増額であります。主に納税義務者数の増によるものでございます。3節戸籍住民基本台帳費委託金は24万4,000円で1,000円の増額ですが、説明を省略させていただきます。4節選挙費委託金は3万6,000円で7,064万5,000円の減額であります。前年度における参議院議員選挙等の委託金の減額であります。5節統計調査費委託金は

642万8,000円で331万8,000円の増であります。主には、住宅土地統計調査の実施による増額であります。

2目民生費委託金は3,072万5,000円で42万円の減額であります。1節社会福祉費委託金は938万5,000円で26万8,000円の減額であります。障害福祉課の交付金の合計は833万7,000円で11万4,000円の増額であります。説明を省略させていただきます。

64ページをお開きいただきたいと思います。

福祉推進課の民生（児童）委員協力員事業交付金は49万4,000円の新規計上ですが、民生委員、児童委員の地域における活動に協力する人材として協力員制度が創設されたことから受け入れる交付金でございます。2節児童福祉費委託金は2,134万円で15万2,000円の減額ですが、説明を省略させていただきます。

3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金は2,181万1,000円で74万2,000円の増額ですが、説明を省略させていただきます。

5目土木費委託金は244万1,000円で89万2,000円の増額であります。1節土木管理費委託金は150万2,000円ですが、説明を省略させていただきます。2節都市計画費委託金は93万9,000円で89万2,000円の増額ですが、都市計画基礎調査の委託金を90万円計上したことによるものであります。

6目教育費委託金は880万5,000円で86万7,000円の増額であります。1節教育総務費委託金は878万5,000円で86万7,000円の増額となります。

66ページをお開きいただきたいと思います。

指導室の問題行動を抱える子ども等の自立支援事業委託金は、不登校や問題行動を抱える児童・生徒の自立支援を図ることを目的に創設されました。文部科学省の事業について、都からの委託を受けて実施するための委託金として172万5,000円を計上したものであります。平成19年度は補正で対応したものであります。その下になりますが、生活指導推進協力員活用調査研究委託事業委託金は35万円の新規計上であります。研究協力指定校へ生活指導推進協力員を派遣し、生活指導上の問題を解決するための研究調査事業を都の委託を受けて実施するものであります。2節社会教育費委託金は2万円ですが、説明を省略させていただきます。商工費委託金は皆減ですが、説明を省略させていただきます。

68ページをお開きいただきたいと思います。

15款財産収入は6,885万円で1億1,531万8,000円の減額であります。

1項財産運用収入は162万9,000円で14万4,000円の減額であります。

1目財産貸付収入は119万3,000円で45万3,000円の減額であります。主には各施設の印刷機及び電子複写機の貸し付け収入であります。

2目利子及び配当金は43万5,000円で30万9,000円の増額であります。各基金の利子の見込み増によるものであります。

3目基金運用収入は1,000円ですが、説明を省略させていただきます。

70ページをお開きいただきたいと思います。

2項財産売払収入は6,722万1,000円で1億1,517万4,000円の減額であります。

1目不動産売払収入、1節土地売払収入は6,655万1,000円で1億1,490万5,000円の減額であります。前年度におきまして市民体育館西側駐車場用地を売り払ったことから、大幅な減額となっております。

なお、第七、第九学童保育所用地につきましては、平成20年度に売り払いますことから、新たに計上しております。

2目物品売払収入は67万円で26万9,000円の減額であります。1節物品売払収入は38万円で、15万9,000円の減額であります。市が発行する刊行物等の売払収入であります。2節生産品売払収入は29万円で、みのり福祉園における生産品の売払収入であります。

72ページをお開きいただきたいと思います。

16款寄附金は3,000円で前年度と同額であります。

1項寄附金も同額であります。

1目一般寄附金、1節一般寄附金は2,000円であります。一般寄附金及び宅地開発等指導要綱に基づく寄附金の科目存置でございます。

3目民生費寄附金は1,000円ありますが、説明を省略させていただきます。

74ページをお開きいただきたいと思います。

17款繰入金は4,020万5,000円で4億87万1,000円の減額であります。

1項基金繰入金も同額であります。

4目東部土地区画整理事業関連施設整備等基金繰入金は250万円の取り崩しですが、体育施設管理費における上仲原公園防球ネット嵩上げ工事費に充当するものであります。

6目緑化基金繰入金は400万円で1億2,000万円の減額であります。狭山緑地用地買収事業費に充当するものであります。

7目上北台駅周辺土地区画整理事業関連施設整備等基金繰入金は3,070万5,000円の取り崩しですが、上北台駅周辺土地区画整理事業に係る公債費の元金償還に充当するものであります。

8目まちづくり文化基金繰入金は300万円の取り崩しですが、市民会館自主事業委託料に充当するものであります。

76ページをお開きいただきたいと思います。

18款繰越金は5億円で1億円の減額であります。

1項1目1節繰越金も同額であります。過去の実績等を勘案したものであります。

78ページをお開きいただきたいと思います。

19款諸収入は2億2,447万6,000円で3億2,087万1,000円の減額であります。

1項延滞金、加算金及び過料は1,227万9,000円で91万8,000円の増額であります。

1目1節延滞金も同額ですが、説明を省略させていただきます。

2項1目1節市預金利子は1万円で3,000円の減額ですが、説明を省略させていただきます。

3項1目1節貸付金元利収入は2,758万5,000円で4万9,000円の増額であります。小口事業資金融資預託金は2,300万円ですが、市内の六つの金融機関の各支店に預託しているものであります。中小企業勤労者生活資金融資預託金は300万円ですが、中央労働金庫の支店に預託しているものであります。住宅改善資金融資預託金は150万円ですが、市内の三つの金融機関に預託しているものであります。

80ページをお開きいただきたいと思います。

4項受託事業収入は1,229万4,000円で109万9,000円の減額であります。

1目作業受託収入は274万7,000円で22万3,000円の減額であります。雑草除去料の減額によるものであります。

3目民生費受託事業収入は954万7,000円で87万6,000円の減額であります。市外からの市立保育園受託児童

数の減によるものであります。

5項雑入は1億7,230万8,000円で3億2,073万6,000円の減額となっております。

1目1節の雑入は1億7,224万2,000円で3億2,073万6,000円の減額であります。企画課のオータムジャンボ宝くじ区市町村交付金は補正予算で増額対応しておりましたが、今年度は当初予算で1,800万円を計上いたしました。多摩・島しょ子ども体験塾市町村助成金は450万円で、多摩・島嶼地域39市町村が共同で実施する子供向け体験事業に対する助成金として市長会から交付されるもので、平成20年度は最終年度となります。

82ページをお開きいただきたいと思います。

市民会館の市民会館自主事業入場料は1,136万5,000円で141万5,000円の増額であります。自主事業のチケット売払収入であります。

84ページをお開きいただきたいと思います。

環境課のところのみどり東京・温暖化防止プロジェクト市町村助成金は100万円計上いたしましたが、自然環境保護等の普及啓発を図るオール東京62市区町村共同事業の助成金として受け入れるものでありまして、前年度は補正対応しているものでございます。

ごみ対策課の資源物売払収入は3,267万円で1,383万3,000円の増額であります。アルミ缶、雑誌、段ボール等の売り払い単価の増額によるものでございます。

86ページをお開きいただきたいと思います。

2目1節弁償金は6万6,000円で前年度と同額であります。説明を省略させていただきます。

88ページをお開きいただきたいと思います。

20款市債は9億3,438万2,000円で5億5,501万8,000円の減額であります。

1項市債も同額であります。

2目民生債は2,640万円で2億2,360万円の減額であります。1節社会福祉債も同額であります。 (仮称)総合福祉センター建設事業債であります。

4目土木債は1億5,900万円で3億4,670万円の減額であります。2節都市計画債も同額であります。狭山緑地用地買収事業債ほか3件の事業債でございます。

6目教育債は7,420万円で5,820万円の増額であります。1節小学校債も同額であります。第二小学校便所改修事業債ほか1件の事業債でございます。

9目臨時財政対策債は6億7,478万2,000円で4,291万8,000円の減額であります。発行可能見込み額を計上するものでございます。

なお、地方債の状況は予算参考資料の21ページに記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上のようにいたしまして、歳入合計は232億6,300万円で前年度に比べ10億8,500万円の減額となるものであります。

○委員長(関田正民君) ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

---

午後1時30分 開議

○委員長(関田正民君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（浅見敏一君） それでは、事項別明細につきまして、歳出について御説明申し上げたいと思います。

まず初めに、歳出予算の経費別分類表につきましては、予算参考資料の26ページから27ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

本年度の内容説明に当たりましては、前年度と同様、主に新規事業並びに前年度と比較して大幅な増減のあった事項についてのみの説明とさせていただきたいと思います。御了承のほどお願い申し上げます。

各款別の説明の前に、人件費について一括して説明をさせていただきます。

456ページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書であります。1は特別職であります。本年度の欄、職員数であります。長等2名、議員22人、その他の特別職805人です。給与費は5億4,657万4,000円、共済費は5,282万7,000円で合計5億9,940万1,000円です。

前年度当初より職員数は370人の減、金額で840万7,000円の増額です。主に選挙事務に係る報酬の減と管理栄養士等に係る報酬等の増によるものでございます。

次のページをごらんください。2の一般職です。

(1) 総括ですが、職員数は439人で前年度当初より33人減、金額は42億7,002万3,000円で1億7,244万2,000円の減額です。

458ページをお開きいただきたいと思います。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細です。給料は1億5,810万6,000円の減額、職員手当は1,910万5,000円の増額です。また、定年退職者は16人です。

459ページをごらんください。

(3) 給料及び職員手当の状況で、上の表は職員1人当たりの給与、下の表は初任給の状況です。

460ページをお開きいただきたいと思います。

このページは級別職員数の状況です。

461ページをごらんください。

昇給の表です。

462、463ページの説明は省略をさせていただきます。

なお、一般職員給与費の内訳、特別職の報酬等の一覧表につきましては、予算参考資料の36ページから39ページまでに記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、これより各款ごとに説明を申し上げたいと思います。

予算書に戻っていただきまして、90ページをお開きいただきたいと思います。

1款議会費は2億8,622万9,000円で242万8,000円の減額です。

1項1目の議会費も同額です。1の職員人件費は7,272万2,000円で7人分です。2の議会運営費は2億1,350万7,000円で55万2,000円の増額です。

94ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費は23億562万2,000円で3億2,056万5,000円の減額です。

1項総務管理費は16億5,687万9,000円で2億1,065万3,000円の減額です。

1目一般管理費は10億3,016万2,000円で2億4,311万9,000円の減額です。1の職員人件費は8億8,881

万2,000円で職員数は特別職が1人減の2人、一般職が27人減の82人であります。3の人事管理事務費は9,323万8,000円で3,174万8,000円の減額であります。1節報酬は2,971万8,000円で990万6,000円の減額であります。再雇用嘱託員15人分でございます。7節賃金は4,717万6,000円で2,147万1,000円の減額であります。産休者、育児休業者及び病欠者等の補充のための臨時職員賃金でございます。

96ページをお開きいただきたいと思います。

5の職員研修事業費は856万4,000円で14万4,000円の減額であります。研修講師派遣手数料や研修費負担金を計上したものであります。

98ページをお開きいただきたいと思います。

6の職員福利厚生事業費は1,270万2,000円で148万9,000円の減額であります。19節負担金補助及び交付金は808万5,000円で157万2,000円の減額であります。職員互助会補助金の減額は、予算編成方針の削減事項及び職員数の減等によるものでございます。10の渉外事務費は1,724万円で1,201万5,000円の増額であります。10節交際費は120万円で10万円の減額であります。市長交際費を減額するものでございます。

100ページをお開きいただきたいと思います。

19節負担金補助及び交付金は1,469万9,000円で1,204万7,000円の増額であります。市長会会長費として東京都市長会特別負担金1,200万円を計上したことによるものであります。

102ページをお開きいただきたいと思います。

2目文書費は2,492万7,000円で333万9,000円の増額であります。1の文書事務費は2,347万6,000円で315万1,000円の増額であります。嘱託員報酬及び臨時職員賃金の計上によるものであります。

104ページをお開きいただきたいと思います。

3目広報費は2,364万3,000円で205万3,000円の増額であります。

106ページをお開きいただきたいと思います。

2の広聴活動費は341万4,000円で158万9,000円の増額であります。11節需用費は156万4,000円の増額であります。くらしの便利帳並びに市内案内図の印刷を行うことによる増額であります。

108ページをお開きいただきたいと思います。

4目財政管理費は1,348万8,000円で841万6,000円の増額であります。1の財政事務費は1,348万8,000円で841万6,000円の増額、同額でございます。19節負担金補助及び交付金は441万円の皆増であります。東京都市収益事業組合負担金の計上でございます。24節投資及び出資金は390万円の皆増であります。平成20年度において公営企業金融公庫が廃止となり、地方公営企業等金融機構が設立されることになりました。これに伴いすべての自治体が出資することになり、そのための出資金であります。

5目会計管理費は1,003万8,000円で379万7,000円の増額であります。会計課の嘱託員報酬の計上並びに臨時職員賃金等の増額によるものであります。

110ページをお開きいただきたいと思います。

6目財産管理費は1億1,714万円で27万2,000円の増額であります。1の庁舎管理費は9,632万4,000円で17万6,000円の減額であります。

112ページをお開きいただきたいと思います。

13節委託料は4,186万7,000円で151万4,000円の増額であります。土曜開庁への対応のため、電気機械設備運転保守委託料が116万8,000円増額となったことなどによるものであります。

114ページをお開きいただきたいと思います。

2の契約事務費は30万7,000円で5,000円の増額であります、説明を省略させていただきます。3の財産管理事務費は1,925万1,000円で73万円の減額であります。

116ページをお開きいただきたいと思います。

まず、13節の委託料ですが、683万4,000円で146万円の減額であります。主に市有地の売り払いに伴う不動産鑑定委託料及び測量委託料が減額となったことによるものであります。

7目企画費は297万6,000円で50万9,000円の減額であります、説明を省略させていただきます。

118ページをお開きいただきたいと思います。

9目公安費は979万5,000円で56万1,000円の減額であります。説明を省略させていただきます。

120ページをお開きいただきたいと思います。

11の防犯対策事業費は696万1,000円で21万2,000円の増額であります。子供たちの下校時等の安全を確保する防犯パトロールをより効果的に行うため、防犯パトロール員を臨時職員から嘱託員にするための増額であります。

122ページをお開きいただきたいと思います。

10目電算管理費は1億3,458万4,000円で229万3,000円の増額であります。1の電算処理事業費の13節委託料は4,904万円で936万3,000円の増額であります。

124ページをお開きいただきたいと思います。

右側の説明欄の中ほど、上にあります基幹系システム更新業務支援委託料は800万円ですが、汎用コンピュータの更新に係る業務支援委託料を計上したものであります。

11目文化振興費は1億3,671万6,000円で56万6,000円の増額であります。1の市民会館管理費は1億1,495万4,000円で109万5,000円の減額であります。

126ページをお開きいただきたいと思います。

13節委託料でございますが、6,875万4,000円で230万1,000円の減額であります。主には清掃委託料が実績に基づき減額となったことによるものであります。

128ページをお開きいただきたいと思います。

2の市民会館事業費は2,176万2,000円で166万1,000円の増額であります。自主事業として、クラシックコンサート、ポップスコンサート、映画、演劇、邦楽等を実施するものであります。また、多摩・島しょ子ども体験塾の助成を受け、子供たちにクラシックを楽しむ機会を提供いたします。

130ページをお開きいただきたいと思います。

12目地域振興費は684万5,000円で228万6,000円の増額であります。1の地域振興管理事務費は635万円で217万3,000円の増額であります。嘱託員の配属に伴う増額であります。

132ページをお開きいただきたいと思います。

13目市民センター費は1億792万9,000円で44万7,000円の増額であります。1の市民センター管理事務費から148ページの12の清原市民センター管理費までは説明を省略させていただきたいと思います。

150ページをお開きいただきたいと思います。

14目女性施策費は202万7,000円で11万円の増額であります、ここも説明を省略させていただきます。

152ページをお開きいただきたいと思います。

2の緊急一時保護施設補助事業費は20万円の新規計上であります。配偶者の暴力から逃れるための民間保護施設に対し、運営費の一部を補助するものでございます。

15目諸費は3,660万9,000円で995万7,000円の増額であります。説明を省略させていただきます。

154ページをお開きいただきたいと思ひます。

2項徴税費は4億1,091万4,000円で1,415万7,000円の増額であります。

1目税務総務費は3億2,206万2,000円で2,422万7,000円の増額であります。1の職員人件費は3億444万円で36人分でございます。2の課税管理事務費は1,283万2,000円で275万6,000円の増額であります。7節賃金は260万6,000円の増額であります。職員課計上予算からの組み替えによる臨時職員2名分の賃金の増額でございます。

156ページをお開きいただきたいと思ひます。

3の納税管理事務費は479万円で7万8,000円の増額であります。説明を省略させていただきます。

2目賦課徴収費は8,885万2,000円で1,007万円の減額であります。1の賦課事務費は6,045万円で1,247万1,000円の減額であります。説明を省略させていただきます。

158ページをお開きいただきたいと思ひます。

13節委託料は3,669万1,000円で1,311万7,000円の減額であります。前年度計上いたしました標準宅地本鑑定評価業務委託料が皆減になったことによるものでございます。2の徴収事務費は2,840万2,000円で240万1,000円の増額であります。12節役務費は797万5,000円で180万3,000円の増額であります。市税の徴収に係る督促状等の郵便料の増額によるものでございます。

160ページをお開きいただきたいと思ひます。

3項1目戸籍住民基本台帳費は1億5,916万7,000円で680万2,000円の増額であります。1の職員人件費は1億2,202万4,000円で15人分でございます。2の戸籍事務費は1,310万4,000円で435万4,000円の増額であります。7節賃金は161万4,000円で皆増であります。職員課計上予算からの組み替えによるものでございます。14節使用料及び賃借料は693万3,000円で538万3,000円の増額であります。

162ページをお開きいただきたいと思ひます。

これは平成21年2月に運用開始予定の戸籍データベース及びシステムに係る賃借料の新規計上によるものでございます。3の住民基本台帳事務費は2,403万9,000円で352万8,000円の増額であります。1節報酬は189万7,000円で皆増であります。土曜開庁事務等に対応するため嘱託員を雇用するものであります。

164ページをお開きいただきたいと思ひます。

14節使用料及び賃借料は565万4,000円で110万2,000円の増額であります。住民基本台帳ネットワークシステム電算機器賃借料の増額によるものであります。

4項選挙費は3,862万9,000円で1億3,633万5,000円の減額であります。

1目選挙管理委員会費は3,603万8,000円で685万7,000円の減額であります。1の職員人件費は3,232万8,000円で1人減の3人分であります。

166ページをお開きいただきたいと思ひます。

2目選挙啓発費は30万5,000円で2,000円の減額であります。説明を省略させていただきます。

4目農業委員会委員選挙費は228万6,000円の皆増であります。平成20年7月に実施されます農業委員会委員選挙に必要な費用を計上したものであります。

168ページをお開きいただきたいと思います。

5項統計調査費は1,529万4,000円で376万9,000円の増額であります。

1目統計調査総務費は886万5,000円で45万1,000円の増額であります。1の職員人件費は778万5,000円で1人分の人件費であります。

170ページをお開きいただきたいと思います。

2目指定統計調査費は642万9,000円で331万8,000円の増額であります。27の住宅・土地統計調査費は591万5,000円で皆増であります。調査実施に係る報酬等の計上であります。

また、172ページにおける各調査費等につきましても、必要な費用を計上したものであります。

174ページをお開きいただきたいと思います。

6項1目監査委員費は2,473万9,000円で169万5,000円の増額であります。説明を省略させていただきます。

176ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費は111億774万4,000円で2億4,545万9,000円の減額であります。

1項社会福祉費は42億9,678万7,000円で4億1,778万6,000円の減額であります。

1目社会福祉総務費は25億1,124万5,000円で3億7,296万7,000円の減額であります。1の職員人件費は4億1,451万9,000円で6人減の42人分であります。2の国民健康保険事業特別会計繰出金は7億2,357万5,000円で4億3,875万9,000円の減額であります。制度上の繰出金及びその他の繰出金でございます。3の老人保健特別会計繰出金は4,103万8,000円で3億252万6,000円の減額であります。老人医療費に係る市負担分の繰出金であります。4の介護保険事業特別会計繰出金は6億5,773万円で9,351万8,000円の増額であります。介護給付費及び地域支援事業等に係る市負担分の繰出金であります。

178ページをお開きいただきたいと思います。

5の後期高齢者医療特別会計繰出金は5億5,915万6,000円の皆増であります。平成20年4月に制度開始いたします後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

180ページをお開きいただきたいと思います。

14の東大和市シルバー人材センター運営・補助事業費は4,174万6,000円で107万1,000円の増額であります。説明を省略させていただきます。15の東大和市社会福祉協議会運営・補助事業費は5,239万7,000円で18万7,000円の増額であります。説明を省略させていただきます。

182ページをお開きいただきたいと思います。

18の地域福祉審議会費は168万4,000円で69万9,000円の増額であります。第四次地域福祉計画策定に向けての審議会委員報酬、筆耕翻訳料等の増額を行うものであります。

184ページをお開きいただきたいと思います。

19の地域福祉推進事業費は448万円で352万円の減額であります。補助団体数の減等による減額でございます。

2目社会福祉施設費は5,698万4,000円で2億1,064万3,000円の減額であります。1の老人福祉館運営費は671万7,000円で309万5,000円の減額であります。嘱託員報酬の皆減等によるものでございます。

188ページをお開きいただきたいと思います。

3の（仮称）総合福祉センター建設事業費は4,989万9,000円で2億754万8,000円の減額であります。前年度では（仮称）総合福祉センターの建設に係る用地買収費等を計上いたしましたが、平成20年度では基本及び実

施設計委託料等を計上いたしております。

3目老人福祉費は3億931万5,000円で1億1,742万1,000円の減額であります。

190ページをお開きいただきたいと思います。

2の老人ホーム（措置）事業費は1億555万4,000円で541万6,000円の減額であります。20節扶助費は2,079万8,000円で434万4,000円の減額であります。養護老人ホーム入所者数の減によるものであります。3の介護予防・生きがい活動支援事業費は3,523万円で21万円の増額であります。説明を省略させていただきます。

192ページをお開きいただきたいと思います。

4の高齢者日常生活支援事業費は3,258万6,000円で599万6,000円の減額であります。20節扶助費は582万1,000円で402万8,000円の減額であります。

194ページをお開きいただきたいと思います。

特殊眼鏡代助成費は220万円の減額であります。単価等の見直しによるものであります。5の在宅介護支援センター事業費は2,055万9,000円で354万円の減額であります。説明を省略させていただきます。

196ページをお開きいただきたいと思います。

9の介護保険利用者負担軽減事業費は116万6,000円で47万5,000円の増額であります。19節負担金補助及び交付金は61万4,000円で43万6,000円の増額であります。対象者の増によるものでございます。

198ページをお開きいただきたいと思います。

20の老人保健法（医療）事務費は511万1,000円で2,364万5,000円の減額であります。これにつきましては200ページをお開きいただきたいと思います。

13節の委託料ですが、372万9,000円で2,004万7,000円の減額であります。老人保健法に該当する方の医療費給付事務等の経費を計上したものでございます。22の後期高齢者医療事業費は274万6,000円で6,730万9,000円の減額であります。前年度に契約しました電算機器等賃借料を計上するものであります。

4目障害者福祉費は14億1,924万3,000円で5億9,025万8,000円の増額であります。障害者福祉費につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、従前の身体障害、知的障害、精神障害の各施設が統合されたことに合わせ、予算科目の組み替えを行っております。

配付いたしました資料の中で一般会計の事業費比較表がございます。この10ページに内容を掲載いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

1の障害福祉管理事務費から次ページの3ののぞみ集会所運営費までは説明を省略させていただきます。

204ページをお開きいただきたいと思います。

4の小規模作業所運営費等補助事業費は2億114万4,000円で42万円の増額であります。市内で運営されている心身障害者（児）及び精神障害者の共同作業所等の運営費等に対する補助であります。6の自立支援給付費等事業費は5億9,358万4,000円で4,906万9,000円の増額であります。20節扶助費は5億8,728万7,000円で5,255万4,000円の増額であります。主に自治体助成給付費等の増額によるものでございます。

206ページをお開きいただきたいと思います。

7の自立支援医療・補装具給付事業費は9,324万9,000円の計上で1,961万5,000円の増額であります。障害者自立支援法に基づく更生医療に係る経費の助成及び補装具の購入、修理にかかわる費用を支給するものでございます。8の地域生活支援事業費は7,213万8,000円で715万1,000円の減額であります。在宅の心身障害者（児）の地域生活を支援する各種サービス事業の実施経費でございます。9の在宅障害者支援事業費は4,755

万5,000円で506万1,000円の減額であります。

208ページをお開きいただきたいと思います。

20節ですが、扶助費は3,189万6,000円で377万5,000円の減額であります。これは在宅生活援助費を見直したことによる減額でございます。10の心身障害者福祉手当支給事業費は2億1,235万7,000円で552万1,000円の増額であります。心身障害者の福祉の増進を図るため、都制度及び市制度の心身障害者福祉手当を支給するものでございます。

210ページをお開きいただきたいと思います。

20のみのり福祉園（身体障害者福祉センター）運営費は4,322万6,000円で485万7,000円の増額であります。1節報酬は918万4,000円で481万5,000円の増額であります。嘱託員の増員によるものでございます。

214ページをお開きいただきたいと思います。

21のみのり福祉園（授産施設）運営費は1,663万6,000円で103万5,000円の増額であります。1節報酬は225万7,000円で217万円の増額であります。嘱託員の増員によるものであります。

218ページをお開きいただきたいと思います。

2項児童福祉費は45億6,192万1,000円で1億5,367万5,000円の増額であります。

1目児童福祉総務費は17億22万5,000円で1億7,610万7,000円の増額であります。1の職員人件費は2億7,700万1,000円で13人増の30人分でございます。組織改正に伴う職員の人件費予算の組み替えによるものでございます。3の児童手当支給事業費は6億2,212万4,000円で4,805万4,000円の増額であります。制度改正により、単価が1万円に引き上げられたことによる増額であります。

220ページをお開きいただきたいと思います。

4の児童扶養手当支給事業費は3億3,193万1,000円で350万円の増額であります。支給対象者数の増によるものでございます。5の児童育成手当支給事業費は2億4,487万2,000円で673万円の増額であります。支給対象者数の増によるものでございます。

222ページをお開きいただきたいと思います。

6の乳幼児医療費助成事業費は1億6,882万3,000円で1,936万2,000円の減額であります。20節扶助費の医療費助成費につきましては、平成19年10月から就学前のすべての児童を対象に所得制限の撤廃を行いました。対象者の減によりまして1,914万円の減額をするものでございます。7の義務教育就学児医療費助成事業費は3,504万9,000円で1,185万1,000円の増額であります。20節扶助費の医療費助成費は1,210万2,000円の増額であります。小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒に係る医療費の自己負担分3割のうち1割分を助成するもので、これは通年化したことによる増額でございます。

224ページをお開きいただきたいと思います。

2目児童措置費は17億2,877万7,000円で561万7,000円の減額であります。2の民間保育園運営委託・補助事業費は17億28万7,000円で340万1,000円の減額であります。説明を省略させていただきます。

226ページをお開きいただきたいと思います。

5の保育室補助事業費は1,174万8,000円で142万1,000円の減額であります。補助対象児童数の減によるものであります。6の認証保育所補助事業費は1,024万5,000円で389万6,000円の減額であります。補助対象児童数の減によるものであります。

3目市立保育園費は8億251万5,000円で1,576万8,000円の増額であります。1の職員人件費は3億7,226万

2,000円で1人減の37人分であります。2の向原保育園運営費から234ページの4の市立保育園運営委託事業費までは説明を省略させていただきたいと思います。

234ページをお開きいただきたいと思います。

4目子育て支援費は2,406万8,000円で111万8,000円の増額であります。1の子ども家庭支援センター運営費は1,456万6,000円で87万円の増額ありますが、説明を省略させていただきます。

238ページをお開きいただきたいと思います。

5目母子福祉費は5,527万4,000円で463万6,000円の増額であります。1の母子・婦人相談事業費は377万3,000円で346万6,000円の増額であります。1節報酬は239万5,000円の皆増であります。母子婦人相談員として嘱託員を配置するものであります。

240ページをお開きいただきたいと思います。

5のひとり親家庭等医療費助成事業費は3,598万円で207万円の減であります。

242ページをお開きいただきたいと思います。

20節の扶助費ですが、3,437万5,000円で202万7,000円の減額ありますが、対象者と受診単価の減によるものでございます。

6目児童館費は4,640万5,000円で918万7,000円の増額であります。各児童館とも運営に要する経費を前年度実績に基づき計上いたしましたものでございます。

少しページは飛びますが、254ページをお開きいただきたいと思います。

7目学童保育所費は9,502万1,000円で4,872万3,000円の減額であります。1の学童保育所運営費は9,502万1,000円で4,872万3,000円の減額ありますが、前年度の第七、第九クラブ新築等工事費が皆減となったことによる減額でございます。

256ページをお開きいただきたいと思います。

8目心身障害児通所施設費は1億963万6,000円で119万9,000円の増額であります。1の職員人件費は9,390万3,000円で10人分であります。2のやまとあけぼの学園運営費は1,573万3,000円で83万円の減額ありますが、説明を省略させていただきます。

260ページをお開きいただきたいと思います。

3項生活保護費は22億2,491万3,000円で1,710万2,000円の増額であります。

1目生活保護総務費は1億6,959万6,000円で341万円の増額であります。1の職員人件費は1億4,190万5,000円で1人減の14人分であります。

262ページをお開きいただきたいと思います。

2の生活保護事務費は2,769万1,000円で266万円の増額であります。1節報酬は1,080万円で182万4,000円の増額であります。嘱託員の人数の増によるものでございます。

264ページをお開きいただきたいと思います。

2目扶助費は20億5,531万7,000円で1,369万2,000円の増額であります。

2の生活保護援護事業費は20億4,467万7,000円で900万2,000円の増額であります。生活保護費のうち、主に医療扶助の増によるものでございます。3の中国残留邦人等生活支援金給付事業費は、新規に472万4,000円計上したものでございます。平成20年4月から支給する生活支援給付金を2世帯分計上したものでございます。

4項1目国民年金費は2,402万3,000円で155万円の増額であります。1の職員人件費は2,034万円で2人分

あります。

266ページをお開きいただきたいと思います。

2の国民年金事務費は368万3,000円で62万円の増額であります、説明を省略させていただきます。

5項1目災害救助費は10万円で前年度と同額であります。説明を省略させていただきます。

○委員長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 9分 休憩

---

午後 2時23分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（浅見敏一君） それでは、引き続き歳出の事項別の明細でございますが、268ページをお開きいただきたいと思います。

これより4款衛生費になります。

4款衛生費は18億6,889万3,000円で3億550万1,000円の減額であります。

1項保健衛生費は5億9,669万6,000円で3億1,185万1,000円の減額であります。

1目保健衛生総務費は3億2,436万1,000円で1億4,699万5,000円の減額であります。1の職員人件費は1億3,730万6,000円で16人分であります。2の保健事業費は3,433万7,000円で361万2,000円の増額であります。1節報酬は937万5,000円で342万円の増額であります。管理栄養士の人数増等によるものであります。

270ページをお開きいただきたいと思います。

3の母子保健事業費は108万9,000円の増額であります、説明を省略させていただきます。

272ページをお開きいただきたいと思います。

4の母子健康診査事業費は5,516万5,000円で2,134万6,000円の増額であります。13節委託料は4,323万4,000円で2,037万7,000円の増額であります。乳児等健康診査委託料は1,963万円の増額であります、妊婦健康診査の回数を2回から5回にすることによるものであります。5の成人保健事業費は1,249万2,000円で155万3,000円の減額であります。7節賃金は158万5,000円で78万4,000円の減額であります。保健師等賃金の減額でございます。

274ページをお開きいただきたいと思います。

6の成人健康診査事業費は5,986万5,000円で1億8,418万8,000円の減額であります。13節委託料は5,407万5,000円で1億7,919万9,000円の減額であります。個別健康診査委託料は1億9,170万2,000円の減額であります、平成20年4月からの特定健診制度の開始に伴い、対象年齢が35歳から39歳までとなったことによるものでございます。

276ページをお開きいただきたいと思います。

がん検診等委託料は2,882万4,000円で300万8,000円の増額であります、新規に前立腺がん検診、骨粗鬆症検診を実施することによるものであります。

278ページをお開きいただきたいと思います。

2目予防費は2億3,317万4,000円で1,548万9,000円の増額であります。1の予防事業費は1億2,071万8,000円で419万6,000円の減額であります。19節負担金補助及び交付金は1億1,988万4,000円で421万1,000円の減額であります。主には昭和病院組合負担金の減額によるものであります。

280ページをお開きいただきたいと思います。

2の定期予防接種事業費は1億1,076万3,000円で2,457万4,000円の増額であります。13節委託料は6,238万7,000円で1,551万9,000円の増額であります。主に麻疹、風疹、混合ワクチン予防接種委託料の増によるものであります。

282ページをお開きいただきたいと思います。

3目保健センター費は711万4,000円で1億8,023万円の減額であります。前年度の(仮設)保健センター建設事業費が皆減となったことから、大幅な減額になったものでございます。

284ページをお開きいただきたいと思います。

4目休日診療費は2,108万8,000円で31万円の減額であります。説明を省略させていただきます。

286ページをお開きいただきたいと思います。

5目環境衛生費は62万2,000円で5万7,000円の減額であります。主に蚊等駆除委託料の減によるものであります。

6目環境保全費は665万7,000円で34万円の減額であります。1の環境保全審議会費は21万6,000円で10万8,000円の減額であります。審議会開催回数の減によるものであります。

288ページをお開きいただきたいと思います。

4のホテルの里づくり事業費から6の野火止用水保全対策事業費までであります。前年度実績等を勘案し計上いたしましたものでございます。

290ページをお開きいただきたいと思います。

7目公害対策費は368万円で59万2,000円の増額であります。1の公害対策事業費も同額でございます。18節備品購入費は64万9,000円の計上ですが、騒音計等の購入費でございます。

2項清掃費は12億7,219万7,000円で635万円の増額であります。

1目清掃総務費は2億4,474万7,000円で1,041万円の減額であります。1の職員人件費は8,211万5,000円で2人減の8人分であります。

292ページをお開きいただきたいと思います。

3のごみ減量推進事業費は1億6,082万円で432万1,000円の増額であります。11節需用費は950万9,000円で306万円の増額であります。プラスチックごみ分別収集の市内全域拡大に係るごみ資源物分別ガイド等の印刷製本費の増でございます。

294ページをお開きいただきたいと思います。

13節委託料は1億3,400万1,000円で212万3,000円の増額であります。分別ガイド・カレンダー宅配委託料205万8,000円を計上したことによるものであります。

2目塵芥処理費は9億7,732万4,000円で1,758万2,000円の増額であります。

296ページをお開きいただきたいと思います。

13節委託料は3億1,863万9,000円で765万4,000円の増額であります。主にごみ収集運搬委託料の増額によるものであります。19節負担金補助及び交付金は6億5,363万6,000円で1,001万5,000円の増額であります。主に東京たま広域資源循環組合負担金の増額によるものであります。

3目し尿処理費は5,009万8,000円で81万9,000円の減額であります。説明を省略させていただきます。

298ページをお開きいただきたいと思います。

4目雑排水処理費は2万8,000円で3,000円の減額であります、説明を省略させていただきます。

300ページをお開きいただきたいと思います。

5款労働費は305万2,000円で1,000円の減額であります。

1項1目労働諸費も同額であります、説明を省略させていただきます。

302ページをお開きいただきたいと思います。

6款農林業費は5,460万7,000円で808万4,000円の減額であります。

1項農業費も同額であります。

1目農業委員会費は1,044万4,000円で160万1,000円の増額であります。1節報酬は63万7,000円の増額であります、平成20年度に農業委員の改選が行われることによるものでございます。

304ページをお開きいただきたいと思います。

2目農業総務費は2,943万4,000円で1,019万2,000円の減額であります。1の職員人件費は2,938万8,000円で1人減の3人分であります。

3目農業振興費は298万4,000円で56万7,000円の減額であります。農業まつり補助金を減額するものでございます。

306ページをお開きいただきたいと思います。

4目園芸振興費は1,174万5,000円で107万4,000円の増額であります。1の園芸振興対策事業費は531万1,000円で115万円の増額であります。主には、奈良橋市民農園原状復帰工事費110万円を計上したことによるものであります。

310ページをお開きいただきたいと思います。

7款1項商工費は7,686万円で383万3,000円の減額であります。

1目商工総務費は1,706万9,000円で715万7,000円の減額であります。1の職員人件費は1,599万1,000円で1人減の2人分でございます。

2目商工振興費は5,773万8,000円で319万9,000円の増額であります。1の商工振興対策事業費は1,558万2,000円で267万1,000円の増額であります。19節負担金補助及び交付金は1,544万円で256万6,000円の増額であります。

312ページをお開きいただきたいと思います。

商店街活性化事業補助金は203万円の新規計上でございますが、商店街の装飾灯の改修に対して経費の一部を補助するものでございます。2の商工会補助事業費は1,225万5,000円で前年度と同額でございます。

3目消費経済対策費は205万3,000円で12万5,000円の増額であります、説明を省略させていただきます。

316ページをお開きいただきたいと思います。

8款土木費は18億9,862万4,000円、2億5,625万6,000円の減額であります。

1項土木管理費、1目土木総務費は3億1,254万円で1,043万1,000円の増額であります。1の職員人件費は2億6,957万2,000円で1人増の25人分であります。

318ページをお開きいただきたいと思います。

3の交通安全自転車対策事業費は2,676万1,000円で34万4,000円の増額であります、説明を省略させていただきます。

320ページをお開きいただきたいと思います。

2項道路橋りょう費は2億4,870万3,000円で1,237万7,000円の増額であります。

1目道路維持費は1億2,835万5,000円で53万9,000円の減額であります。説明を省略させていただきます。326ページをお開きいただきたいと思います。

2目道路新設改良費は1億1,923万3,000円で1,291万6,000円の増額であります。1の市内道路改良事業費は1億728万5,000円で2,042万7,000円の増額であります。市道第1号線舗装補修工事ほかでございます。

なお、土木工事の概要につきましては、予算参考資料の44ページから45ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

4目河川維持費は111万5,000円で前年度と同額であります。説明を省略させていただきます。

328ページをお開きいただきたいと思います。

3項都市計画費は13億3,401万1,000円で2億7,952万3,000円の減額であります。

1目都市計画総務費は1億6,990万1,000円で1,156万3,000円の減額であります。1の職員人件費は9,774万5,000円で1人減の11人分でございます。3の都市計画事務費は773万3,000円で435万6,000円の増額であります。

330ページをお開きいただきたいと思います。

13節委託料は399万円で269万3,000円の増額であります。都市計画図等作成委託料及び都市再開発方針計画図等委託料の新規計上によるものであります。

332ページをお開きいただきたいと思います。

5の景観形成事業費から334ページ、事業番号でいきますと11の土地取引事務費までは説明を省略させていただきます。

334ページをお開きいただきたいと思います。

2目下水道費は6億6,473万2,000円で2,558万円の減額であります。下水道事業特別会計への繰出金の計上であります。

3目公園費は1億6,157万3,000円で91万1,000円の減額であります。1の公園管理費は5,729万9,000円で34万7,000円の減額であります。説明を省略させていただきます。

338ページをお開きいただきたいと思います。

3の狭山緑地用地買収事業費は5,664万6,000円で136万5,000円の減額であります。本年度の用地買収面積は5,865平方メートルであります。これによりまして、公有地化率は66.5%となります。4のこども広場管理費は3,116万1,000円で18万4,000円の増額であります。説明を省略させていただきます。

340ページをお開きいただきたいと思います。

4目街路事業費は1億9,459万9,000円で1億1,009万5,000円の増額であります。2の都市計画道路3・4・26号線整備事業は1億1,000万円でありますが、道路築造工事費を計上いたしましたものであります。3の都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費は8,459万9,000円で9万5,000円の増額であります。用地買収面積は265.76平方メートルを予定しております。

5目土地区画整理費は1億4,320万6,000円で3億5,156万4,000円の減額であります。土地区画整理事業特別会計への繰出金であります。

4項住宅費は337万円で45万9,000円の増額であります。

1目住宅管理費も同額でございます。

342ページをお開きいただきたいと思います。

11の木造住宅耐震助成事業費は新規で45万円の計上であります。木造戸建て住宅の耐震診断3件及び耐震改修1件の助成金でございます。

344ページをお開きいただきたいと思います。

9款1項消防費は10億4,331万1,000円で3,156万8,000円の減額であります。

1目日常備消防費は9億7,055万8,000円で1,719万6,000円の減額であります。東京都へ委託している消防事務委託料であります。

2目非常備消防費は3,879万円で99万円の減額であります。説明を省略させていただきます。

346ページをお開きいただきたいと思います。

3目消防施設費は1,399万3,000円で589万9,000円の減額であります。1の消防施設管理費は1,381万円で589万8,000円の減額であります。前年度の無線機器購入費等が減額になったことによるものでございます。

348ページをお開きいただきたいと思います。

4目災害対策費は1,976万1,000円で730万1,000円の減額であります。前年度の防災行政無線（固定系）屋外拡声子局移設等工事費あるいは災害対策用備蓄コンテナ購入費が減額となったことによるものでございます。

350ページをお開きいただきたいと思います。

5目国民保護費は20万9,000円で18万2,000円の減額であります。国民保護協議会委員報酬等の経費を計上したものでございます。

354ページをお開きいただきたいと思います。

10款教育費は26億695万9,000円で1億4,524万5,000円の増額であります。

1項教育総務費は4億2,343万9,000円で1,350万円の増額であります。

1目教育委員会費は488万8,000円で7万3,000円の減額であります。説明を省略させていただきます。

2目事務局費は1億9,207万8,000円で2,119万6,000円の減額であります。1の職員人件費は1億7,812万6,000円で3人減の18人分でございます。

358ページをお開きいただきたいと思います。

3目教育指導費は2億2,627万5,000円で3,476万9,000円の増額であります。2の就学相談事業費は658万7,000円で415万円の増額であります。1節報酬は413万9,000円の増額であります。特別支援教育における巡回指導員を配置することによる心理相談員等報酬の増額であります。

360ページをお開きいただきたいと思います。

5の児童・生徒指導事業費は236万9,000円で182万9,000円の減額であります。主には、組織改正に伴う予算の組み替えによりまして、学校プール補助指導員賃金が減額となったものでございます。

364ページをお開きいただきたいと思います。

11の教育指導管理事務費ですが、4,618万4,000円で1,387万2,000円の増額であります。1節報酬は1,205万4,000円の増額であります。学習指導員及び学校図書館指導員を計画的に配置しておりますが、今年度は学習指導員は小学校2校、中学校1校をふやし、平成21年度で全校配置になる予定でございます。また、学校図書館指導員は小学校4校、中学校2校ふやしまして、1年前倒しすることで平成20年度で全校配置になる予定でございます。7節賃金は138万円の増額であります。学校プール指導補助員賃金を、先ほど御説明いたしました。児童・生徒指導事業費から組み替えたことによるものでございます。

368ページをお開きいただきたいと思います。

13の教科書・指導書・副読本等購入事業費は2,671万5,000円で2,254万7,000円の増額であります。小・中学校の教科書採択がえに伴い、教師用教科書、指導書及び児童・生徒用教材、副読本を購入することによるものであります。14の学校行事・部活動等運営支援事業費は2,233万9,000円で41万9,000円の減であります、説明を省略させていただきます。

372ページをお開きいただきたいと思います。

17の情報教育推進事業費は6,537万2,000円で179万5,000円の減額であります。小・中学校に配置した電算機器等の維持に要する経費を計上したものでございます。

4目教育振興費は19万8,000円で前年度と同額であります、説明を省略させていただきます。

374ページをお開きいただきたいと思います。

2項小学校費は6億58万2,000円で1億8,509万7,000円の増額であります。

1目学校管理費は5億753万9,000円で1億8,277万3,000円の増額であります。1の小学校運営費は2億6,673万円で79万9,000円の減額であります。

376ページをお開きいただきたいと思います。

13節委託料ですが、主要内容等の見直しにより134万5,000円の減額となりました。14節使用料及び賃借料は1,371万4,000円で173万3,000円の増額であります、小学校の校務用パソコン等賃借料の増額が主なものであります。

378ページをお開きいただきたいと思います。

2の小学校環境整備事業費は2億3,989万2,000円で1億8,356万8,000円の増額であります。13節委託料は1,045万7,000円で138万2,000円の減額であります。本年度は第一小学校便所改修工事設計委託ほか2件の委託料を計上いたしております。15節工事請負費は2億2,943万5,000円で1億8,495万円の増額であります。平成20年度は第三小学校耐震補強工事ほか6件の工事を予定しております。

380ページをお開きいただきたいと思います。

2目教育振興費は4,095万1,000円で3万9,000円の増額であります、説明を省略させていただきます。

3目特別支援学級費は1,235万5,000円で199万4,000円の増額であります。1の特別支援学級事業費は1,147万5,000円で206万2,000円の増額であります。主には、特別支援学級における教育体制の充実に伴う事務量に対応するため、臨時職員賃金を計上いたしたものであります。

384ページをお開きいただきたいと思います。

4目学校保健衛生費は3,973万7,000円で29万1,000円の増額であります、説明を省略させていただきます。

386ページをお開きいただきたいと思います。

3項中学校費は2億1,613万2,000円で3,985万8,000円の減額であります。

1目学校管理費は1億5,193万7,000円で3,471万2,000円の減額であります。1の中学校運営費は1億4,656万2,000円で138万3,000円の減額であります。中学校5校の運営に必要な経費を計上いたしたものであります。

390ページをお開きいただきたいと思います。

2の中学校環境整備事業費は537万5,000円で3,332万9,000円の減額であります。13節委託料は441万5,000円の計上で、第一中学校耐震二次診断調査委託料の計上であります。15節工事請負費は96万円で第二中学校変電設備改修工事を計上したものであります。

2目教育振興費は3,607万4,000円で445万9,000円の減額であります、説明を省略させていただきます。

392ページをお開きいただきたいと思います。

3目特別支援学級費は704万5,000円で59万円の減額であります、説明を省略させていただきます。

394ページをお開きいただきたいと思います。

4目学校保健衛生費は2,107万6,000円で9万7,000円の減額であります、ここも説明を省略させていただきます。

396ページをお開きいただきたいと思います。

4項社会教育費は6億3,676万7,000円で3,325万円の減額であります。

1目社会教育総務費は4億2,460万9,000円で1,823万9,000円の減額であります。1の職員人件費は3億9,361万1,000円で3人減の42人分であります。

400ページをお開きいただきたいと思います。

5の社会教育団体育成事業費は657万円で134万8,000円の減額であります。19節負担金補助及び交付金は97万9,000円の減額であります、社会教育関係団体連合体補助金の減額によるものでございます。

406ページをお開きいただきたいと思います。

13の放課後子ども教室推進事業費は586万6,000円で368万8,000円の増額であります。放課後の子供の安全を守るために、地域の方々やボランティアの協力を得て実施する事業でございますが、前年度はまず七小から実施いたしました。新たに2校加え実施するものでございます。

2目公民館費は6,719万4,000円で27万1,000円の減額であります。1の中央公民館事業費は3,279万4,000円で183万5,000円の減額であります。公民館で実施する各種事業に係る経費及び施設の運営維持管理に要する経費を計上したものであります。

なお、今年度も多摩・島しょ子ども体験塾の助成金を充当して人形劇公演を中央公民館ほか4地区公民館でも実施いたします。

なお、各地区公民館事業費につきましては、説明を省略させていただきます。

ページが飛びまして422ページをお開きいただきたいと思います。

3目図書館費は1億732万6,000円で1,592万4,000円の減額であります。1の中央図書館管理費は6,250万円で125万7,000円の減額であります。7節賃金は1,045万3,000円で314万4,000円の増額であります、臨時職員の増員配置によるものであります。14節使用料及び賃借料は1,037万6,000円で482万9,000円の減額であります、電算機器賃借料等の減額によるものであります。

426ページをお開きいただきたいと思います。

4の清原図書館事業費は966万3,000円で1,426万円の減額であります。

428ページをお開きいただきたいと思います。

18節ですが、備品購入費は673万4,000円で1,388万2,000円の減額となっております、図書購入費を計画的に計上したものでございます。

4目郷土博物館費は3,763万8,000円で118万4,000円の増額であります、説明を省略させていただきます。

432ページをお開きいただきたいと思います。

5項保健体育費は5億9,571万9,000円で1,662万6,000円の増額であります。

1目保健体育総務費は8,060万3,000円で451万円の減額であります。1の職員人件費は5,487万9,000円で前年

度と同数の5人分でございます。

436ページをお開きいただきたいと思います。

4のスポーツ振興事業費は1,697万5,000円で393万3,000円の減額であります。13節委託料は820万9,000円で427万8,000円の減額であります。開放学校の減によりまして、学校プール開放業務委託料を減額するものがございます。また、多摩・島しょ子ども体験塾事業として助成金を受ける事業としては、サッカー教室の開催委託料96万円を計上してございます。

438ページをお開きいただきたいと思います。

2目体育施設費は9,427万7,000円で437万2,000円の減額であります。1の体育施設管理費は1,439万9,000円で219万3,000円の増額であります。15節工事請負費は290万5,000円ですが、上仲原公園防球ネット嵩上げ工事費を計上したものでございます。

442ページをお開きいただきたいと思います。

3目学校給食費ですが、4億2,083万9,000円で2,550万8,000円の増額であります。1の職員人件費は2億8,721万5,000円で前年度と同数の28人分であります。

444ページをお開きいただきたいと思います。

2の学校給食センター運営費は1億3,360万8,000円で1,707万5,000円の増額であります。7節賃金は4,362万5,000円で1,754万7,000円の増額ですが、給食調理員及び事務員賃金の増は職員課計上分を移行したことによる増額でございます。

446ページをお開きいただきたいと思います。

15節工事請負費は319万5,000円ですが、第一学校給食センターの天井塗装工事費を計上いたしましたものであります。

448ページをお開きいただきたいと思います。

6項幼稚園費は1億3,432万円で313万円の増額であります。

1目教育振興費も同額であります。私立幼稚園に在籍する園児の保護者の負担軽減等を図るための補助事業であります。

450ページをお開きいただきたいと思います。

11款1項公債費は19億9,065万4,000円で5,685万9,000円の減額であります。

1目元金は16億5,753万4,000円で3,334万4,000円の減額であります。

2目利子は3億3,312万円で2,351万5,000円の減額であります。いずれも各事業債の償還が進んでいることから減額となるものでございます。

452ページをお開きいただきたいと思います。

12款諸支出金は44万5,000円で30万9,000円の増額であります。

1項1目基金費も同額ですが、説明を省略させていただきます。

454ページをお開きいただきたいと思います。

13款予備費は2,000万円で前年度と同額でございます。実績等を勘案し計上いたしましたものであります。

以上のようにいたしまして、本年度の歳出予算額は232億6,300万円となるものであります。

これをもちまして、一般会計の事項別の説明を終わらせていただきます。よろしくお申し上げます。

〔企画財政部長 浅見敏一君 降壇〕

○委員長（関田正民君） 説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時 休憩

---

午後 3時12分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

初めに、総括質疑を行います。

○委員（中間建二君） それでは、最初に総括的なことについて何点かお尋ねをいたします。

まず1点目として、予算編成方針に基づいて予算が策定されてると思いますけれども、予算編成方針の中で基本方針が示されております。全般的事項の中で、既存事業については経費の縮減に努めることということで、これは毎年これまでも取り組んできた取り組みだと思うんですが、これが毎年やってく中で、非常にもうこの経費の縮減、既存事業の経費の縮減ということは、なかなかもう限界に近いんじゃないかというように心配をしているんですが、この点についての現状認識。それから歳入については、3点目の中で使用料、手数料については受益者負担の適正化を図ることとし、収納率の向上に努めることと出ております。この点について、歳入の確保ということでは今年度予算の中ではどう取り組みをなされたか。

それから歳出については、やはり3点ありますが、3点目の中で施設の管理運営等については効果、効率性を考慮の上、民間委託を推進することと出ておりますが、この点について今年度予算の中でどのように取り組まれたのか、この三つをまず確認をさせていただきたいと思います。

それから2点目として、今回の国保改定の手順の問題ですが、市長の大綱説明の中でも国保税の改定を見込んでという御説明がありましたが、当然これは最終的には最終日の結論になるわけで、現況では現状の見積もりの中で審議をせざるを得ないと思うんですが、厚生文教委員会の中で一定の結論が出された中で、やはり私は今回は議会、また市民への説明が不足していたと、このように認識をしておりますけれども、現状認識についてお尋ねをしたいと思います。

それとあと3点目としては、この予算の策定をするに当たって今までは積み上げ方式ということで取り組まれてきたと思うんですが、やはり昨今さまざま言われておりますように、歳入に合った歳出予算を策定していくということを考えますと、なかなかこの積み上げ方式の中で既存事業の経費の縮減を図っていくという取り組みでは、やはりそろそろもう限界があるんじゃないかということで、私も過去に例えばキャップ制ですとか、もしくは各部に一定の予算編成権を与える等々の提言もさせていただいたことがありますけれども、この予算編成のあり方そのものについても、そろそろ現状の歳入歳出の構造の中で大きな取り組みが求められてんじゃないかと、こういうふうには認識してるんですが、大きくこの三つの点について御説明をいただきたいと思います。

○市長（尾又正則君） まず最初に国民健康保険税の件でございますけれども、国民健康保険の厳しい財政状況につきましては今まで説明に努めてまいりました。しかるに、十分に伝わらなかった点につきましては真摯に受けとめ、今後とも引き続き市民の皆様への説明に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○企画財政部長（浅見敏一君） 予算編成方針にのっとりまして予算の諸準備いたしました。その中でまず経常経費——基本的なことでございますが、毎年5%を目標にやっておりますが、限界にというお話ございま

すけれども、確かに経費については削減に努めてきてまいりましたのでかなり厳しい面がございます。そこで、使用料であるとかあるいは中の仕様関係を見直しして、そこで削減を図るということで、さらなるその削減の努力をしてきたわけですが、今後とも一点一点見直ししながら可能なものは削減していくという方針を貫きたいと思っております。

それから使用料あるいは手数料の取り組みの関係でございますけれども、今回の取り組み事項の中でございますが、主に歳入に関してごみ処理の手数料の関係であるとかあるいはし尿処理の手数料、これについても改定という形で準備させていただいて、これについては見直しをさせていただきました。また保育料についてもですね、内容についての見直しをさせていただいております。

主な点についてはそういった項目でございますが、そのほかについては今後とも引き続き検討課題かと思っております。

それから施設の効率性という面でございますけれども、多くの公共施設を抱えておりますと、非常に施設が経年してまいりますと経費も大変かかってまいります。そこで、大きくは委託料関係が一番大きくかかるものでございます。そのほかの光熱水費はございますけれども、こういった施設の効率性については経営手法も加味いたしながら、将来的にどの段階で大がかりな営繕を図れるか、そういった計画的なことで効率性を高めてまいりたいと思っております。

それから予算についての積み上げ方式ということで、現状私どもで今予算編成の査定については10月いっぱい各課から上がってまいりまして、11月から編成作業を具体的にいたしますけれども、この積み上げ方式ですと査定も非常に時間がかかります。ただよい面もありまして、全体の事業が財政でもすべて確認できるということもあります。その上で全体の事業調整ができますけれども、ただやはりそれぞれの主管課が要望してまいりますと、その後の削減というものが非常に難しい面もございます。

そこで御提案もいただきましたけれども、市でも検討いたしておりますのは、枠配——つまり事業別予算でございますので、それぞれの事業の中で一定額のを配分いたすような方法も可能かなと。その場合についてはかなり各主管部に責任をゆだねる形になりますので、それぞれの部がかなり早くからその作業に入っていないと、予算編成には間に合わないということがあります。

ただ各所を見ますと、こういった事業別の積み上げ方式も積極的に取り入れてる現状もありますので、こちらのほうでもより前向きな予算編成の方式、効率的なものを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） あ、今の御説明での考え方は理解したんですが、今回の国保税改定の問題も含めて、やはり一番大きなこの予算の編成と、それから来年度以降執行をしていくに当たって、やはり一番大事なことはこの市の財政状況の——これをですね、正しく市民に周知し現状がどうあるのかということ、まずこれを市民によく理解してもらうということがないと、なかなかその予算執行するに当たってもさまざまな障害が出てくるんじゃないかということ懸念をしておりますので、ここをですね、どう考えていらっしゃるか。

それから国民健康保険も、今回は私の認識では非常に説明不足だったと思うんですけども、しかし今後国保が全くこのままでいいのかということで考えると当然そうではないわけですから、これをどうしていくのかということですね、やはり十分に市民に丁寧に説明をしながら、市がどういう方向を向いているのかということをしつかりと示していく必要がある。

それは、例えば今回でも職員人件費を切っただけでいいわけですから、そういう市のほうも痛みを伴う改

革を取り組みをしている中で、市民サービスのあり方について市民の皆さんにも理解をいただく。国保なり使用料、手数料の問題についても一定の理解、御協力をいただく。こういうことがやはり大きな方針として市のほうで示された上で予算をつくり、また予算を執行していくというふうになっていかないと市民の理解はとても進んでいかないと、このように思うんですけども、この点について再度御答弁いただきたいと思います。

○市長（尾又正則君） 今中間委員のほうからですね、例えば国民健康保険につきましてもこのままでいいはずがないという御指摘でありますけども、そうであります。今の日本じゅうの各自治体の国保財政はほとんど、半ば破綻状態であるというふうに私は思っております。一般会計の繰り出しがなければ維持できないということで、やっぱりこの国保体制の矛盾をあらわしていると、そのように認識をしています。

今後ですね、今中間委員おっしゃるように、市民の皆様にも国保の状況をよく説明しまして、理解していただいて、今後当市の国保財政をしっかりと守っていくために、今後とも努力してまいりたいというふうに思っておりますし、議会の皆さんの御理解とかつまた御支援のほう、またよろしくお願ひしたいというふうに思っております。（中間建二委員「国保だけでなく全体的な面も」と呼ぶ）

今中間委員がおっしゃられた他の手数料、使用料の件でございますけども、これにつきましてもやはりですね、市民の皆様にも現在の市の状況を理解していただきながら、その中で市民理解のもとに判断してもらいたいというふうに思っています。また後の詳しい状況については、担当部長に説明させていただきます。

○企画財政部長（浅見敏一君） ただいま市長から答弁いただきました。実務的なことでございますけれども、当然市長もおっしゃったように計画の行政ということは必要でございます。そこで、予算編成が今の現状ですとかかなり年度の後半になってまいりますので、その前に実施計画の査定、それから行政評価あるいは行革への取り組みということで年度前半の作業がございます。それと後半の予算編成をなるべくつなげるような形ですね——今現在十分にできてないという、私どものさらなる努力があります。それをやりながら——そうしますと前半に市の状況というものを、さらに市民の方々への周知という面では今こういう現状にあるということをお知らせしながら、その年度、次年度の予算編成に際してはこういう方向づけをしたいとか、そういう歳入歳出ともにですね、現状についてのお知らせをするなりして御意見ちょうだいしながら、先に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） けさ来たら総括質疑という話で、どういうふうにしたらいいかちょっとあれなんですけども、私は1点だけ。国保税の引き上げが委員会で、値上げの件が否決されたわけで、その分のお金が入ってこない。これが最終日の本会議でどう決着がつくかということがあると思うんですけども、それは委員会の状況を見れば予測される結果ですよ。

そうしますと、国保会計にそれだけの保険税収入がないということになれば、国保における医療給付費をもっと小さく見込むか、（「それはできない」と呼ぶ者あり）このくらいかかるだろうというのを厳密に計算してんでしょうから、したんでしょうから、それは今から下げるってわけにはいかないと。足りない分は一般会計から出すか財調から出すか、その他基金から出すか、借金から出すかという話になると思うんですけども、明らかに計算上もう合わないわけですよ。その合わない予算についてどう審議していくかということなんですけども、市側が今の時点に立って、予算及び特別会計をどう考えているのか。こういう方向でいきたいというものが前提にないとね、この審議にこれまでと——例年と同じように入っていくのかどうかということところがちょっと疑問だと思うんですよ。その前提をやっぱりはっきりしてもらった必要があるんじゃないかと思

うんですが。

○市民部長（北田和雄君） 国保会計の件ですけども、厚生文教委員会での内容については十分承知をしております。ただ、制度的なお話になってしまいますが、議会の最終的な御意思というのは本会議で決められることだというふうに認識しております。今の段階では、私どもで御提案させていただいた予算を御審議いただくことになってしまうと思いますが、今後でございますが、税率改定ができない場合はそれなりの財源不足、収入不足というのが生じてきます。それにつきましては、最終的にはかなり精査をして今回見ております。ただ、もう一度さらなる精査ができるかどうかという検討も必要かと思っております。

また歳入につきましては、現在の税率で収納努力をさらに重ねていくということで対応ができるかどうか、その辺を含めて検討させていただくということになるかと思っております。

以上でございます。

○企画財政部長（浅見敏一君） 一般会計からということの繰り出しの考えでございますけれども、今年度——きょう御審議いただいているわけですが、予算について現状、基金についても非常に——財政調整基金は残高が非常に厳しい状況にあります。それから道路関係の財源についても流動的な状況がございます。

したがいまして、現状この繰り出しが一般会計から可能かということになりますと、現状では困難でございます。しかしながら、今国保会計のほうの説明につきましては市民部長からいたしました、そこでどの程度の財源が歳入においてさらなる調整した結果不足が生じるか、これは今後の予算編成、通年予算をつくるに当たって再度検討いたしまして、そこで可能な額があるのか、そこを見きわめたいと思っておりますが、現段階ではそれが幾らできるできないということはお答えすることができませんが、十分に内容を市民部とともに一般会計、国保会計で調整をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 一般財源が厳しいから、一般財源からの繰り出しをやめたという前提に立って予算がつくられてんだという説明でしたよね、これまで。そうですね。値上げ分の税収分は予測として3億3,000万円、これが明らかに不足するわけですよね。それが今これから議論しようというこの分については、その分明らかに足なくなると、計算上も。それであえてこれで審議してくれと、こういう立場ですということではないんですか。

私、国保会計のほうでよく見直すというのは大いに見直してもらってそれでいいんですけど、今これからやろうというのは一般会計ですから。計算上合わないという話はもう最初なってるわけですよね。そういう前提に立ってやるのかということです。その辺がどうもね、理解できないんですよ。だからどういうふうになればその議論ができるのかね、ちょっとそこんとこ説明してもらえませんか。

○企画財政部長（浅見敏一君） ただいま一般会計から見ますと、まあ繰出金の見直しということかと思っておりますが、これは会計独立の原則でございますので、一般会計におきましては歳入歳出のこの232億円の予算に対して審議いただきまして、それでその繰り出しの関係が今後国保会計との関係でいかがかということだと思っておりますので、現在この一般会計を、これを直すとかそういうことは全く考えがございませんし、この予算の中身で御審議いただくということを考えてございます。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） 前の委員の質疑を受けますと、一般会計いじらないという話になると思うんです。国保会計のほうがですね、13日の厚生文教委員会のほうで一定の結果が出まして、そうなりますとですね、最終日

を待たなければもちろんその最終的な結論は出ないわけですけども、ただ会派構成を見ますればですね、否決の方向になるのではないかということがですね、おのずと明らかになるというところでありまして、そうなりますと今回の特別会計そのものですね、国保の会計そのものが根拠を失うという恐れがあるわけでありまして。そうしたものをですね、根拠を失いかねない状況にあるものをこの委員会で審議をお願いするということが自体がですね、私にはどうも理解ができないんですね。

一般会計もいじらないとなりますと、もちろんその会計独立の原則はわかりますけども、一般会計もいじらないとなると今後どうなってしまうのかなというふうに思います。例えば、6月に一般会計の補正か何かを出そうというような前提で考えているんだとすれば、この一般会計そのものも——つまりいじらないのではなくて補正で対応しようじゃないかというような話になってしまった場合に、それはもう修正、補正を前提とした考えなんじゃないかなというふうに思いますので、そここのところをしっかりとですね、どういうふうにお考えになっているのか伺いたいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） 繰り返す点もございますが、一般会計についてはこの歳入歳出——修正の予定ございません。と同時に先ほどの繰出金を——他に繰出金を増という形、これはそれに伴う財源そのものが一般会計にはございません。現状はございません。それを踏まえますと、さらなる3億円を歳入で生み出すことが可能かとなりますと、財政調整基金も残高はございません。そうしますとそれも不可能。歳出をさらなる一般財源のみで歳出の事業費を削れるかという修正、これも現状で不可能でございます。

したがって一般会計につきましては、この原案で予算の審議をいただくということが前提になりますが、ただ国保会計の——先ほど御質問者もございました。じゃ実際その歳入をどうするかという点、これは大きなハードルになりますので、これについて今後予算がどのように審議されて結果が出るか。それを踏まえますと最悪の事態も——当然暫定とか、そういう要素もございます。そうしますと、それからの中身の精査ですね。事業の見直し、国保会計の中でどれだけ見直しができるか。そういった期間もやはりないと、今一般会計を単にこう基金が、財調がありまして、それをそこに出すということの方向づけはできないものですから、これについては先ほどもお答えしましたが、十分中で検討をいたしまして可能な額をどれだけ持っていけるか。その期間をいただきたいと思っておりますし、現状ではそれぞれの会計を御審議いただいて結果を出していただくということになるかと思いますが、そのように考えてございます。

○委員（大后治雄君） すなわちですね、27日の最終日に結果が出るまでは、この委員会でそのまま審議をするというようなことでよろしいのでしょうか。つまりそこまでは、私どもに何らかの手だてを講じてるよ、こういうふうなことをしますよということを何も明らかにせずに、このまま押し進めようというようなことなわけでございますでしょうか。で、27日結果が出た後に何らかの手だてを講じていく。

そうしますとですね、市民に対する説明なんかも遅く遅くなってるわけですね。議会で説明してから市民に説明するというような今までの状況を踏まえますと、そういうふうな形になっていきますから。そうなりますとですね、市民負担がこれからどういうふうになっていくのかということも市民の側が随分心配してる状況で、どんどんどんどん遅くなっていくということは——もちろん精査する時間は必要ですけども、ちょっとやっぱりですね、そここのところは考えていただかないといけないなと思いますので、もう一度その辺を御答弁お願いいたします。

○企画財政部長（浅見敏一君） 一番影響が出るということで、国保会計のことだと思いますけれども、これは現状13日に審議いただきまして、改定については否決ということで、本会議が27日に予定されておりますが、

そこで結論が出ると思います。じゃあそこで予算が成立しなくなりまして、当然この保険税の改定については見送りということになります。ただ、行政の執行はとめることはできません。したがって、暫定予算というものが次に出てまいります。これによって、19年度までのサービスに伴うサービス、しかも——例えば暫定期間を仮にですね、3カ月といたします。その間に必要な諸経費——歳出についても確保し、歳入については、ただその間に保険税が入ってこないということもありますので、これ例年ですと通年で見ますので、1年間を通して収支が合いますけれども、前半は収入がほとんどありませんので、その他の手だてで歳入の確保をしつつ、予算の暫定の制定なりをすることになるかと思いますが——これはこういったことを前提にお話ししては恐縮でございますけれども、そういう形をとることによって現状の市民サービス、国保会計におきましてもそこに伴う医療費等の支出、こういった面でも市民の方々に御迷惑のかかることのないように、これは執行のほうでもしてまいります。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 何かまた引き続き形になってしまうんですが、御答弁お聞きすると、まず一般会計は補正はないと。当然ここで原案でやってるわけですから、補正前提ではないということですよ。それで国保のほうで何とかすると、ちょっと様子を見るっておっしゃってたんですが、一つこれは医療費をそれで抑制する、無理やり抑制するってことではないですよ。そこはちょっと確認さしてください。

あとは、赤字決算前提もおかしいですよ。ここも確認します。その辺を——何か逃げ道がなくなってってるんじゃないかと思うんですけども、その辺のちょっと——私はここで一般会計も一定の修正なりをして、1回は委員会で議会の意思が示されたわけですから、それを受けて、責任ある体制としては何らかの修正とかを、一般会計も考えていくというのが責任ある行政の姿ではないかなというふうにも思いますが、そこへの御見解をお願いします。

あと総括ということで、全体的なことでは何か。

まず各会計含めて、主に一般会計ですが、若干施策にかぶりがありますよね。これはまあ国の厚労省と何とか省の縦割りとかの影響はあるんですが、ここまで来たからにはやっぱりかぶっているところは、重複部分を見直して、施策効率を上げていくということをするべきではないかと。例えば社会教育とコミュニティー施策、それから高齢者の生きがい支援と——これ介護予防思っきりかぶってますけど、介護予防にかぶらない生きがい支援だと今度社会教育とかぶってくるとか、そういうのは、どこか担当部がある程度施策全体での重複を見直していく必要があるんじゃないかと。これを今回の今までやってきたことがあるのかと、そういうやる考えがあるかというのをお聞きします。

あと同じく施設ですね、これは一般質問でもやりましたが、これも目的によって別施設になってしまってる現状があります。このかぶりをやっぱり見直して施設は計画的に、もうだれでも利用できる施設にしてほしいんですが、これは重複分を見直すという動きの中で——企画なんでしょうか、行革担当なんでしょうか、こういうのはだれが見るんでしょうか。

それから、これも行政のあり方の見直しになるんですが、物すごい少額の手数料なんかも上がってきますよね、予算書に。1,000円とか……。

○委員長（関田正民君） 大変申しわけありません。質問者に申し上げます。非常に難しい判断ですが、要点をまとめてお願いします。

○委員（小林知久君） はい。額面の少ない予算、決算に関しては、これは取りやめるか無料化してしまうか委

託するかして、事務の削減を図っていくべきじゃないかと。これは行政の大原則を多少変えることになりませんが、そういう検討はされたのかどうかをお聞かせください。

もう一点だけ。ファクスやパソコンに関して、あと施設管理もですが、横割りにして担当課を決めて、一括発注するなり事務だけでも一括でやるなりという行政改革をして、予算上は変わらないかもしれませんが経費を減らしていくようなお考えが必要だと思うんですが、そういった考えをお持ちかどうか。で、こういうのはどこがやるのかというのをお聞かせください。

以上です。

○市民部長（北田和雄君） 国保関係の2点について、私のほうからお答えします。

医療費の関係でございますが、今の予算編成の時点では10月か11月ですので、半年ぐらいの医療費の推移を見て推定しております。その前の——2年、3年前も一応見ながら、医療費の見込みを立てるわけですが、ここまで来ますともう少し、19年度の実績額が上がってきてますので、それをもう一度見て適正な医療費を積算してくということになると思います。

それから赤字決算前提かというお話ですが、予算につきましては収支を合わせて、歳入についても確保に努力するというところでございます。

以上でございます。

○企画財政部長（浅見敏一君） 続きまして4点の御質疑に対してのお答えをさせていただきますが、まず施策のかぶりといいますか、重複する部分についての考えでございます。これについては事業別の予算ということで、あるいは目的別に予算編成しておりますが、先ほどの事例でいきますと民生費等の影響が大きいかと思いますが、それぞれの事業については部単位でも当然事業の見直しあるいは統廃合については検討しております。と同時に、それが積み上がりまして全庁的に、まあ企画財政部が取りまとめになりますが、その事業の精査をいたします。その中で事業担当部と調整いたすわけでございますので、事業別の考えについてはこれからもさらに委員おっしゃったように、効率的にやるために無駄なものの事業——失礼いたしました、無駄ではございませんが、重複するようなものについては効率的に図ってまいりたいと思います。

それから施設の目的別ということで、それぞれが施設ができ上がりまして経年しておりますが、当初目的を持ったもの、それぞれ単独の目的が多くございます。ただ、それが年度を経てまいりますと、それぞれ合理的に使える方策があるのではないかとということもありますので、これについてもやはり企画財政部のほうで調整をしていく必要がございますので、今後の中で計画のヒアリングの際に、こういった施設の効率的な活用についても再度詰めてまいりたいと思います。

それから手数料等で額の少ないものということでございますが、事務の非効率という面ではあるかもしれませんが、しかし歳入というものは非常に大切でございますので、市が一般財源として収入できるもの、これについての捕捉は必要でございますので、効率的にその手数料が歳入できるという方策を練りながら、当面は引き続きその手数料については収入を得ていきたいというふうに思っております。

それからファクスあるいはパソコンの関係でございます。これについても当初予算でそれぞれの事業課に認めるもの、台数あるいは仕様書もそれぞれ違いますが、これについては庁内では当然管財のほうで一括といいますか、それぞれの予算に応じて契約の事務手続いたします。あるいは事業課単独で行うものがありますので、効率的なものについてはやはり一括でより安くということもありますので、時期あるいは担当課の集合させるようなこと、こういった点についてもより一層配慮していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（小林知久君） もう一点ずつです。

国保に関してですが、ちょっと抜けてたんですが赤字の前提はないと、それから適正医療費の積算とおっしゃってましたが、余り言うとこれが適正ではないというふうに聞こえてしまうので、私はそんなに適正を積算しても変わらんだろうと思うわけですよ。北田さんがこんな変なの上げてきたと思ってないわけですよ。そうしたときに先ほど、国保を見直してと企財のほうで言ってましたが、どうするのかというのを——国保の見直しで数千万せいぜいですから、もう一度そこは確認してください。

原則としては、ここで一たん修正なりをして何らかの方策をやるべきじゃないかと私は考えていますが、それに対する見解をお答えください。

それから施策のかぶりとかに関しては、基本、企財のほうが考えられるということで、担当は企財であるということでもいいんでしょうかね、そういう部を超えた施策の扱いに関しては、その担当だけ確認してください。

○企画財政部長（浅見敏一君） 一般会計の修正ということでございますけれども、先ほどもここで歳入——繰り出しについて一般会計が国保会計に繰り出すことができるかどうかと考えると、これは困難です。そういう状況にあった中で、じゃ施策をといつて早急にその財源が出ることはございませんので、これについては先ほどもお話しいたしましたように国保会計での不足額、さらなる不足額がどのぐらいになるのか、それを見きわめて、一般会計では今後決算——この現状では今、年度途中でございます。財源がとも出てまいりません。その後の考えの中で可能かどうか内容をチェックしたいと思っておりますので、現状では見直しのための一般会計、これを見直すことは困難でございます。

それから、先ほどの事業のかぶりという重複するもの、施策——こういったものについては私どもで担当課といいますか、これは各部から意見を聞きながらそれを調整してく立場ありますので、取りまとめをしていくということになりますと、企画財政部のほうがその業務を行うことになります。

以上でございます。

○市民部長（北田和雄君） 医療費の関係でございますが、適正化という意味ではなくて、医療費というのは非常に変動が激しいものでございます。それで、そのため比較的長いスパンで推移を見ながら積算をしております。ただ予算編成の時期が10月とそれから11月という関係上、当該年度については見る期間短いです。ここで、この時期まで来ますともう少し長く見られますので、それらをもう一度見るということで、精査をして適正化を図るという意味じゃございません。あくまで今の医療費は適正だというふうには考えておりますが、ただ前提となってる医療費の参考にしてる期間がまた変わって、もう一度推計をし直してみると、結果として同じになるかもしれません。それはやってみないとわかりません。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） 僕もきょうここで出席してですね、総括ということで質問と言って、皆さんがいろんな総括の質問をされてます。質疑ということでされてますけど私はね、これ今回の問題は市長が私たち議会にこの問題を提案したわけですから、私たちはこの平成20年度の一般会計の予算大綱ということについて、常任委員会がどうのこうのじゃなくて、一般会計を上程された本会議から流れてですね、私たちはこれ審議してきたということですね。その前にこの予算大綱説明というのがね、もう2月13日にこれ示されてですね、今日いろんな結果が出たから、結果とこれを結びつけるというのはね、僕は予算審議にはなじまないんだろうと思う。

このためにですね、市長が仮に19%が高いの安いのじゃなくてね、ここに国民健康保険の問題なんかも、例えば予算における主な取り組みが——理事者が説明してありますよ。歳入における大きな事項としての保険税の改定により増収、ごみ処理の手数料、し尿手数料の改定による増収、そして歳出における項目が……。

○委員長（関田正民君） 済みません。質問者に申し上げます。発言は簡明に。

○委員（関田 貢君） だから今理事者が提案してるのがね、こういうふうに2月に私たちは説明を受けてるんですよ。それで、本番で今皆さんが大いに問題をですね、特別会計の繰出金をどうするかと。国民健康保険の特別会計の削減が3億3,000万円ここで減収してるから、19%ぐらいの値上げをするということがね……。

○委員長（関田正民君） 大変申しわけございません。質問者に申し上げます。

○委員（関田 貢君） いや、ちょっと、理事者の……。

○委員長（関田正民君） そのことを御理解ください。

○委員（関田 貢君） 理事者の説明なんですよ。理事者がちゃんとこの説明をしたときに、私たちは下水道の繰出金——こういうことを淡々とね、今度理事者から提案されてるわけですから、予算特別委員会でこのことをきちっとね、肅々と僕は審議すればいい。これからやればいいと。だからね、今そういう赤字だとかそういうことについては一般質問とかね、常任委員会の話をここで持ち出されてるけれど、ここでやはり予算審議は……。

○委員長（関田正民君） 暫時休憩いたします。

午後 3時52分 休憩

---

午後 3時53分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（関田 貢君） 今ね私が、この2月13日にこういう提案されて今日までね、時間の経過との中で、こういう審議をするということについて、今総括ということではいろんな質問が出ました。私はこの総括の中身のことについては、淡々と委員長が諮って我々は審議してやればいいというふうに私は思ってますが、これ要望なんです、その辺のことで市長の出された……。（「質疑だよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（関田正民君） 大変申しわけございません。（「発言中止だよ」と呼ぶ者あり）答弁結構です。総括質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、総括質疑を終了いたします。

次に、平成20年度東大和市一般会計予算の歳入について一括審議を行います。

なお、あらかじめ申し上げておきます。質疑並びに答弁に当たっては、予算書等のページ数を示した上で発言されるようお願いいたします。

歳入の質疑を終了して御異議ございませんか。

○委員（西川洋一君） 例年聞いてることがありますが、今回資料をお願いしまして——何で資料をお願いしたかというところは地方普通交付税のところです。概括です。やはりこの金額が東大和市にどれだけ来るかというのは、市財政にとって本当に大きな問題ですよ。

それでこの数年間見てみまして、これは地方交付税交付額調べ、参考資料の19ページ見てもらおうと、そこに17年から18年にかけて、それまで11億円余りだったのが18年には2億8,000万円に下がり、その後横ばいとい

う状況なんですよね。では、ほかの市はどうかと。26市できれば比べたかったんですけど、市町村類型団体——同一の類型団体ということで資料いただきまして、これ見るとやはり東大和市だけ異常なんですよね。ですから、これは一つは錯誤があるかどうか、改めて。こちらは無いとしても向こうがあるかもしれないから、国のほうがね。それは厳密にやっぱりやっていただいたほうが、改めてやっていただいたほうがいいんじゃないかというのが前提にあるんです。ですからこの考え方をね、国との関係でこんなにひどくなっちゃってるといふところはやはりしっかり私たちも心に据えて、その上で市財政の困難さがどっから来てるかというのを、単に市民のほうに振り向けてけばいいということにはならないんじゃないかというふうに思うんです。

それで、各年度において、国はそれぞれの年度の地方財政計画というのをつくって、それに基づいて地方にはどれだけの交付税——というふうに出しているわけですよね。聞くところによれば、今回は地方交付税総額が名目がついて多少ふえると。ホームページ見ると東大和市も8,500万円ぐらいでしたっけ、基本にこう上乗せできるという計算方式を——できるんですけども、この地方財政計画との関係で東大和市のこの今回の予算をどういうふうに構築したかと、基本的なその点のところを1点、それはお聞かせいただきたいと思います。

ただこれを組むに当たって、どうもこれまでの国の方針の中では小泉改革以来の集中改革プランを、引き続きそれによって歳出を減らせという前提があつてということの上でそれが足されているわけですから、地方の自治体は一層の削減を、歳出の削減しなきゃならんというたががはめられた上で若干交付税が上乗せされているんですけども、その辺の全体の方向を見た上で、この予算をどういう立場で組んでるか、その国との関係ですね、というのをお聞かせいただきたいと思います。

それから予算書の16ページ、17ページには市民税個人というのが出てます。これでは前年比較ではプラスになってるんですけども、そのプラスの要因は納税義務者数の増というふうに説明されました。確かに前年度と比べてみると人数はふえてます。そこで私は、去年の納税義務者が1人当たり幾らと見込まれて調定見込み額ができてるか、こういうふうに計算してみたんですね。そうしたら普通徴収分において——これは調定見込み額ですから、収納歩合の前の数字ですよ。19年度は1人当たり9万9,890円ということになるのかな。99,890円ということですから、9万9,890円。20年度はどうかと、同じ計算ですよ。納税義務者で数字を割ると、9万5,710円。普通徴収分においては、1人当たりの納税義務者の調定見込み額は減ってる。つまりこれは、1人当たりの収入が減ると見込んだと、この予算つくる上で。そういうふうにとめていいのかわ。

それから特別徴収分、これは給料から天引きのほうだと思うんですけども、同じように計算すると、19年が16万7,200円、20年が16万6,600円——これだとマイナス600円ですかね、税額において。給料においても下がっていると、こういうふうに見込んだというふうには当然そうなるわけですよ、数字の上では。そういうふうな認識の上でつくられているのかわ。

私は常に市民生活がどうかという角度から、この予算がどうつくられてるかというのを常に見なきゃいけないと思いますので、そんなふうに計算してみたんですけども、織り込み済みかどうか——そういう大変なところに国保税値上げしようという案が出たということではあるんですけどね。

それから、34ページになるんですかね。いつも聞いている消費税関連ですね。これは毎回聞いてますので改めて言うまでもないかもしれませんが、平成元年に消費税が導入されて以来の——もしこれが導入されていなかったらどうか。導入されてどういう影響額が出たか。20年度予算には、単年度ではどれだけの影響額が出るか。その数字を教えてください。

それから88ページには、ここは臨時財政対策債の項目があるわけですが、それから概要大綱説明の中でも総括的に出てますし、参考資料にも出てるわけですが、20年度末見込みで住民税等減税補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債合わせますと91億4,270万7,000円という数字になりますよね。この数字は一般会計における市債総額の50%超えになるんですよね。これは今のところ地方交付税をもらってますから、地方交付税に算入されて——市は国から来たお金で返してるから、市には負担がないと、こういうふうにこれまで説明されてきたわけですよね。そうなるかどうかということ。

もう一つ心配なのは、財政力指数というのがどんどんどんどん上がっていて、参考資料でも財政力指数が0.973、もう少しで1になるわけですよね。これが1になったいつの時点で交付税が来なくなるのかという実務的なことはわかりませんが、この数字が1になれば地方交付税は来ないということですね。そうすると、今まで交付税に算入されていたこの借金分91億円、これは交付税が来るからその中からお返ししましたが、なくなっちゃうから市が別のところからお金持ってきて返すと、こういう関係になるのかなど。突然91億円という借金がだつと乗ってくると、新たに。というふうに感じちゃうんですけども、そういうふうに見ていいのか。これがそうなるとしたら、本当に大変なことだと思うんですよね。この財政力指数というものについてもね、これはどう見て対処してくかというのがあると思うんですけども、これ国の施策によって基準財政需要額を計算するもとなる——その計算方式が毎年毎年変わってるようですから。計算方式によってはこの数字を小さくすることは可能なわけですよね、国は政策として。小さくすれば——つまり分母が小さくなれば、分子のほうが変わらないとしても1に近づいてくと、こういう関係にもなるわけですね。非常に市財政がそういう意味では困難さがあるというふうには思うんですよね。

別の意味からすれば、必要な経費に対して必要なお金が入ってくるから一人前の自治体になった、1だと。というふうにも見られるんですけども、この辺の考え方をどういうふうにして施策を進めておられるかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時 6分 休憩

---

午後 4時18分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政課長（関田新一君） 私のほうから、4点ほど御質疑をいただきましたので答弁をさせていただきます。

まず1点目の予算書40ページ、参考資料は19ページになると思いますが、地方交付税の金額についてでございます。平成18年度、当市約9億円ぐらゐの普通交付税の減収ということがございました。これにつきまして他市はどうだったのかということと、またこの積算について国とで錯誤があったのではないかということとでございますが、平成18年度の地方交付税——普通交付税のですね、状況でございますが、国の予算におきましては出口ベース、まあ地方公共団体に支出するほうの総額でございますが、前年度に比しまして約6%の減という状況でございました。これはその年に地方の財源不足、地方の税収が減収をしてきたというような要因が考えられます。

そのような中で、当市の普通交付税の交付額が約8億6,000万円ほど減になったわけでございますが、大きく分けてこの年は二つほどの要因が考えられるところでございます。

1点目は基準財政需要額についてでございますが、この年度から下水道の資本費平準化債を新たに借りるこ

といたしております。この関係から、資本費平準化債の約50%が需要額から控除されるということがあった関係から、通年度に比べまして需要額が約2億円、この年は減っております。

また基準財政収入額でございますが、大きく動いておりますのが法人税割ということでございます。平成16年4月に、ある大手の法人が設立をされまして、当市にも平成17年度で約4億円弱の納税があったということでございますが、普通交付税におけます法人税割の基準財政収入額への算入は、調定年度の翌年度に交付税上は算定をされるということから、平成17年度につきましては算入額ゼロでございましたけれども、平成18年度に一気に3億円程度の基準財政収入額、これがカウントされたということで、この二つを含めまして前年度に比べまして約5億円のマイナス要因ということでございます。

そのほかもちろん他市も同じでございますが、所得割の増あるいは所得譲与税の増、このようなことが絡みまして8億6,000万円ほどの減収になったということでございます。

他市はどうかということでございますが、そのような特殊要因がございません関係から、他市においてはこのような大きな減収はございませんけれども、例えば青梅市、平成18年度の時点で前年度に比べまして同じく、やはり5億5,000万円ほど減収になっております。同じく東久留米市におきましても5億5,000万円ほどの減収になっているということでございます。この年度、交付団体の11市の平均が前年度に比べまして約2億3,500万円の減収でございました関係から、当市が特殊要因があるということはあったとしても、大きく動いてるという状況でございます。

今回お出しした資料の中で、一番最後にございます例えば稲城市をごらんをいただきますと、稲城市も平成19年度——今年度でございますが、前年度8億6,000万円の普通交付税の交付額から今年度は2億3,000万円ということで、6億3,000万円ほどの交付額の減少になってございます。当市の場合はほとんど減少ございませんが、稲城市についてはこのような減少があるということで、理由について稲城市に問い合わせたところ、やはり法人関係の税収の増減によって交付税は大きく増減をするということがございました。そのような状況というふうに御理解をいただければというふうに思います。

それから今年度の算定ということでございますが、今年度の交付税につきましては出口ベース1.3%の増という内容でございます。先ほど御質問いただきましたように、今年度につきましては地方税の是正に生ずる財源を地方の活性化施策に反映するということから、新たに地方再生対策費というものが算入をされているところでございます。総額4,000億円、うち市町村分が2,500億円を配分するわけでございますが、当市は総務省から発表されております試算結果に基づきまして、基準財政需要額の中に8,500万円ほど算入をしているところでございます。

続きまして、34ページの消費税の件でございます。

消費税の導入に伴います影響額とその累計額ということでございますが、毎年お話をさせていただいておりますように、あくまでも推計数値ということで御理解をいただきたいと思いますが、消費税の導入前と比較をいたしまして、20年度予算では歳入における影響額が2,952万2,000円の増、歳出における影響額が消費税の転嫁という観点から1億6,851万1,000円、これは増になってございます。差し引きで1億3,898万9,000円の、推計上でございますが負担増ということでございます。

消費税の導入をされました平成元年から20年までの累計でございますが、21億2,087万2,000円、このように推計ができるところでございます。

続きまして88ページの臨時財政対策債に絡みまして、償還額と交付税の算入額ということでございます。

臨時財政対策債につきましては、元利償還金を100%基準財政需要額に算入をするということになってございます。今までの借り入れ累計でございますが、54億8,570万円でございます。平成19年度までの元利償還金の累計が5億4,424万2,477円でございます。このうち基準財政需要額に算入されております償還費の累計は4億8,407万3,000円、普通交付税に算入されている額が約6,000万円ほど下回っているという状況でございます。

続きまして臨時財政補てん債、こちらの交付税の算入でございますが、これも元利償還金の100%を基準財政需要額に算入するというところでございます。借り入れ額につきましては4億6,330万円でございます。平成19年度までの元利償還金の累計でございますが、2億5,596万9,678円でございます。交付税に算入されている償還額は2億4,140万円、これにつきましても約1,450万円ほど下回っているという状況でございます。

続きまして、住民税等減税補てん債の交付税の算入でございますが、同じく100%基準財政需要額に算入をされてございます。借り入れ累計は36億5,580万円でございます。平成19年度までの元利償還金の累計は27億5,605万3,058円、交付税に算入されている額は27億318万6,000円ということで、普通交付税に算入されている額が約5,300万円ほど下回っているという状況でございます。

最後に、参考資料の19ページで財政力指数ということで、平成20年度の予算上の見込みでございますが、0.973ということでございました。御存じのように1になりますと、交付税は実額としては入ってこないということでございます。基準財政需要額マイナス基準財政収入額でございますので、入ってこないということでございますが、今お話をさせていただきましたそれぞれ交付税に算入される償還額というものは、引き続き交付税が不交付、交付になったとしてもですね、需要額に算入されるということでございますので、その分が新たに財政支出として出てくるということではないというふうに理解してございます。

私のほうからは以上でございます。

○課税課長（田口茂夫君） それでは予算書17ページ、個人市民税におきまして、1人当たりでは収入が減っているのかという御質疑でございますが、大変申しわけございません、参考資料の12ページをごらんいただきたいと思えます。

こちらに1人当たりの所得金額及び所得割税額というところの欄がございまして、19年度、20年度の所得金額についてはおおむね横ばいというふうに見てございます。また、給与所得者並びに営業所得者、農業所得者、その他の所得者と両方とも同じような数字でございます。

このようなことから、基本的には横ばいで見てございますが一番下のウのところ、分離譲渡所得の所得金額及び所得割税額、こちらのほうを19年度から20年度——こちらのほうにつきまして大きく、約4,700万円ほどの減額を見込んでございます。このようなことから、特に普通徴収におきまして納税者1人当たり換算しますと、大きく減額というふうな形でございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 国との関係でいえば——消費税分については消費税があるなしとの関係でいえば、ない場合には約1億4,000万円支出しなくて済んだということですよ。消費税があるために計算上は支出せざるを得なかった。これは市民の税金から出るわけですよ。

それから国の施策によって、市の財政が足らない分は借金していいですよということで行われた臨時財政対策債などは、国が将来にわたって国のお金で返すから市には負担がありませんよというようなことで始まったと思うんですけども——これまでということでもいいのかな、先ほど言ったのは、これまで三つの借金合わせれば約1億2,000万円、計算上は足りないというふうに先ほど答えたということでもいいんでしょうか。それ

だけ国はまだ市に対して負債を負ってると。市は国に請求できると。こういう関係の金額であるということですよ。ただ、実際にくれるかどうかはとにかく。国との関係で消費税のこととあわせれば、合わせて2億6,000万円ぐらいの市が負担増になってると、制度上。こういうことが今の答弁の中からは明らかになったということでもいいんでしょうか。

それから市民の納税金額ですけど、ほぼ横ばいというふうに答弁されましたのは、市の財政規模全体から見れば、1人当たり何千円という増減は微々たるもんかしれないけども、やはり一人一人の市民からしてみれば、大変負担が年々ふえてきている中での減収ということですから、大きな負担になってるんだと。この辺の認識は、いろいろな施策をする場合でも、きちんと認識していなければいけないんじゃないかというふうに思います。そういう前提の上で施策を進める必要がある。この予算書の中ではそれが示されてるというふうに私は言えるんじゃないかと。市長もそういう立場での市政運営ということに努めるべきだと思うんですが、そういうことに対する市長の考え方をお聞かせください。

それから事業所のほうですけど、法人のほうですけども、この法人税割を納めるあるいは均等割を納める事業所数の推移をこの何年間か教えていただければありがたいんですが、どうでしょうか。（「ページ数」と呼ぶ者あり）ページ数は19ページです。

○市長（尾又正則君） 今西川委員のほうからいろんな御提言があったわけでありまして、基本的には現在の当市の市民の経済状況の推移を頭に入れながら、施政をしてまいりたいというふうに認識しております。

○財政課長（関田新一君） 減収補てん債等の交付税算入額が少ないということでございますが、確かに累計上はそのような算入金額が出てまいります、単年度ごとに見ますとですね、大きく錯誤というか違いがある年とですね、大して変わらない年といろいろございまして、これも交付税の算入率ですとか、交付税等の積算の中で生じているというふうなことでございますので、これから返済までの間には一定の金額が確保されるものというふうには考えているところでございます。（西川洋一委員「いや、そうじゃなくて、現時点ではそれだけ足りないということが確認できるということなんでしょ」と呼ぶ）現在までの累計の数字上はそのようなことでございます。

○課税課長（田口茂夫君） 予算書19ページ、法人市民税の法人の推移でございます。参考資料の13ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらに17年度から20年度までの法人の数の推移がこちらのほうに記載ございまして、17年度が1,762社、18年度が1,782社、19年度、20年度が1,804社と、おおむね横ばいというふうに見ております。

以上でございます。

申しわけございません。均等割は同じところでございまして、均等割につきましては17年度が879社、18年度が927社、19年度も927社、20年度も927社というふうなことでございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 2点お伺いします。

まず1点目は法人税についてなんですが、前回の——前回というか今議会か。補正で1億円の動きがありました。企業の業績によって大分変動があるということだと思うんですが、現状のそういう高額の法人の会社数といいますか、これ法人税割のほとんどが少ない企業の額ですよ。その会社数と大まかな額、この予算額の約10億円のうちのどれぐらいが何社ぐらいに依存しているというのをお聞かせください。

で、1億円の補正が来てしまうということ怖いんですが、その見込みはどうなんですか。確かさと

うか。難しいとは思いますが、そういう確かさの現状をお聞かせください。

それから41ページです。地方交付税なんですけど、先ほど資本費平準化債の話で、その年平準化債発行して収入が助かったと思ったら、翌年度、翌々年度に交付税で減らされてしまって痛い目に遭ったわけですが、今回大きくは国保の繰り出しを減らして、一般会計の赤字繰り出し分は基準財政需要額には算入されないということだと思ってるんですが、その確認と、いただいた資料の中では国保の中で制度改革による国保会計の負担軽減分というので、これは9,300万円という試算が出ています。これというのは、基準財政需要額から外れてしまわんじやないかと思いますが、この4億2,000万円という算定の根拠を教えてください。

これも今の国保の繰り出しとの関係で、基準財政需要額は変動はないのかと、交付税額に変動はないのかと。後からまた2億円減りましたとか、そういうのはないのかどうかをお聞かせください。

以上です。

○課税課長（田口茂夫君） 予算書19ページ、法人市民税におきまして2点ほど御質疑いただきました。

まず1点目の大手法人の割合等々でございますが、当市におきまして上位10社程度でおおむね全体の60%から70%を占めてるという状況でございます。

また、法人市民税の予算の試算におきます確かさということでございますが、積算におきましては、大手10社程度におきまして訪問並びに電話、または企業のホームページにおけます資本家への企業情報、まあIR情報というふうな形になっておりますが、こちらを参考にさせていただきながら試算をさせていただいております。

委員からの御指摘のとおり、近年の企業情勢につきましてはグローバル化も進みまして、なかなか試算のしにくいところではございますが、適正に見積もったつもりではございます。

以上でございます。

○財政課長（関田新一君） 41ページの地方交付税の件についてでございます。

国保の繰り出しとの関係でございますが、国保の繰り出しの中には、制度上の繰り出しとあと赤字繰り出しということがございます。制度上の繰り出しにつきましては、当然のごとく地方交付税の基準財政需要額のほうに所要額が算入をされているところでございます。

具体的にお話をさせていただきますと、繰り出しの中で基盤安定、それから職員給与費等あるいは出産費等、この辺につきましては、市の負担分が全体の4分の1ということで法定されてございますから、この辺につきましては基準財政需要額に所要額が算入をされているところでございます。

また、職員給与費と出産費等につきましては一般財源化ということがなされまして、これにつきましても所要額が交付税のほうに算入されているところでございます。実際の算入額、これは非常に積算するのが難しいところでございますが、平成19年度の決算見込みですと、実際の交付額と決算額を比較をいたしますと、交付税への算入額は約半分程度ということでございますが、交付税には算入されているところでございます。

そのかわり、その他繰り出しと言われます赤字繰り出しにつきましては、普通交付税には一切算入されていないということでございます。今回の予算がどのような変動をしたとしてもですね、その変動に基づいて——例えば赤字繰り出しをふやす、減らす、それに基づいて交付税の算入が動くということにはつながらないというふうには理解しているところでございます。

本年度の交付税4億2,000万円の積算根拠という話でございますが、普通交付税が約3億円、特別交付税が1億2,000万円ということで積算をしているところでございます。普通交付税の3億円につきましては、前年

度の予算額に比べますと2,000万円、7.1%の増でございますが、平成19年度の実績から比較をいたしますと7,000万円、30.5%ほど伸ばしているところでございます。これにつきましては、需要額で先ほどお話をさせていただいたように地方再生対策費、これが新規に計上なものですのでこのような経費、そのほか負担費用等見込みを立てまして、経費の捕捉に努めているところでございます。

また基準財政収入額につきましては、税等の収入額を参考にいたしまして調節を図った結果、計上しているという数値でございます。

基準財政需要額につきましては、平成20年度の当初予算上は前年度に比べまして2億円ほど、1.9%の減ということで見積もってございます。また基準財政収入額につきましても、同じく2億2,000万、約2.1%ということで減を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

**○委員（小林知久君）** まず19ページの市税のほうですが、10社程度で六、七十%ということは六、七億円がかかっているということですよ。これは試算難しいというのはよくわかります。なかなか企業情報言わないと思いますし。これはもう祈るしかないという――六、七億円、まあ財調が1億数千万円という中では、2社が節税をしてしまったら我が市は赤になるという可能性があるということでしょうか。

正直10社に依存し過ぎじゃないかという視点なんです、そういうことでしょうか。祈るしかないということでしょうか。

それから、41ページの地方交付税の関係ですが、国保会計が制度改正になって、そちらの見積もりでは19%アップの収入をして市の負担分も減ると。当然、住民からもらうから市の負担分は減る、という計算をしています。それが9,300万円というそちらの試算があります。この負担分が減ってしまったら、これは基準財政需要額から抜かなきゃいけないんじゃないかと。なので、去年の実績に基づいてまず9,000万円減らしてから、今御答弁された話をつけ加えていかないといけないんじゃないかなというふうに思うのですが、お答えお聞かせください。

えてしてこういう話は、資本費平準化債のときもそうですが、慎重にやらないと結局国に取られるという状態になりがちなんです、その辺そこまで今回考えてやられたのかどうか。考えてないとは言いつらいと思うんですが、ちょっとお聞かせください。

**○課税課長（田口茂夫君）** 法人市民税の再度の御質問でございます。

確かに委員がおっしゃるとおり、10社程度で6割から7割というふう到大勢を占めてございますが、現時点では先ほどお話しさせていただきましたとおり、それぞれの情報を適正に収集しまして見込んでございます。

今後につきましても、それぞれの情報は適宜収集はしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

**○財政課長（関田新一君）** 普通交付税の件でございますが、普通交付税の基準財政需要額に算入をされます国保関係の経費といたしましては、一般会計からの基準内の繰り出し、これだけが普通交付税の需要額に算入をされるということでございます。国保会計の中の歳出が上下いたしましたとしても、普通交付税の算入額につきましては変動はいたしません。今回、9,300万円ほどの削減とお話をされたと思うんですが、これにつきましては国民健康保険特別会計の中の負担軽減ということでございますから、その分がそのまま基準内の繰り出しに影響があったのであれば、当然交付税上は減る、ふえる可能性はございますが、今回のものにつきましては、その分は市の単独分ということでございますので、赤字繰り出しの額が増減したということでございますので、

基準財政需要額上は増減はないというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○委員（二宮由子君） 2点伺います。

まず27ページと37ページ、これいわゆる道路特定財源なんですけれども、今定例会でも整備した事業内容を御答弁いただきましたが、2月にいただきました平成18年度の事業別一覧の事業別財源の内訳にですね、これ土木費だろうと思うんですけども、充当先、充当財源に記載がないので、この平成20年度予算——この自動車重量譲与税、そして地方道路譲与税、そしてまた自動車取得税、この三つの歳入合わせますと3億5,636万4,000円が予算上記載されてるんですけども、どの事業に充当されているのか伺いたいと思います。

あともう一点はですね、81ページです。ホームページの広告料収入とありますけれども、これはホームページのバナー広告であると思いますが、バナー広告の次は市報の広告かなというふうに私は思うんですが、歳入の確保をする段に当たって市報の広告、そしてまた市の使用しています封筒にですね、広告などを載せていただいて、広告料の収入というものを得るのも一つの手だてではないのかと思うのですが、その御意見を伺いたいと思います。

○財政課長（関田新一君） 予算書27ページ、37ページの道路財源の関係で御質疑をいただきました。道路財源の関係でどのような事業かということですが、まず優先的に充てている事業というのが、道路の隅切り買収事業、それから市内道路改良事業、この二つの事業でございます。それぞれ交通安全対策特別交付金をまず優先的に充当いたしまして、その充当残というところに道路財源を充てているところでございます。

まず道路隅切りの買収事業費には、小さくてあれなんですけど3,000円、市内道路改良事業費につきましては5,315万5,000円、その後維持管理の経費にも充てさせていただいてございますが、街路灯管理費、事業費が4,216万1,000円のうち3,468万7,000円、街路樹等管理費2,336万7,000円のうち1,922万4,000円、駅前広場維持管理費899万4,000円のうち739万8,000円、あと公債費といたしまして、臨時地方道整備の起債がございます。この現在の償還額が1億854万3,000円、これに対しまして充当額が8,932万4,000円、同じく都市計画道路等の街路の公債費でございますが、償還費が1億8,539万8,000円、このうち1億5,257万3,000円、それぞれ充てさせていただいてるところでございます。

以上です。

○秘書広報課長（阿部晴彦君） 80ページのホームページのバナー広告でございます。

3年間の試行期間の一環として計上してございます。

なお、今質疑がございました市報の有料広告につきましては、他市の導入状況等を調査しておりますけれども、ホームページが17市程度広がってるのに比べまして、市報に関しては7市程度ということで、なかなか導入実績がホームページに比べれば少ないようでございます。と申しますのも、やはり市報の場合には紙面かなりですね、情報量限られてございます。情報が割には紙面は限られてございますので、そういう面で有料広告の枠を設けることによって、必要な情報が薄くなるということのを避けるという傾向があるようでございます。

以上です。

○企画課長（野口 弘君） 81ページのホームページの広告の収入の関連でございますが、これに伴いまして封筒の御質問あると思います。証明用の封筒、例えば市民課とか課税課が出してる証明書の封筒につきましては、近隣市でやはり広告を載せて、封筒代を無料で業者につくっていただくような例がございますので、こちらに

については検討したいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 道路特定財源の事業内容を伺いましたが、この予算書の歳出のところですね、本年度の財源内訳の特定財源というところには、道路特定財源というものが記載はされていないんですね。これは一般財源化としてうちは一度——一般財源ということで考えていらっしゃるという認識でよろしいのかというのを確認をさせていただきたいのと、あともう一つ、81ページの広告の関係なんですけれども、実は市報は平均3万900部ぐらい刷られておりまして、年24回発行されていて、トータル合わせますと74万1,600部ぐらい発行されてるんですね。それを考え合わせますと、やはり情報量というものは非常に大切であるとも思いますが、この市の財政ですね、一応非常に逼迫してるというのはもう市民の皆様も御承知おきで、もちろん行政の皆さんも知っていらっしゃると思いますけれども、少しでも歳入の確保をするためにですね、もう一度お考え直しさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） ただいま再度の市報への広告ということで御提言いただきましたけれども、これにつきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、広がりが少ないという中の分析、これをよく調査するなりする必要がございます。その上で今後の対策については考えたいと思いますが、現状では確かに歳入といたしますと収入は欲しいというのが正直な気持ちでございますけれども、引き続き検討課題とさせていただきますと思っております。

なお、先ほど答弁申し上げました封筒の件につきましても、これをですね、すぐ検討し行うということではございません。これについても、やはりどういう状況であるのか、まだ実態が十分把握できておりません。これを掲載することによるメリット、デメリット、これも考えておかななくてはいけないものですから、歳入の確保という点では非常に積極的に取り組む必要がございますけれども、一方の慎重に調べた上での今後の取り組みとしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○財政課長（関田新一君） 道路財源の表記の仕方ということで御質疑をいただきました。もちろん、当市の場合も先ほどからお話しさせていただいておりますように、地方道路譲与税等につきましては道路財源ということで管理をしているところでございます。ただ、国等も地方公共団体の一般財源の総額をとらえるときには、道路財源等も含めて一般財源がどのくらい来年度はある、ないということで算定をしている関係、また統計上の関係から、表記の上では一般財源扱いをしているということでございまして、実態といたしましては、もちろん道路財源ということで道路の整備等に優先的に充当しているところでございます。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） 17ページです。

市民税個人の普通徴収分ですが、前年よりも収入歩合を1%の減で見込んでいる理由を説明してください。

それから、その下にあります滞納繰越分ですが、3億3,000万円からあるわけなんですけれども、その収入見込みを7,000万円ぐらいなんです、この前年分の繰り越しの見込みが毎年ふえておりまして、これら現年分の徴収についての努力を聞かせていただきたいと思っております。

それから、65ページの真ん中辺にあります環境課の環境確保条例に係る市事務処理特例交付金の内容を御説明ください。

以上です。

○納税課長（小島昇公君） ただいま予算書17ページ、御質疑いただきました収納率についてお答えをさせてい

たきます。

まず、普通徴収の収納率が対前年度比1ポイント落ちているという内容でございますが、収納につきまして日々職員一同努力しているわけでございますが、税源移譲の影響が大きいということなんですけども、今年度の現年度分が非常に対前年度と比べて落ちております。12月末現在で対前年度で3ポイントほど落ちております。引き続きですね、4、5月も収納率向上に努力はいたしますが、12月に3ポイント落ちてるのをいかに引き上げるかということで、来年度の現年度分の普通徴収の収納率のほうは1ポイント減で見込ませていただきました。

二つ目の滞繰についてでございますが、一昨年にも御質疑いただきました。現年を一生懸命頑張ることによって、滞繰の調定を減らすということで努力をさしていただいているわけでございます。おかげさまで19年度につきましても、予算で見積もったときよりも、4、5月でかなり頑張らして、滞繰の調定は減ってきたんですけども、ことしも非常に厳しいですけども、4、5月にかけて現年を努力したいと考えております。

以上でございます。

○環境課長（梶川義夫君） 予算書65ページ、環境確保条例に伴う特例交付金の御質疑でございます。

この交付金につきましては、東京都の環境確保条例の事務につきまして、市町村が受託しています事務、これにつきまして工場の認可あるいは指定作業場の届け出の受付、また深夜営業の騒音あるいは一般騒音等の苦情処理件数等々の実績を勘案していただきまして、これをもとに人件費、事務経費、備品購入費、これらを算出されて、合計として計上いたしました額として交付されると見込んでおります。

額の積算につきましては、18年度の実績をもとに推計いたしました。

以上でございます。

○委員長（関田正民君） 歳入の質疑を終了して御異議ございませんか。

○委員（尾崎利一君） 40ページの地方交付税のところですけども、先ほども質疑がありましたけれども、資料でいただいた地方交付税交付額調べと——きょういただいたやつですね。これで東大和市の基準財政需要額は——参考資料の19ページですね。基準財政需要額の総額がですね、15年から基本的に19年までふえてきてるんですよ。それで先ほど説明ありましたけれども、20年については全体として4,000億円、それで市町村分2,500億円で、地方再生対策費として基準財政需要額に東大和市は8,500万円上乘せされるという説明だったんですが、実際の需要額は減ってるんですよ。ここら辺がどういうことなのか。地方再生対策費の趣旨も含めてですね、伺いたいと思います。

---

○委員長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の予算特別委員会はこちらをもって散会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって散会といたします。

午後 5時 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

年 長 委 員 粕 谷 洋 右

委 員 長 関 田 正 民

# 平成20年第2回東大和市議会予算特別委員会記録

平成20年3月21日（金曜日）

## 出席委員（22名）

委員長	関田正民君	副委員長	下条学君
委員	吉野孝君	委員	西川洋一君
委員	尾崎利一君	委員	粕谷久美子君
委員	長瀬りつ君	委員	中村庄一郎君
委員	粕谷洋右君	委員	森田憲二君
委員	関野杜成君	委員	小林知久君
委員	押本修君	委員	蜂須賀千雅君
委員	関田貢君	委員	石川庄太郎君
委員	尾崎信夫君	委員	佐村明美君
委員	中間建二君	委員	御殿谷一彦君
委員	大后治雄君	委員	二宮由子君

## 欠席委員（なし）

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君
主事	三浦文一君		

## 出席説明員（42名）

市長	尾又正則君	収入役	岸永通君
教育長	佐久間栄昭君	企画財政部長	浅見敏一君
総務部長	渡辺和之君	総務部参事	並木俊則君
市民部長	北田和雄君	生活環境部長	木内和郎君
福祉部長	榎本豊君	福祉部参事	関田守男君
都市建設部長	氏井博君	学校教育部長	並木清志君
社会教育部長	窪田きく江君	企画課長	野口弘君
秘書広報課長	阿部晴彦君	財政課長	関田新一君

文書課長	宮 鍋 和 志 君	情報管理課長	東 栄 一 君
職員課長	田 代 雄 己 君	総務部副参事	溝 呂 木 公 一 君
管財課長	広 沢 光 政 君	市民課長	関 田 賢 治 君
課税課長	田 口 茂 夫 君	納税課長	小 島 昇 公 君
市民センター長	小 松 敏 博 君	市民会館長	仲 里 章 君
環境課長	梶 川 義 夫 君	ごみ対策課長	乙 幡 正 喜 君
福祉部副参事	原 島 真 二 君	児童福祉課長	町 田 誠 二 君
福祉部副参事	目 黒 文 典 君	福祉部副参事	桜 井 輝 幸 君
生活福祉課長	国 友 開 二 君	障害福祉課長	町 田 悦 郎 君
みのり福祉園長	古 賀 嗣 子 君	健康課長	原 與 四 雄 君
管理課長	木 村 哲 夫 君	庶務課長	鈴 木 尚 君
社会教育課長	小 俣 学 君	体育課長	戸 所 保 君
選挙管理委員会 事務局長	塚 原 健 彦 君	監査委員局長	松 井 悟 君

#### 本日の会議に付した案件

第7号議案 平成20年度東大和市一般会計予算

午前 9時58分 開会

○副委員長（下条 学君） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

○副委員長（下条 学君） 第7号議案 平成20年度東大和市一般会計予算、本案を議題に供します。

18日に引き続き、歳入の質疑を行います。

初めに18日の尾崎利一委員の質疑に対する答弁から行います。

○財政課長（関田新一君） それでは予算書40ページ、参考資料19ページにございます地方交付税の件でございます。

地方交付税の20年度の予算の積算についてということで、前年度に比べまして基準財政需要額が減額となっていると、その理由等ということでございます。平成20年度の普通交付税の積算につきましては、特に基準財政需要額の積算につきましては、改正点を織り込み、また国から示されてございます基礎数値並びに単位費用、こちらのほうを使いまして積算をしたところでございます。

改正点につきましては、地方再生対策債を新設するというので、これを加えたということ。もう一点が算定方法の簡素化という観点から、地方財政計画によります一般行政経費の抑制というものが続いてございますので、その抑制、それから補正計数の縮減、これに基づきまして単位費用が減ってきてございます。それを加味しながら積算をしたというところでございます。

国からは基準財政需要額につきまして、全体としてどのくらい増加、減少するという数字は示されてございません。需要額全体の動向につきましては示されず、各団体における公債費の多寡によりまして、団体ごとにかんがりの差が生じるということから、注意を持って積算をするようにという指示はございます。国から示されている関係ですと、個別算定経費につきましては、前年度に比べまして1%の減、包括算定経費につきましては、2.5%の減ということが示されている関係から、それを織り込みまして積算をしたところでございます。その結果需要額につきましては、前年度予算並びに前年度実績双方と比較をいたしまして、約1億7,000万円、1.6%の減という内容で積算をしたところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 今経費の縮減ということで算定した結果、このように少なくなるという話でしたけれども、私の理解では全国的には経費の縮減と、それから当然増経費の増加分が大体見合っているというふうに——全国的な数字ではですね、というふうに見てるんです。それでさらにその上に、全国的には4,000億円の、何でしたっけ、新しい——先ほど説明あったものが増額されると。で、東大和市で言えば、8,500億円ということなので、（発言する者あり）8,500万円、済みません、8,500万円ふえるということで、当然平成20年度の基準財政需要額は一定増加するのではないかというふう考えたわけですし、それから資料で請求したのも、幾つかの自治体、他市の状況も出てますけれども、減ってるところも確かにありますけれども、ふえてるところが多いというふう思うんです。

その点で、先ほど質問した地方再生対策費が、その分ふえるはずであるにもかかわらず、今回基準財政需要額が減ってるということで、そこのもととの地方再生対策費の意味づけがどういうことなのかというふうに思うんですけれども、この点について前回1回目の質問でもしましたが、この趣旨もあわせてちょっと御答弁お願いしたいと思います。

○財政課長（関田新一君） 全国的には4,000億円、市町村が2,500ほど新たに参入をされます地方再生対策費と

いうことですが、御存じの地方法人特別税というものが、地方の税源の是正という観点から、平成21年度から地方法人特別譲与税という形で交付をされるわけですが、それにあわせて市町村のほうにも、普通交付税の算定ということを通じまして、財源の適正な配分をするという趣旨から導入が検討されて、導入をされるということになったものだと思います。

ただ算定につきましては、人口規模のコスト差ですとか、あるいは第一次産業の就業者比率、あるいは高齢者比率などが反映をされるということから、単位費用に掛けます人口が第一次産業の従事者、それから高齢者人口の比率、この辺が非常に大きな比率を占めるということは東京都を通じても流されてきているところだと思います。結果としましては、財政力が弱く、小規模な市町村に重点的に配分をするということがございまして、積算につきましては、ただ単純にその4,000億円を伸び率ということで見て、1,800の団体でただ単純に割るようなことがないようにという指示は受けているところだと思います。

そのような観点から、当市につきましても、全体を割り戻しますと、1億5,000万円ぐらいの算定が当初は可能かなというふうに思っていたんですが、総務省のほうから示された数字が8,500万円ということでございますので、これを加味しまして、そのほか従来からある経費につきましては、先ほどお話をさせていただいたように、前年度に比較をしまして減ということが示されている関係でございまして、全体として需要額1億7,000万円ほどの減ということで見積もりをいたしたところでございます。その結果、普通交付税の算定につきましては、前年度予算ですと7.1%、前年度実績ですと21%という形で、前年度実績に比べますと普通交付税全体では伸びているという内容でございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 済みません、ちょっと一点だけ。この予算書の件でちょっとお願いしたいんですが、歳入の、交付金とか国庫支出金とか交付税とか、いろいろ項目があるんですけども、その後ろの部分に歳出先をちょっと書いていただきたいなと思ひまして、それができるか質問してます。その歳出先の書き方なんですが、例えば款項目節、説明の部分まで番号振ってあるので、その番号で、括弧書きでもいいんで、支出先、書いていただきたいなと思っているんですけども、可能でしょうか。

○財政課長（関田新一君） 予算書の書き方、様式という御質疑だというふうに思っておりますが、予算書の様式につきましては、地方自治法の施行規則ということの中で、基準となる様式が示されてございまして、当市の予算書につきましても、その様式を基準に作成をしているところでございます。御指摘のような表記の方法への変更というふうになりますと、現在採用してございます予算システムの変更というものも伴うということから、費用がかさむということも考えられるところでございます。そのようなことから早期の変更はちょっと難しいのかなというふうに考えてございます。また各市におきましても、予算書等、可能な限り取り寄せて、うちのほうでも各市の予算書も参考にしているところでございますが、現在のところそのような、歳入のところに歳出の充当先というものを表記している予算書は、現在のところないというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） ないのはわかっているんですね。ただわかりづらいんですよ。どこにこの交付金が流れているものなのか。それをやっぱり調べるのにも時間かかる。それが書いてあると、やっぱりこっちも調べるのに対して時間も省略されますし、ましてあと、よく間違えたときシール張ったりするじゃないですか。そういったやり方すればお金はかかんないと思うんで、歳出先はもちろんわかってこの予算書の作成ですから、

できれば検討して、来年度にはそれをちょっとやってほしいなと思いますので、お願いします。

○企画財政部長（浅見敏一君） 充当先の事業名あるいは事業番号というお話でございます。それで、歳入から見た、どこにその歳入が流れるかということだと思います。そうしますと、歳出先が複数あったとき、そういった記載について、今現状見たときに煩雑になる可能性もあります。そういった点は少しございますので、少し時間をいただいて——他市については恐らくここで歳入の項目で記載はもちろんないと思いますが、そういった工夫が、実際見たときに見やすいのかも含め、検討させていただきたいと思います。また別な手法として、例えば予算書以外でそういった歳入に沿った歳出、充当先の一覧とか、そういうものができるかどうか、そんな点も含めて少し検討させていただければと思っておりますので、当面予算書上は表記は……（発言する者あり）はい。これについては研究をさせていただきたいと思います。

○委員（粕谷久美子君） 今の前の委員と同じなのですが、私もやはりきちんとわかるようなものにしていただきたいということで、85 ページのみどり東京・温暖化防止プロジェクト市町村助成金というのの資料をいただきました。この中でも私は、この助成金の名前だけを見ると、やはり温暖化防止に使うというふうに使っていますが、資料をいただきまして、土木費とか都市計画費、公園費、狭山緑地管理費等というふうになっています。ここに資料をいただいたときには、特に定めはなくというふうに書かれてはいますけれども、要綱のほうを見てみますと、やはり自然環境保護事業とか地球温暖化防止事業というふうになっています。その中身というのがちょっとわかりづらいということもありますので、資料のほうに書かれています土木費とか都市計画というような中身をちょっと教えていただければと思います。

○環境課長（梶川義夫君） ただいまの予算書 85 ページ、みどり東京・温暖化防止プロジェクト市町村助成金についての御質疑でございます。お渡ししてあります資料がございますが、こちらの歳入と歳出の関連づけでございますが、一応ここで資料に表記してございますのは、このお尋ねの市町村助成金、これを何に使うかということで書かせていただいております。これの使い道といたしまして、予算書の 337 ページ、歳出のほうになります。直接的には狭山緑地の林道整備、これが自然保護事業の一環に当たるとということで、この事業の市町村の窓口であります市長会とも確認をとってございますが、林道整備ということで狭山緑地管理費の中の散策デッキの補修材料等々の購入費に充てるということでございます。また狭山緑地管理費につきましては、歳出の構成上もともと土木費の中の都市計画、この中の位置づけでございますので、土木費、都市計画費というような中の公園費ということで枠組みがございますので、その中の狭山緑地管理費の林道整備、散策デッキの補修材料費ということで表現いたしました。

以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） 順番どおりにいけば、最終的にはそういうところが環境というようにところに結びついていくのかもしれないんですが、やはり地球温暖化というのは急激に進んでいると私はすごく思っています。市のほうも、以前に取り組んでいるというような内容というのは話されているんですが、市民とも連携していくような取り組みにやはりこういったものを実行していただきたいなというふうに思いますが、市と市民というふうな関係でやっているような……（「歳出になっちゃうと思うよ」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、済みません。（「歳入でございますので」と呼ぶ者あり）はい。では要望にいたします。地球温暖化というのは急激に進んでいますので、やはり市のほうもきちんと市民と協働できるような対策に使っていただきたいと思います。

○副委員長（下条 学君） 要望でいいですね、今のは。

○委員（粕谷久美子君） はい。

○委員（吉野 孝君） 予算の歳入の中で、今回ののは、最終的には使用料、手数料というのが引き上がったというこの数値が具体的に出てきたと思うんです。46ページから——44ページも入りますが、まず一点は、保育料の改定によって、所得がふえていないのに保育料が上がるということになりましたけども、これが改定されなければどれぐらい——要するに差ですね。どれぐらいの負担増になったのか、この平成20年度の予算の中で。

それからもう一つは、ごみの手数料ですね。これは50ページ、51ページですが、この手数料についても条例によって手数料が変わりました。これは最終的にこの予算の中でどれぐらいの、手数料の改定によって引き上がったものが幾らなのか、これについてお尋ねします。

○児童福祉課長（町田誠二君） 予算書 45 ページ、保育料の改定の部分についてであります。20 年度そのまま改定しない場合ですと、今年度に比べて約 3,800 万円ほどの減収になるということになっております。

以上でございます。

○ごみ対策課長（乙幡正喜君） 予算書 51 ページでございます。ごみ処理手数料等の予算の改定に伴う増収でございます。内訳といたしまして、ごみ処理手数料が平成 19 年度予算費に対しまして 2,732 万 5,000 円の増額となっております。内訳といたしましては、従量制が 114 万円、粗大ごみが 434 万円、持込許可が 1,784 万円、一般持込が 398 万円でございます。それからし尿処理手数料でございます。21 万円余になってございます。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 保育料と今のごみの手数料の問題ですが、これは対象となる人数というか、世帯というか、これはどういうふうになっているのか。また事業所数ですね。これについては、引き上がった金額に対してどういう件数になるのかということをお尋ねします。

○児童福祉課長（町田誠二君） 影響する人数及び世帯ですが、あくまでも 2 月 1 日の状況から見込んだものですが、影響する人数につきましては、1,706 人中 410 人が影響します。比率にして 24.03%、世帯につきましては、1,357 世帯中 338 世帯が対象になります。

以上でございます。

○ごみ対策課長（乙幡正喜君） 粗大ごみの影響額について申し上げたいと思います。粗大ごみにつきましては、18 年度ベースでちょっと計算してみましたけども、料金が 25 円から 40 円に改定されます。そういたしますと 1 件当たり 543 円ですか、1 回当たり。おおむね 36 キロぐらいの粗大ごみの排出が考えられますので、19 年度が 903 円でしたが、増額されますと 1,146 円となりまして、1 回当たり 543 円ぐらいの増額になるんじゃないかと思われます。それから従量制のほうの関係でございますが、件数が、これは年度によって変動いたします。それで、金額ベースで申し上げますと 114 万円の増収となります。持込許可につきましても、持込件数等がかなり変動ございますので、1,784 万円等の変動となります。件数でございますが、183 件ぐらいを予定してございます。

以上でございます。

○副委員長（下条 学君） 歳入の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、歳入の質疑を終了いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 20 分 休憩

---

午前10時22分 開議

○副委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副委員長（下条 学君） 続きまして、歳出の質疑を行います。

初めに、第1款議会費の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議会費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、議会費の質疑を終了いたします。

---

○副委員長（下条 学君） 引き続き、第2款総務費の質疑を行います。

○委員（長瀬りつ君） 97ページでいいのでしょうか。済みません、ちょっと非常勤職員の処遇の問題で少し伺いたいのですが、公務職場における格差の是正ということで、荒川区とか千代田区とか取り組んでいらっしゃるところがあるわけですが、非常勤職員の改革を地公法との関係もあります、どのように進めていかれるおつもりなのかどうか伺いたいと思います。

それから、99ページの職員の福利厚生のところ、まず休んでいる職員の数、それから昨年4月に社会経済生産性本部が調査をしました。最近3年間で非常に自治体における——自治体の調査をしたんですね。うつ病の方が非常にふえているというふうなことがありましたので、その辺について原因等どのようにとらえていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それから、101ページの上のほうの負担金のところで、東京都市長会特別分担金の1,200万円がありますが、これの内訳を教えてください。

それと、105ページです。3の情報公開・個人情報保護事務費のところですが、市民が市の個人情報の扱い方について疑義があるといった場合には、その苦情処理の機関はどこなのか、問い合わせ等はどこになるのかですね、教えていただきたいと思います。

それから、109ページの24、投資及び出資金というところで、地方公営企業等金融機構出資金というのがありますが、新たにつくられたという説明でしたけれども、何をするとところなのか伺いたいと思います。

それから113ページです。委託料の中のねずみ・害虫等総合防除委託料というのが、建物に関してはこういったものが出てくるわけですが、これは1月25日に厚生省の健康局長名で通知が出てます。建築物衛生法維持管理要領というのを改定しました。で、その中にあるIPMと言われている、いわゆる総合的有害生物管理についてのマニュアルとかを示したもので、なるべく薬剤の使用を減らしたいということが目的でつくられたものなんですけれど、ホームページでも見れますが、保健所のない市には多分通知が来てないのではないかと、いうふうに思いますので——留意点というのがきちんと書いてありまして、生息の実態調査をして、それでどういうふうな形で、結果に基づいて、例えばゴキブリが10匹見つかったから、じゃ5匹は殺そうというふうに、何かそういう目標を立てるとなってるんですよ。だからなるべくその発生源をきちんと、進入経路をふさぐとか、まず薬を使う前にそういうことをしなさいというふうになって、マニュアルが載ってますけれども、市のほうとしてそういうことをきちんと考えていらっしゃるかどうか伺いたいと思います。

それから、115ページです。備品購入費の中の事務用備品の購入のところに關係して、再生紙の偽装の問題がありまして、資料をちょうだいいたしました。それでしっかりと市としての基準をつかって、それ以上のものを購入していくというふうな御報告がありましたので、それはいいんですが、再生紙だからがまん使っていくって問題ではなくて、紙の使用をどう減らしていくのかというふうな工夫を考えなければいけないと思います。そういう意味では、小平市ですとか羽村市とか福生市が電子庁議をしています。要するに資料の紙を削減するためであるとか、資料を永久保存するのに適正管理をしていくためだとか、職員と情報を共有していくというふうな意味でもされていますが、そういった紙使用削減に向けてのお考えを聞かせてください。

131ページの自治会の補助金の關係ですが、まず自治会の組織率を伺いたいのと、今回自治会の補助金については削減項目になかったのかなというふうには思いますが、そうすると補助金がないとやっていけない団体だというふうに思われたのか、削減しなかった理由と、それから新しく越して来た人が自治会に入りませんかというふうにお誘いを受けるんですけど、そのときに災害が起きたときのために自治会に入りましょうと。そうすると、そういう言われ方をすると、市は自治会に入っていない人は災害が起きても助けられないのかと、そういうふうに対策をとってくれてないのねっていう感じで受け取られるんですよ。ですから、そういう自治会に入りましょうという勧誘の仕方というのを少し、それぞれの自治会で考えればいいことですが、市のほうとしてそんなことはおっしゃっていらっしゃらないというふうには思いますし、当然自治会に入っていない人でも対策をとれるように考えていますということを、市はアピールをしたほうがいいかなというふうに思います。とりあえずそんなところですよ。

○職員課長（田代雄己君） 予算書の 97 ページの關係で、非常勤職員の処遇の關係で御質問をいただきました。非常勤職員の中には嘱託員と臨時職員がいると思うんですけども、それぞれ何点か例に挙げてお話ししたいと思います。まず賃金の關係なんですけれども、賃金に当たりましては、他市のやはり自治体の状況を勘案しまして、金額を定めております。事務専門員が 1,270 円、一般職の臨時職員が現在 840 円ですけども、大体他市並みの処遇になっております。

また他の手当ですね、時間外勤務手当等は臨時職員でも嘱託員でも支給をしているところでもあります。また通勤手当につきましては、職員には出しておりますけど、臨時職員、嘱託員には出していない状況は現在あります。また他の手当につきましては、自治法等の關係で非常勤職員にはそういう手当を現在支給ができないような、そういう状況になってますので、嘱託にはそういう手当等は支給できないことになってますので、その辺、それよりも過分な手当は現在のところできない制度になっております。

また臨時職員につきましては、地公法で一般職に当たっておりますけれども、期間が短期間ということで、解説とか読みますと、時間外勤務手当とか休日勤務手当以外の手当を支給することはいかなるものかというような解説もありまして、現在は支給してないところでもあります。いずれにしても、こういう処遇の改善というのは社会的な問題になっておりますので、他市状況等を調べまして、研究はしてまいりたいというふうに考えております。

あと 99 ページですね。職員の福利厚生の關係です。長期休職、休暇ということでお話をいただいております。18 年度中に 1 カ月以上病欠で休職した職員ということで、30 日以上病欠休職者は 17 人いました。うち精神障害に当たる職員は 7 人ということになってます。これは 18 年 4 月 1 日から 19 年 3 月 31 日という期間に 1 カ月以上ということで御理解をいただきたいと思います。これの比率なんですけども、他市も同様の集計が出ておりまして、他市に比べては若干少ないかなというふうな比率になっております。

今後の対応なんですけれども、幾つか職員等の対応ありまして、メンタルヘルス相談につきましては、まず一義的に職員課がやっていると。また希望者に応じて産業医がやっていると。そして、さらに共済組合でもメンタルヘルスカウンセリングという事業に取り組んでおりますので、それを紹介すると。さらに 19 年度、市の衛生委員会というのを設けまして、そこで長期休業者の対応を研究しました。そこで意見書が取りまとめられて、その中の意見では、臨床心理士等のカウンセラーによる相談事業を市で実施したほうがいいんじゃないかというようなことで、長期休業者の対策を 19 年度意見書として取りまとめまして、できれば 20 年度に事業として進めてまいりたいというふうに考えております。

長期休業者が休むに当たりまして、考えられる原因としましては、やはり仕事が、職務内容がかなり高度化してると。また事務的にも複雑になってるとということが一つ大きな原因になっているのではないかというふうに考えております。職員課としましても、やはり職員が休むということは大きなロスになりますので、きちんと相談受けて、そして把握して、対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○秘書広報課長（阿部晴彦君） 101 ページの東京都市長会特別分担金の件でございますけれども、こちらはさきの 20 年 2 月の東京都市長会全体会におきまして予算審議がされたものでございまして、決定されたものでございます。こちらは東京都市長会におきます従前からの約束事となっております、4 月 1 日時点における会長市に求められる負担金でございます。その際の予算審議の資料の中では特に積み上げた形での内訳等はございませんので、内訳の記述はございませんけれども、こちらは市長会の運営及び全国市長会、さらには東京都等との連絡調整事務を担います人件費を含む経費の一部として特別に分担する、そのような市長会におけるルールとなっております。

以上です。

○文書課長（宮鍋和志君） 個人情報保護の関係でございますが、個人情報について苦情がありますときには、基本的には実施機関の対応になります。ただ実施機関が必要があると認める場合には、個人情報保護審議会の意見を聞いて、対応することになっております。

それから、紙の使用の問題でございますが、どのように減量していくのかということなんですけれども、先日紙の使用について庁内通知を出しました。今まで起案書等につきましては、片面で書類を起こす慣習がございましたけれども、両面を使って起案処理をするようにということで庁内に通知をいたしております。それから庁内通知等を電子情報でやりとりすることについては、今後検討ということになります。

以上でございます。

○財政課長（関田新一君） 予算書 109 ページになりますが、地方公営企業等金融機構の出資金につきまして御質疑をいただきました。平成 18 年 5 月でございますが、現在の公営企業金融公庫、こちらの廃止を含む政策金融改革等が盛り込まれた法律が成立をいたしまして、公営企業金融公庫にかわる地方への資金の出資機関ということから、地方公営企業金融公庫というものが新たに設立されることとなったこととございまして、現在の公営企業金融公庫の資本金につきましては、166 億円が国庫から支出をされているわけでございますが、それにかわりまして、地方自治体が押しなべて出資をするということになったところでございまして、ちなみに一般の市でございますが、このうち 64 億円を出資するというところで、出資金につきましては、現在の公庫の貸付の残高、それから標準財政規模、これに基づきまして案分負担率が決まっておりますのでございまして。

以上でございます。

○総務部参事（並木俊則君） 予算書 113 ページになります。委託料の中のねずみ・害虫等総合防除委託料でございますが、この委託の仕様につきましては、関係法律あるいはその基準に伴いまして計画を立てまして、それに基づきまして生息点検業務あるいは総合防除ということで、そのような形で行うようにしておりますので、マニュアル等に沿った中で、20 年度も進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○生活環境部長（木内和郎君） 予算書131ページの地域振興管理事務費に関する御質疑でございます。

まず一点目といたしまして、自治会の結成率でございますが、残念ながら年々減少してございまして、平成19年度におきましては40.1%ということでございます。この理由の一つといたしましては、大型マンションができてございまして、人口がふえている割には自治会の結成率が進まないということが原因と考えてございます。

また、二点目にございました、発災があった場合、自治会に入っていないと行政としての援助が及ばないと——そんなことはもちろんございせんが、自治会長会議等で実態といたしまして、阪神大震災あるいは新潟中越沖地震を例にとりましても、一刻を争う状況下におきましては、隣組あるいは自治会といった方々のボランティアによる活躍が非常に大きいと聞いてございますので、そこら辺の事例を紹介した部分がちょっと曲解されて、自治会に入っていないと支援の手が届かないというような形でいったのかと思いますので、そういったことはないということで、また引き続きPRは努めたいと思っております。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 非常勤職員の処遇の問題については、職責に応じた処遇ですとか、確かに臨時職員は6カ月ごとのはずなんですけど、長くいらっしゃる方もあるわけで、そういう場合に専門性とかそういった経験とかに応じてやはり支給する段階を変えているところもあるように聞いていますので、そういったことも含めて放置することは許されないだろうというふうに思いますので、考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、職員の休業者が非常に多いということなんですけど、年齢別までわかるのかどうかということもありますし、それから原因は先ほどおっしゃいました仕事量の増加だとか、あと市民が行政職員に対して見る目は厳しくなってますよね、年々ね。あと職場の中での助け合いみたいなものも少なくなっているのかなというふうなことも原因としては考えられるんですけど、やはりそうですね、臨床心理士さんによるカウンセラーということで意見書をまとめられたということですが、全体的な問題として、やっぱりこれからもしっかりと取り組んでいっていただきたいというふうに思います、この件については。

それから、市長会の1,200万円の分担金ってすごいですね。会長市になるとこういうものがどんと出てくると思ってもいなかったの、あんまりじゃないかというふうに思ったんですが、人件費の経費の一部ということのようですけど、市長、1年で任期、4月いっぱいまで終わりですよ。そうですね、もう一回やるっておっしゃらないようお願いします。

それから、105ページの個人情報の関係ですが、直接の苦情処理は実施機関が対応して、個人情報保護審議会の意見を聞いてというふうにおっしゃいましたが、個人情報保護の審議会委員の名簿が出てこないんですけど、なぜなのでしょう。きのう、おとといでしょうか、市の関係する審議会すべての委員の名簿を出していただいたんですが、情報公開と個人情報の審査会の委員は名簿が出てくるんですけど、個人情報保護の審議会の委員、43条で決まっていますよね、学識が4人、市民から4人というのが書いてあるんですけど、名簿が出てこないんですけど、ちゃんといらっしゃるんですよ。はい、わかりました。じゃ後で名簿いただきます。後

ででいいです。

それから、建物の中の衛生害虫の駆除については、人の健康に対するリスクですとか環境への負荷とかを考えて、さまざま発生源対策ですとか進入経路を断つとかいろんなやり方みたいなものを、結構厚労省は、詳しいマニュアルもホームページで出していますので、その辺を見ていただいて、化学物質過敏症の方とか今ふえてらっしゃいますので、そういう意味での対策も今後きちんとやっていっていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

それから、自治会の補助金の関係ですが、聞かなかったですよ、20%削減しなかった理由を。済みません、聞かなかったので、それもう一度教えてください。で、この地域振興管理事務費の中の嘱託員というのがあるんですが、これは去年までなかったんですけど、嘱託員を配置された理由をお聞かせください。

それから、159ページで徴収事務費の中の郵便料で、督促状が増加をしているということでもふえているわけですけど、単なる市の茶色い封筒で行くよりも、封筒をカラーに変えたら効果があったという市があるんですよ。最初は黄色で、それで最終的なお知らせですよというときは赤の封筒で行ったら、1カ月の間に問い合わせが来たとかっていう効果があるみたいなので、単に市の茶色い封筒だと、中も見ないで、ふんとやられる可能性があるんで、少し手はずなどちょっと変えてみる気はありませんかね。

○市長（尾又正則君） 今長瀬委員がおっしゃった東京都市長会の件でありますけども、会長市は1,200万円というお金を提供する義務がありまして、これは慣例的にずっと行っております。今長瀬委員がおっしゃるように、1,200万円というお金でありますけど、これは有効に使われているというふうには私は思っております。しかし、今各自治体が非常に大変な財政危機に陥っている中において、この1,200万円というお金は非常に大きい額でございます。私は、やがて会長をやめた後は東京都市長会の顧問になりますけれども、顧問になった段階でもって、改めてこの金額についてよく検討し、時代状況を見ながら、この金額について改めて検討し、研究し、財政状況を考えながら、分担金のあり方を再度研究してみたいというふうには思っております。

○企画財政部長（浅見敏一君） 131ページの自治会の補助金の削減の件でございます。これにつきましては、市の予算編成方針等で今回、団体補助についての20%削減項目の対象といたしました。その後その事業内容について調整をした結果、削減の対象外といたしましたわけでございますけども、主な理由といたしますと、この自治会そのものの活動、自治会の組織率を高めるという目標で事業課では事業を展開しているわけでございますけれども、そこで地域の協働であるとか拠点づくりということで大切な事業ということですので、より一層の充実を図るということで、今年度削減の対象といたすことはなく、従前どおりの補助金ということで決定した内容でございます。

以上でございます。

○生活環境部長（木内和郎君） 同じく131ページの地域振興管理事務費の嘱託員報酬に関してでございます。現在再雇用職員を市民生活課に配置していただきまして、事務に当たっているわけでございますが、これを平成20年度におきましては事務専門嘱託員へ切りかえを図る予定でございます。再雇用職員につきましては、予算措置は職員課ですわけでございますが、事務専用員となりますと、担当部署で手当てすることになってございます。そういったことで増員になったということでございます。

以上でございます。

○総務部長（渡辺和之君） 非常勤職員の処遇の関係ですけれども、確かに専門性、経験等で支給の段階をとっているところもあるようです。今後国あるいは東京都、今おっしゃられた荒川区や千代田区、他団体も十分調

査をしたいというふうに思っております。

二点目の、大変今心配してることなんですけど、職員の精神的な悩みですね。こういう問題に対して、早期に発見をして、病欠にならないように対応しなきゃいけないということで、先ほど担当課長からもお話がありましたけども、カウンセリングをして、気軽に相談できる体制をつくって、そういう職員を一人でも多く出さないように、人事としては早急に手当てが必要だなというふうに考えております。

以上です。

○納税課長（小島昇公君） 159ページ、納税の催告の関係の封筒の色で御質疑をいただきました。確かに他市におきまして、赤の色ですとか、青の色ですとか、色を変えることによって市民の方の反響が大きかったという話は私どもも承知しております。反響の内容といたしまして、近所にわかってしまうという、そういった逆の反響もちょっとあるんですね。東大和市といたしましては、現在は封筒は同じ色でございますが、封筒の中をあけていただいて、催告の内容によりますとオレンジ色を使うとか、そういう内容では今実施しております。封筒自身の色についてはこれからまた検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副委員長（下条 学君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

---

午前11時 1分 開議

○副委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（小林知久君） 予算書の105ページです。法規事務費なんですけど、ほかに法規事務費って多少分散してるんでしょうか。法律相談の業務委託というのしかないということで、ちょっとその辺、法規事務というのがどういう計上のされ方をされているのかを教えてください。107ページの広聴活動のほうに法律相談とかもあるんですけど、これは市民向けということで、その法規事務というのの業務の体制というのをどういう予定をしているのかをお聞かせください。

それから、119ページです。まず平和事業費ですが、これ企画とたしか博物館でも計上されてると思うんですけど、どちらかいいんじゃないかと思う、というところがあるんですけど、多少趣旨の違いがあるんでしたら教えてください。連携はされてると思うんですけど、その辺の博物館との連携がどうなっているかというのを教えてください。

それから、その下の行政改革推進業務費。ちょっと皮肉を言わせていただきますと、これ要らないんじゃないでしょうか、間に合わなかったということで。今回の行財政改革との関連で、この行政改革推進業務がどう生かされるのかというのをお聞かせください。

それから、予算書の123から125ページにかけてですが、システムの——自前のサーバーから外部委託を検討されてるということをごくかの議会でお聞きしたと思うんですけど、外注になる場合、特に125ページのそれぞれの委託料のどの部分を外注を考えるのかですね。例えば電算設備保守点検が削減できるのか、その下のシステム運用保守委託が削減できるのかとか、どのあたりが外注の検討の対象になってるんでしょうか。これを教えてください——その下の汎用機器かな、ちょっとこの辺わかりづらい、教えていただければと思います。

それから、131ページです。都市交流事業費、これも喜多方市になってしまい、山都町というのがあいまいなまま残っています。この辺どういう検討をされたのでしょうか。

それから、予算書の133ページ以降ですね。市民センターと集会所ですが、それぞれいろいろ計上されてるんですが、その中で、例えば137ページの集会所の施設管理委託料というのがありますね。これはまずどういう内容かというのを確認させてください。それから、この財政状況の中で、これは例えば各集会所をある業者に一括委託するとか、例えば主要で利用されている自治会の方に、アドプト制度というんですかね、委託をするとか、そういう形で外部委託などを検討されたのかどうかというのをお聞かせください。

それから、151ページです。男女共同参画推進事業費です。男女共同参画に関しては必要なことだと思うんですが、映画の意味を教えてください。意味があるのかなど。映画のタイトルまでは聞きませんが、若干苦しんでるんじゃないかなと、企画立案に。その辺で、この事業でやっているというところの意味を教えてください。

それから、その次のページです。緊急一時保護施設補助事業と。これは内容を教えてください。具体的な町の名前とか施設名とかは結構ですが、どういう趣旨で、どういうところに補助をして、それが市民サービスどうなるのかというのを教えてください。

以上です。

○**文書課長（宮鍋和志君）** 105ページの法規事務費、法律相談業務委託料でございます。こちらにつきましては法律相談ということで、軽易なものについては電話連絡等、困難なものにつきましては相手の事務所まで伺いまして法律相談をさせていただいております。今回は月額7万8,000円の12カ月分、それに消費税ということで98万3,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○**企画課長（野口 弘君）** 予算書119ページの平和事業についての御質疑でございます。これについては、平成20年度の平和市民のつどいというものをまた予定しております。この中では、都立東大和南公園内の旧日立航空機株式会社変電所周辺の、これは通称ですが平和広場と申しておりますが、こちらについて平和コンサート、それから平和文集の配布だとか、あるいは折り紙のコーナーですね。こういうことの催しを考えております。郷土博物館との連携はどういうことかと申し上げますと、先ほど申し上げました変電所内でパネルを展示すると、それから戦争遺品の展示ですね、それから爆弾模型の展示等を今年度は企画してございます。

それから、二点目の御質疑で、同じ119ページの4の行政改革推進業務費ということで、こちらのほうで一応予定しているものは、大きなものは講師の派遣手数料を行政評価として、これ行政改革ということで、行政評価を予算計上しております。これにつきましては、第3次行政改革大綱推進計画にもありますが、行政評価制度の推進ということで、仕事に対して成果を重視していく意識を全職員において高めていき、効果的・効率的な行政運営を目指すために事務事業評価を行い、業務の必要な見直しを行うとなっておりますので、今年度も研修を行うというような考えでございます。

以上でございます。

○**生活環境部長（木内和郎君）** 131ページの都市交流事業の関係でございますが、現在山都町が喜多方市山都町になってございますが、現在特例区として山都町の名称は存続してございます。そうした中で、市民の方に山都町に行っていたいただいた場合補助をしているわけでございますが、引き続きこの都市交流については続けていきたいと思っております。

また、二点目に、151ページ、男女共同参画の関係でございます。男女共同参画の映画の意味ということでございますが、男女共同参画という意識、非常に市民に浸透度が低いということもございます。これから21世

紀の最も重要な課題として男女共同参画社会を構築していくに当たりまして、意識の浸透のため積極的に啓発活動を進めていくために実施したいと思っております。

三点目でございます。緊急一時保護施設補助事業の事業内容ということでございますが、配偶者からの暴力と申しますのは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であります。こういったことから、配偶者等からの暴力から逃れるための一時保護施設、これは東京都では公立施設が2カ所だけでございまして、件数的にも決して十分とは言えない状況でございます。それを補っているのが配偶者の暴力の被害者を支援する女性団体が運営している民間施設でございます。施設を利用するためには利用料金がかかるわけなんです、着のみ着のまま逃げてきました被害者の中には、それを負担できない場合も多々あると聞いてございます。こういった特殊事情から民間施設の運営が非常に厳しいと、そういう状況を勘案いたしまして、配偶者暴力防止法第26条で、国及び地方公共団体は積極的支援に努めるということが明記されておりますので、新たに民間の一時保護施設運営費の一部を補助したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○情報管理課長（東 栄一君） 予算書123から125ページにかけて、基幹系システムのアウトソーシングした場合にどの項目が該当するかという御質疑でございますが、おっしゃるとおり現在基幹系システムの中核となります大型の汎用コンピューターにつきましては、稼働年数が長期化していることから、更新に向けて今アウトソーシングのサーバー化を視野に入れて検討をしております。

それで来年度につきましては、まず具体的に既存のシステムの問題点を洗い出しをする必要があると。それと、今後の電子自治体の推進に向けて、その方向性をいらいらと、拡張性のあるシステムを構築する必要があるということなので、そのために既存の基幹システムのほかに、それに付随する関連業務、その他市の情報システム全体の最適化をどう図るべきかということの観点から方針立てをするというふうに考えてございます。したがって、そのために来年度、平成20年度は基幹系システムの更新業務の支援をしてもらうということで委託料を計上してございますが、その中で検討するということになりますので、場合によってはもう少し範囲が広がるかもしれませんが、現時点で申しますと、123ページの委託料で下から2行目プログラム作成委託料、それから125ページの一番上の電子計算機運用等委託料から、文書情報抹消処理等委託料までですね。それと14節の使用料及び賃借料で、汎用機器等賃借料、あと一個飛ばして後処理機賃借料、このあたりが今のところ、仮にアウトソーシングした場合にこれが削減される項目でございます。

以上でございます。

○市民センター課長（小松敏博君） 予算書137ページの関係で、施設管理委託料の関係です。これはその前の135ページの関係でありまして、清水地区集会所の管理費の関係ということで、これは管理人の雇い上げということで、管理人には施設内外の清掃ですとか、施設の貸し出し等を行っていただいております。通年ですとシルバーのほうに委託というような形で、その委託料をいただいております。

それと施設の外部委託と申しますか、地域の方にと申しますか、そういうような関係ですが、記憶で申しわけないんですが、数年前に地域の自治会あるいはそういうような団体の方々とお話をさせていただきましたというような経過があったと。その中で合意に達しなかった点というのは、やはり請け負ったと申しますか、地域なり自治会の専用施設であればというような条件もあって、何かそこいらあたりで合意に達しなかったと。ですから、預かることはやぶさかではないんですが、なかなか市全体の方々ということになると難しいなというような意見が大勢を占めていたというような記憶があります。

以上です。

○委員（小林知久君） まず105ページからいきます。私がお聞きしたのは、法規事務はほかにどういうことをやっていますかという内容です。ここの部分の相談業務委託は存じ上げておりますので、次のページの法律相談とも含めて法規事務というのがどういう体制なのかと。弁護士に相談する以外はやってないんですかという質問です。多分やってると思ってるんですが、それを教えてください。

それから、予算書の119ページです。平和事業費ですが、私も内容は存じ上げております。郷土博物館と両方計上する意味は何でしょうかという質問です。

それから、行政改革推進業務も同じく内容は存じ上げております。今回の行財政改革との関連性をどう考えているのかとお聞きしております。事務事業の見直しということで、政策的なことには立ち入れないということでしたらば、今後必要ないのではないかと。講師の方も、90万円払っていますが、現状の市政と合っていないんじゃないかなというふうに感じます。そこへの御見解をお聞かせください。

それから、123ページ、電算処理事業に関しましては結構です。失礼、それで、済みません、基幹系システム更新業務支援委託というの中身ですね、をもう少し詳しく教えてください。

それから、都市交流事業ですが、継続するというところで、これは定期的な山都町の方との話し合いというか、どうもこれを見てると補助金だけなんですよね。行政同士はどのような話というか、会議というか、交流のあり方を考えているのでしょうか。または行った方から何かフィードバックしてもらおうかということでしょうか。お聞かせください。

それから、集会所ですが、137ページあたりです。済みません、過去の記憶の御答弁というのはしていただきたくないんですが、まず今回予算作成に当たってそういうことは検討されたのかと。20年度予算に関して検討されたかをお聞かせください。それで、過去というのは大分昔のようですが、これは専用施設じゃなきゃやだっていうのは、それは無料で丸ごと渡すからということですかね。例えば自治会の方に管理委託のうちの半分でも渡してというような形なんでしょうか。私を知る限り、自治会というのは結構——自治会以外でもいいんですが、そういう基本の運営費というのは結構求めていると思いますので、下手な補助金より、運営してもらいかわりにお金を渡すというのはそんなに嫌がらないと思うんですが、ちょっとその辺を——どういう条件で過去に依頼をしたのかというのをお聞かせください。

それから、予算書の151ページです。男女共同参画推進事業と。男女共同参画の意識を広める映画の上映ということですよ。じゃ、そういう映画であるという認識でまずいいですね。それから、映画以外の手は検討されたかを教えてください。ここに書いてある以外でいいです。効果が薄いのではないかと、もっとやれることがあるのではないかとという疑問です。お答えください。

以上です。

○文書課長（宮鍋和志君） 105ページの法規事務費でございますが、こちらは純粹に各主管課が事務を行うに当たりまして法的に疑問な場合がありますので、逐次法律相談を行政の側としてさせていただいている法律相談でございます。純粹にそれだけをお願いしている状況です。

○秘書広報課長（阿部晴彦君） 107ページでございます法律相談でございますけども、こちら委員が御質疑の中でありましたように、市民向けのものでございまして、毎週金曜日の午前中、1人30分で6名の枠で市民向けの相談に弁護士が応じているものでございます。

以上です。

○社会教育部長（窪田きく江君） 119ページ、平和事業費で郷土博物館と重複予算の計上という御質疑でございますが、郷土博物館につきましては、文化財保護・保存という事業で旧変電所をマイナスの文化財ということで保存をしております。したがって、博物館で予算を計上しているものにつきましては、旧変電所の消防設備点検と、それから変電所の除草委託、それと用地借上料、それと変電所の埋設管用地占用料それだけの予算の計上でございます。ただ、マイナスの文化財ということで、平和事業のとき以外にも変電所を市民の方等に広くお見せしたいと。変電所の広さはあの大きさですので、建物だけを見ていただくのではなくて、そのときに有効にパネルと一緒に展示してるといってございます。

以上です。

○企画課長（野口 弘君） 119ページの再度の御質疑でございます。行政評価、行政改革との関連で、事務事業の必要性はないのではないかというような御質疑いただきましたが、評価事務事業ですね、市の施策に基づく各課等の主要な事務事業のうちの市の裁量で行っているものとか、あるいは市の施策に直接結びつかなくても市民サービスに係る提携事務等につきまして、1課5事業程度を考えまして常時ふやしていこうと。これは第3次行革のほうでも求められておりますので、事務事業評価は必要があると、行政改革についても必要があると考えてございます。

以上でございます。

○文書課長（宮鍋和志君） 法規事務について言葉が足りませんでしたので、補足説明させていただきます。法規事務につきましては、条例、規則等の審査を主にやっております。ペンと鉛筆と本だけがあればできますので、そのため予算は計上してございません。

以上でございます。

○情報管理課長（東 栄一君） 予算書125ページ、基幹系システム更新業務支援委託料の中身でございますが、現状では現状調査及び分析、それから市の最適化された状態を考えた上での方針の検討、その方針を踏まえた上での予算額、費用対効果を含めた予算の算出、それからそのシステムを開発する計画の立案等、移行の要件とか移行計画の立案、そういったものを検討してもらうということで、成果物としては現状調査の報告書やシステム最適化の基本計画案、それとシステムを新しく調達する際の関連資料、こういったものを提出するというところで考えてございます。

以上でございます。

○生活環境部長（木内和郎君） 131ページの山都町との交流事業でございます。山都町と東大和市で、行政間で今後のあり方について検討したのかということでございますが、それについては具体的にはまだしてございませんが、特例区が終わるまでには進めたいと思っております。また、ここに記載のございます補助金以外の事業といたしましては、例えば山都町から農工商まつりのときに東大和市に来まして、特産品の販売等を行います。そういった中で、当部と一緒に手伝ったり、またきのうも終わったんですが、多摩湖駅伝に山都町の中学生在が派遣してきていただいております。また山都町と東大和市の絵画展の交流等々を実施しているところでございます。

続きまして151ページの男女共同参画の関係でございますが、映画以外の——映画ではちょっと効果が薄いんじゃないかということでございます。こういった中で、映画以外の事業といたしましては、男女共同参画フォーラムの中で講演会を実施しております。また今後の方向でございますが、現在川柳の募集を行って、非常に好評を得ているところでございますが、こういった川柳が一定の数たまりましたら、冊子として皆さんにお

配りする、あるいは今川柳の募集をいたしまして、その選定につきましては選定委員会で実施しているわけなんです、それを一般的に公募しまして選定していただく、そのようなことも考えながら少しでも男女共同参画の意識啓発に努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○市民センター課長（小松敏博君） 137ページの関係です。今回の20年度予算において、管理委託の関係を考えたかということですが、それは特に考えておりません。例年どおりの形で予算を盛りさせていただきました。それと先ほど大変失礼いたしました、過去の記憶でということでしたが、平成12年から13年にかけて芋窪あるいは清水、仲原、多摩湖畔とか、かなりの自治会の方々と話をしております。その中で、やはり業務時間が8時45分から10時15分だと長過ぎるのではないかと、あるいは場合によってはお金の受け取りがあったりとか、いろいろ業務が多いということも先方に受け入れられなかった理由として出ております。当時は年間70万円という金額が提示されております。

以上です。

○委員（西川洋一君） 予算書95ページの職員の関係です。今回予算説明を聞いてまして、嘱託員報酬及び臨時職員賃金、これが各所にふえるという形で出てきたように聞こえました。そこで例年聞いているわけですが、この20年度予算の中での正職員数、労働時間数、嘱託員数と労働時間数、臨時職員数と労働時間数、臨時職員については人数が出るかどうかわかりませんが、総労働時間で出れば教えてください。それを昨年の予算との比較でも教えていただきたいと思います。

それから、119ページの平和事業費ですけども、平和事業費としての計上は少ないんですが、各部署で平和に係る事業をやっておりまして、昨年7月15日市報では平和月間という形でのまとめた表記があって、東大和市が平和事業に対してこういうふうに取り組んでいるよって感じが一覧で出たわけですよ。今年度の予算の中では、これに対応してこれよりふえるのか、昨年よりふえるのか減るのか、あるいは昨年の記述にはありませんけども、憲法パンフを途中からつくったとか、そういう形での取り組みがありました。

ですからこれが20年度予算ではどうなっているかということですね。さらにできましたら、これは今関係してるのは企画財政部、社会教育部ですけども、他の部でも平和に係る考え方を持って事業を進めることができるかと、そういう思いがあるかというのを聞かせていただきたいと思います。例えば角度は違うんですけども、総務部では国民保護法に基づく計画——私から言わせりゃこれは平和の取り組みじゃないんですけども、一応政府の側は平和のため、安全のためという言い方ですけども、そういう考え方で取り組んでますよね。福祉部で言えば、これが平和に入るかどうかはとにかく、原爆被害者への援助という形で出すとか、そういう形してますよね。そうしたことも含め、各部でやはり平和について取り組んでくってというのは非常に大事じゃないかというふうに思いますので、そういう角度での検討があるか、なければしていただきたいという思いで聞きます。

それから117、119ページ、企画、行革の件ですけども、この件では20年度予算に入っている第3次行政改革大綱の項目一覧を出してくださいということでお願いしまして、資料出していただきました。それで私の中に、例えば国保の値上げのことが入ってないように見受けられますよね。これは行政改革大綱に基づく予定で実施したものではないのかとか、それから人件費の削減というのも行革の中にあると思うんですけども、そういう角度から20年度の予算で正職員の人件費が削られて、非正規雇用化に進んでいるというふうに見受けられるんですけども、そういう項目として何か入ってないようには見られるんですけども、本当にこの20年度予算に

入っている第3次行政改革大綱の項目全部が、この出していただきました資料に載っているのかどうか。今私のほうから若干指摘した部分があるんですけども、それは行政改革大綱に基づかないものだったと、こういうふうに言えるのか、その辺をお聞かせください。

○職員課長（田代雄己君） 予算書の95ページの関係で職員人件費、そして臨時職員、嘱託員の職員数と労働時間数ということで御質疑いただきました。20年度当初予算で最初に申し上げたいと思います。まず当初予算書上の職員数なんですが、全会計合わせまして478人が人数です。勤務時間なんですが、これは仮定の数字で申しわけないんですが、職員数に週40時間52週を掛け合わせたものと、あと今の人件費の中に時間外勤務手当が入っておりますので、それを平均単価で割り戻して総時間数ということで仮定の数字を出させていたしております。それが102万2,526時間になります。臨時職員なんですが、総時間数が38万4,589.5時間に、予算の見積書を積み上げますとそういう時間数になります。人数なんですが、これも仮定の数字で申しわけないんですが、1週29時間の臨時職員が52週働いた1年間の労働時間数1,508時間で割りますと、およそ255人分という形になります。嘱託員なんですが、これは139人です。これも仮定の勤務時間数を出しますが、これは週に30時間勤務を52週働いたということで考えさせてもらいますと、21万6,840時間ということになります。それを合計しますと人数で872人、労働時間数ということで162万3,955.5時間になります。

同様の考え方で、19年度当初予算で申し上げたいと思います。当初予算書の人数が506人です、正職員ですね。総勤務時間数が108万4,110時間です。臨時職員が30万1,421時間です。計算上の人数が200人です。嘱託員が、人数は125人です。勤務時間数が19万5,000時間です。合計しますと831人、時間数が158万531時間です。人数を比較しますと、20年度当初予算では総人数ということで41人ふえて、総時間数としまして4万3,424.5時間ふえてるような形になっております。

各課に年度当初予算につきましては嘱託、臨時職員がふえてるんですが、この件につきましては、やはり退職者の不補充の関係で、その方々が臨時職員や嘱託に置きかわっているケースと、あとやはり嘱託の場合ですと防犯パトロールや、あるいは特別支援教育等の事務増っていうんですかね、そういう形でふえたり、また臨時職員の場合には学童の児童数がふえたケースだったり、障害児対応だったり、新しい事業に伴うやはり特別支援教育だったり、そういうことの補助という関係で主管課のほうで臨時職員や嘱託員がふえている傾向がございます。

以上でございます。

○企画課長（野口 弘君） 119ページの御質疑でございます。平和事業について申し上げます。企画課で予算化してございまして、これについては平和市民のつどいの関係の消耗品等関係ですね。これは文書課のほうから用紙等ももらってましたので、それは自分のところで調達してくださいということで考えましたので、用紙代が——紙代ですね——若干ふえたのと、それから折りヅルもやってございますので、文集関係ですね、平和文集、それから折りヅル関係の費用が若干ふやしていただけて、2万円の増ということになっております。あと関連の事業としまして、今現在郷土博物館以下、中央公民館、これについても平和について考える関係の映画会とか、中央図書館では非核平和図書展を連携してやっておりますので、今のところは社会教育部との連携という形になっておりますが、今後他の部との連携が持てるかということは調査研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○企画財政部長（浅見敏一君） 予算書の119ページでございますけれども、行革の関係で、行革の今回追加で

資料でお出しさせていただきました平成20年度予算に入っている第3次行政改革大綱の項目の一覧ということで、歳入歳出の削減項目について資料をお出しさせていただきました。それから、それに伴って国保の関係の繰り出し、繰り入れの関係でございますけれども、そちらの事業の内容についてこの中かという御質疑でございますけれども、これは今回お出しさせていただいた資料は、まず19年10月4日付で、予算編成に当たりまして、平成20年度予算に関して経費節減等に取り組む項目ということで、第3次の行革の担当部、担当課の立場から経費節減にかかわる取り組み項目をさせていただきました。それらが予算上に反映できたものとできてないものがございます。これについて、この表については記載をさせていただいております。

一方国保の繰り出しの関係であるとか、あるいは保育料等についての行政改革事項の中では平成21年の取り組みとなっております。これについては、予算編成に当たっての当初の行革の取り組みを含めまして、予算がまず出てきました。それから査定をする中で、さらなる取り組みが必要ということで予算項目が上がってまいりました。これについては担当部においては一定の積算をしつつ、並行して作業をしてまいりましたが、それがいよいよ繰り出しの関係の削減をしていただくということになりましたので、この行革——広い意味ではもちろん第3次行革のこの5年間の中での取り組みになりますけれども、今回お出しした資料の中では、20年の予算で当初から通知に基づく削減項目を中心に記載させていただいておりますので、そのように行革の広い意味では取り組み項目でございますが、この表上は記載はしてございません。

以上でございます。

○福祉部長（榎本 豊君） 119 ページ、平和事業の関係でございますけれども、福祉部のほうでは、委員のほうから今おっしゃっていただいた原爆関係もございますけれども、その他戦没者の追悼事業ということで、戦没者の冥福をお祈りして、恒久の平和を願ってということで事業をしておりますけれども、施設のほう大分老朽化しておりまして、さくの周りが土がなくなったりしておりますので、担当としましては今回予算計上できませんでしたが、今後また予算の要望等をして、施設の整備には努めたいと考えておるところでございます。

以上です。

○総務部参事（並木俊則君） 119ページの平和事業の関係で、国民保護という中での御質疑いただきましたが、国民保護のほうにつきましては、武力攻撃あるいはテロ、ゲリラ等に対しまして、国民、市民を守るということでございまして、その情報連絡体制の構築や、あるいは市民の避難等の計画が主でございますので、今後平和事業全体の中でかかわるものがあれば、考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 職員数については、19年度予算と比べれば、正規職員が——予算上ですね、19年度506人から、20年度は478人ということで28人減らすということでは、これは行革の成果でしょうかね。一方不安定雇用である非正規職員、あるいは嘱託員をどういうふうに見るかというのはあるんですけども、そういう人たちの人数、つまり総労働時間がふえているってことですよ。これはやはり市の進む方向として違うんじゃないかと、やはりそこに住む市民、そして職員の生活のことを真剣に考えれば、この方向は私は間違っているとこのように思いますが、市長の見解をこの点ではお聞かせください。

それから平和事業の関係で、私各部のことをちょっと言いましたのは、平和事業費という項目、企画財政部のほうで載っている事業項目は小さいんですけど、ただほかの部でも平和ってことを考えていろいろ事業をやると、このことは非常に大事だというふうに思います。で、現にやっていると。については、そういう角度

からそれぞれの部で、例えば都市建設部でも——とかね、そういうふうに登想してもらえないかという意味なんです。市挙げて平和の問題にどうそれぞれの事業で取り組んでいけるか、この辺まとめ役としての企画課のほうではそれぞれの部に相談していきたいということでの前向きな答弁だったんですけども、できれば各部長からのそういう方向での考えが何か入れられないかどうか答弁いただければと思います。

それから、第3次行政改革大綱が平成20年度予算に入っているかということで項目を出してくださいってふうに出したんですから、10月4日付時点の方針に対してそれが入ったかどうかということで資料を出されても、これはちょっと今の議論にそぐわないんじゃないかと思うんですよね。やはり改めて今現在資料きちんと出してと、でなければ論議できません——なんてこと言いませんけれど、やはりこれは後日で結構ですから、きちんとした形で20年度予算にどう入っているのか、すべての項目にわたって出していただきたいと思っています。

○市長（尾又正則君） 常勤職員の人数でありますけども、私が13年前に市長に就任した当時は660人近く職員がいました。それで当時の社会情勢、経済情勢を考えると、こうした人数ではとても市の運営は困難であるという中で、行革の一環として常勤職員を減らすことを決意しまして今日に至っております、今が478人ということになるという状況であります。

人件費が占める割合は非常に大きいというふうな認識の中で、本市並びに各自治体も人件費を絞ることを通して、何とか自治体の運営を図っております。それで並行して、その市に在住する一般市民の方々を嘱託並びに臨時職員として雇用させてもらっております。これを通して市民に雇用の場を提供し、かつまた市民が行政に参画すると同時に市民と協働した行政が進んでいるというふうには私はメリットを考えております。したがって今西川委員がおっしゃるような、臨時職員や嘱託をふやすことがマイナーとは思ってはございませんで、現況の当市の財政状況を考えながら、職員の適正管理をする一方で、他方では市民のこうした民活を利用させてもらいながら、よりよいまちをつくってまいりたいというふうに思っております。

○企画財政部長（浅見敏一君） 予算書119ページの初めにある平和事業についてですけれども、今は企画財政部と社会教育部関係が中心となっておりますが、これは庁内でも平和事業に関する取り組みということは従前にも調査したり、あるいは協議しておりますが、今さらなる取り組みということで御提案もいただきましたので、平和に関するものはどれだけできるのか、現状何ができるのかも一度洗い出ししてみまして、次に向けての平和事業の取り組みということを検討してみたいと思います。

それからもう一点、行革の追加でさせていただきました資料の件と実際に第3次の行革すべての項目では不備ということでございます。これについてはさらなる取り組みで行ったものも含めまして、もう一度整理をさせていただきます、資料については御送付させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（下条 学君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（二宮由子君） 何点か伺います。95ページです。総務管理費、この中で再雇用者の人数が13名というふうにご説明ありましたけれども、その雇用先を伺います。

あと 107 ページ、声の広報の件に関してです。これ私毎回お伺いしていることなんですけれども、現状何名の方がこの声の広報を御利用なさっているのか。あとまた S P コードへの検討など、昨年は検討いたしますという答弁をいただいたと思いますが、今年度に関してもそのような御検討が進んでいるかどうか伺いたしたいと思います。

あと 115 ページです。これ平成 19 年度の予算に、使用料及び賃借料の中で倉庫用地借上料というのが 184 万 1,000 円あったんですが、本年度予算にこれは計上されていないんですけれども、この倉庫用地の場所ですね。あと何の倉庫であったのか。それとまた今年度、この倉庫に入れていたものの保管場所が変わったと思うんですけれども、それを伺わせていただきます。

あと 121 ページの、これは交通安全推進事業費の中の東大和地区交通安全協会補助金なんですけれども、これ 20% 補助金を削減しない団体の一部だと思うんですが、この補助金を据え置きとして決定した日付を伺いたしたいと思います。

あと 145 ページ、向原市民センターの管理費ですけれども、これ昨年の平成 19 年度予算には臨時職員というものがいらっしゃらなかったんですが、今年度から臨時職員の方を採用されるということなんですけれども、施設管理委託料というのが昨年度と同額の予算なんです。ということは人員が 1 人ふえるのですから、その市民センターの機能の事業がふえたのだというふうな理解でよろしいのかどうか伺いたしたいと思います。

以上です。

○職員課長（田代雄己君） 予算書の 95 ページ、3 の人事管理事務費の報酬の関係の御質疑をいただきました。職員課で持っている嘱託員等の報酬なんですが、これは再雇用職員 15 人分の予算となっております。配属先ですが、市民センター課ですね、そちらのほうに 5 人を配属を予定しております。そして、みのり福祉園に 3 人、あるいはほかに庁舎管理業務、そして市民総合案内、図書館の司書の資格を持っている職員もいますので図書館の事業係、あるいは保育士の資格を持ってたりする関係で子育て支援センター、そういう場所に配属しております。

以上でございます。

○秘書広報課長（阿部晴彦君） 107 ページの声の広報についてでございますが、利用者数は 20 年度の予算では 25 本を見込んでおりまして、ちなみに 18 年度の決算時点では 18 本配付しております。対象者としたしましては、視覚障害者の 2 級以上の方を対象としておりまして、その方の人数は 18 年度の決算の段階で 82 名と把握しております。

以上です。

○総務部参事（並木俊則君） 予算書 115 ページ、使用料及び賃借料の中の倉庫用地借上料ということで、平成 19 年度当初予算には計上してはございましたが、この 20 年度予算には載っておりません。ここの部分につきましては、現在仮設の保健センターが 1 月から運営を始めておりますが、そちらに前ございましたプレハブの倉庫、そちらの用地の借り上げということで 19 年度は総務課のほうで計上、執行してはございました。年度途中までですね。ということで 20 年度のほうについては、健康課のほうでこの借り上げについては計上しております。

以上でございます。

○企画財政部長（浅見敏一君） 予算書 107 ページの関係でございます。S P コードの検討ということでございますけれども、これにつきましては現状調査したり、あるいは実績を持っているところにも調査をかけているところがございますけれども、まだ方向づけといたしますと確定しておりませんので、もう少し検討時間をちょう

だいたいと思っております。

それからもう一点、121ページの補助金の関係です。交通安全推進事業費の地区交通安全協会補助金の関係でございますけれども、20%の据え置きの日ということでございますけれども、これにつきましては予算の査定を経ながら方向づけをしてきました。それで2月13日に大綱発表し、現在予算の審議をいただいているところですので、これについての決定ということ、どの日というとならえ方が非常に難しい点があるかと思えますが、予算の内示については、庁内では1月30日に各課に予算の内示をいたしたところでございますので、庁内で補助金の削減あるいは据え置きということが内定したのは、その日ととらえてよろしいかと思えます。

以上でございます。

○市民センター課長（小松敏博君） 145ページの関係で、向原市民センターの関係ですが、新年度からにおきましては各市民センターでは嘱託1名、臨職1名ということで施設管理をする予定になっておりますが、向原市民センターにつきましては、利用者が他の施設に比べて特段に多いということ、窓口が二つとございますが、東側に集会施設と老人福祉館の受付がありまして、西側に学童、児童館の関係もあるということで、臨職を2名お願いしたところであります。

以上です。

○委員（二宮由子君） 再雇用先の件に関しましてはわかりました。ありがとうございます。

あと声の広報の件です。視覚障害の方、18年度行政報告だと82名ということですが、実際利用されているのが18本ということは、18名だというふうな認識でよいかと思えますが、今後ぜひもう少し、この声の広報、市がやってるということ視覚障害の方たちにも伝えていただきたいと思えます。これはさまざまな情報が市報には含まれておりますので、そういったことを視覚障害の方たちも随時、情報源として知り得るためのツールの一つでございますので、ぜひとも今後ともよろしく願いいたします。

あとSPコードの件に関しては、現在どのぐらいの方がそのSPコード、市で御利用されてるのか、もしもわかるようでしたら改めて伺いたいと思えます。

あと倉庫用地の借上料に関しましてはわかりました。ありがとうございます。

あと先ほどちょっと一点質疑するのを漏れてしまって申しわけないんですが、127ページの市民会館の管理費の中でハミングホールの昨年度の予算の中では、自動車損害賠償責任保険料というのがあったんですね。ハミングホールの車だと思んですが、この今年度予算ではその計上がないのは、その車自体をほかのところに移してしまったのかどうか、ちょっと一点確認だけさせてください。

あと向原市民センターの管理費に関しては、ほかのセンターに比べて利用者が多いということで臨時職員の方をふやされたというお話ですけれども、ということは今までの事業で、今の段階の利用者数の中で、何か苦情みたいなのが出たからでしょうか。というのは今やっている事業、今やっている方たちの——手薄だったから手厚くしたというふうな認識でよろしいのでしょうか。伺いたいと思えます。

○福祉部長（榎本 豊君） SPコードの利用の状況ですけれども、障害福祉の担当で把握しておるのは4名でございます。

以上でございます。

○市民センター課長（小松敏博君） 特に苦情、要望等というよりも、やはりいろんな方の利用される施設ですので、より一層の安全あるいは利便性を図るということで2名をお願いしました。

○市民会館長（仲里 章君） 失礼しました。ハミングホールで利用しております車につきましては、前年度が車検ということでそれに伴う費用を計上しておりましたが、今年度は車検がございませんので、その分の計上がないということでもあります。

以上であります。

○委員長（関田正民君） 総務費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないと認め、総務費の質疑を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

---

午後 1時44分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に続き会議を開きます。

---

○委員長（関田正民君） 引き続き、第3款民生費の質疑を行います。

○委員（中間建二君） 何点かお尋ねいたします。189 ページ、（仮称）総合福祉センター建設事業費でありますけれども、総合福祉センターにつきましては、私も 12 月の一般質問で、この財政が厳しいときになぜ総合福祉センターをつくる必要があるのかということ、しっかりと丁寧に市民に説明してほしいということ、一般質問で申し上げました。またどういう機能を持たせるかということについても、今の市の福祉施策の中で、現状足りてない事業を中心に盛り込むべきではないかとか、幾つかの考え方を申し入れさせていただきましたところ、検討するということでありましたが、結果的に今議会の中でさまざまな陳情等が出てるように、なかなかこの総合福祉センターの必要性とかコンセプトみたいなものが見えないというような批判が今寄せられているわけですが、こういう中で 20 年度建設事業費、設計に入っていくということで、予算に入っているということはそういう認識でいるわけですが、この今の現状をどういうふうに認識をされていらっしゃるか、市が総合福祉センターをつくらうとしてること、一部の方から見直してほしいというような声がある中で、市はこの総合福祉センターをどうするかについて改めて確認をさせていただきたいと思っております。

また、市民の声を聞くということもおっしゃってますけれども、今案が固まった状態の中で、市民の意見を聞くということはいいことなんですけれど、じゃあその案を見直すということなのか、案を変更することなのか、それとも運営の面で何か考えるということなのか、聞いてどうするというものが、今のところ今議会の一般質問等で聞いてても、そこがはっきり見えないわけですが、この総合福祉センター、現状の事業費が盛り込まれてる中で、20 年度どういうところまでこの総合福祉センターを持っていくのか、また現状示されている案が変更することがあるのか、この点について確認をしたいと思っております。

それから、211 ページのみのり福祉園の関係ですが、これも前から言ってますように総合福祉センターを進めるに当たっては、みのりをどうするかということもあわせてセットじゃないとおかしいんじゃないかっていうことも何度も申し上げてきました。それで第2次、第3次の行革の中でも、みのりについては民間委託というような方向性がはっきり出ると私は認識してますけれども、これは何年も何年ももうずっとそういうことを言いながら、結果的にこの 20 年度に当たっても、みのりを民間委託なり指定のほうに持っていかどうか。持っていかないなら持っていかないで、そこを直営でやるんだって言うならそこをまたはっきり言わな

いと、全くどうなっていくんだかさっぱりわからないというのが現状だと思いますので、これは総合福祉センターを進めるに当たって、みのりをどうするのかっていうこともはっきりと指し示すべきであると思いますが、確認したいと思います。

それから、257 ページのやはり、やまとあけぼの学園の関係ですけれども、このやまとあけぼの学園の関係については、我が党の代表質問の中で市長は、あけぼの学園については建てかえはできないと壇上ではっきり答弁されておりましたけれども、じゃあできないならどうするのかということも、これもやっぱりこの総合福祉センターの動きとあわせて、市の考え方、市がどうするのかということをはっきり指し示さないと、利用者にとっては不安ばかりが募る形になると思いますので、他の議員が公立の保育園と並立で運営してはどうかというような提言も一般質問であったと思いますけれど、この点についても市がどうするのかということを、ぜひはっきりと方向性を指し示していただきたいと思います。

それから最後ですけれど、265 ページの生活保護援護事業ということで、この生活保護受給者が年々ふえていく中で、なかなか財政的には厳しい状況が続いていると思います。この生活保護受給者の増加の推移といえますか、そういうものを市として担当のほうではどういうふうに見ていらっしゃるか。また一定の高齢者等については、また最低の生活保障ということで、年金等の受給が厳しい方については生活保護になっていく、こういう実情は当然あるかと思うんですけれど、いわゆる一方で若い世代、またいつか、やむを得ず保護受給をされた方については、当然のことながら自立できる方向で、市のほうもさまざまな相談、援護、援助等を行っているかと思うんですが、その点のこの 20 年度の取り組みの内容等について確認をさせていただきたいと思います。

○福祉部長（榎本 豊君） 189ページ総合福祉センター、御質疑いただきました。先日陳情等でいただきまして、趣旨採択ということで、早速市民懇談会——昨年6回行ったわけですけれども、やはりそこで市民懇談会の方に説明が欲しいというところがございましたので、とりあえず3月27日、一応期限が3月までですので、3月27日に説明会を行いまして、また意見等そちらでいただきたいと考えております。それで4月以降どのように意見をいただいて、また市が考えているところと、そちらをいかに合意に向けていくかということをするところですが、20年度は基本設計並びに実施設計がございまして。予定では、基本設計に入るには、6月中には意見の合意に近いもの、合意をして基本設計に入りませんと、実施設計までが20年度の予算計上して途中で間に合わないところがございまして。その中で、今後市民懇談会の方をまた活用するのかというのは、まだそちらが庁内で決定されておられませんので、とりあえず通知だけということで、今週ですね、27日に市民懇談会のメンバーの方に通知を、おとといしたところでございまして。

それから211ページ、みのり福祉園の関係ですけれども、やはりそちらも行政改革大綱の推進計画の中で今年度検討ということで載っておりますけれども、やはりみのりにつきましても、総合福祉センターにいく事業等がやはり決定しませんが、何を残して何を委託するのかということもございまして、その辺並行して検討していくということで、引き続き20年度も考えていきたいと考えているところでございます。

それから257ページ、あけぼの学園の関係ですけれども、あちらの場所でやるというのは、建てかえは非常に不可能というところがございまして、それについて現状ではお答えできないところでございまして、20年度に入りまして、早急に今後の方針等を決定いたしまして、実施計画等で計画していきたいと考えているところでございまして。

私のほうからは以上です。

○生活福祉課長（国友開二君） 265ページの生活保護援護事業についてでございます。生活保護の状況、財政的な事業、増加の推移ということでございます。平成19年度においては、生活保護の推移は非常に安定したものとなっております。ちなみに数でいきますと、3月1日現在で851世帯、1,330人の保護を受けている者がいらっしゃいます。ちなみに前年同月で見ますと356世帯ということで5世帯ほど減っております。人数についても1,345人ということで15人ほど減っております。そういった安定した状況にはございます。しかし、それぞれの扶助の推移を見てみますと、生活扶助につきましては安定した傾向がございますけれども、高齢者、傷病者、緊急入院等がありまして、医療費の伸びがちょっと不確定な状況が続いております。毎月の増減幅が医療費は大きいということで、正確な予測をすることはなかなか難しいという状況でございます。

先ほど来御指摘のあった高齢者については、高齢者の世帯の伸びについても安定してございます。ただ今後社会保障制度の改革等、高齢者が生活保護のほうに御相談に来るということは想像されるということです。それから若い世帯の御相談については、先ほどもありましたけれども、生活保護を一時的に利用するということもございます。その場合自立支援ということで、就労支援も含めて訪問活動を行って、就労に結びつけられるものについては結びつけるように考えております。

それから、傷病者についてはやっぱり傷病の治癒が最大の問題になっておりますので、お医者さん、主治医と連携をとりながら、治療を優先させながら、今後のことを考えていけるように考えております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 総合福祉センターの関係で再度伺いたいんですけど、これまでの経緯を見ますと、やはり市民への周知の方法等々に、やはり期間の問題ですとか、やり方の問題については市も反省すべきところが私はあったんじゃないかと思うんです。それで今の段階でいけば、過去に戻ることもできませんので、ただ現段階、後づけみたいな形にはなっても、市が総合福祉センターというのをどういうふうに位置づけて、またなぜ必要なのかということ再度よく整理をする中で、きちんと市民にわかりやすいように周知、説明に取り組むことが必要んじゃないかと思うんですけど、この点について確認させていただきたいのと、また今の案の市民説明会、私も傍聴させていただきましたが、その中で出てるいろんな意見がある中で、特に重度の障害者を持つ家庭の声として、緊急一時保護の話が出ていることがありましたが、これも現状で市のほうで今盛り込まないという考え方も理解はできるんですけど、ただこれも、例えば総合福祉センターが仮にできれば、場所の確保ということについては一つそこでめどがつくわけですから、今の段階で一切できませんということじゃなくて、これは将来的な先も見通していけば、場所が確保できて、例えば民間NPO等でそういう受け入れがやれるというようなところが仮に出てくれば、場所だけうまく活用ができれば、緊急一時にもつながっていくんじゃないかなと私は見てるんですけど、この点についても、こういうところでは弾力的な運用というか、市民の意見も十分に伺いながらということにはなるのかなというふうに思ってるんですけど、そういうことが今後あるかどうかということを確認をさせていただきたいと思います。

それから、みのににつきましては、今の御答弁を聞きますと、あくまでも民間委託なり指定管理をするということの方向性は変わらないということで、確認でよろしいのか。結局我々が見てますと、ずっとこの計画の中にのりながら、そういう方向に進んでいるようには全く見えないもんですから、民間委託するならばはっきりすべきでしょうし、そうでなくて直営のままですと、逆でそういうこともきちんと明示すべきだというふうに思いますので、あくまでも市はそういう事業の総合福祉センターにどういうものを持っていくかということとあわせながら、みのにについては民間活力を導入するというものの考え方は変わら

ないということの確認をさせていただきたいと思います。

あけぼのにつきましては、20年度の中で何らかの方向性を指し示すという御答弁でありましたので、ぜひ早期に方向性が見えるようなお取り組みをお願いしたいと思います。その点確認させていただければと思います。

○福祉部長（榎本 豊君） 総合福祉センターの件、再度御質疑いただきまして、やはり委員のほうから御指摘あったように、周知につきましては、やはり決まってから周知の期間が短かったというのは、やはり反省すべきだと認識はしております。今後また変更等、また決まっていくことがあるかと思えますけれども、その段階におきましては、やはり余裕を持った——なかなかスケジュール的には厳しいところですが、その辺は工夫をしたいなと考えているところでございます。

それから、緊急一時保護、今後の進め方ですけども、基本計画案ができております。それを市としましては全部崩すつもりはございません。やはり市民懇談会からいただいた意見、それから市が考えていることがございますので、その中で、先ほど委員がおっしゃいました緊急一時保護につきましても、やはり再度、市民懇談会でもいただいておりますので、その辺はまたお話し合いすべきとは考えております。ですから弾力的運営ということで、その辺もやはり年度を越えると思えますけど、4月に入りましてから、その辺も含めて市民の方と協議していきたいなと考えております。

それから、みのりににつきましては、現状でやはり民間委託を考えております。それはあくまでも総合福祉センターに今現状でみのりでやっている事業のどこの部分が行くのかというのが確定しそうな時期ですね、その辺に合わせて、やはり同時に進行していかなければならないとは思っておりますけれども、現状ではどのような社会福祉法人等で可能かというところで、調査研究は昨年からいたしてるところでございます。

以上でございます。

○市長（尾又正則君） 今中間委員からあけぼのについての御質問をいただきました。私はあけぼのにつきましては、あの子たちのためには、やはり今のように平屋にあって、すぐ出れば土地があると。たまに私行くんですけども、あけぼのには、子供たちが部屋の中からじかに土を踏んで遊んでると。非常に環境的にすばらしいというふうに思っております。したがって、あけぼのをコンクリートの中に入れることは、私は反対であります。ところで、そういうことに対して差別や隔離という意見がございますけれども、そうではございませんで、あくまでも子供たちの将来を思って、やはり精神的にも健康的にもすばらしい環境の中で今皆さんやっていますから、私は現状のところでもって、あけぼのの発展を期したいというふうに思っております。

ところで、せんだっての一般質問で、現況では建てかえは不可能であると言いましたけれども、現在の財政状況では困難であるというふうに私は思っております。だけれども、将来的に財政状況が好転する、または市の財政に何らかの余裕ができた場合には、真っ先にこのあけぼの学園については建てかえなり何なりしてまいりたいというふうに思っております。ここにあけぼのを残す以上は、責任を持って私も対応したいというふうに思っております。

○委員（小林知久君） まず177ページです。確認ですが、国民健康保険事業特別会計繰出金は、これを補正を想定しているというわけではないということよろしいでしょうか。補正前提でこの額があるということではないということで御確認させてください。

それから、181ページです。これは予算書です、全部。社会福祉協議会の補助事業の中の福祉サービス総合支援事業という委託料ですね。これの内容と目的、トータルに教えてください。

それから、185ページです。地域福祉推進事業費です。今回これは、たしか削減をした対象だったと思うん

ですが、その内容と、それからどういう基準で——どこかが事業をやめたからってという全体の説明があったような気がするんですが、その辺の詳細をお聞かせください。どういう基準だったかとか、そういう内容を教えてください。

それから、同じページです。老人福祉館の運営費です。この施設をどこかに、先ほどの市民センターとかと同じ話ですが、どこかに管理委託とか利用者責任のもとでの管理とかを委託したり、指定したりということは検討されたのでしょうか、今年度ですね。それで、内容的にはデイサービスなどを委託している事業などと大分かぶるのではないかと。または、とても健康な人が行く場所でしたら、今度は社会教育や生涯学習、または民間の温泉とかぶるのではないかという感じがしますが、この辺重複していないという主張をお聞かせください。

それから、189 ページです。福祉センターの建設事業費です。今の前の方の質疑でもありましたが、今年度実施設計のスケジュールを逆算すると、6月には基本計画を固めるという認識でよろしいでしょうか。それから福祉計画に載っていないという状況の中で、計画には特に反映させないで設計を始めると、そういう順番だということによろしいでしょうか。お聞かせください。

それから、191 ページです。老人ホーム（措置）事業費で 19 番の補助金などですが、施設整備費補助というのは一定の市民利用のベッドの確保ですとか、そういう趣旨のもとでやられてると思うんですが、ちょっと幾つか新興の園があると思うんですが、例えば良友園ですかね、150 万円というのは、一定の市民向けのベッドの確保などという条件なりで補助しているのでしょうか。これは明文化できないんですけど。要は補助するからには市民へのメリットがなきゃいけないと思うんですが、その辺の内容をお聞かせください。

それから、同じページです。介護予防・生きがい活動支援ですが、生きがいデイサービス、これは必要性あるでしょうか。たしか都事業ではもう一時期より大分補助率が下げられてますよね。介護予防という事業が始まった今となっては、この生きがい関係のサービスというのは非常に介護予防と似通った内容になってくるのではないかと。または何度も言ってますが、生涯学習とか社会教育とか健康な人向けのサービスとかぶってくるのではないかと思います。数年前までは都が相当な補助率だったので自主財源を出す必要がなかった部分もあったんですが、大分自主財源率が高いですね。必要性をお聞かせください。

それから、193 ページです。日常生活支援です。これも同じような内容なんですが、必要性をお聞かせください。介護予防でもなく、それから社会参加事業でもなく、高齢者日常生活支援である必要性をお聞かせください。

それから、195 ページの高齢者住宅事業で、197 ページに高齢者住宅借上料というか、これ全体の話ですが、高齢者住宅の意味をお聞かせください。市の中での位置づけをお聞かせください。都営住宅、市民住宅との違いですね。または養護老人ホームでも結構ですが、必要なあと。でも、これは都営住宅などへの住みかえ支援をしていって、いずれ重複を解消していく必要があるのではないかと思います。お聞かせください。

それから、199 ページです。在宅サービスセンター運営事業費です。資料でも内容が、指定管理者の報告書が上がっていますが、2 事業所に出しておりますが、それぞれの委託料、指定管理料が大分内容が異なってますよね。同じ事業で同じような社会福祉法人 2 施設に出して、内容が大分違うと。この辺の理由をお聞かせください。それから、予算の積算根拠を聞かせてください。これは 6,000 万円のうちどっちが幾らですかね。何か大分過去の実績見ますと、偏ってるような気がするんですが、そこ理由と内容をお聞かせください。

それから、205 ページです。福祉車両貸出事業費、これも要らないんじゃないかと、払い下げちゃっていいんじゃないかなと思いますが、維持させる意味をお聞かせください。

それから、209 ページです。ガソリン費助成です。今回額の減少をしました。でもこれって事務量も減らないですし、不満は高まるという意味で一番意味ないんじゃないかなと思っているんですが、対象者を減らすという考え方はなかったでしょうか。この事業自体、社会資本が大分整備された現在にあつては、もう終了するべきではないかというふうにも考えております。存続させる理由をお聞かせください。私は障害者であろうと自動車に乗る方は、道路特定財源とかも含めて、税金は払っていただくべきだと思っております。その辺の考えをお聞かせください。

225ページです。家庭福祉員事業ですが、同じく243ページのひとり親家庭ホームヘルプも同じなんですが、さわやかサービスとの重複についてどう解消されるのかをお聞かせください。それぞれ微妙に内容は違いますが、さわやかサービス以外は大分効果が落ちているようです。ここは一括して、広報も一本化して、親にとって一番いいサービスを一本化して提供する必要があるんじゃないかと思いますが、そういった検討はされたのでしょうか。お聞かせください。

最後です。239ページ、子育てひろば事業です。2園に出しております。報告書など見ますと、これもまた2園で微妙にやり方が違うようです。それぞれ人数とかもそうなんですが、相談事業と子供たちが来て遊んでる事業のそれぞれの利用者のどういう想定をしているのか。園によって内容が変わってしまっているのに対して、どういう見解をお持ちか。今年度どう修正していくのかをお聞かせください。

以上です。

○委員長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

---

午後 2時23分 開議

○財政課長（関田新一君） 予算書 177 ページでございます。国民健康保険事業特別会計の繰出金につきまして、補正を前提としたものかどうかという御質疑をいただきました。この繰出金につきましては、年間所要額を見積もり、計上したものでございます。

以上でございます。

○福祉部長（榎本 豊君） 181ページ、福祉サービス総合支援事業でございますが、これは認知症高齢者、知的精神障害者など判断能力が不十分な方が適切に福祉サービスを利用して、自立した地域生活が送れるようにサービスを行うものでございます。主なサービスとしましては、利用者サポートといたしまして、苦情対応、権利擁護の相談、さらには成年後見の利用相談、サービス利用に関する専門相談などを行いまして、さらに苦情対応機関の設置ということで第三者性を持った機関の設置を行いまして、法律の専門相談の実施等を行うものでございます。

続きまして185ページ、地域福祉推進事業でございますが、平成19年度当初は10団体に80万円ずつの補助ということで計上しておりましたが、20年度は今まで10団体ございましたうちの2団体が事業廃止、または一部廃止ということで対象外になりまして、さらに1団体が障害福祉課で持つておる補助事業への移行を行ったということで7団体を予定しております。さらに補助限度額80万円といたしておりましたが、20%カットしていただいて64万円ということで7団体に補助をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○市民センター課長（小松敏博君） 185ページの老人福祉館の関係でお尋ねいただきました。現在市内には老

人福祉館が5館ありまして、そこでは老人の健康増進あるいはレクリエーションの用に供するという一方で、共用娯楽室あるいは集会室を設けて、その対応に当たっております。利用する方々はお昼を持ち寄り、あるいはお茶菓子を持ち寄りながら、そこで歓談にふける、あるいは舞台もありますので、そこで歌を歌うとか踊るを踊るなどということを楽しんでいるようです。それと今年度、他の団体に委託などを考えていることがあるかということですが、20年度については考えておりません。

以上です。

○福祉部副参事（原島真二君） 189ページ、総合福祉センターの建設事業費について2点ほど御質疑いただきました。まず1点目の基本設計の委託を行うに当たっては、基本計画が策定できていなければならないのかという御質問でございますけれども、基本計画が完全に策定されてれば一番いいのかもしれませんが、あるいはある程度の方向、ある程度の合意ができた時点での作業の開始が必要かというふうに思っております。

2点目の福祉計画等の計画における位置づけでございますけれども、第三次地域福祉計画と第1期の障害福祉におきましては、現在地、桜が丘を想定した計画になっておりますので、今後他の計画等に影響するものがございます。見直す地点がございましたら、その都度計画の見直し、書きかえをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○福祉部参事（関田守男君） 191ページでございます。まず1点目が老人ホームの措置事業でございますが、19番の負担金補助及び交付金でございますが、良友園でございますけれども、ここにつきましては定数が100床ほどございますが、当市の市民を優先的に5床お願いしてございます。平成10年から29年までの20年間の債務負担でございます。（小林知久委員「全員を教えてください。全員の数」と呼ぶ）はい。まず一番上の特別養護老人ホーム、これはさくら苑でございますが、確保が50床でございます。それからやまと苑でございますが26床、それからハトホームにつきましては20床、そして良友園につきましては5床でございます。

それから、生きがいデイの関係でございます。これにつきましては、委員がおっしゃられたようなことで介護の関係、そして生涯学習の関係というような関係がございました。特徴といたしましては、生きがいデイにつきましては、介護認定をまず受けていただきます。そして介護に非該当の方につきましてはの対応でございます。こういう方々といいますのは、例えば社会教育でいいますと自主グループですとか、自治会等のそういったグループになかなか参加できない、自主的に行けない方、そしてまた一方で介護のサービスが受けられない方ということで、そこのはざまにある方に対しまして、閉じこもりですとか、そういったことを防止する目的で、また介護予防の目的で対応してございます。

それから、193ページの日常生活支援の必要性でございます。これにつきましては、委託事業といたしましては、例えばおむつの貸与でありますとか、緊急通報システムでありますとか、生活ショートステイというようなことがございます。これらは、いわゆる介護保険での適用ができない方のものがございます。そういった必要性につきましては、これをですね、すべて見直すというのはなかなか難しい、中身の検討はこれから必要かと思いますが、なくすというのはなかなか難しいと思っております。

次に、195ページでございます。195ページにつきましては、高齢者住宅の関係でございます。これにつきましては、ひとり暮らしの老人の方に対する対応でございますが、そこにお住まいになりますと、緊急通報の関係の問題ですとか、ということが部屋ごとになるようになってございまして、そこにはワーカーを置いて、対応していただく方を配置しております。ひとり暮らしでございますので、緊急時に何かあった場合に

はすぐ対応できるような形での施設でございます——施設といいますか住宅でございます。都営あるいは市営住宅とはその点で対応が異なっております。

それから、199ページ、在宅サービスセンター運営事業でございます。資料も資料要求がございまして、お手元のほうにあるかと思いますが、内容、予算の積算でございますが、20年度におきましては人件費がそれぞれのところから出ております。あとは管理費ということで対応しているところでございます。（小林知久委員「2施設でどう違うのか」と呼ぶ）内容につきましては、基本的には同じでございます。資料の中で見ていただきますとわかりますが、内容は基本的に通所介護、そして予防介護の受け皿としての対応——デイサービスですね——を行いまして、その収入、そしてそれに対する人件費の支出というところで、内容的には基本的なことは同じでございます。

以上です。

○障害福祉課長（町田悦郎君） まず1点目の予算書205ページ、福祉車両貸出事業の事業の必要性でございますけれども、この車両はオートマチックでございまして、助手席側のいすでございましてけれども、これが回転をいたしましてですね、非常に乗りやすい構造になっております。このようなことから御利用いただいているところでございますけれども、19年度の御利用の状況見ますと、3月上旬までで約3,900キロ程度の御利用をいただいているところでございます。このような状況の中で、引き続き有効に御活用いただけるというふうに考えているところでございます。

2点目の209ページ、在宅障害者支援事業の中のガソリン費の助成制度でございます。事務の軽減の視点と事業の必要性の視点ということでございます。本年度予算、減額になってございますけれども、内容的には7月から現在50リッターを対象としております内容を30リッターに見直しを図るということと、タクシー事業との整合を図りまして、支給の対象者の見直しを内容としているというところでございます。このようなことから、事務の軽減並びに対象者の方につきましても、重度の対象者を対象にしていくというふうに考えております。

以上でございます。

○児童福祉課長（町田誠二君） まず最初に予算書225ページ、家庭福祉員、それから237ページ、さわやかサービス、それから243ページ、ホームヘルプ派遣についてで、一本にできないかというような御意見でしたが、それぞれですね、条件が異なっております。家庭福祉員の場合ですと、保育園の待機児となったゼロから2歳の子が対象になってまいります。それからさわやかサービスについては、特にそういう条件はなく残業のための保育園のお迎えだとか、学童保育所のお迎えだとか、いろんなことに使えます。それからひとり親ホームヘルプサービスにつきましては、サービスを受ける方について条件がございまして、例えばひとり親家庭になってから2年以内ですとか、小学校3年生以下の児童がいるひとり親家庭とか、それからひとり親家庭の親または義務教育終了前のお子さんが一時的に病気になった場合とか、条件等が異なっておりますので、なかなか一本化というふうにはまいらないと思っております。

それから、予算書239ページ、子育てひろば事業について、2園で行っているわけですが、大和南保育園及び誠愛保育園で行っております。形態としましては、両方とも同じく週3回、10時から4時ということなんですけど、内容はそれぞれ異なっております。例えば料理をやっているところとか、童歌だとかそういうものもやっているところもございまして、これについては毎回報告が上がってまいりますので、今後どうしていくのかということにつきましては、少し検討してまいりたいと思っております。（小林知久委員「人員は。人員」と呼

ぶ) 利用…… (小林知久委員「利用もそうですし、職員というか」と呼ぶ) 職員…… (小林知久委員「職員配置しなくていいよという話じゃないですよ」と呼ぶ)

○委員長 (関田正民君) 暫時休憩します。

午後 2時37分 休憩

---

午後 2時39分 開議

○児童福祉課長 (町田誠二君) 失礼いたしました。職員ですが、大和南保育園につきましては専任が1名、それからもう一つの誠愛保育園につきましては兼任で3名ということでございます。

以上でございます。

○委員 (小林知久君) 再度177ページです。確認です。条例が否決された場合に、この積算の年度当初の収入予定が変わると思いますが、変更は考えていないということによろしいでしょうか。この177ページのその他の繰出金で結構です。

それから、181ページです。これさっき、15番の社協の補助の福祉サービス総合支援事業委託ですが、これをちょっと聞き忘れたんですが、人員を——想定する人員ですね。常勤が1人じゃなくて、兼任が1人。そのあたりをお聞かせください。内容は大分広いと思いますので、額がちょっと安いなど思いながら見てるんですが、体制はどういうのを求めるか教えてください。

それから、福祉センターです。189ページです。計画では桜が丘に位置づけているということですが、要は福祉の全体計画の中で日常生活圏域との関係をどうするかというような福祉全体の見直しが必要になってきます、桜が丘に立地する場合。それは後からということによろしいでしょうか。まずは設計しちゃってから、後から計画は考えるということでもいいでしょうか。

それから、191ページです。老人ホームの措置事業費で優先的に確保できるベッド数というのを先ほど言っていたいただきましたが、これは現在東大和市の利用率というのはどういう状況でしょうか。で、じゃ何かそれ……ベッド数で頭割りするわけにいかないと思うんですが、これ5床とか20床とかいうのは、1床当たり30万円とか決まってるわけじゃないと思うんですが、どういう根拠で、どういう内容で交渉しているんでしょうか。お聞かせください。

それから、その下ですね。介護予防・生きがい活動支援、デイサービス。介護認定で非該当の方で、社会教育に自主的に行けない方という御答弁を今いただきましたが、そこに2,732万円かける必要があるでしょうか。介護認定に促す、または社会教育に促す、コミュニティーの参加に促す、老人クラブもあります、自治会もあります、そういう努力はされているのでしょうか。お聞かせください。

193ページ、次のページです。日常生活支援です。介護保険の適用外の方用のサービスです。必要ならば介護保険じゃないでしょうか、今の福祉サービスの中では。で、一定程度落ちてしまうのはしょうがないとは思いますが、そこをフォローしなくてはいけないのはわかるんですが、市が直営でこういうふうなことをやる必要はあるんでしょうか。そういう検討はされたんでしょうか。お聞かせください。具体的に言いましょうか。おむつ貸与・支給。おむつやってる人は介護保険の認定になるんじゃないかな。生活支援ショートステイ、どうなんですかね。この辺ちょっとお聞かせください。

それから、高齢者住宅事業費です。195ページです。ひとり暮らし高齢者で緊急通報があると。日常生活支援で緊急通報は大概の方にはつけれると思うんですが、緊急通報以外の必要性をお聞かせください。管理人が

1人いるということで、管理人の方がヘルパーさんなんですかね。常時いるんですかね。その人に困ったら助けてもらえるのでしょうか。そういう体制がきちり整ってるのでしょうか。お聞かせください。

それから、199ページです。在宅サービスセンター運営事業費です。資料を見ますと、1,000万円以上2施設で運営費が違ってきます。収入が違ってきます。その差は何ですかと。今年度1,000万円差があるんですしたら、6,000万円と3,500万円と2,500万円の管理料になるんですかね、想定としては。それとも前回、1,000万円違うけど、今回も同額だという想定でしょうか。このあたりちょっとお聞かせください。それとインセンティブ的なことは想定に入ってるのでしょうか。お聞かせください。

205ページです。福祉車両貸出。3,900キロ、乗りやすい、これはいいことなんですけど、運転手つけられないんで、乗りにくいと思うんですね。運転手ある事業所に払い下げるとかという検討はされてないのでしょうか。団体ありますね、幾つか。そういうところに払い下げてしまってもいいんじゃないかなと、そういう——3,900キロ——ちょっとお聞かせください。

それから、済みません、1個抜けました。さかのぼります。185ページです。地域福祉推進事業ですね。今の福祉車両とかかわりがちょっとあるのかなと思ったんですが、2団体廃業してしまったと。1団体の事業移行はまあいいとして、2団体の廃業は、「廃業です」「はい、そうですか」と言っているんですかね。これは地域福祉を推進するというので、その団体をサポートするための事業費のはずです。廃業しそうなところに廃業しないようにしてあげることが必要なのではないかとこの視点を持っています。この2団体廃業というところ、受けたときに、どういう考え方を示されて、追加で64万円に下げちゃったんですけど、16万円下げるとこのがきっかけで廃業じゃないですよ。その確認もしたいんですが、どういう経緯だったのか。で、廃業させていいのかというのをお聞かせください。

それから、209ページです。ガソリン費助成です。これ対象者の見直しもされたということで、それは失礼、勘違いでした。もう1個私聞きました。もう社会資本整備がなった今では、タクシー券もそうですね、ガソリン費はある意味でもう必要ないんじゃないかと。これの事業のそもそもの趣旨をお聞かせください。目的ですね。そこに社会資本未整備という言葉が入っているはず。その必要性の検討をされているのかどうかをお聞かせください。

225ページです。家庭福祉員ですね、あとはさわやかサービス、ひとり親家庭、全部ですが、それぞれ条件異なるのはわかります。だから使えないんじゃないですか。一括して、一本化して、利用者サービスの向上を図るべきではないかなと思っていますが、そういう検討はされていなさそうなんですけど、お考えをお聞かせください。利用率下がってますね。使い勝手の悪さを感じます。そこへのどう今年度取り組むのかをお聞かせください。

239ページです。子育てひろば事業です。専任が1名と兼任が3名という体制だということをお聞きしました。2園でこれは違っていいんですかね、サービスとして。仕様書ではそうはなっているんですかね。その辺の、同じサービスを2園にやらせても体制が違うということはどういう理由から来ているのかのお考えをお聞かせください。できるだけ1事業は同じようなサービス体系をとらせるべきだと思っております。でも、何か本当に厳しい事情があればいいとは思いますが、そこを把握されているのでしょうか。それによって——報告書を見ると、2園で大分性格が違うようです。その認識はあるのでしょうか。今年度どう改善するのでしょうか。お聞かせください。

以上です。

○市民部長（北田和雄君） 177ページの国民健康保険会計の件ですが、国民健康保険事業特別会計の予算の組み方ですが、前にも御説明したかと思いますが、歳出が先に決まりまして、それに合わせて、各制度によって歳入が入ってきますから、その歳入を入れた結果、税でどのぐらい必要かということ逆算して、19%の改定を提案をしたところでございます。厚生文教委員会の審議は十分承知しておるところであります、最終的に提案された条例が承認されなかった場合につきましては、再度もう一度、予算の編成を今後少し考えていくと、時間をかけてやっていかなきゃならないというふうには思っております。

以上でございます。

○福祉部長（榎本 豊君） 181ページ、福祉サービス総合支援事業委託料ですけれども、正職1名、臨時職員1名です。それで歳入ですけれども、先ほどの事業の後、次ページになりましょうか、地域福祉権利擁護事業費補助金というのがございます。これ今までもいただいてた分で、この新しい制度はですね、この地域福祉権利擁護事業にプラス東京都のほうで利用者を拡大したということで、さらに補助金がついたということで、地域福祉権利擁護事業についての補助金は従前どおり入ってきます。ですからそれも加算して、正職1名と臨時職員1名で対応するだけの補助金を支出しております。

それから、185ページの地域福祉推進事業で、対象事業所が三つ減ったということですが、やはり1業者は法人を解散してしまったというところがございます。それからもう一つは、やはり事業はやっておるんですけども、補助の対象事業を廃止してしまったというところがございます。対象外になったというところがございます。さらにもう一つにつきましては、先ほどもお話ししましたけれども、他方の制度に移行したということで外れたということでございます。やはり事業継続に当たりましては、今後地域福祉のサービスをする団体でございますので、その辺は連絡を密にして、補助は引き続き――減額してしましますが、継続はしていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○福祉部副参事（原島真二君） 189ページ、総合福祉センターの計画の関係でございますけれども、総合福祉センターの建設基本計画は個別の最も具体的な事業を掲載したものでございますので、この中では現在、高齢介護に関した地域包括支援センターであるとか、介護予防事業を計画しておりますけれども、個別計画に書かれたものが後日、またその上位の計画に反映させていただけるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○福祉部参事（関田守男君） まず、191ページでございます。老人ホームの措置事業でございます。これにつきましては、目的でございますが、もともと施設を整備するに当たりまして、施設整備の補助ということで債務負担をとってございます。その条件といたしまして、当市の市民の方を優先してそれぞれの何床かにお願いしているということで、内容的には、さくら苑につきましては平成5年から24年の20年間、やまと苑につきましては平成9年から28年の20年間、ハトホームにつきましては平成8年から27年の20年間、良友園に関しましては平成10年から29年の20年間でございます。

同じく191ページの生きがいデイでございますが、委員のおっしゃるように地域のそういったサークルでありますとか、老人クラブでありますとかというところで対応できないかということでございますが、そういうことが困難な方、そして介護には該当しなかったという方につきましては、送迎を行いましてですね、デイを行っているところであります。

それから193ページ、日常生活支援の関係でございますが、おむつにつきましては、これは介護保険の中で

対応できないということでございます。したがって、一財で介護保険の中では支給できてございませんで、こちらのほうで支出しているという状況でございます。それからあとショートステイというようなことでございました。これは原則は非該当でございます。例えば地域の中で、虐待というほどではないんでしょうけれども、お一人で外にいるというようなところで保護されたというような場合も、介護保険の適用になってるかどうかわかりませんので、こういう方に緊急的に対応できるようなことになってございます。

それから、195ページの高齢者の住宅の関係でございます。これにつきましては管理人といいますか、ワーデンというようなことで言われておりますけれども、これは緊急時の対応あるいは話し相手ということで、その棟に、これは向原と、それから清原、そしてピア芋窪とございますが、その棟に常駐しております、24時間対応になってございます。

それから、199ページの在宅サービスセンター収入でございます。これにつきましてはお手元の資料、提出させていただきましたけれども、まずむこうはらを見ていただきますと、この書き方が若干施設によって異なりますので、ちょっと誤解を招いたかと思いますが、通所介護、それから予防介護、その他収入とございます。これにつきましては、利用者の1割負担につきます食事も載せてございまして、合計で3,741万1,115円でございます。そしてきよはらを見ていただきますと、これは一括で、それらのものが一括で計上されてございます。3,909万1,126円ということでございます。それで、あとは内容的には、例えば要支援の方がどのぐらいいるか、あるいは要介護の方がどのぐらいこちらに来られるかというところで、若干収入の差異は起こってくるかと思っております。ちなみにむこうはらにつきましては、全体の657の利用に対しまして20%ぐらいが支援の方でございまして、きよはらにつきましては713に対しまして14.4%ということで支援の方がなっています。

以上でございます。

○障害福祉課長（町田悦郎君） まず1点目の福祉車両の関係の払い下げの検討の問題でございますけれども、現在までのところ、この車両の払い下げに伴います事業の廃止等につきましては検討はしてございません。

次に、2点目のガソリン費の助成の関係でございますが、社会資本整備との関係での必要性ということでございますけれども、本事業につきましては、経済的な負担の軽減を図りまして、障害者の方の社会参加の支援を行うというふうに考えてございますけれども、このようなことから当市におきましては、社会資本——道路等の整備はされてございますけれども、やはりまだ都心部とは異なっているというふうに認識してございます。また昨今では、都市型、郊外型の店舗等もできてまいりますので、生活様式も多様化というふうに考えてございます。このような中で重度障害者を対象に、引き続き事業を実施してまいりたいというところでございます。

以上でございます。

○児童福祉課長（町田誠二君） 先ほどの家庭福祉員、それからさわやかサービス、ホームヘルプサービスを一本化できないかということなんですが、先ほど条件等が違うというふうに申し上げましたが、もう一つ、都の補助対象になってるものが家庭福祉員、それからホームヘルプサービスがございまして、一方この2本については要綱等で定められたものでありますが、料金体系につきましてもホームヘルプサービスにつきましても、所得に応じてまた金額が免除されたりしております。ですから、この3本のものを1本というのは非常に難しいんですが、ただ先ほど利用率が下がっているのではないかと御指摘に対しましては、PR等今後子育てハンドブック等ございますので、そちらの中で載せるなどして利用率を高めるような形で努力したいと思っております。

それから、子育てひろばにつきまして、専任1名それから兼任3名、なぜサービス体系が違うのかというふうな御指摘だったと思いますが、事業内容等統一すべきではないかというのもありましたが、それぞれの園が特色を持って、子育て相談、オープンデイ等対応しているのもありますが、利用率等を見てもちょっと差がありますので、その辺は今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 181 ページの更生保護事業費です。ここにあった委託料、社会を明るくする運動の事業の委託料があったと思うんですが、これはやめられたんですね、今年度、扶助費の削減の中に載っていますが。今まで委託をしてきていた事業ですが、今後はどういうふうにされるおつもりなのか伺いたと思います。

それから、ここで聞いていいのかどうかちょっとわからないんですが、189 ページの高齢介護課が出てくるので、ここで聞いてもいいですか。特別会計になるのかな。誕生日健診のときに、基本チェックリストっていうのを同意書に署名をして、高齢介護課に出しなさいと。嫌な人は出さなきゃいいんですけど、これの同意書の内容、この介護予防事業に利用するためにということなんですけれどね、要するに必要な高齢者の把握のためなんです。これ地域包括支援センターにも回しますよっていうことが書いてあるわけですけど、このチェックの項目の内容が、身体的なこととか、あと認知的なことなんかも含めて25項目あって、今65歳になった人にこれ聞いたら怒るぞっていうような内容のものがすごく多いんですよ。電話帳ちゃんと調べて電話かけてますかとか、電車やバスで1人で外出していますかとか、身体的なことでは、階段、手すりを伝わずに上っていますかって——私伝わって上ってるなどかかっていろいろあるわけですよ。で、周りの人からいつも同じことを聞くとかかって言われてるとか、かなり——きょうは何月何日かわからないときがありますかっていうような、ちょっとこの項目については、少し聞く場所——お年が若いから認知症にはならないっていう保証はもちろんないですけど、ですけど、その辺も含めて、ちょっとこの項目の内容については御検討いただけないものでしょうかね。御協力得られないだろうというふうに思うんですよ。

それから、191 ページです。先ほど出ました生きがいデイサービスの事業委託料ですが、これたしか昨年、見やすいパンフレットをつくることとか、年々御利用が減ってきているということもあって、ただ介護保険だと、要支援1だったりすると、デイサービスは週に1回しか行かれないけれど、この生きがいデイのほうだと週に2回、700円1回払うんですけど、週に2回行けるからっていうふうにおっしゃってる御老人の方もいらっしゃるの、その辺について介護予防との連携が必要というお答えがあったと思うんですが、どのように取り組まれてこられたのか伺いたと思います。

それから、193 ページの生活支援ショートステイ事業委託料です。これも扶助費の中の見直し項目の中に入っていて、委託料が少し減っていますが、先ほどの説明で、ちょっと緊急的な意味もあってというふうなおっしゃり方だったんですが、御利用が減ってきているからということでしょうか。

それから、195 ページです。特殊眼鏡代の助成費もやはり扶助費の中で削られています。単価の見直しという説明がありましたが、今まで助成を受けていた方が受けられなくなるのか、それとも要するに自己負担がふえるのかという、その辺のところを教えてください。

それから、その下の高齢者慶祝事業費です。ここ、これも扶助費の中の削減項目に入っていたんですが、約16万8,000円ということですけども、削減の内容を教えてください。

それから、199 ページです。資料をいただきました19の負担金補助及び交付金、認知症対応型グループホーム第三者評価実施事業補助金です。これたしか説明のときに新規事業って言われたような気がしたんですが、

予算大綱には説明なかったですし、資料を見せていただいたら、昨年の10月にこれ要綱をつくられて始められたようです。60万円が限度ですから、恐らく今年度は2社をやろうということなのかわかりませんが、たまたまいただいた資料が、受診が2月27日までに行うということになっていて、この要綱を見ると2週間以内に報告書を出す。報告書については公表するというふうなことが書いてあるんですが、報告書ついてないんですけど、その辺をちょっと教えていただきたいのと、基本的にこれ、介護保険のほうでやるべきものじゃないですかね。第三者評価を受けるというのはいいんですけど、評価が出て改善をするのに必要なものがあつた場合に、それが果たして60万円で済むのか——30万円で済むのか、改善の内容によっては違ってくるだろうなというふうに思うんですよ。だから、評価を受けることについて補助を出すというのは、なるべく受診をしてくださいというふうな意味ではわかるんですけど、そういう場合には、予定額以上にかつた場合には、事業者の負担になるんでしょうけれども、その辺についての考え方を聞かせてください。

それから、在宅サービスセンターの、これも運営事業費で前に伺ったところですが、伺いたいのは、きよはらとむこうはらで指定管理の委託料の差が1,400万円ほどあります。この違いですね。その違いがあれなんですか、要するに介護保険の対象外の方だったりとか、要支援の方が多いたか、その委託料の積算の根拠ですよ。なぜこんなに違うのか。それで、たくさん委託料が多いほうが黒字が1,700万円ほど出ているというふうな報告になってますけれど、別に黒字のいい悪いは別として、この委託料の積算の根拠を教えてくださいと思います。

その下の老人クラブです。老人クラブの育成事業費の中の補助金なんですが、これもたしか補助金20%削減という形で入っていたというふうに思うんですが、ちょっと聞いた話では、3月14日に老人クラブの会長さんたちを集めて説明会を持たれたというふう伺いましたが、市長は行かれたんでしょうか。それから、その中でどういう説明をされたのか。老人クラブの会長さんに聞いてみると、今予算審議中だから4月5日ごろまで待つてほしいという方と、1人はいや今までどおり変わらないんだという方と、検討してるらしいよってという方と、何しろ何か説明が足りないんじゃないかと思うんですよ。はっきり三者三様になってるんですね。ですから、その辺についてちゃんと説明をして理解をしていただくという説明の仕方でなかったのかどうか、その辺を伺わせてください。

それから、207ページです。地域生活支援事業費の中の委託料、手話通訳者等派遣委託料ですが、250万円近く削減をされていますが、これの内容について、これも扶助費の削減の中に入っていますね、教えてくださいと思います。

それから、先ほども出ていました209ページのガソリン費の助成と福祉タクシーの助成についてですが、この対象者も見直すと。そうすると、タクシーも同様と考えて、対象者を見直すというふうに考えてよろしいんでしょうか。それでの削減でしょうか。

それから、227ページです。保育園の関係なんですが、昨年の予算の審議のときには、保育園の待機者は減少傾向だという説明がありましたが、現在待機者数は何名なのか。解消のためにどのような対策をとっていらっしゃるのか伺いたいと思います。

255ページの学童保育について伺います。学童保育の待機児童ですね、新聞報道とか厚労省のさまざまな報道を見ますと、10年間で2倍にふえているというふうなこともありまして、厚労省は2月末に新待機児童ゼロ作戦というのを発表しているんですけど、当市の状況とそれからこの学童保育所の保育の状況を見ると、大体厚労省は40人ぐらいが本当は適切だというふうな言い方をしているんですけど、ふえているということもあつ

て基準の定員をふやしています。で、基準の定員をふやして、それですと年間を通して基準の定員2割増しぐらいは入れるんだっておっしゃってました。でも8月は、60人のところが91人とかね、1.5倍ぐらいになってるわけですよ。そうすると、例えば外で遊んでるのとか、いろんなところで遊んでるんだからいいんでしょうけれども、1部屋に集めたときに、もうほとんど身動きとれないようなスペースになっているのではないかというふうに予想されるわけですけど、こういうことについてどういうふうにされていくおつもりなのか伺いたいと思います。

○委員長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時12分 休憩

---

午後 3時24分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に続き会議を開きます。

○福祉部長（榎本 豊君） 181 ページ更生保護事業費でございますが、19 年度は社明運動の、7 月に行いましたものですが、コンサートを委託料でやりました。18 年度まではずっと映画をやっておりまして、20 年度はまた映画に戻すということで、委託料を全部削りまして、その分を賃借料に充てたということでございます。

飛びまして、195 ページですね。高齢者慶祝事業費でございますが、内容的には、敬老金は従前どおり節目に、77 歳、88 歳、99 歳、それは額も変わっておりません。さらに最高齢者、100 歳以上の方に対する祝い金、花束も額等の変更はございません。金婚のお祝いがございますが、そちらにつきまして、御夫婦に額と夫婦椀、お椀ですね、お椀を贈呈しておりました。お椀の単価を、5,000 円だったものを 3,000 円に引き下げということでございます。

以上でございます。

○福祉部参事（関田守男君） 1 点目の、これはページはちょっとなかったんですけど、1 点目のチェックリストの関係でございます。これにつきましては、生活機能評価といいまして、高齢者の、介護になる前に介護予防という視点で調査するものでございまして、65 歳以上の方を対象にしております。内容の項目につきましては25 項目ほどあるわけですが、この項目につきましては、基本的に国からの内容によって行っておりまして、全国統一されているところでございます。

それから191 ページ、生きがいデイの関係でございます。これにつきましてはパンフレット等でございますが、若干検討はしたかということでございますが、21 年から4 期がまた始まるわけでございますが、その中でいろいろな内容を精査して広報につきましてもですね、パンフレット等についても検討しているところでございます。

それから、193 ページの生活支援ショートでございます。これにつきましては減額の理由でございますが、これは先ほど言いましたような緊急な対応を可能といたすために、それぞれ市内の3 施設でございますが、ベッドを確保していただくということで、基本料金として定額で月に10 万円を計上いたしておりました。その内容につきまして、検討いたしまして、2 割減の8 万円としたことによるものが一番大きな減の理由でございます。

次195 ページでございます。眼鏡の助成でございます。これにつきましては要綱を改正いたしまして——この要綱につきましては東京都の要綱でございます。東京都の要綱につきましては、高齢者の白内障の手術を受けたときに、眼内レンズが入られない方に対しまして、限度額4 万円の特殊眼鏡の補助があるものでござい

ます。当市におきましては、その上乘せといたしまして、眼内レンズが入れることが可能であっても眼鏡をつくった方に関して補助するものでございまして、かつ4万円の補助、これは1回限りでございますが、しております。20年度見直しを行いまして2万円にしております、限度額をですね。それと所得の関係でございますが、非課税者を対象といたしてございます。

それから、199ページの第三者評価でございます。これにつきましては、平成19年9月に補正をさせていただきました。19年からの事業でございます。20年度は2年目に入ります。そして要綱につきましては、既に実施しておりますが、たまたま実施事業者からの提出ができておまして、うちのほうで3月中には受理するわけですが、そしてそれをインターネットでありますとか、あるいは市のほう、私どもの窓口で中身については開示する予定でございます。そして、内容の改善でございますが、60万円の予算でございますが、この方はたまたま37万円の支出があると思っておりますが、改善で60万円を超えた場合ですね——につきましては、これは事業者負担で改善していただくと。そのことも含めて公表させていただくというシステムでございます。

それから199ページ、在宅サービスでございます。この内容でございますが、これにつきましてはむこうはらが総額で、根拠でございますが、6,534万9,000円、内訳といたしまして人件費が4,893万2,000円、管理費が1,641万7,000円。収入でございますが、収入額が、これは見込みでございますが、3,416万円でございます。そしてきよはらが6,648万円、人件費が4,462万円、管理費が2,186万円で、収入見込みが3,768万2,000円。合計で1億3,182万9,000円の支出、そして収入見込みが7,184万2,000円、この差が5,998万7,000円でございます、市のほうからの支出がこの額となっております。それで、内容的に管理費が若干大きく異なるわけですが、大きな要因といたしましては、この特殊浴、むこうはらにもきよはらにも特殊浴が1基ずつございます。しかしながら、きよはらにつきましては一般浴、これは介護介助の浴室が大きなものでございますが、これが1カ所ございまして、これらについての管理費がかさむということで、むこうはらと比較いたしますと若干ふえてるということでございます。

以上でございます。

○生活環境部長（木内和郎君） 199ページの老人クラブ育成事業費についての御質疑でございますが、おっしゃるように3月14日に各単位老人クラブの会長に集まっていたございまして、一定のお話をしたわけなんです、その内容と申しますのは補助金のことではございませんで、4月1日をもちまして組織改正でございます。今まで担当しておりました生活環境部市民生活課が、今度は福祉部高齢介護課に担当が移るということで、引き継ぎについては、従前どおりの支援は続けるように十分な引き継ぎを行いますので、どうぞよろしくお願ひしますという形で御説明を申し上げました。その際想定されたことですが、補助金の御質問がいろいろと出されました。その中では、予算審議がまだ終わっておりませんので明確なお答えはできませんが、極力補助金の額を減らさないように努力をしたいということでお答えしてございます。

以上でございます。

○障害福祉課長（町田悦郎君） 207ページ、手話派遣事業の予算額の減の内容でございます。この事業につきましては、平成19年度におきましては東大和市の社協並びに東京都の手話通訳者派遣センターという2社に、若干事業内容異なります関係で委託をしておりますけれども、来年度の予算につきましては、この業務をすべて東京都手話通訳者派遣センターのほうに委託をしまいるという内容でございます。そちらの業者におきましてすべてのコーディネートををお願いをするという関係から予算額が減となっております。

続きまして、209ページのガソリンの事業の関連をいたしまして、タクシー等の対象者の問題でございます

けれども、双方とも移動の支援に資する事業ということでございまして、今回の見直しにおきましては、制度間の均衡を図るといこともございますので、各市の事例等も参考にいたしまして、ガソリンの対象者を現在のタクシーの対象者と同一にさせていただくという内容でございます。

以上でございます。

○児童福祉課長（町田誠二君） 予算書 227 ページについてですが、待機児についてでございますが、昨年 19 年 3 月の時点では、待機児につきましては 194 人、本年 3 月につきましては 160 人ということで 34 人減少しております。それから、待機児解消のための方策についてですが、年度後半になりますと定員を超えて保育を実施することができますので、もちろん職員数の基準内ですが、本年度につきましては定員 1,645 人に対して 3 月時点で 1,748 人、103 名を定員を超えた形で保育を実施しております。

以上でございます。

○市民センター課長（小松敏博君） 255 ページの学童保育所運営の関係で、新年度の待機児の状況等のお尋ねです。それで、20 年度の学童保育所入所に当たりましては、昨年の 12 月 3 日から入所案内書の配布を行いまして、年を明けて 1 月 4 日から 21 日まで当初申請受け付けということで受け付けさせてもらいました。夜間も 2 日ほど行いました。その結果ですが、基準定員 540 名に対して 717 人の申請がありました。

そこでその対策といたしまして、基準定員の弾力的な運用ということで、定員 20%増しまでの入所を受け入れるということで、604 名の方を受け入れたんですね。ただそれでも保留ということで、特に第五学童で 72 名引き受けましたが 48 名、あと第八のほうで 72 名引き受けさせてもらいましたが 44 名ということもありましたので、近隣の空きクラブ、第三、第六学童クラブのあっせん、あるいは昨年来——今年度も行っておりますが、さくらがおか児童館のほうでやってるんですが、学校からまっすぐ児童館のほうへランドセルをしょってくるということで、その受け入れを新年度につきましては、対象となりました第五、ですから、むこうはら児童館、それと第十小学校のほうのかみきただい児童館に拡大させてもらいました。

その結果——意向を確認しております。それによりますと、第五学童のほうでは 48 名の保留者中 4 名の方が空きクラブのほうへ行かれると。で、29 名の方がいわゆるランドセル来館と言ってるんですが、むこうはらのほうへ学校から直にランドセルをしょって行かれるということで、33 名の方がそういうようなことで対策に応じていただきました。それと第八学童のほうですが、72 名受け入れさせてもらいましたが、44 名の方々に対しまして、やはり意向を確認しております。そこでは、第八学童のほうでは 25 名の方、第十学童のほうでもやはり定員オーバーということで 2 割増しの 72 名受け入れさせていただきましたが、2 名の保留があると。そのうち 1 名の方がランドセル来館を希望ということで 1 人入れております。そういうことで、当初の 113 名の保留も 59 名ほど全体では減っております、現在 54 名という状況になっております。

それと、あと夏休み等も含めまして今後の対策ということですが、先ほどの多く出ているところが第五と第八ということですが、夏休みの期間だけ希望者に対しては全入と——期間限定でやっております。ただ毎年やはり入れない子の多いところっていうのは、かなり人口密度といえますか、かなりごちゃごちゃになってるところもあるんですが、第五につきましては併設の児童館を活用する、あるいはお盆休みで休まれてる方もいるようなことで何とかしのいでいると。第八クラブも同様にしのいでいるという状況があります。ただ今後は放課後の安全安心な子供の居場所をつくるということでは、放課後子ども教室との連携も視野にしながら、心を砕いていきたいと考えております。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） ありがとうございます。この高齢者慶祝事業費ですが、金婚祝いですけど、単価下げてまでやらなくてもいいんじゃないんですかね。おめでとうございまして市長がにっこり笑ってあいさつに行かれれば、それで済むんじゃないかなというふうに思うので、今後考えてください。非常にプライベートなレベルの話ですので、それを市がお祝いをするというのちょっと考えものだなと、当初これをつくったときからそう思っていますが、要らないのではないかなと思いますが、いかかでしょうか。

それから、199 ページの老人クラブのことですが、補助金の額を結局それで減らさなかったんですか。減らすところに説明に市長は行かれるって、12 月にお約束だったでしょう。3 月 14 日じゃ随分遅いと思ったんですよ、説明に行くにしては。だからちゃんと市が 20%削減をすると、で、これから予算審議だからということも含めて、きちんと説明していいのではないかなというふうに思うんですけど、結局 20%削減というのを、じゃあどこが言ったのって。

財政課が勝手に言ったわけじゃないですよ。そういうのってどうして全部のところに浸透していかないんですか。それがすごく不思議なんですけど、そういう意味できちんと説明すればいいことですから、御納得いただけるかどうかは別にしてですよ。ちゃんと納得していただけるように説明しなきゃいけないじゃないですか。一応市の方針として 20%一律削減と決めたんだから。だから削るところと削らないところと出てきちゃってるわけでしょう。でするのでその辺もう一度、どういうふうに説明したのかきちんと、御質問があつて減らさない方向で努力したいとおっしゃったんですが、じゃ結果としてどういうことになったのでしょうか。予算上はどういうふうになってるんですか、これは。御説明いただきたいと思います。

それから、その上の在宅サービスセンターのこの資料をいただいたやつで、事業報告書の事業収支の状況の中の収入のところ、委託料で市指定管理料というのがあつたわけですよ。これの積算がつまりそういう意味なんですか。1,400 万円違うというのは。そこのところだけなんですけど。委託指定管理料の積算の仕方がそういう形で違ってくるんですということなんですか。単にお風呂の管理費が少し違うのでっていうのにしちゃ、1,400 万円はちょっと指定管理料が違い過ぎないかなというふうに思うんですが、その辺のところをちょっと伺いたかったんですが、お願いします。

それと、手話通訳者の——都に全部コーディネーターも含めてお願いをしたということですが、この東大和生活支援ですから、東大和市に住んでらっしゃる方の聴覚障害お持ちの方で、手話通訳の派遣を望んでらっしゃる方の事業ですよ、この事業はね。そうするとやはり、東京都のほうに全部委託をしたということになると、東京都でやってらっしゃるところが東京都全域になるわけですよ。そういうところで、つまり東京都に例えば登録をしていないと手話通訳の方派遣できないとか、市の中で一生懸命手話の講習会をやったりして、市にも登録してください、あるいは東京都の講習会も受けて、東京都にもできれば登録して手話通訳やってくださいというふうな形で、今までずっと講座を積み重ねてこられたというふうに思うんですが、地域の方でそういう方がふえることによって、少しでも聴覚障害の方の情報障害を減らしていこうというふうな目的だったというふうに思うんですが、そうすると、市内の方が来られるかどうかということとか、コーディネーターの状況ですよ。その辺についても、市に登録しても都に登録しなければ、その方は派遣されないのかな。そういったことも含めてちょっと教えていただけたらと思います。

それから、保育園の待機児童の関係ですが、今 160 名ぐらいだろうということですけど、待機者数が 50 名を超えると、市はその対策を市長名で出すというのが東京都の指導にあつたと思うんですが、その辺は東京都にはどういう形で対策を書かれて出されたのか伺いたいと思います。

それから、学童保育の関係ですけれど、学童保育は児童福祉法で規定をされていて、専任の指導員がいて、専用のスペースがあってというふうに決められています。で、放課後の家庭だということもあります。そういう意味では、放課後子ども教室とはかなり目的とか運営方法が全く違うわけですね。今児童館にランドセルで行くんだということでもありますけれども、やはり本来の児童福祉法に決められた学童保育のあり方とは——ちょっと苦肉の策といえば苦肉の策で、一生懸命考えていただいて、児童館のほうでも受け入れていただいてということやっていらっしゃるんだと思うんですけど、そう簡単には代用ってきかなくて、じゃあどうするんだって言われたときに、大変つらい立場になっていくのかなとも思いますが、この間七小と九小で、九小は学校内につくられて、七小は新しいのができました。私の地域でいうと、第三と第六クラブというのが非常にちょっと外れのほうにあるというんでしょうか、1回家を通り越して行って、また帰ってこなきゃなんないって場所にもありますし、非常に暗くて古いんですけど、あの第三、第六クラブについては、今後例えば九小みたいに、学校の中の何か利用できる施設にしてふやしていくとか、三小についても中央通りを越えて向こう側に行かなければいけないわけですが、その辺についてのお考えも含めてお聞かせください。

○市長（尾又正則君） 金婚のお祝いについてでありますけれど、これ今長瀬委員のほうから、金婚のお祝いは要らないと、プライベートな問題であるということでありました。確かに長年長瀬委員のほうから、御主人か奥さんが先に死亡された、その場合のことを考えると不公平であるという意見を聞いたことも覚えてはおります。しかし、自分が思うんでありますけれども、結婚されて50年間お互いに苦労しながらやってきた。それはすばらしいことだというふうに私は思っております。年間に80組ほどでございますけれども、市長公室で長年の夫婦の御苦労を聞いたり、またはいろんな話がありますけれども、50年お互いにやってきた。とにかく歴史を築いた。これはすばらしいというふうに私は思っております。

確かに今までは5,000円のお椀だったんですが、ことしから3,000円のお茶碗に変わったのでございますが、それはそれとして今後とも続けたいというふうに思っております。こういうすばらしいことを、市長がにこっと笑ったってだめでございます。やっぱり心からお祝いしたいということでもって、私としましては、この件については長瀬委員のお気持ちもわかりますけれども、夫婦の年輪、50年というものをしっかりと受けとめてまいりたいというふうに思っております。

○生活環境部長（木内和郎君） 老人クラブの関係でございますが、今般財政のほうから20%の補助金のカットということで各部署に連絡ございまして、私どものほうでもいろいろ知恵を絞りまして、方策を考えました。その中で単位老人クラブの補助につきましては、現在1クラブ月額2万2,800円と、あと会員割といたしまして年額40円を乗じた額を交付してございます。この2万2,800円につきましては、国、都が3分の2、市が3分の1ということを出してるわけなんですけど、これ東京都に確認いたしまして、仮に東大和市の3分の1の分、これ7,600円になると思うんですけど、これを減額した場合、それに比例して交付してもらえるのかどうか確認しましたら、2万2,800円はもう決定の額なので、その3分の1を市が出せないということであれば、補助金全額カットになる可能性もあるということで連絡を受けました。

そういった中で、ゼロか100かという選択をされるわけなんですけど、そういった中で現在東大和市に単位老人クラブが18クラブございまして、そのうち2クラブにつきましては休止とまではいかないんですけど、一定の活動は行っているわけなんですけど、補助対象となる活動とまではいっておりません。そういった中で2クラブ分については従前交付してなかったわけなんですけど、ただ、いつ復帰してもいいように2クラブ分の予算は計上してございました。そういった中でこの2クラブ分の予算を20年度については削減いたしまして、18ク

ラブ分の予算として上げさせていただきました。この中で一定の、20%まではいかなかったわけなんです、一定の削減効果がございました。

もう一つ、老人クラブ連合会という組織がございまして、ここの補助金なんです、これは老人クラブの関係につきましては、クラブの人員の数によって会員割で支出してございますが、大分 19 年度をもちまして脱会したクラブがございまして、それで相当減額になりました。それともう一つ、それに関連するんですが、クラブの人数が減ったことで従前行っておりました特別事業あるいは健康教室事業の規模を縮小したいということで連合会のほうから意思表示がございましたので、この分を減額させていただいて、一定の減額ということでしたわけでございます。

それと、学童保育の関係なんです、確かにおっしゃるとおり非常に保留児がふえてございます。そういった中でランドセル来館あるいは今後放課後子ども教室との連携等もいろいろ考えているわけなんです、特に第三、第六につきましては都営住宅の合築の施設でございます。そういった中で、本来都営住宅が建てかえられれば、そこが新たな児童館ということになったわけなんです、建てかえ計画は今回ございませんので、今後の建てかえ計画等をにらみながら、現有施設をなるべく長持ちさせるような形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○福祉部参事（関田守男君） 199ページでございます。在宅サービスセンター運営事業でございますが、5,998万7,000円の内訳といたしまして、先ほど言いました積算根拠によりましての数字でございます、むこうはらが、20年度の予算でありますけれども、3,118万9,000円、きよはらが2,879万8,000円の予定でございます。合計で5,998万7,000円でございます。

○障害福祉課長（町田悦郎君） 手話通訳派遣事業に関連いたしまして、全面委託後の御利用者と現在の市のほうに登録をされていきます通訳者の方との関係の問題でございますけれども、全面委託という形となりますけれども、現在社協がコーディネートをしております利用者と手話通訳者の関係につきましては、通訳者の方を引き続き市のほうに御登録いただきまして、都のセンターにおきまして御利用者との関係のコーディネートをしていただくということでございまして、基本的には現在の仕組み、御利用の状況は問題は生じないような形になるというふうに考えております。

○児童福祉課長（町田誠二君） 待機児 50 人以上の場合、保育計画を提出するというところでございますが、東大和市の場合、昨年は 50 人に達しておりません。というのは、その待機児を出すときの計算に基準がありまして、例えば1園だけを希望してる、他の園が希望すれば入れるのに、1園だけ希望なので入れないという方たちは控除することができるんですね。そういうシステムがございまして、50 人以上にはなっておりません。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 181 ページのシルバー人材センターの運営・補助事業費について伺います。このシルバー人材センターは補助金の削減をしなかった団体の一つなんですけれども、昨年の平成 19 年度の予算に比べまして 112 万 1,000 円、予算的にふえているんですね。これ、管理運営費補助金ということなんですけれども、この補助金の内訳として人件費分と運営費分とあるんですが、どちらに増額をされたのか伺います。

同じく 181 ページの社会福祉協議会の人件費補助分が、逆にこれは 742 万 2,000 円分減っているわけなんですけれども、今まで社協の人件費としては事務局長、事務局次長、係長 2 名分、庶務担当者 1 名分の 5 人分の人件費を補助されていたと思うんですが、今回の補助対象者を伺います。

あと、185 ページです。地域福祉推進事業費です。他の委員の質問にもありましたが、今年度は2団体が抜けて7団体になったということですが、これはこの地域福祉推進事業自体が高齢者や障害者などに対する在宅福祉サービスの普及、拡大を図るため、福祉サービスを実施する民間団体に対し、事業の運営に要する経費の一部について補助金を交付したということですが、2団体撤退ということは、これは運営ができなくなってしまったのではないかなというふうなことも予想されます。この団体に対しての補助金を20%削減された理由について再度伺いたいと思います。

あと203ページ、のぞみ集会所の運営費です。これまた今年度も291万7,000円を予算計上されておりますが、これ18年度の行政報告書では利用団体が5団体で、利用回数が33回です。これ単純に利用回数で割ると、1回につき約8万8,394円かかるんですね。で、建物の老朽化というものが非常に懸念をされておまして、ここでなければいけないという理由が本当にあるのかどうか、あと費用対効果があるのかどうか再検討されていらっしゃるのかどうか伺いたいと思います。

あと、241ページの母子家庭自立支援金給付事業費、これは新しい新設の事業であるということですが、事業内容を伺います。あと利用者の予測、どのぐらい利用率があるのか予測されてると思いますが、それも伺わせていただきます。

あと、最後ですが、265ページの生活保護援護事業費です。これ御説明では900万2,000円ほど前年度比増額されているという説明を伺いましたが、資料で7号補正まで入っております一般会計の事業費比較表をいただきました。この中を見ますと、もう現実的に3,120万5,000円減額予算になってるんですね。これを予算を組む段にあたって、既に生活保護世帯の実態というのはつかんでらっしゃるとは思うんですが、事実つかんでらっしゃったのかどうか伺います。それとつかんでいないということも問題であると思うんですが、つかんでいらっしゃるんですしたら、この予算の組み方に私としては疑問を感じるんですが、いかがですか。伺いたいと思います。

○福祉部長（榎本 豊君） 181ページ、シルバー人材センター運営・補助事業費でございますけれども、シルバー人材センターの職員の人件費につきましては一切カットはしておりません。それで運営費につきまして、一般管理の運営費ですが、5%程度減額をさせていただいたというところでございます。

それから、同じく181ページの社会福祉協議会の運営・補助事業費の人件費の部分ですが、本年度も昨年同様5名分ということで、事務局長、次長、庶務係長、庶務第一係長、それから経理と給与等を担当する主事の5名分でございます。ただし、社会福祉協議会ですが、今年度は人件費の補助の中におきまして、事業主負担の社会保険料、これ七百万円あるんですけども、それは20年度、社会福祉協議会に負担をしていただいたというような経緯がございます。

それから、185ページですね。地域福祉推進事業ですが、これにつきましても、たしか以前は100万円あったと思います。それが80万円に推移してまして、ここでやはり補助金の見直しということで2割をカットさせていただいたというところでございます。

以上です。

○障害福祉課長（町田悦郎君） のぞみ集会所の今後の再検討ということですが、18年度につきましては、先ほど御質問者が言われましたように30回程度でございましたけれども、19年度現在の時点の御利用状況につきましては、1団体が19年度から活動をされましたことから、現在90回程度の御利用いただいております。今後の方向でございますけれども、老朽化の問題がございますけれども、現在検討を進めて

おります総合福祉センターの機能整備の中で、一定の方向が整理されてくるというふうに考えております。

○生活福祉課長（国友開二君） 241 ページの母子家庭自立支援給付金事業費についてでございます。これの概要についてということでございます。実はこの事業につきましては、平成 14 年に母子及び各福祉法が改正されて、母子について自立就業支援に主眼を置いて就業支援策を構築するというような話がございました。現在この事業をやっている市町村につきましては、今回二つほど事業を考えております。一つは自立支援教育訓練給付金事業と、もう一つは高等技能訓練促進事業ということでございます。この自立支援教育訓練給付金事業につきましては、現在 20 年度やっている区、市の 95.91%がやるというような状況になっております。もう一つ高等技能訓練促進事業費につきましても、区と市で 49 ある中の 41、83.67%が手を挙げております。その中に東大和市も今回手を挙げたということでございます。

この事業につきましては、自立支援教育訓練給付金事業につきましては、母子家庭のお母さんに対しての自立促進を図るということで、ある一定の対象者、これは児童扶養手当を受けてるとか、受けているか同様の水準にあることとか、そういう条件の方に対して、対象講座を指定して、その講座を取得することによって自立の促進を図るという内容でございます。

具体的には、指定した講座がございまして、その指定した講座につきましては、ある一定の期間を要して、金額を要する事業でございます。具体的に言いますと、医療保健衛生社会福祉でありますと栄養士とか介護福祉士とか訪問介護員、こういうような資格、これかなり数がございます。これに対して本人支払い額の 20%——上限が 10 万円です——を給付するというので、事前に相談を得て、その相談の結果、その事業がそういう内容に該当してる場合については、教育訓練終了後に都知事に対して申請するというような内容でございます。

そしてもう一つは、高等技能訓練促進事業費といいまして、これについては職種は限られています。看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、こういった受講をされる方につきましては、月約 10 万 3,000 円を限度として 12 カ月を上限として出すということです。ただしこれについては、修業期間の最後の 3 分の 1、したがって、いわゆる勉強されていて、ある一定の 3 分の 2 を経過しないと対象にならないというようなことでございます。この二つの事業を合わせながら、今後母子の自立支援について、そういった給付金事業を出すことによって自立促進を図りたいと、そういう内容でございます。

もう一つの質問でございます。生活保護の関係でございます。生活保護につきましては、これは予算書の 265 ページになりますが、生活保護の内容につきましては、先ほど委員が言ったように金額的な伸びについては 900 万 2,000 円、前年度当初比で伸びております。ただ先ほどもお話ししましたように、全体の傾向は安定した傾向にございますけれども、医療費の伸びが非常に不確定だということでございます。補正後との対比で見ますと、補正後の額と 20 年度当初予算は少なくなっているわけですがけれども、実績等を勘案してみますと、18 年度において、決算額に対して不要額が 6,800 万円あったというようなこともございまして、今後の伸びいかによりますけれども、必要最小限度の額で予算を計上したものでございます。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） シルバー人材センターの件で、181 ページです。先ほど御答弁の中で、運営費を 5%減額されたというようなお話でしたけれども、実際のこの 19 年度の予算上は 4,062 万 5,000 円で、平成 20 年度は 4,174 万 6,000 円で 112 万 1,000 円の増額なんですね。これ人件費はいじってらっしゃらないというような御答弁でしたので、ということは運営費が 5%削減されて、人件費はいじらないということは、これも一つ

のチャレンジ提案事業補助金がふえたというふうな認識でよろしいのでしょうか、伺います。

あともう一点は、のぞみ集会所の運営費に関してです。これは総合福祉センターの中に集会施設を事業として取り入れるということですので、それを待ってということでしょうけれども、現在回数的には 90 回というふうにふえておりますが、ここでなければ本当にいけないのかということがあると思うんですね。ほかに公共施設さまざまございますので、そういったところで、例えばこういったのぞみ集会所で心身障害者・児の福祉の増進を図るための集会施設として、例えば市民センターなり何なり、そういったところを利用してよいのかなという感じはいたしますので、もう一度その件に関して御答弁お願いをいたします。

あと、最後に生活保護のことなんですけれども、これ安定しているというような御答弁でした。しかしながら現実的に、予算上前年度比の——これ 19 年度予算の補正予算第 7 号まで入っているものは、これは 19 年度の実績だと思うんですけれども、それを比べると、もう既に 3,152 万 5,000 円の減額になってるんですね。で、これ安定してるというふうに言われておりますけれども、このような——後々補正で対応されるのかなというような予測はつきませんが、実際問題、現実的な予算の組み立てを考えると、こういった予算立てで本当にいいのかなって私は思うんですが、再度その点を伺いたいと思います。

○福祉部長（榎本 豊君） 181 ページです、シルバー人材センター運営・補助事業費ですけれども、人件費をいじっていないというのは定期昇給分は見ておりますので、その分の増額はございます。それと管理運営費につきましては 5%の減額をお願いしたところでございます。

以上です。

○障害福祉課長（町田悦郎君） のぞみ集会所につきまして、ここでなければいけないかというようなことの理由でございますけれども、障害者団体の皆様におかれましては、さまざまな活動がございます。場合によりましては、そういった活動に際しましての物品等を必要とされるような場合もございまして、例えばオルガンといたしますか、そういった音楽的な活動もされていられるようでございます。そういたしますと、広く市民の方がお使いになれる場所でございますと、事業の活動のたびごとにそういったものを移動させるということも困難かと思ひまして、日常的な御利用の中の支障がなければ、皆さん御了解のもとで、場合によっては部屋の片隅に一時的に置かれるようなこともございますので、そういったことを考慮いたしますと、障害者の方の御活用の際にしましては、単に場としてお集まりをいただいて、お話をして帰るのみということではないのかなというふうには思っております。以上のようなことから、現在この場所がそういった意味で御活用されておられまして、必要であるというふうに考えております。

○生活福祉課長（国友開二君） 20 年度当初予算のことでございますけれども、先ほども読みがなかなか難しいという部分で、生活保護の受給者数、世帯数は去年の 4 月以降変更が全くございません。むしろ少し減になっているという頭打ちの状況かなと思います。ただ今後の状況は社会情勢もしくは経済的な情勢、医療制度の変更に伴って、どのような方がどういう形で来るかというのは予断を許さないところでございます。18 年度決算額に比べると 20 年度の当初予算額はかなり——かなりでもないですけど、3,000 万円ぐらい上がっているということで、ただこれ、医療費の伸びをどの程度見込むかということが非常に難しいということでございます。高度医療も含めまして、医療費の伸びが毎月 4,000 万円ぐらいから 8,000 万円ぐらいの差がありますもので、その辺の読みが全くわからないのと、今後出てくるであろうそういう相談の方々に対してどのように対応していくのかということが非常に難しくなっております。ちょっとそんな不安もあるんですけれども、今回まだ決算が出ていませんけれども、決算が出た段階で判断するのでは遅いということで 10 月から予算組んでますの

で、その状況の中では、この予算額で対応できるのかなというようなちょっと見通しも、去年来、保護者数が頭打ちの状況もありますんで、予算を組んで対応したいと思ってるんですけど、どのぐらい、じゃあ多く見積もったらいのかっていう部分が推移が非常に読めないっていう部分がございます、そういうところのジレンマがございますけれども、18年度以降、18年度末、いわゆる19年度の3月末と今との比較で世帯数が伸びておりませんので、そのことを勘案しながら組んだ次第でございます。

以上です。

○委員長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時12分 休憩

---

午後 4時23分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に続き会議を開きます。

○委員（粕谷洋右君） 1点だけ質疑させてください。予算書の177ページ、一般会計から国保会計へ財政補完しています。繰り出しておりますけれども、この金額ですが、ここ5年ぐらいの間、どのくらい出しているか年度別に教えてください。

○財政課長（関田新一君） 177ページ、国民健康保険事業への繰り出しということで、その他の赤字繰り出しということでよろしいでしょうか。（粕谷洋右委員「はい」と呼ぶ）5年間ということでございますので、平成15年から——平成15年についてはもう決算額ということでございますので、決算額でいきますと3億1,105万2,000円。16年度の決算でございますが、7億99万2,000円。17年度、もちろん決算でございますが、7億4,594万9,000円。18年度決算でございますが、8億5,298万1,000円。19年度は決算見込みでございますが、7億5,195万6,000円、今回20年度予算につきまして3億2,499万9,000円。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） 177ページ、やはり国民健康保険事業特別会計繰出金なんですけれども、これまでのいろんな御答弁伺っていると、ちょっとかたくなになり過ぎてるのかなと。つまりもっと柔軟に物事を発想というか、考えていただけないかと思うんです。

まず、つまり厚生文教委員会のほうで否決されたということで、正面突破の第一段階ができなくなったというような状況の中で、我々だって鬼でもなければ蛇でもないんですから、何らかの形でこういうふうにしたんだよということで修正案なり何なり出すっていうようなことも考えていいのかなというふうには思っていたんですが、そこをさらに正面突破、まだこれから図られるということで、何でしょうね、ちょっとそこをじっくりこない部分がどうしてもあるわけです。つまり、何らかの形でもって、こういうふうにしたんです、ああいうふうにしたんですよっていう説明があつてしかるべきかなという部分があつて、で、そこをちょっと、何ていうのかな、我々がこの審議をするに当たって、もっといろいろと誠意を見せていただきたいなという部分がどうしてもあるわけですね。そこを足りないから、どうもぎくしゃくするんじゃないかと思うんですが、その部分について伺いたいということと、それから183ページ、戦没者追悼事業、それから慰霊塔管理費なんですけど、慰霊塔あそこにあるわけなんですけども、あそこにある理由、根拠を教えてください。以前伺ったかどうかちょっと忘れちゃったけど、それをお願いします。

それから189ページ、（仮称）総合福祉センター建設事業費なんですけども、6月までの間に基本計画を組み立てて、それから基本設計、実施設計だと思っていたんですが、どうも今までの答弁伺っていると、見切り発

車になってしまう可能性もあるのかなと思います。それで本当にいいのかなと。6月までの間というところ3カ月しかありません。猶予期間が3カ月しかないということで、どれだけ満足なことができるのかなということが懸念されるわけです。そこももっと柔軟に物事を構えて、市長も弾力的にっていうふうにご答弁されてるわけですから、もっと柔軟性を持ってさまざまなことを考えていいのかなと思うので、そのところ1点確認させてください。

それから195ページ、言っとなかなかいけないというふうに思いました。高齢者慶祝事業費でございます。昔から言っておりますけれども、敬老金、やっぱり見直したほうがいいんじゃないのかなと思うんですけども、今回、金婚祝い品が5,000円から3,000円に変更になったということで、これも見直しなんだろうと思います。でも、もっと抜本的に見直せるんじゃないかと思えます。で、抜本的に見直した結果がこれなのかなというふうにも思うんですが、その残された理由ですね、敬老金を。それを伺いたいと思います。

それから199ページ、高齢者入院見舞金支給事業費、こちらについても今までの経常経費がさまざま大きくなってきた状況で、こうした政策的経費をもっと圧縮しなければいけない状況になってきてしまったんじゃないかというふうに思いますので、こうしたものを残された理由を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○市長（尾又正則君） 今大后委員のほうから、高齢者のその節目の敬老金でありますけれども、これにつきましては確かに財源を考えたというお話もありますけれども、しかしながら、この世に生を受けて、節目の年に対しまして、その人生に対して行政として慶賀をさせていただくことも重要だろうというふうに思っています。

また、高齢者の入院見舞金でありますけれども、今高齢者自身が税の改正によって大変な負担を強いられております。その中で行政として、行政と高齢者をつなぐ心の福祉として、私は高齢者の入院見舞金については、これを今後とも続けてまいりたいというふうに思っております。

○企画財政部長（浅見敏一君） 予算書177ページの国民健康保険事業特別会計繰出金の関係でございます。これにつきましては何度か御答弁させていただいておりますが、まず一般会計から特別会計への繰り出し、特にその他繰り出しというところがございますけれども、ここに至った経過につきましては、まず一般会計から見ますと、事業費が相当逼迫してる状況がございました。そこで再三予算の調整をいたしながら、ここに至ったわけでございます。一方、国民健康保険の特別会計の立場からいたしますと、これを歳入の予算として繰り入れということで予定してございました。それについて保険税の見直しと引き上げということでの対案だったわけでございますけれども、そこで13日では条例については否決ということで、今後予算あるいはこの条例については本会議での決定を見るということになります。しかし、一般会計からの立場で、再三申し上げるようで恐縮でございますけれども、ここに3億に至るお金を出し得る財源がないという現状もありますので、今後この一般会計そのものがさらなる好転がない限り、これは繰り出すことは困難でございますので、まずは国保会計の中で歳入歳出の見直しをいたしていただくということが先決でありますので、現状では補正予算等をですね、取り組むということは困難な状況でありますので、そのようなことで推移させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○福祉部長（榎本 豊君） 183ページ、戦没者追悼事業、慰霊塔管理費でございますけれども、慰霊塔をあそこに置くというような根拠ですけれども、ちょっと資料がございませんので、後ほどということをお願いいたします。

以上です。

○福祉部副参事（原島真二君） 189ページの総合福祉センター建設事業における6月をめどに基本設計に入る

というようなお話を説明しているところでございますけれども、その前に基本計画案の「案」がとれて、完全合意がとれるか、あるいは大方の合意がとれる必要があるかと思っておりますので、その合意をいただくことを目指して事業を進めていくというようなことでございます。

以上です。

○委員（大后治雄君） 慰霊塔の関係なんですけれども、なぜそれを伺ったかと申しますと、いろいろと高齢者というか、遺族の方も高齢化が進んで、前にも申し上げましたけれども、これからなかなか階段上がっていくのも大変なのかなという部分が出てくると思います。できれば平場でやったほうがいいのかなと思って、せっかく東大和市には、南公園のほうで変電所の跡地とかそういったものがありますから、そういったものと一緒にして平和事業、款は違いますけれども、平和事業と含めて一体化のものとしてできないかなという御提案をさせていただこうと思いました。それでも慰霊塔のあそこにある理由が、どうしてもそこから動かせないよというものであれば、それは万やむを得ないというふうなことになるかと思えますので、そのところを勘案しながら、いろいろ事業を進めていっていただきたいなと思ったわけです。これは答弁結構です。要望で結構です。

○委員（尾崎利一君） 予算書の 177 ページです。国民健康保険事業特別会計の繰出金の問題ですけれども、この点にかかわって 3 点です。

共産党は、国民健康保険税への繰り出しを 4 億 3,800 万円ですか、削減することによって国保税を値上げするというのは反対なわけですけれども、これについて 2 月 13 日の全員協議会でも説明がありました。1 点目は、後期高齢者医療制度の導入によって、9,300 万円が国保会計から負担が減ると。で、4 億 3,800 万円減らすわけですから、残り 3 億 3,000 万円については、国保値上げで賄うんだという御説明でした。しかし、この説明の中で、1 億 5,000 万円、これまで一般会計から支出していた基本健診を国保会計から支出するというふうになったと。これは当然これまでどおり一般会計から支出するべきものを、結局これを支出しないことで国保税の値上げにこれが直結してしまうと、全部ではないですけども、一部ですが——という結果になっているわけです。これは本来繰り出すべきお金だと考えますが、いかがでしょうか。

2 点目です。2 月 13 日の説明の中では、財調基金が 4,600 万円になってしまうということで説明がありましたが、今議会で成立した補正予算では、1 億 5,500 万円というふうに財調基金の残高も変わってきています。その点で、前提そのものが国保の値上げを検討したときと変わってきているのではないかというふうに思いますが、この点についていかがでしょうか。

それから、3 点目です。これは厚生文教委員会でも一般会計が厳しいということで、経済的な基盤が弱い方が多い国保加入者にそのしわ寄せをするのはおかしいと、最後の最後の手段であるべきじゃないかと、拙速に過ぎるのではないかという議論がありました。この点にかかわってです。これは全員協議会のときにもちょっと質問したわけですけれども、一般財源に占める繰出金の比重がどうなってるのかという問題、私調べてみました。90 年代は大体 13%から 14%で推移していたものが、2000 年には 17.46%、2001 年は 16.81%、2002 年が 17.86%、2003 年が 16.03%、2004 年が 16.87%、2005 年が 17.88%、そして 2006 年は 16.00%ということ です。

これは 90 年代、1999 年から 2000 年に入って急激に上がってきていたものが、この 7 年間の中では最低水準の 16%に 2006 年の段階で繰出金の占める割合が減っているという状況が一つあります。それから、繰出金の総額について言いますと、平成 14 年、2002 年には 34 億 1,148 万 1,000 円でした。これが 2006 年には 29 億 4,749 万 7,000 円に減り、そして平成 19 年、07 年の補正では 28 億 2,663 万 1,000 円に減ってる。近年で一番

多かった 2002 年から 6 億円近く繰出金の支出が減っているんです。その点で、一般会計の厳しさをこの繰出金の支出の削減、とりわけ低所得者が多い国保税の大幅引き上げで賄うというのは、余りに拙速に過ぎるということになるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**○企画財政部長（浅見敏一君）** 3点ほどいただいておりますので、多少前後いたしますが、御了承いただきたいと思えます。

まず、2点目にいただきました財政調整基金、これ7号補正現在では財調がふえてるということでの、前提が変わったというお話をちょうだいいたしました。そこで、じゃあ事情が変わって、一般会計から国保会計のほうに繰り出せるか否かという話でございますが、これはやはり現状、1億5,000万円財政調整基金があったとして、今一番話題になっておりますけれども、道路特定財源の関係がございまして、当市における影響額というのが1億6,000万円程度が可能性あると。そういう懸案事項も抱えてございます。そうしますと、財政調整基金を幾ら持っていれば安心かということもありますが、市としては当然基金を抱えていたわけでございますけれども、最低そういった懸案もありますので、この基金をですね、取り崩して繰り出すということを前提に考えることは現状では難しいと思っております。

それから、3点目の一財に占める割合については財政課長のほうから答弁させていただきたいと思えます。

**○財政課長（関田新一君）** 一般財源に占める割合ということで、それは減少してきているという御指摘でございます。うちの別の観点からいろいろ統計資料等させていただいておりますが、平成18年度決算の中におきまして、繰出金の決算額に占める構成比というの、うちのほう重要視してございまして、決算額に占める繰出金の状況でございますが、平成18年度で繰出金として、12.4%が決算に占める繰出金の割合でございます。これは26市平均でお話をさせていただきますと10.9%ということで、12.4%というのは26市の上から数えまして4番目ということで、東京都の市町村課からは、やはり財政構造の修正が必要だという項目の中に繰出金、特に赤字繰り出しが非常に多いという指摘は従来から受けているところでございます。

ちなみに国保会計の赤字繰り出しで標準財政規模でございますので、標準的な一般財源、当市の場合は約138億円ぐらいございますが、それに対する率でいきますと、26市の中で第1位だということで、どうしても赤字繰り出しを何とか財政規模に見合った繰り出し基準にするようにということは決算のたびに強い指導のあるところでございます。ちなみに26市の数値でお話をさせていただきますと、繰出金が標準財政規模に占める割合というのは当市の場合は44.9ということでございますが、市の平均ですと32.4ということですので、30%ほどでしょうか、高いということになりますので、やはりどうしても東京都としてはこの辺の削減を強く要望されておまして、市のほうとしてもこの辺については改善を従来から図る努力をしていたと、その一環で今回は赤字繰り出しについて見直しをさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

**○市民部長（北田和雄君）** 1点目の基本健診との関係でございますが、1億5,000万円、基本健診で一般会計で従来支出してたと。このうち74歳までが国保に来て、75歳以上は後期高齢者ですから、すべてが国保のほうの負担になるというわけではございませんが、ただ国保の会計の予算の組み方としましては、医療費だとか、こういった歳出関係を全部先に固めまして、それに伴って付随する制度的な補助金などはすべて率で決まってくるから、それらを積み上げた結果、最終的に不足分、足りない分を税ということになりますので、その税を算定した結果、今回御提案申し上げた保険税の改定になったということでございまして、基本健診の部分がどうなったかということにつきましては、3億円一般会計の繰り出しが、ここにその他繰り入れがございませ

ら、その中に入るか入らないかというのはちょっと何とも判断のつかないところということでございます。

(尾崎利一委員「繰出金総額が減っている原因」と呼ぶ)

○**財政課長(関田新一君)** 繰出金総額につきましては、国保会計だけではございませんで、例えば区画整理の会計ですとかいろいろございまして、今年度区画整理の繰出金については、1億4,000万円ほどに抑えてございますが、事業費見合いでそのくらいでございますが、委員のほうから御指摘いただきました年度当初ですと、約4億円から5億円ぐらいの区画整理の繰出金をしてございますので、その辺の減額要因というのも繰出金の減額にはつながっているというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○**委員(尾崎利一君)** 今他市の状況等も出されましたけれども、他市の状況で言えば、例えば繰出金の額は国立市は19.04%ですから極めて高いとか、そういう状況はいろいろあります。ただ、東大和市がずっと歴年で予算を組んでやってきた流れの中で、繰出金の総額が先ほど言いましたように、一番多い2002年から比べて平成19年の補正、2007年の補正で6億円近く減ってるという状況の中で繰出金にあえて手をつける、しかも国保税の値上げに手をつけると。しかもですよ、いろいろ積み上げてみたら、年明けて積み上げてみたら3億円足りなかったということですね、この歴年の予算編成の努力を全く省みることなく、単年度で組める組めないという議論で国保税の値上げに走るというやり方そのものが拙速に過ぎるんじゃないかということを私は言ってるんです。市長、いかがでしょうか。

○**市長(尾又正則君)** 今の尾崎委員の拙速という言葉に対しては、非常に私は抵抗を持っています。行政というのは現実でございます。歴年のことよりも、現実から出発をして予算を組むわけでございます。その意味で今回の国保の値上げにつきましては、私もですね、断腸の思いでもって提案しました。しかしながら、議会のこうした動向については、改めて自分でもう一回、第一歩から研究、検討してまいりたいというふうに思っております。決して行政側では拙速という判断はしておりません。

○**委員(粕谷久美子君)** 済みません。2点お願いします。

179ページの民生(児童)委員活動費の協力員活動についてです。昨年度、民生委員の改選があったと思います。なかなか人選が難しいというようなこともあり、進めている中で、民生委員の活動が幅広くなっている中で、この協力員の活動について、民生委員との違い、それと何人ぐらいなのかとか、あと活動範囲等を教えていただければと思います。

それと、225ページの家庭福祉員事業費の家庭福祉員です。昨年の決算のときに家庭福祉員がもういらっしやらないというようなお話をされていたと思いますが、今回減額になってはいるんですが、この家庭福祉員の活動を今後どのようにしていくか、人選をどういうふうにしていくかというところを教えてください。

---

○**委員長(関田正民君)** お諮りいたします。

本日の予算特別委員会はこちらをもって散会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長(関田正民君)** 御異議ないものと認め、これをもって散会いたします。

午後 4時49分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委員 長 関 田 正 民

副 委 員 長 下 条 学

# 平成20年第3回東大和市議会予算特別委員会記録

平成20年3月24日（月曜日）

## 出席委員（22名）

委員長	関田正民君	副委員長	下条学君
委員	吉野孝君	委員	西川洋一君
委員	尾崎利一君	委員	粕谷久美子君
委員	長瀬りつ君	委員	中村庄一郎君
委員	粕谷洋右君	委員	森田憲二君
委員	関野杜成君	委員	小林知久君
委員	押本修君	委員	蜂須賀千雅君
委員	関田貢君	委員	石川庄太郎君
委員	尾崎信夫君	委員	佐村明美君
委員	中間建二君	委員	御殿谷一彦君
委員	大后治雄君	委員	二宮由子君

## 欠席委員（なし）

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君
主事	三浦文一君		

## 出席説明員（45名）

市長	尾又正則君	副市長	小飯塚謙一君
収入役	岸永通君	教育長	佐久間栄昭君
企画財政部長	浅見敏一君	総務部長	渡辺和之君
総務部参事	並木俊則君	市民部長	北田和雄君
生活環境部長	木内和郎君	福祉部長	榎本豊君
福祉部参事	関田守男君	都市建設部長	氏井博君
学校教育部長	並木清志君	学校教育部参事	真如昌美君
社会教育部長	窪田きく江君	社会教育部参事	植野英夫君

財政課長	関田新一君	職員課長	田代雄己君
管財課長	広沢光政君	保険年金課長	関口順孝君
市民部副参事	波多野良男君	納税課長	小島昇公君
産業振興課長	木下恒雄君	環境課長	梶川義夫君
ごみ対策課長	乙幡正喜君	福祉部副参事	原島真二君
児童福祉課長	町田誠二君	福祉部副参事	目黒文典君
福祉部副参事	桜井輝幸君	生活福祉課長	国友開二君
障害福祉課長	町田悦郎君	みのり福祉園長	古賀嗣子君
健康課長	原與四雄君	都市計画課長	内藤峰雄君
管理課長	木村哲夫君	建設課長	堂垣隆志君
下水道課長	池谷一君	区画整理課長	柚木行夫君
庶務課長	鈴木尚君	学務課長	下平一紀君
給食課長	小野寛君	社会教育課長	小俣学君
体育課長	戸所保君	中央公民館長	長島孝夫君
郷土博物館副館長	猿橋壽一君		

#### 本日の会議に付した案件

- 第 7号議案 平成20年度東大和市一般会計予算
- 第 8号議案 平成20年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 9号議案 平成20年度東大和市下水道事業特別会計予算
- 第10号議案 平成20年度東大和市老人保健特別会計予算
- 第11号議案 平成20年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第12号議案 平成20年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第13号議案 平成20年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

午前 9時32分 開会

○副委員長（下条 学君） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

○副委員長（下条 学君） 第7号議案 平成20年度東大和市一般会計予算、本案を議題に供します。

21日に引き続き、第3款民生費の質疑を行います。

初めに、前回の委員会における尾崎利一委員の質疑に対する財政課長の答弁について、答弁の訂正を行います。

○財政課長（関田新一君） 大変申しわけございません。先日の尾崎利一委員の予算書177ページ、国民健康保険事業特別会計の繰出金に関する御質疑に対する答弁において、数値の誤りがありましたので訂正をお願いいたします。平成18年度決算における繰出金の標準財政規模に対する割合を44.9%、また26市の平均を32.4%と答弁をいたしましたが、正しくは21.4%、26市平均が17.9%でございます。大変申しわけございませんが、それぞれ訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○副委員長（下条 学君） 次に、21日の粕谷久美子委員の質疑に対する答弁を行います。

○福祉部長（榎本 豊君） それでは179ページ、事業番号12、民生（児童）委員活動費、8節報償費、協力員活動費につきまして説明いたします。

これは、平成19年10月1日から東京都が開始いたしました委託事業であります民生児童委員協力員制度を市において実施するものでございます。民生児童委員の地域における活動に協力できる人材を確保し、活動を支援することにより地域福祉の強化を図ろうとするものでございます。配置人数は、単位民生児童委員協議会当たり3名でございますので、東大和市は2地区でございますので6名となります。民生児童委員は、市の民生委員推薦会が都知事に対しまして推薦し、都知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱いたしますが、この協力員につきましては民生児童委員協議会の推薦を受けて市が東京都に推薦し、都知事が委嘱をするものでございます。民生児童委員にある年齢制限を設けず、民生児童委員のOBの活用により、新任の民生児童委員への支援や相談役をお願いしたり、協力員の活動を通しまして民生児童委員の活動と意義を理解してもらうことで、民生児童委員の後継者育成につながることを期待したりするものでございます。

以上でございます。

○児童福祉課長（町田誠二君） 予算書225ページ、家庭福祉員事業費についてでございますが、保育園が待機となりました3歳未満のお子さんをですね、家庭で保育する家庭福祉員制度ですが、19年度につきましては2名の予算計上をいたしました。20年度につきましては1名分の予算の計上となりました。なお、前回お話ししました家庭福祉員は現在いないということでしたが、市報及びホームページで募集はしておりますが、現在のところまだ決まっておられません。

以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） 家庭福祉員事業に関してなんですが、小平市などはこの事業が活発に利用されているということを伺ってるんですが、利用者も多く福祉員さんも20名近くいるというふうなお話を伺ってます。

他の委員の質疑の中で、子育てハンドブックに載せて、この事業を広報していくということでしたが、利用者がもしいたとしてもなかなか福祉員さんがいないということでこの事業が進めていけないというような状況だと思います。やはり利用しにくいのか、それともまた福祉員さんが働きにくいのか、その点をしっかり調査

する、課題を解決して進めていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。その点についてだけお願いします。

○児童福祉課長（町田誠二君） 利用——ございますが、東京都におきまして昨年度ですね、この福祉員の要綱が一部変わりました。というのは、今までは家庭に限定されてたんですが、家庭に限らず他の施設も利用できるようになりました。東大和市は単年度要綱でやっておりますが、現在のところ要綱をまだ改正しておりませんが、例えば他の施設、自宅じゃないところできるといのも一つの要件が広まるというんですかね、そういう形になると思いますので——あとですね、ホームページ、それから市報で広報した中ではですね、2件ほど問い合わせ等があります。1件窓口と、1件は電話でありました。これからこちらに引っ越されてやってみたいという方もおりましたんで、その辺も含めて今後調整をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 予算書ですね、205ページ、福祉車両の貸出事業費ということなんですが、これは他の委員がですね、これについては必要ないんじゃないかというふうなことがありましたけども、この実態なんですけども、実際福祉車両ということで、今障害者の人が例えば冠婚葬祭その他があったときに、1日だけでは済まないんで、複数——2日3日とかですね、泊りがけで行かなきゃならないときに、こうした車両を使って行くということになればね、大変経済的にも楽になると。そしてまたこれが複数にわたった場合には、こういう福祉車両をですね、民間から借りた場合にはえらく金がかかるというようなことがあるわけですよ。

私ここでちょっと聞きたいのは、これが1日フルに使ってですね、される人もいるし、それから複数、例えば2日、3日借りる人もいると思うんです。その利用状況だとかいうのがわかればですね、教えていただいて、ぜひ——それとこれが日にちが重なった場合には、車両が1台しかありませんので使えないという方もいらっしゃると思うんですね。そういった実態ですね、どういうふうになってんのかについてお尋ねしたいと思います。

それから、261ページです。生活保護費の中のことで、現在の中では大体世帯数、またこの生活保護人員というのほぼ横ばいの状態だというふうに先日の答弁の中で聞きましたけども、私はこうした中で、今回この261ページの職員の人件費というのが1名マイナスすることの14名ということだったんですが、これはやはりそういう中で人員を減らさなきゃならなかった理由ですね、それと今まで私もこの問題の話はよくさせていただいてるんですが、1名のケースワーカーに対して担当する世帯というのが大変多いと。そして、日常的に1カ月の中でそういう家庭訪問することが大変困難だというようなことはよく言われるんです。これは、今国が決めている1ケースワーカーに対して何世帯が標準として言われてんのか、それで現状が何世帯なのかですね、ということをお聞きしたいと思います。

それとあわせて、東京都の指導とか国の指導から、ホームレスだとかネットカフェ難民だとかですね、いうことの調査というのが前々回だと思うんですが、8月または2月にホームレスの状態というのをこの管内の調査というのが以前はされたんですが、最近のこうした状況はどうなってんのかお聞かせください。

それとですね、あと生活保護に関することですが、先ほどの1ケースワーカーに対する世帯数が多くなったためによく言われるんですが、不正受給をしてるんじゃないかとか、なぜあの人が生活保護の対象者なんだとか、こういうようなことを聞きますよね。私は、決してそういうような不正はあってはならないと思います。しかし、それを防ぐためにも、先ほどの1ケースワーカーに対する世帯数をやはり減らしていかないとですね、毎月のように訪問ができないというような実態があるんじゃないかと思うんです。その点についてですね、やはり不正受給についてはやらしてはならないし、やってはならないことですから、それについて厳正なことを

やっといかなきゃならないと思います。そういう立場から、この職員定数を1名減にされたことのね、内容についてお聞きします。

○障害福祉課長（町田悦郎君） 予算書205ページ、福祉車両貸出事業の関係でございますが、利用の実態でございますけれども、今御質問ございましたように複数の日数にわたる御利用というのは、年一、二回でございまして、ほかの御利用につきましては日帰りの御利用として貸し出しをしてる状況でございます。また、利用申請に際しましての重複的な御希望の関係でございますけれども、現時点におきましてはそういった同日に重なるような申請の状況は、現実的には生じてないという状況でございます。

以上でございます。

○生活福祉課長（国友開二君） 生活保護の御質問でございます。

人員につきましては、先日もちょっとお話いたしましたけれども、去年に比べて安定してるということで、現在851世帯ございます。平均的なその1人のケースワーカーが抱える世帯につきましては、94から95ということでございます。標準が80ということになっておりますので、その部分はなかなか訪問が行けないという御指摘もありましたけれども、そのとおりで思っております。ただ、組織体制を変えまして自立支援型の組織体制を今つくってまして、係も分割をいたしまして、1係四、五人のケースワーカーで対応しております。また、ここで査察指導員システムというものを入れまして、ケースワーカーが考えている処遇方針を査察が逐一一緒にチェックしていくというようなことで対応したいと考えております。

それから、先ほど言っていたホームレスの関係ですけれども、1月に、年2回ほどホームレスの実態調査、これは目視なんですけど、職員2人が東京都の施設を除いたところを回って確認しておりますが、本年度1月においてはございませんでした。対象者いない——そういう方はいらっしやらないということです。ただ実態としてですね、夜は見ているわけではないし、公共施設じゃないところの施設にいるというような情報もありますので、実態的には何人かいるかと思うんですけれども、目視上はできておりません。

それから、不正受給に関しましては、あってはならないということで、福祉事務所としても毅然とした態度をとるということでございます。ちなみに、19年度において2件ほど不正受給の発覚がございました。これにつきましては、費用の返還はもとよりですね、今後のことについて御本人を呼んで、返済もそうですけども、なぜそうなったのかというような実情をお聞きしております。そういう状況で、組織体制を少し整えながら逐次その辺の家庭訪問を充実させていこうというのが20年度の目標になっております。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 福祉の車両についてはですね、利用の実態っていうのは利用されてるっていうことと、それと1日で返されるっていう形が多いということだと思んですけども、確かに1日ですね、例えばリフトつきの運転手つきで1日あちこち行ったらすればね、大変なやはり費用がかかるっていう点ではこの福祉車両というのが——これは息子さんとか娘さんたちが運転すればいいことなので、自由にどこでも行けるという点では本当に私はもっともっとやはり広報していただいてですね、そうした利用をふやしていただきたいというのを要望させていただきます。

それと生活保護の問題なんですけど、1名減のですね、職員を減らすということの理由づけがちょっとはつきりしないんですけど、1名のケースワーカーに対して国が決めてる基準っていうのが80世帯、それが現状が94から95という点では、私はですね、これは問題だと言ったのは、先ほど言った不正受給があるっていうことが問題なのが一つとですね、それと本来受けなければならない人たちがこの不正受給があるというようなことでね、

なかなかですね、この受給、要するに生活保護を受けようというふうにならないんです。本来やはりこの人は受けなきゃならないのに——そういう周りの声が何かそういう不正受給されてるのは、あの人の生活っていうのは何かよく見ると、その、出前をいろいろと頼んでるとかですね、それから出歩いていることが多いんだとかですね、着るものがどうだこうだとかいうことで、あの人がなぜ生活保護なんだ、こういうようなことっていうのがよく言われるんです。

本来ですね、保護を受けなければならない人たちが、そういうものを聞いてて、なかなか受給しないんですね。また生活保護を受けようとしません。私はだから、本来受けなきゃならない人たちがそういう状態に置かれるっていうのは、こういう不正受給があるということの、あるというかそういううわさが流れることによって受けないと。私はだからぜひですね、この今の1名職員を減らすということであれば……。

○副委員長（下条 学君） 申しわけありません。質疑は意見じゃなくて、何を聞きたいのかちょっとまとめてください。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○委員（吉野 孝君） 1名の削減をするということでね、この理由なんです。なぜこれだけのケースワーカーが、1名が94から95の世帯を担当しているのに——だから私は十分な調査ができてないんじゃないかと、だから不正受給というのがそういうのが絶たないんじゃないかと。そこをね、1名減の理由なんです。これが納得いくような状況じゃないじゃないですか。その点をはっきり、なぜ減にしたのかということです。

○職員課長（田代雄己君） 生活保護の担当ですね、1名減ということで御質疑をいただきまして、そのお答えなんです。19年4月から保護の関係ですと係を二つに分けて、その生活保護の体制の充実を図ったところですが、今回1人減らしたのはですね、生活福祉課の庶務係のほうですね、実際の保護を担当してるほうではなくて、事務的なほうの職員を今回退職者が多かったということで、不補充のような形でここを嘱託さんに置きかえるというような理由で1人減ということになっております。

以上でございます。

○生活福祉課長（国友開二君） ケースワーカーの数は、去年と変わっておりません。庶務のほうの経理の担当のところの部分が嘱託に変わったということの減でございます。（吉野 孝委員「世帯数が80だっていうふうに言ってるんでしょ国は。それに対して94から95が現状だって言ってるでしょう、それはいいですよ。だからそういう中でなぜ減らすのかということ、むしろ庶務の人間じゃなくて、それを現場のほうに回すなりしてでもね、そのことを私は言ってるの」と呼ぶ）

○副委員長（下条 学君） 吉野委員、大変申しわけありません、質疑に対してきちっとした答弁返ってきたと思います。とり方の問題です、あなたの。申し上げます。

○副委員長（下条 学君） 民生費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（下条 学君） 異議ないものと認め、民生費の質疑を終了いたします。

---

○副委員長（下条 学君） 引き続き、第4款衛生費の質疑を行います。

○委員（中間建二君） 273ページ、母子健康診査事業費、乳幼児等の母子健診ですね、事業拡充が今年度予定されてると思います。無料化5回にということで、この事業の内容の確認をさせていただきたいと思います。

それからあわせて、同じ事業費の中で発達健診の委託が入っておりますけど、発達健診の内容についても確認させていただきたいと思います。

それから、297ページのごみ処理事業費の中の一つは粗大ごみの収集運搬なんですけど、これは費用の納付が処理した後の事後納付ということで、聞くところによると事後納付の場合にどうしても収納されない方が多いというふうに聞いてるんですが、この辺の実態を確認させていただきたいのと、あともう一点、この中の負担金の関係で小・村・大の負担金がありますが、小・村・大の事業の取り組みとしてこれも一点確認させていただきたいんですけど、議会のほうにも市の暫定リサイクルセンターを活用した3市のリサイクルセンターの構想が進んでるというふうに聞いてるんですが、東大和市においてはあの場所で今の暫定リサイクルセンターでは何とか問題ないと思ってるんですけど、あれ以上の規模のものがあそこに果たして地域的に受け入れられるかどうか若干心配する声もたくさん聞いてるんですが、マンション居住者等も多い中で、また大型商業施設の車の出入り、それから隣には老人ホーム等がある状況の中で、大型のそのリサイクルセンターというのがあそこで果たして地域的に受け入れられるかどうか、若干そこを懸念してるんですが、これ今市の担当としてはどういうふうに考えていらっしゃるか、小・村・大の動き等について確認をさせていただきたいと思います。

○健康課長（原 與四雄君） 273ページの妊婦健診につきましては、20年度からこれまで公費負担の回数が2回だったものを5回ということで実施させていただく予定になっております。適用は4月1日からということになっております。

続きまして、発達健診につきましては、これまで年12回ということで実施してたわけですけども、これをですね、倍増させるというか、こま数としては24回ということで、これまで医師1人が対応してたんですけども2人にしまして、これまでの相談者数がですね、かなり増加してきたということもございますので、2人対応として充実させたということもございます。

○生活環境部長（木内和郎君） 297ページの小平・村山・大和衛生組合の3市共同化施設の関係の御質疑でございますが、現在東大和市の暫定リサイクル施設の場所におきまして、現在3市での共同処理施設の検討を進めてございます。昨年とりあえずもしあの場につくるのであればどういう施設ができるかという、キャパの関係で一番限度を定めたものをですね、作成いたしまして市民説明会をしたところでございます。

今後の動きでございますが、現在3市共同化推進市民懇談会委員という今後の3市共同化施設の取り組みを決めていきます懇談会の委員を募集してるところでございます。せんだつても、あの場所に3市共同資源化施設ができた場合、すぐ隣に最も影響があると思えますマンションがございます。そのマンションの管理組合をお訪ねいたしまして委員さんの推薦方と、またそれに対して詳細な説明が欲しいということでしたので、先週の土曜日お集まりいただきまして御説明を申し上げたところでございます。現在あの場所につくるということが決まったわけではございませんで、これから市民の皆様方の御意見を賜りながら今後の方向を進めていく、そういう状況でございます。

以上でございます。

○ごみ対策課長（乙幡正喜君） 粗大ごみのほうの収集運搬の関係でございます。

粗大ごみは現在ですね、事前に申し込みをいただきまして、1週間ぐらいいたしますとおおむね回収に参っております。それを事前課金化にしたらどうかというようなお話でございます。東大和市では事後課金になってございますが、小平から武蔵村山市におきましては、シール制の事前課金というような形で、先に納付いただきまして、料金の未納がなくなってるような状況でございます。

当市におきましても、ごみゼロプランの策定部会の中でその辺を検討いたしまして、今後検討していくというふうなことで報告をされているような状況でございます。

それから、未納の状況でございますが、おおむね年間9,250件ぐらい粗大ごみの回収がございます。そのうち、ちょっと今詳しい数字がございませんけれども、何件かにつきましては未納というような状況でございます。そちらにつきましては、電話をしたり督促状を出したりいたしまして、納付のほうに努めている状況でございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 273ページの母子健診の事業の拡充につきましては評価したいと思います。1点いわゆる里帰り健診ですね、これについての対応等については今どういうふうに考えていらっしゃるか、この点だけ確認させていただきたいと思います。

それから、297ページのほうなんですけれども、これは粗大ごみのほうはですね、やはりいろいろ聞くところによりますと、どうしてもいわゆるこの3月の引っ越しシーズン等でですね、粗大ごみを出した後に引っ越し先のほうにもう行ってしまってますね、なかなかそこまで追っかけて費用を徴収するのが困難なケースがあるというふうにも聞いておりますので、これは同じ組合の中で他の2市は事前納付、シール制ということで、これも今例えば家電のリサイクルなんかそういう形になってると思いますので、これはすぐにでも対策がとれるかと思っておりますので、ぜひとっていただきたいと思っております。いわゆる事前納付ですね、取り組みをお願いしたいと思います。

それから、小・村・大のほうの今の3市でのリサイクルセンターの話なんです。これは現段階ではまだ調査の段階ということでの確認をさせていただきましたが、これが今後仮にですね、この事業が3市で合意してスタートするというに当たっては、小・村・大の事業という形ではなるんでしょうけれども、このいわゆる市議会との関係ですね、なかなかこれその組合で決めたから、それがもうそのままひとり歩きするという形になってもこれは困りますので、当然もしその構想が進むのであれば、市議会の中でも一定の議論が必要でしょうし、また市民の理解もなければ当然できないことだと思いますので、その辺のことも踏まえてこの3市組合ですね、この市議会との関係の中でどう今後もし事業進むとすればですね、調整図っていかれるのか、この点をちょっと確認させていただきたいと思っております。

○健康課長（原 與四雄君） 273ページの妊婦健診でございますけれども、この中で里帰り健診はどうかということですが、現在のところは里帰り健診については対応できていない状況でございます。ですから、実家に帰って、他府県ですね、行って出産されるというようなときには、健診については対応できていないということで、多摩地域ほとんどの市で対応できてないと思っておりますので、課題の一つということになっております。

○生活環境部長（木内和郎君） 3市のリサイクルセンターの関係でございますが、平成20年度に先ほど申し上げました市民懇談会を立ち上げます。ほぼ1年かけまして御検討いただきまして一定の結論に達しましたら、それにつきまして当然方向性が決まってくると思います。それで、仮に実施という方向が決まる場合にはですね、当然のことながら組合議会にまず御判断いただきまして、その状況を逐一ですね、この市議会のほうにも情報提供という形で進めていきたいと思っております。また、先ほどおっしゃいましたように、当然のことながら周辺市民の方の御理解が絶対不可欠でございますので、そういった形の中で実際実施が決まったらどのような形で御理解いただくか、そこら辺を十分な検討を図っていききたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 281ページの定期予防接種事業費のことです。

この中の高齢者のインフルエンザ予防接種の件です。

今予防接種は、市と医師会の協定では19年度の協定は4,470円ということだったのでしょうか。そのうち、高齢者に対する福祉の増進あるいは特に高齢者の罹病も多いこともあることから、市が負担をして、自己負担を2,200円で実施できるというふうにされていたと思います。20年度予算では引き続きどうなるのか、医師会との協定ですね。

今回私が聞きたいと思いますのは、このインフルエンザ予防接種については自由診療ということで、医療機関によっては2,500円でやっているとあります。そうすると、市が医師会と協定して4,470円と非常に大きな乖離があるわけですね。2,500円のできるんならば、そのように協定を結べば市の負担は著しく少なくて済むのではないかと、こういう御意見があります。確かにそのとおりでと思うんですね。この2,500円でやっている医療機関は、東大和の医師会に入っている医療機関ということですので、これはその低い金額でなぜ統一できないのかと。片っ方の医療機関では2,500円、その医療機関が入っている医師会では4,470円、どうも納得がこれできないんじゃないかと、こういう市民が言うてくるのはもっともなことだと思うんですね。この改善ができないかということなんです。

このことで、幾つかの医療機関がどういうふうになってるかというのをほかからもちょっと聞いてみたんですけども、2,500円では非常に困難という医療機関が多いようですね、実際には。でも、ところによっては3,150円とか、4,500円とか、そういう医療機関もあるようです。ですから、このことをどう考えるかってことなんですよね。やはり、東大和市医師会に加盟する医師会の中で2,500円のできるところがあるんならば、医師会としてもそういう努力をぜひやってもらいたいと、そういうところでの市との協定が結べないのかという努力ですよ。

それから、このインフルエンザの予防接種については、やはり公衆衛生上からどうしても医療機関の協力を得なければ一方ではやってけないわけですよ。ですから、医療機関の協力は得つつ、これを実施するってことはまた大事なわけで、医療機関のほうに一時的な軽減策を求めても、それはまた実行難しいかなというふうに思うんですけども、この大きな乖離ですね——一方では低額でやる、一方ではそれより高い協定を市が結ぶと、この改善をどうしてもする必要があります。これは市税払ってる側から見れば、それは当然なわけですよ。ちょっとお聞かせいただきたいんですけども、この市が自己負担との差額を払う分は総額で幾らになるのか、2,500円でもし実施できればそれが幾ら縮まるのか、この辺の数字も教えていただければと思います。

○健康課長（原 與四雄君） 281ページの予防接種の件でございます。

インフルエンザ予防接種につきましては、例年10月の中旬から12月末までということで実施してるところでございます。

今御指摘の任意接種でかなり安いところがあるということで、私どももそういう情報は聞いております。医師会に対して実態はどうなってるのかということで調べさせていただきました。その結果、4,470円で委託しているんですけども、それと同等の額で実施してるところが31機関中15機関、それから3,500円以上4,000円未満、これが7機関、3,000円以上3,500円未満が4機関、それから4,500円以上、これが3機関、それから最後に2,500円というところが1機関ということでございます。

これにつきましては、私どもは北多摩11市の予防接種対策協議会で協定を結びまして、北多摩医師会と協定を結んでいると。それに基づきまして、各地区医師会と契約をしているという状況になっております。したがって、基本的なことは11市の予防接種対策協議会で決めていくということでございまして、御指摘のよう

なことはほかの市でも事例が発生しております。そういうことがあるよということは、協議会の中でも話題になっております。今後ですね、どうしてこういうことをするのかということは、私どももちょっと全国的に調べたんですけども、やはり医療機関としてみれば患者サービスだということで対応しているようでございます。あくまでも自由診療でございますので、2,500円でペイできるかどうかはわかりませんが、そういうことが実態だと。

ただ、私どもの4,470円っていうのは診療報酬点数に基づきまして基本的には準拠をしておりますので、それに基づいて計算してるということでございます。ただ、実態としてそういうことがありますので、医師会にはその旨事実伝えまして、どのようなものかということ聞いております。そうしましたところ、実態としては先ほど申し上げたとおり医師会としてですね、統一することはできないと、あくまでも自由診療です。そういうことはできませんということの回答がありました。

なお、市民に誤解を招くようなことは私どもも希望するところではございませんので、医師会の節度ある反応を見たいなというふうに思っております。

それから、自己負担2,200円ですので、市の負担としては残りの2,270円ということでございます。

それから、総額でございますけども、大体1,200万円ほどということでございます。

**○委員（西川洋一君）** 自由診療で患者サービスならばできるということですけども、ちょっとその説明では何か変ですよ。北多摩の医師会は患者サービスできませんと言ってるように聞こえるんですけども、ですから現実にはどんどん安くなる方向へ動いてるのは現状があると思うんです。医師会にはどちらかというと高いほうの水準で合意してるっていう内容になってると思うんですよ。この辺は、どうしても市民の側から見れば納得なかなしかねないところがやはりあると思います。一方で、医療機関としても適切な規定に基づく積算による単価を積み上げてった結果こうであるという、それはやっぱりとる——とるっていうか、それがあって医療機関のインフルエンザだけじゃないと思いますので、その経営が成り立ってくということにはなると思うんですよ。

きちんとした医療機関がたくさんなければやっぱり公衆衛生上問題も出てきますので、そうしたことは認めつつも、やはり医師会の内部、医療機関の内部で特別そういうふうに安くできるんだっていう実績を示すってことがあるんですから、それはやはり医療機関の中でそういう方向に向かってきちんと努力してもらう、やはり市としてもその辺のところは厳しく協定結ぶときには言うていただいて、改善をこれはしていく必要があるというふうに思います。その努力をぜひお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。市長もこの話を聞いていかが感じているでしょうか。

**○健康課長（原 與四雄君）** 先ほど回答申し上げましたとおり、北多摩の予防接種対策協議会で基本的なことは協議いたしますので、そこです、私どもが、今委員のおっしゃられたことは基本的には思いは同じでございますので、できれば安いにこしたことはないということでございますので、なぜそういうことが発生して平気でやってるのかということで、じゃあ市の委託してる単価がおかしいんじゃないかということも当然出てくるわけです。ただ、それは診療報酬に基づいて計算していることですので、それを逆にですね、それを破ってですね、診療報酬点数以下にどんどん引き下げていくということはまたほかの健診とか影響を及ぼすものから、その辺はまたちょっといかがなものかなということは認識してるところでございます。

今後これにつきましては、そういう医療機関が実態としてあるわけでございますので、それをどのように考えていったらいいのか、また医師会としてどのように対応していただくのかということのほうは、肝要かなと

いうふうに思っております。

○市長（尾又正則君） この御指摘は西川委員のおっしゃるとおりでありまして、私もその見解には同意をします。しかしながら、これにつきましては、医師会の今の状況もございますから、とにかく今の御指摘は医師会にもしっかりと伝える中で、今後ですね、適正な方向に導いてまいりたいというふうに思っております。

○委員（小林知久君） 予算書の285ページです。

休日急患診療所ですが、必要性の検討を今年度したでしょうか、お聞かせください。

それから、予算書の295ページです。

これは確認ですが、ごみ処理事業ですが、有料化の検討はされたでしょうか。私自身は、これは利用者負担として有料化をして、低所得者対策でゴミ袋を配るとかいうことをして、環境対応とあわせていくということが必要ではないかと、そういう低所得者対策をすれば、十分に皆さん市民に受け入れられる、有料化できるんではないかと思っておりますが、その検討をしたのかどうかをお聞かせください。

あわせて、歳入確保という視点で、ごみ処理事業ということでレジ袋税などの排出規制策の検討はされたでしょうか。これは過去ですね、ここ二、三年でそういう検討をされたのかどうかをお聞かせください。

事業としては同じ項目の中ですが、ごみ処理事業費の次のページですね、小平・村山・大和衛生組合負担金ですが、組合の最新の決算から見てですね、そこの積立額、組合としての積立額、それから起債の残高を教えてください。それから、その決算での借金の返済ですね——がどれぐらいできてたのかと。意味としては次の質疑なんです、負担減の検討はされたでしょうか。この負担金、施設更新が決まって以降、私の記憶が間違いでなければ若干組合のほうで余っているはずですよ。これの負担金のごみ割合と関係なく一律の削減の検討はしたでしょうか。この財政苦しい中で、積み立てる理由があれば教えてください。

以上ですね。お願いします。

○健康課長（原 與四雄君） 285ページ、休日急患診療所のことですが、これにつきましては、東大和市休日急患診療所設置条例に基づいて実施してるところでございますので、20年度も引き続き実施していくという予定でございます。なお利用状況につきましては、例年横ばい——やや下降現象にあるということでございます。その内容につきましては医師会の担当の理事の先生と運営につきましては事務的に話し合いをさせていただいているということでございます。

○生活環境部長（木内和郎君） 295ページのごみの関係でございますが、私のほうから有料化の検討はされたのかということで御説明させていただきます。他の議員の一般質問にもございましたが、ごみの有料化につきましては、市の方針といたしまして現在のところ有料化をする予定はございません。そういった意味から、有料化の検討はしてはございません。

以上でございます。

○副委員長（下条 学君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時21分 休憩

---

午前10時33分 開議

○副委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生活環境部長（木内和郎君） 歳入確保の視点からのレジ袋税等の検討ということでございますが、歳入確保の視点からのレジ袋税の検討はしてはございませんが、ごみ減量という観点からのレジ袋の削減、こういったこ

とについては検討してございまして、具体的にはマイバッグキャンペーンの実施等を行ったとございまして。

それから、もう一点私のほうから、基金というのが必要なのか、あるいはその黒字なのかというお話ですが、基金につきましては財政調整基金といたしまして11億3,000万円程度がございまして。ただ、基金が必要かどうかということなんです、今後の事業展開の中で、まず先ほど来もお話が出ました3市共同資源化施設の施設整備の関係がございまして。これが約22億8,000万円ほど予定されております。さらに、現在粗大ごみ不燃破碎施設、それがもう既に老朽化が進んでおりますので、その更新が今の予定では平成23年程度を予定してございまして、やはりそれが23億円ほどかかる予定になってございまして。また、最終目標といたしまして、これは平成33年以降になろうかと思うんですが、焼却炉自体の建て替えの更新の事業計画がございまして。これが100億円以上かかるということで、財調については必要ということで現在積み立てているところでございまして。

私のほうからは以上でございまして。

○ごみ対策課長（乙幡正喜君） 297ページの小・村・大の負担金の関係でございまして。その中の小平・村山・大和衛生組合のほうの起債残高でございまして、平成19年度末でございまして。9億9,200万4,745円でございまして。それから基金の関係でございまして。財政調整基金が2億9,478万9,000円でございまして。施設整備基金が8億7,266万7,000円でございまして。それから、借金の返済のほうはいかがかという御質疑でございまして。こちらのほうは、公債費——18年度決算でございまして——1億2,412万5,505円という状況でございまして。

以上でございまして。

○委員（小林知久君） まず、285ページの休日急患診療所ということで、内容、運営についての話し合いはしたということで、条例があるから検討はしていないという御回答だったと思うんですが、これはもうどこかで一般質問で出たでしょうか。民間の医療機関に例えば委託するとかというようなことは検討できないでしょうか、またはしていないでしょうか、再度お聞かせください。

それから、295ページです。有料化は検討していないと。それから……。失礼、先ほど私は歳入確保と言っているんですが、その視点での検討はしていないということで、あくまでも排出規制の視点でと私も言ったつもりだったんですが、レジ袋の削減とは言っておりません。レジ袋税などの歳入から規制すると、歳入確保につながるんですが、強制的な施策ですね、排出者責任を問うレジ袋税などの施策は検討したのでしょうか。買う人の自助努力だけに求めるのは、私は違うと思っていますので、そういう施策は検討されたかをお聞かせください。

それから、297ページです。将来の施設整備負担のための財調ということですが、単年度で大分積み上げる形になると思うんですが、この東大和市の財政を考えたときに、そういう積み上げというのを先延ばししていただくというようなことを小平市や武蔵村山市さんをお願いして、ここ数年の歳出確保に充てていくと——失礼、歳出削減に、原資に充てていくというような視点でお聞きしているんですが、そういうお願い、検討はされたでしょうか。ちなみに施設整備費ですが、起債残高も大分少ないですので、一定程度は起債で対応できるというふうには私は思うのですが、そういう意味で、現在の財調の規模と単年度での借金の返済高、それから積立額を考えたときに、ちょっとお願いする余地はあるんじゃないかなと、負担金ちょっと減らしてくれませんか、そういうお願い、検討等はされたか、再度御確認させていただきます。

○健康課長（原 與四雄君） 285ページ、休日急患診療所についてでございまして。

話し合いの中で、民間医療機関へ委託するような話はどうなのかということでございまして、先ほど私が答弁しましたように、その話し合いの中にこの問題が含まれてございまして、個別の診療所では同じようなことで

ございますので、その医療機関は東大和病院でございます。それについてどうなのかということで、担当の理事の先生と話し合いを継続させていただいております。

○生活環境部長（木内和郎君） 先ほどちょっと説明不足で申しわけございません。

歳入確保のためのレジ袋税の導入については、検討はしていないということでお答えしたつもりだったんですが、そのかわりに先ほど申し上げましたレジ袋の削減方法ですね、それについては検討してございます。それについては、レジ袋の有料化ですね——の検討、あるいはマイバッグキャンペーン、あとはそのPRですね、そういったものを実施しております。

それから、歳入削減に向けての小・村・大の負担金のあり方でございますが、これにつきましては、負担金の額といたしましては、前年度と今回同額になっておりまして、3市における財政状況、それは組合のほうも十分承知してるところでございます。そういった中で、将来的な事業を考えた場合に、やはり一定規模の基金は必要ということで、現在積み立てをしてるということで確認してございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 269ページです。歯科衛生士さんの報酬が出ているので、ここでお聞きますが、多分1歳半と3歳の子供の健診のときの歯磨き指導の件なんですけれども、マスクを着用していらっしゃる衛生士さんがいらっしゃったようなので、マスクを着用してほしいという御要望が来ていますが、この辺についてはいかがでしょうか。マスクをしてと言葉が子供にはっきりとわかりにくいところもあるのかなとも思うんですけれど、その辺を伺わせてください。

それから、その一番下の医師会への補助金です。前年と同額になっていますが、たしか昨年要綱で費用弁償を削減するというふうな方針をおっしゃっていましたが、削減できなかったのでしょうか。また、この医師会への補助金については、一般質問でもありましたけれども、今後どのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それから、281ページです。予防接種の件なんですけど、この委託料が少し前年よりもふえていますけど、これはあれでしょうかね、昨年はしかが大流行しましたから、たしか厚労省が今年度から中学1年生と高校3年生でしたっけ、定期予防接種を追加しろとかって言ったような気がするんですけど、自治体負担がふえるなどは思ったんですけれど、そういう意味でふやされたのでしょうか。

それから、283ページ、仮設の保健センターなんですけれど、子供さんの健診をされるに当たって、音の反響が非常に気になると。聴診器に影響するほどではないけれども、かなりの反響があるということでしたけれども、いかがでしょうか。

それから、285ページです。休日急患診療所なんですけど、今も前委員からあったんですけれど、私の場合は、子供が熱を出して行ったと、そしたらインフルエンザかどうかを調べる検査機器がなかったと、だからあしたかかりつけのお医者さんに行きなさいと言われてたんですけど、夜になって高熱が出たので仕方がなく他市の病院を当たってそちらに連れていったという事例がありました。インフルエンザの検査機器ぐらいは休日急患診療所といっても置いていただきたいのですが、その辺についての御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、287ページ、害虫駆除の事業費があります。この害虫駆除については樹木、それから街路樹と、あと公園もこれ環境課のやることになっていて、害虫駆除が土木のほうでも出てくるんですけれど、環境省がマニュアルを出していますが、樹木への農薬散布についてマニュアルを示しているわけなんですけれど、かなりホ

ホームページで出てますけど、カラーでチャドクガとかいわゆる害虫と呼ばれるものの写真と生態が詳しく説明をされていますけれど、そういったものについてのまづ周知が必要かなというふうには思いますが、その辺については環境課はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。なるべく農薬散布を減らしたいという意味です。害虫の発生する木は植えないようにというのがまづ最初のようなんですけど、余りにも害のひどいものについては、もう抜いたほうがいいでしょうっていうふうなこともあるようですけど、その辺についてお考えを聞かせてください。

それから、その環境保全ということですね、家庭から出るCO<sub>2</sub>の排出量、要するに地球温暖化という対策という意味で、CO<sub>2</sub>の排出量を算出するという環境家計簿というのが結構今いろんなところで取り組まれているんですけど、ホームページを活用して直接そこに数値を入れると、書き込んで送信するとすぐに戻ってくるみたいなをやっているところもあるようですが、その地球温暖化防止に関心を持ってもらうための取り組みとして、どのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それから、ことしのお正月でしたでしょうか、カーボンオフセットの年賀状というのがありました。何かすぐ身近に感じる事ができたんですけど、例えば職員が車に乗って仕事に出かけますよね。そういうときのそのCO<sub>2</sub>を計算して、それを削減をしていく、オフセットって相殺するっていう意味なんですけれどね、だからクリーンなクリーンエネルギーをやっている企業に支援をすることかという排出量取引とか、そんなような考え方なんですけど、車で仕事に行かれるのは、仕事ですからそれは仕方がないことで、削減できない分を何とか支援なんかで相殺をしていくというふうなことで考えられるんですけども、どのようなお考えがあるか伺わせてください。

それから、289ページです。環境保全の続きで、野火止用水にもかかわることなんですけど、たばこのポイ捨て、空き缶、空き瓶のポイ捨てが非常に気になるという御要望がありまして、ぜひ禁止にしてほしいということですが、お考えがあるのかなのか伺いたいと思います。それから、野火止については、あそこは野火止浅いんですよ。落ち葉をすくうぐらいならいいんですけども、底まできれいに総ざらいにさらっちゃうと水中昆虫が育たないんじゃないかっていう御指摘がありまして、清掃の仕方みたいなものも考えていただきたいなというふうに思います。

それと、その野火止で葉っぱは落ちるんですけど、鳥が寄りつかないような伐採の仕方も考えてほしいということと、あと巣箱が取り付けられているんですけど、大和側じゃなくて小平市側だったのかな、何かその木を痛めつけるような形での取り付け方になっているというふうな御指摘もありますので、その辺についてどのように考えていらっしゃるかわらせていただきたいと思います。

それから、291ページの公害対策事業の中なんですけど、今電磁波過敏症というのが非常にふえていて、川西市のほうで1人女性が亡くなっているということもあるんですけど、経産省も磁界規制、要するに電磁波対策ということで磁界規制ということで乗り出してはいるんですけど、アンテナとか携帯の基地局とかつけられるときに、民地につけられる場合には周辺の方への説明会なども当然ないですし、また訴えがあった場合の調査ですよ、市には電磁波をはかる器具もないのではないかなというふうに思われるのですが、そういったものもきちんと整備していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、293ページです。一番下にある廃棄物減量等推進員なんですけど、昨年ですね、研修会をするとか、環境市民の集いや組合の事業に参加をしていただいて分別パトロール、集積所のパトロールをしていたとかというふうなことだったんですけど、成果があったのかどうか、今年度はどのようにされるおつもりな

のか伺いたいと思います。

それから、295ページです。リサイクル委託料がもろもろ出てくるわけですけど、たしか他の議員の一般質問にもありました入れ歯——不要入れ歯の回収をしたらどうだということもありました。それから記録媒体の資源回収、ビデオテープだとかカセットテープだとかCDとかMDとか、そういったものを回収している自治体もあるようですが、それらについてのお考えを伺いたいと思います。

あと、焼却ごみの4割を占めている生ごみについてですが、焼却をなるべく減らすという意味で、焼却しない方法を市としても検討してほしいと思います。先ほど来出ています3市共同資源化の調査報告書の中には、生ごみを20%から30%削減するという目標になっていますが、当市についての数値目標はどういうふうにあるのかですね、きちんと示していただいて、市の数値目標と整合性が保てるのかどうか、その辺について伺わせてください。

それから、297ページの、先ほど小平・村山・大和衛生組合の件でお話がありましたその3市共同なんです、市民懇談会委員を募集しているということで、まだ決まったわけではないと、市民の意見を聞きながら方向性をつけていうふうな御答弁だったんですけど、場所については検討項目に恐らく入っていないというふうには説明を聞いてるんですが、先ほどたしか御質疑があったのは、場所はあそこでもいいのですかっていうふうなお話だったので、その辺について伺いたいのと、それからたま広域資源循環組合がありますが、エコセメント工場が稼働している限り焼却灰は必要品なのでしょうか。焼却灰がなくなることは、この組合にとっては困ることなのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○健康課長（原 與四雄君） 269ページ、保健事業費でございます。歯科衛生士のマスクの問題でございますが、これにつきましては1歳6カ月、3歳児健診などで行う集団健診のときには着用しておりません。歯科の個別の部屋に入って、医師の隣に座って筆記をするような場合、そのときもかけてはおりません。具体的に、子供の口の中を見るようなときには着用してるということでございます。

今発言のあったそういう指摘につきましては、お母様が、子供のすぐ前でマスクをしないでつばとかそういうものが飛ぶ可能性があるということで、それに基づいて感染するというのを心配されてるのかなと思いますけども、そういうことがないように、そういうケースの場合には確実にマスクを着用するように指導していきたいと思っております。

それから、同じく269ページの補助金のことでございますが、これにつきましては、御存じのとおり19年度につきまして費用弁償的なものはなくしていくというようなことで要綱を改正させていただきました。金額はどうなのかということでございますけども、金額は従前どおりということでございます。その内容につきましては、あり方を含めて今後課題とさせていただきたいと思っております。

それから、281ページ予防接種の委託料の増についてでございますけども、これにつきましては、昨年末に厚生労働省のほうから予防接種法施行規則の一部改正ということで都道府県あてに通知がございまして、これに基づきましてはしかの発生の予防及び蔓延の防止ということで、平成24年度までを期限としまして、中学1年生及び高校3年生に相当する年齢の者を加えるということで、定期の予防接種に加えるということでございまして、これに伴う費用の増でございます。

それから、283ページ、保健センター運営費の中で、仮設の保健センターの反響ということでございますけども、ちょっと直接私そういう話聞いてないんですが、反響する音が大きいというようなことだと思いますけ

ども、これまでは1、2階に分かれてまして、健診時については子供が半分ずつぐらいに1階、2階にいたと。今回は平家建てでございますので、1階のロビーに常に子供たちが全員いるというようなこともありまして、結構にぎやかでございますので、その辺の影響なのかなというふうに思っております。

それから、285ページ、休日診のことでございますけれども、インフルエンザの検査キットがないということでございますけれども、これは従前にはですね、置いてあった時期もあったようでございます。ここで確認しましたんですが、現在はですね、検査キットを使わなくても担当の先生が臨床判断で薬を出す方法にするため、キットを使わなくなったというふうな説明がございます。これは、さらにどういうことでそういうふうにしたのか確認はしておきたいと。現在の検査キットは簡易なもので、20分程度お待ちいただければ検査結果が出るということですので、有効なものと思っております。ただ総合的にはですね、医師の判断が必要な場合があると。検査の結果陰性となった場合でも、やはりインフルエンザにかかっているという結果もあるようでございますので、その辺が医師の総合判定だということで、その辺を考慮して使わなくなったのかちょっとわかりませんが、きちんと確認はしておきたいと思っております。

以上です。

○環境課長（梶川義夫君） 予算書287ページ、害虫等駆除事業等々御質疑をいただきました。

まず、害虫駆除事業の農薬等の散布等の周知の関係でございますが、ここで言う害虫駆除事業につきましては、市内で発生する可能性のあるユスリカ、これの害虫駆除、それと、夏になるとよく出るんですがハチですね、そういった害虫をターゲットにした駆除事業でございます。先ほど御質問の中に出ましたが、農薬等々の——農薬の散布の方法についてでございますが、こういった害虫駆除事業等の中で農薬等も市のほうでも使いますし、家庭でも使うわけでございますが、こういった農薬の散布について環境課のほうで随時でございますが、市報で散布についての周知、広報を行っております。農薬の使用等についての注意点、これを掲載してございます。使用上の注意の厳守ですとか、時間帯の配慮、それから飛散防止の対策、それから使用内容の記録、こういったものを呼びかけているところでございます。

続きまして、2点ほど地球温暖化の質疑が出たと思います。

家庭でのCO<sub>2</sub>の排出量の算出、こういったものを目に見える形での捕捉ですとか、あるいはカーボンオフセットというような話でございます。こういった地球環境問題についての対策でございますが、現在ですね、20年度では環境課のほうでは18年度末に策定しました事業所としての市役所ですね、事業を行う事業所としての地球温暖化対策実行計画を定めてるところでございます。で、この範囲の中では、職員の方々にマイカーを使用時のCO<sub>2</sub>等の排出については、ノーカーデーを設けるですとか、公用車については、なるべく公共機関を——できる範囲でやっていただくとか、そういった努力をお願いしてるところでございます。また、市内全域につきましては、まだ当市では地球温暖化の推進計画というのは定めてございません。今後これについては当然検討していくことになるかと考えております。そうした検討を進める中で、こうしたですね、啓発活動等についても当然重要課題として認識してございますので、研究を重ねたいと思います。

続きまして、予算書289ページ、野火止用水事業の中でお問い合わせがありました、たばこの喫煙に関してでございます。喫煙のですね、禁止区域としての考えということでございますが、現在野火止用水については市のほうで禁止区域にするという予定はございません。他市の事例等を研究しますと、駅前広場ですとか、人がかなり集まる場所での禁止区域というのがあられるようでございます。ただしこれにつきましては非喫煙者にとりましては迷惑な話になることもあるとございまして、禁止区域等の検討については今後行っていき

たいと思います。また当面は、当該野火止用水それからその他の場所につきまして啓発看板を掲示する、あるいはですね、市の行事等々折々でですね、喫煙者のマナーアップに努めるような活動をする予定でございます。

続きまして、野火止用水に関しましてでございますが、清掃の仕方でございます。野火止用水につきましては、維持、管理といたしまして河床清掃を行っております。年に2回でございますが、全部さらってしまうとその環境そのものを——ということで、私どもも——こちらについては委託で行っておりますが、野火止用水が歴史環境保全地域ということで指定を受けているものでございますので、そういった環境のですね、対する配慮を怠らないよう、清掃等についても行っていきたいと考えております。

それから、木の伐採についてでございますが、野火止用水において伐採等を行う場合につきましては、老木や枯れ木といったですね、放置できない木、あるいは木が周辺住居に迷惑を及ぼすような事例、こういったものに対処して気をつけて伐採を行っております。

それから、鳥の巣箱について御質疑ありましたが、ちょっと私は現在その東大和市側で鳥の巣箱があったかどうか認識はしておりませんが、野火止用水は歴史環境保全地域ということでございますので、その周辺環境とマッチしたような形ですね、そういった事例が出てきた場合には市のほうでも適切な指導等を行いたいと思っております。

それから、予算書291ページでございますが、携帯の電磁波の関係で御質疑をいただいたと思います。環境課にもですね、実は電磁波を計測する簡易な器具というのはあります。ただし、細かい数値までははかれませんので、あくまでも参考程度ということでございます。

なお、電磁波につきましては、国内でもですね、まだ総務省のほうで規制というようなことで環境課のほうに連絡等々はまだ来てございません。これは、日本を超えて他の国々でもかなり幅のある制限を設けているものでございます。また、電磁波がどれだけその人体に影響があるかということはまだこちらのほうでも完全に把握してはございませんので、こういったことを含めて今後もですね、研究したいと思っております。

以上でございます。

○生活環境部長（木内和郎君） 293ページから297ページにかけまして、ごみ減量推進事業費とごみ処理事業費の関係でございますが、まず生ごみの脱焼却化を図るべきであろうということで、これは今後ですね、3市あるいは東大和市におきましても生ごみのリサイクルというのが大きな課題になってきてございます。可燃ごみの大半を占めます生ごみでございますが、これらは今現在なかなかリサイクルが進んでいない状況でございますが、そういった意味では3市歩調をそろえた中でどういった方策がとれるのか今後検討していきたいと思っております。

それから、3市共同資源化施設の関係で、これから委員を募集いたしまして4月のたしか10日が締め切りだったと思うんですが、それで平成20年度になりましたら懇談会を開催いたします。その中で、皆様の御意見を賜りながらより実施の方向で進めていくわけなんです、その意見の中に例えば変えられない条件っていうのがあると思います。例えば、その現在の場所、それでは武蔵村山市に置こうとか、小平市に置こうという選択肢はちょっとないのかなと思っております。ただ、もしあそこにつくるとすればどういった形でどういったものができるのか、あるいはそれをつくったことによってどういう影響を及ぼすのか、そういった検討をですね、中心にさせていただく予定であると聞いております。

それから、エコセメントの組合の関係なんです、焼却灰がなくなることは組合として困ることなのかということですが、焼却灰が一切なくなればこれほどいいことはございません、ただその出た焼却灰をいかに埋

め立てをしないうで、環境に負荷を与えないで処理していくか、という目的のためにできたのがたま——広域資源循環組合でございますので、そういった意味で本来はごみゼロを目指して焼却灰がなくなるような方策を逆に進めていきたいなと思ってるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○ごみ対策課長（乙幡正喜君） 293ページでございます。

廃棄物減量等推進員の役割についてでございます。こちらは、平成19年度におきましては、推進員さんの施設見学会ですね、エコセメント工場のほうを見学をしていただきました。それから、各ごみの集積所等の苦情の対応で、かなり推進員さんのほうから連絡が入りまして、うちのほうで対応したというようなことで、地域対応をですね、させていただいてるというようなことがございます。

それから、20年度でございます。20年度はですね、今年度の活動方向でございますが、施設見学会をやっぱり実施いたします。それから、同じような形で地域で指導的立場でごみの減量ですか、をしていただきたいために、先ほど申し上げたとおり集積所の点検——直接点検というよりも、そちらのほうから情報がありましたらうちのほうに連絡を入れていただくというようなことがございます。それに合わせまして、今年度推進員さんのほうに腕章をお渡しいたしまして、それでそのような活動をしていただくということでございます。

それから、組成分析をできましたら実施をしたいと。ごみの組成分析ですね、そのようなことを考えてございます。

それから、不要入れ歯の回収と、あと記録媒体、CD、MDの回収について検討したかどうかということでございますが、現在検討してるごみゼロプランの中では直接の記載はございません。20年度にですね、減量等推進委員会をまた開催いたしますので、その中でですね、このあたり回収について検討をしていきたいというようなことで考えてございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 269ページ、医師会への補助金、これはやはり政策的な事業なのでしょうから、市長がどういふふうにお考えになってらっしゃるのか、補助金に対する考えを毎回予算、決算のたびに申し上げてるつもりですけれども、お考えを伺いたいと思います。

それから、マスクの着用のほうはよろしく願いいたします。

それから、休日急患診療所で医師の総合判断だということですが、少なくともこれ臨床判断していただけなかったわけですね、あしたかかりつけの医者に行きなさいと言われて帰されたわけですから。だから、検査してわかったからどうっていうことでもないんでしょうけれど、やはりその辺については検査のキットというのはあったほうがいいのではないかなというふうに思いますので、再考していただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、害虫の関係ですけれど、農薬をまくのを減らしたいっていう視点で進めていただくような方法ですね、それと先ほど散布の時間帯とか使用の記録とかおっしゃってましたけれど、それはそういうものをつくられた、記録をされた方は市に提出するようになっているのでしょうか。ある意味、ガーデニングなんかも大はやりですが、あれもかなりまかれてる方もいらっしゃるし、当然なければ虫に食われてしまうというのもあると思うんですけれど、そういう意味ではそういう方たちが本当に使用の記録をしているのかどうか、何月何日何時に何という薬剤をどのぐらいの希釈の割合で薄めて、どのぐらいまいたかっていうふうな記録というのは、きちんと市のほうが示さなければ記録をとっておくというのは恐らく無理だと思いますし、化学物

質過敏症の方も本当にふえていますので、そういったこともきちんとやっていただきたいなというふうに思いますが、その辺についてその管理についてですね、きちんともっともっとこう市民に知れ渡る方法ですね、なるべく農薬をまかないで防除する方法というのを周知していく必要があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、電磁波についてなんですが、簡易な機器はあるということですが、訴えがあった方のところに確かに市のほうに来ていただいたようですけど、検査器具は何も持っていなかったというふうに言ってます。それと、ちっちゃいアンテナというのが保育園の周り、それから学校の周り、ありとあらゆるところに今物すごい状況でふえてるのは確かです。携帯の機能が物すごく高度になってきている関係で、アンテナがたくさんないといけないだろうなとは思いますが、極端にふえていますので、アンテナの場所だとかそういったことについてもですね、きちんと市は把握をして、このせつかく東大和の環境というところで、こういう調査の結果とか出されていますので、こういうところの中にもきちんとですね、アンテナの場所だとか基地局の場所だとか、電磁波の測定も報告に入れるべきだと思いますし、実際家に住めなくなっちゃうんですよ。頭痛とかそういったことだけでなく、頭のしんが熱くなるみたいな、要するに人間全部が電子レンジの中に入ってるみたいな、そういう感じになるわけですから、だからその自分の家にいられなくなってしまうというのが事実です。そこに住めなくなってしまう方、生活不安を訴える方に対する対応についても、きちんとどういうふうに対処していくのか、そこまでも考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、条例を設置したところもあります。アンテナ立てるときには、きちんと周辺住民に話をするとか、小さい町ですけども、篠栗町でしたっけ、あっちの兵庫県のほうね——ありますし、基地局を川西市は撤去をしましたね。だから、そういった事例もありますので、相当ふえてきているだろうというのが実感です。そういうことで、少し市も危機意識を持っていただいてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（尾又正則君） 医師会への補助金の件でありますけども、医師会にはですね、平素から8万市民の命と健康を守っていただいと、そのように私は認識をしております。この補助金は、医師会がそうした事業を円滑に進めるために必要な経費と、そのように私は理解をしております。

○健康課長（原 與四雄君） 285ページ、休日診療所についてでございます。インフルエンザの検査キットが置いてないということで、ほかの医療機関に行きなさいということのやりとりがあったようですが、その辺の詳細がちょっとつかめてないわけでございますけども、もしインフルエンザ検査キットがないからほかの医療機関に行きなさいということであつたら、これはちょっとまずかったなというふうに思っておりますので、そういうことであればですね、最初からきちんとインフルエンザ検査キットを置きたいということで市と調整していただいて置くようにしていきたいと。市のほうとしてもそういうことがあつたんならば、そういうやりとりがあつたならば、やはりきちんとキットは置くべきだということで医師会のほうにも言っておきたいと思えます。ただ、内容がちょっと確認できませんので、その内容をちょっと確認させていただきたいと思えます。適正な対応をしていきたいと思っております。

○環境課長（梶川義夫君） 歳出の関係で、害虫駆除の絡みで農薬の話がありました。農薬をできるだけまかない視点でということでございますが、環境課のほうでは先ほど申しましたように、農薬を使用する際のですね、注意点を申し上げてございます。それから、記録等についてはですね、いつどの範囲でどれだけの希釈でまいたのかということですね、後々の土壌への影響ですとか、周辺環境への影響等が出たときの情報ということ

で記録のほうはお願いしてと思っています。この記録については、市のほうには提出されていないと思います。

農薬をまかない視点、できるだけ使わない視点でということですが、そういった視点での研究は環境課のほうでもなかなかしていないところがございます。時間をいただいて、その辺は研究対象であればしたいと考えております。

以上でございます。

○生活環境部長（木内和郎君） 電磁波の関係で再度御質疑いただきましたが、公害といいますのはもう長い歴史の中で、当初典型7公害ということで、例えば今問題になっております光害の公害ですね、それとか低周波騒音、そういったものはかつては公害として認められていない部分がございます。そういった中で、この電磁波もここ最近脚光を浴びるようになってきました。そういった中で、市のほうでも今後研究を進めていきまして、実際に規制等まだないようでございますので、東京都等ともですね、相談をしながら、こういった対応がとれるのか、また実際に健康被害を訴えていられる方に対する対応方法についてこういった方法がとられるのか、そういったものをですね、今後引き続き研究、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（下条 学君） 衛生費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、衛生費の質疑を終了いたします。

---

○副委員長（下条 学君） 引き続き、第5款労働費の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（下条 学君） 労働費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、労働費の質疑を終了いたします。

---

○副委員長（下条 学君） 引き続き、第6款農林業費の質疑を行います。

○委員（中間建二君） 307ページ、ファーマーズセンター運営費でお尋ねしたいんですが、体験農園等の整備等々ですね、大変に今農業振興力を入れていただいているわけですが、ファーマーズセンターの様子を見ますと、非常にこの使い方がもったいないなということを率直に感じるわけなんですけれど、現状のこの設置については、いわゆる体験農園の附属施設というような位置づけなのか、ここの活用方法について現状どのような考え方を持って、また今後の活用方法については何らかの方策を考えていらっしゃるか、1点確認させていただきたいと思います。

○産業振興課長（木下恒雄君） ただいま307ページ、ファーマーズセンター運営費の設置の目的であるとか現状、そういったことにつきまして御質疑いただきました。このファーマーズセンターの設置の経緯といたしましては、農業の拠点といった部分で主に農地が集積している場所ですね、当初におきましてはやはり市民に農業体験をしていただくような農園部分も整備いたしました。また、市民の方にですね、市民が独自に利用できるような市民農園、こういった部分を整備いたしました。その中で、やはり多くの市民の方々が利用されるということで、管理棟、こちらを整備いたしました。そのファーマーズセンターの利用者の方々が交流の場であるとか、農機具の置き場所であるとか、あるいは会議、こういったこともできるような施設として会議

棟を設置してございます。

現状といたしまして、この会議棟の利用状況でございますが、地域の自治会の方の会合に御利用いただいたり、あるいは市民農園の利用者の方々、こういった方々に会議場、あるいはですね、休憩の場所といったことですね、御利用をいただいております。また、農業委員会におきましても、やはりせっかく農業の拠点施設ということでございますので、現地調査の折、毎月これが農業委員さん全員で行ってるわけなんです、そういったところのですね、会議の場所で利用してる状況でございます。

今後でございますが、やはりこのせっかく農業の拠点施設ということでもありますので、ぜひ農業振興のために役立てていただきたいということで、あそこには調理器具等もですね、万全ではございませんが整備されております。そういった中で、今回策定しております農業振興計画でも市民との懇談会の開催であるとか、あるいは地元農産物の料理講習会、こういったこともですね、視野に入っておりますので、そういったさまざまな農業振興の分野でぜひ活用を図っていきたいと考えているところであります。

以上であります。

○委員（中間建二君） 検討はしていただいているようですが、見てますと非常に何ていうかいい施設の割に、何ていうか活用がされてないと思うんですが、例えばあその前には非常に小さなお子様が利用しやすいような非常にいい公園もできておりますので、例えば公園を利用されるお子様連れの御家族の方が休憩ができたり、もしくは例えば市役所のロビーでやってるような売店がですね、定期的にあそこで物品の販売等も行うとか、本来的には例えば東大和市の特産の農産物をあそこで定期的に直売をやってるとか、またもう少し大きく考えると、農業振興から今度産業振興に格上げしてですね、東大和市全体の産業のPRにするための拠点にしてくださいとか、非常にいい場所にいい施設が今もう既にできてるわけですので、この活用法についてはですね、何とか知恵を使って産業、農業振興のみならず広く産業振興、また東大和市の魅力のPRにも役立つような形でぜひ活用を今後検討していくべきだと思いますけれども、この点についてもう一点確認させていただきたいと思います。

○市長（尾又正則君） 今中間委員ですね、御指摘のファーマーズセンターでありますけども、これは非常に多摩らしいの伝統を受けた建物でございます、今まで当市農業のために大変な影響力を持ってきました。しかしながら、現状はですね、今中間委員がおっしゃるように、ややその寂しい感じもします。しかしながら、今おっしゃるようになりますね、あそこには非常にすばらしい公園もあって、多くの市民が常時すばらしい環境の中でもって楽しんでおります。ですから、今中間委員がおっしゃるように、ファーマーズセンターに対しましてもう一回ですね、原点に立ち返って、当市の農業の振興のみならず産業振興の位置づけの場として再度見直しをまいりたいというふうに思ってます。また担当の職員ともよく相談し、かつまた農家ともですね、よく相談しまして、あのセンターの有効活用のために若干研究、検討してみたいというふうに思っております。

○委員（小林知久君） まず307ページ、今のファーマーズセンターですが、これに関して指定管理、またはアドプト制度の適用を検討したでしょうか、お聞かせください。

それから、農業の全般に関してですが、直接農業に――二次的な補助の施策が多いなという現状を感じます。例えば、307ページの上のほうにある後継者育成事業や、体験農園運営費、こういった直接農業に近い部分に予算をシフトしていくべきではないかと。例えば、所得保障になるような底上げになるような形で、直接的に農家の方に補助なり施策運営を任せていくという視点で、ファーマーズセンターなんかも農家の方に運営していただくのがいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、そういった検討をされたでしょうか。2段

階ですが、お聞かせください。

○副委員長（下条 学君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時24分 休憩

---

午前11時34分 開議

○副委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○産業振興課長（木下恒雄君） 予算書307ページのファーマーズセンターのですね、施設の運営につきまして指定管理者制度の導入について検討したかどうかという御質疑でございますが、こちらの指定管理者制度につきましては、市のほうで検討した際に、市民農園も含めまして指定管理者ができるかどうか、そういった部分につきまして担当課のほうで検討といたしますか考えてみました。そういった中で、事例としてはホームページから見た中ではですね、1カ所京都府のほうでかなり多数の市民農園の区画を備えたところで、この指定管理者制度を導入しているということがわかりました。そういった中で、東大和市のこの市民農園並びにファーマーズセンターにつきましては、現在管理棟の管理であるとか清掃、そういったものにつきましては、ほとんどが委託という形で行っておりまして、直営といった形ではございませんので、現在の直営のほうがより効率的であろうといったことからですね、指定管理者制度の検討をさらに深めることについてはですね、そこでやめた次第でございます。

次に、このファーマーズセンターの運営について、農家のほうに任せるか、そういったことでですね、産業振興、農業振興といったことでですね、できるかということについてでございますが、こちらにつきましては農業者のほうもですね、このファーマーズセンターを利用することによってそれなりのまた農業振興の可能性はあるかとは思いますが。そういった中で農業に携わっている部分がございますので、また新たにファーマーズセンターの管理等につきまして業務がふえるといったことでですね、対応できるかどうか、そういった部分も心配されるところでございます。

次に、補助金の関係でございますが、現在農業後継者の育成事業であるとか、生産団体の育成対策、そういった補助事業を実施しておりまして、農業の生産を活性化させていただくように施策を推進しているところでございますが、引き続きましてこの施策の推進に向けて、農業の方とかいろいろ協議をしながら考えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○委員（小林知久君） 307ページを基点にお話ししていますが、お聞きした内容はいずれもちょっと農業施策が間接的で分散しているのではないかという視点です。農業農産品の売り上げだけでなく、農業関連の副収入の確保策を市のほうで図ると、ファーマーズセンター使って農業講座をやって有料の人を呼ぶとかも可能性としてはあるかと思えます。そういうふうに、ある程度集約して1人でも2人でも農業で飯を食う人をふやすという視点が必要ではないかと。本当に農家の方十何人とか減ってきてますよね。その1人、2人が大きいと思えます。例えば国立市では、民間企業が飲食店の経営と地元の野菜を大根半分から届けますという八百屋さんがあります。あわせて経営して——私この前行ってきましたが、非常に努力されて若い人が20人ぐらいいる会社でした。赤字だそうですが、その赤字を埋めるところに行政がお金を出してやるというような形で、一段集約した工夫をした農業施策を検討していただきたいと思うのですが、そういった御検討は現状でされてますでしょうか。

○市民部長（北田和雄君） 今御提言いただいた内容でございますが、農業施策、基本的には市内の農業者をいかに守って、さらに農業の発展をしていくかということをベースに考えております。今おっしゃったような農家に対する民間企業の参入ですか、そういった視点だと思いますが、現状の中では市内にまだ農家の方いっぱいいらっしゃいますし、専業でかなり一生懸命やってる方もいらっしゃいます。それから、今後団塊の世代が定年を迎えて、農家の人たちであればまた農家として帰ってくる可能性もございますので、こういった今後農業をやっていく人たちの支援をやはり中心に、今は考えてるところでございます。

以上でございます。

○副委員長（下条 学君） 農林業費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、農林業費の質疑を終了いたします。

---

○副委員長（下条 学君） 引き続き、第7款商工費の質疑を行います。

○委員（小林知久君） 今の農業とほぼ同じ話をさせていただきます。

商工会補助金313ページです。

同じく商工会も施策が間接的経費に補助などが回り過ぎているのではないかと、直接経営を支える部分に、市のほうはもう少しシフトしてもいいのではないかと。または、これは商工会と連携してやってもいいのではないかと考えますが、そういった御検討はされているでしょうか。こちら、例えば新起——新しく起こす——起業ですね、の支援などは具体的策は現状市は持っておりません。商工会のほうでは税務相談などはやられているようですが、それほど新しい人から商工会にドアをノックするという形にもなっていないようです。そういう直接的な一つ一つの企業を支援するという視点も必要ではないかということでお聞きする次第なんです。今年度そういった部分の商工振興対策など御検討されたでしょうか。この点お聞かせください。

○産業振興課長（木下恒雄君） 313ページ、商工振興対策事業でございます。

この中で、直接事業者を支える部分について検討したかどうかということでございます。この直接的という部分では、一つの事業所に対しまして経営の支援であるとか、そういった部分になろうかと思いますが、現在東大和市のほうにおきましては、新・元気を出せ商店街事業であるとかですね、商店街のイベント事業、あるいは一店逸品運動、そういった部分の補助を実施しているところでございます。そういったことから、直接事業者を支援する部分について検討したかどうかという部分では、検討していないということでございます。そういった中でですね、それぞれの新規施策についてですね、直接的な補助事業、そういった部分につきましては、また改めて商工会とか商工業者、いろんな方とですね、意見を交換しながら研究をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員（小林知久君） 検討していないということで——補助金だけではありません。例えば、市の施設を少し低廉な価格で貸し出してあげると、起業してから3年間のテナント料を支援してやることになりますね。こういったことは商工会と組んでやれば、その他の事業の空き店舗対策なども含めてまだまだやれることはあるかと思えます。現状の中間支援とか団体支援という枠組みにとらわれるだけでは、なかなか実績が上がっていないというのが、正直なところ私は思っております。1人でもやる気のある人をふやしていくという点で、商工会とぜひ検討していただきたい。商工会なしでもいいんですが、ぜひ市として検討していただきたいんですが、

その点お聞かせください。

○市民部長（北田和雄君） 商工振興策でございますが、まず一つはやはり今商店街などがありますが、店舗がなかなか減ったりしています。ただ、これらはやはり引き続き商店街の活性化をするということは中心に考えていかなきゃいけないと思ってます。ただ、その中で新規に参入される方たちをどう取り込んでいくかというのがやはり大きな課題だという認識がございますので、商工会などと連携しながらその辺については今後研究さしていただきたいと思います。

以上です。

○委員（西川洋一君） 313ページですけども、項目では商工振興対策事業費の中の空き店舗対策事業補助金が40万円ですけども、この内容と、それから商店会とどのような話し合いになって、これからどういう方向で進もうとしているのかお聞かせください。それから、2の商工会補助事業費、商工会加盟事業所数、その数は対象事業所数に対して何%になってるのかお聞かせください。

○産業振興課長（木下恒雄君） 予算書の313ページ、空き店舗対策事業の内容でございます。

この内容といたしましては、平成18年度に向原振興組合ですか、こちらの商店会組織が休息所あるいは展示物の展示をする、こういった事業をできる施設を、空き店舗を活用しまして実施しております。この補助事業につきましては、東京都の新・元気を出せ商店街事業、これを活用しております。そういった関係で、家賃につきましては3年間の補助が受けられるということでございます。したがって、平成18、19、20年度ということで、家賃の3分の2相当について支援をするという内容でございます。

こちらの今後ということでございますが、東京都の補助事業がですね、当初は開始がですね、例えば10月からであった場合につきましては、18年度、19年度、20年度で終わるという形になっていたわけなんです、東京都のほうでもですね、開始してから3年間といった部分がございます。そういった中では、ぜひ21年度もですね、何らかの対応をお願いできないか、こういったことのお話をいただいているところでございます。

次に、商工会の加盟者数でございますが、平成19年の3月31日の時点でございますが、1,115名の加入者がございます。組織率といたしましては、51%の組織率であるということでもあります。

以上であります。

○委員（西川洋一君） 空き店舗対策事業補助金の40万円は、18年に実施した事業の経過だっただけで、新しいものではないということのように今伺いましたんですけども、これはちょっと消極的じゃないでしょうか。もっと積極的な施策が求められると思います。そういう点では、ちょっとこの予算はまずいですね。市長、そう思いませんか。

それから、商工会の組織率は極めて今これは補助金を出す上では非常に危険な状況というふうにも見受けられます。積極的な活動を求めるものですけども、対策は考えておられるでしょうか。

○市民部長（北田和雄君） 空き店舗対策補助金ですが、現在これを利用してるのが先ほど申しました向原の新興商店会ということ。ただ、今後空き店舗対策の活用を各商店街のほうには積極的に働きかけていきたいというふうには思っております。さらに、今までは商店街が主体としてやるということで要綱を制定してありますが、20年4月からは社会福祉法人、NPO法人もその対象に加える方向で今要綱の改正を検討しておりますので、さらなる活用を働きかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○産業振興課長（木下恒雄君） 商工会の組織の対策という部分でございますが、商工会の組織ということでは、

やはり51%といった部分でかなり低下しております。そういった中で、前回の市議会定例会におきましても産業振興基本条例を可決していただきまして、その中では商店街の組織率の強化、そういった部分が含まれておりました。これに対しまして、商工会のほうでもこの組織率の低下に大分危惧をしておまして、その商店街の組織率の強化とあわせまして、商工会のほうでも一緒に商工会への加入促進に努めていこう、というふうに予定をしてるということをお聞いております。そういった中で、やはり市内のですね、地域経済総合団体でございますので、ぜひ商工会の活動が実のあるものとなり、商工会への加入が促進されるよう、こちらからもですね、こういった内容について商工会のほうに話していきたいと思っております。

以上であります。

○副委員長（下条 学君） 商工費の質疑を終了して御異議ございませんか。

○委員（尾崎利一君） 今の313ページのところですけれども、空き店舗対策の問題で、例えばその空き店舗を利用して何か事業をやって、そこで収入があると、その分補助金が削られ——補助金はその分なくなってしまうという形で、例えば商店街で運営するにしても、30万円商店街で出してそれで売り上げ、収入の分でその商店会から出す分減らせるんじゃないかと補助金が減ってしまうので、それだけのお金を商店街として出すというのなかなか困難だということで、なかなか利用しにくい制度になってるというふうにこれが始まったときに私聞いてるんです。それが、なかなかこれが広がっていかない一つのネックにもなってるんじゃないかと思っておりますけれども、その点での改善を図れないのかどうかという点、1点伺います。

それから、街路灯の電気代の補助ですけれども、これはどういう計算で補助がされているのか。それから、支払いは直接商店街のほうに行っているのかどうか伺います。

○産業振興課長（木下恒雄君） 313ページ、空き店舗対策事業でございますが、この事業が広がっていかないネックとなっているのが商店街の負担で、その内容としては、収入があった場合については補助金が削減される、こういった部分が問題ではないか、その改善を図れないかということでございます。こちらにつきましては、やはり東京都の新・元気を出せ商店街事業、これを活用してございます。そういった中で、補助対象事業であるとか、あるいは経費の算定、そういった部分につきましては、やはり東京都とも十分協議をしながら進めていきませんと、実際に決定をした後でこの部分は対象外だよとなりますと大変な部分がありますので、そういった部分につきましては、これも東京都のほうに議会のほうからもこういう意見がございましたということですね、伝えて対応していきたいと思っております。

次に、街路灯の電気料の補助でございますが、この電気料の補助のルートといたしましては、市のほうから商工会のほうに補助金を出しております。これは、商工会補助金の中の補助金の中に含まれているわけですが、商工会のほうではですね、その電気料のおおむね2分の1以内で補助金を交付するといった形の要綱を定めております。したがって、まず商店街のほうで街路灯——装飾灯ですか、の電気料について負担した部分につきましては、商工会のほうに実績報告を出しまして、商工会のほうではですね、今10商店街が装飾灯を設置してるわけですが、その経費、電気料をですね全部集めまして、集めるというか集計をいたしまして、その中でですね、予算の範囲の中で各商店街に補助金を交付してるという状況でございます。

以上であります。

○委員（尾崎利一君） 空き店舗対策のほうですけれども、先ほど御意見があったということで東京都にも話していただくということですが、これは要綱なり基準なりを東京都が変えないと難しいということでしょうか。それが1点です。

それからもう一点は、電気代の補助の関係で、商工会補助金の中に含まれていて、ここに商店街が申請をして電気代の補助が商店街に渡るということですが、そうすると、市としては商店街に対する電気代の補助というのを直接決めているわけではなくて、大づかみで商工会に幾らという補助金が出て、その中で商工会の予算の中で電気代の補助を商店街に商工会の裁量で出しているということになるのでしょうか。この電気料の補助の仕方について、周辺自治体はどのようになっているのでしょうか、伺います。

○産業振興課長（木下恒雄君） 313ページ、空き店舗対策事業に伴います東京都の新・元気を出せ商店街事業、こちらにつきましては、やはり東京都の要綱がもとになっております。こういった部分がございますので、都のほうの要綱の負担割合、こういった部分が定めておりますので、その東京都の要綱もですね、ある程度変えていただかないと難しいかなというふうには思っております。

次に、電気料のですね、商工会の補助はその何て言うんですか、大づかみ、そういった部分ではなくてですね、商工会の補助金の中でですね、事業費補助あるいは運営費補助、そういった部分がございます、その中でこちらのほうでもですね、対象となる経費につきまして見込んでおまして、その装飾灯の電気料に対する補助金につきましては、現在145万円ほどですね、市のほうから出しております。そういった部分のですね、金額につきましてもやはり商店会の負担の軽減となるようにですね、商工会と市のほうで協議を図りながら進めているところでございます。

以上であります。（「周辺自治体」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。

周辺自治体の状況ということでございます。これにつきましてはですね、今資料が手元にはございませんが、以前調査した中ではですね、やはり商工会を通して助成を行っている部分とですね、市のほうに直接商店会が申請をいたしまして補助をしている、こういった二つの流れがあるというふうにこちらのほうでは受けとめております。

以上であります。

○副委員長（下条 学君） 商工費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、商工費の質疑を終了いたします。

ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、第8款土木費の質疑を行います。

○委員（中間建二君） 341ページの市営住宅管理費で、現在の市営住宅の管理戸数の確認をさせていただきたいと思います。

それから、以前から指摘しておりますように、相当数空き地が目立つような状況になっておりますが、今後市営住宅の再生についてはどのように取り組んでいかれるかお尋ねします。

343ページの木造住宅耐震助成事業ということで、新規に計上していただいておりますが、以前からこれも指摘しておりますように、今回こういう形で新規で盛り込まれたことは評価できると思うんですが、額が非常に少ないわけですが、これは耐震改修促進計画の実行、推進とあわせて、この辺はどのように現在検討

されてるのか確認をしたいと思います。

○管財課長（広沢光政君） 予算書341ページ、市営住宅管理費の関係でございますが、市営住宅の現状ということでございますけれども、現在の市営住宅の状況につきましては、第一市営住宅、こちらがですね、12戸建設したうちの4戸を解体してございますので、8戸が現存してございます。同様にですね、第二が13戸を建設しまして6戸を解体、現存は7戸、それから第三市営住宅が10戸を建設しまして4戸を解体、現存は6戸、第四市営住宅が20戸建設しまして14戸を解体、現存は6戸、以上のような状況になってございます。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 341ページの市営住宅の建て替えの今後の検討ということでございますが、当市の市営住宅、もう40年経過しております、いろいろと管理上も課題が多いというふうにとらえております。しかしながら、現在点在しています住宅をどのように建て替えていくか、集約建て替えということが事務局——現在担当では考えておりますけれども、その方法等いろいろと課題がまだ多いということで、少しずつ検討はしておりますが、もう少し検討には時間がかかるといった状況でございます。

続きまして343ページ、木造住宅の耐震改修についての御質疑でございますが、御指摘のように20年度予算では耐震診断につきまして3軒分、耐震改修については1軒分といった本当に微々たるものの計上になってございます。しかし、ここで耐震改修促進計画をつくりまして、これからこういったまちの安全を高めるためには、個人個人の住宅についてその所有者が問題意識を持って取り組んでいただくといい上での一つのきっかけづくりになればということで、計上させていただいております。スタートさせて、どれだけの反響があるかといったことを見ながら、また検討していきたいというふうに担当では考えております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 335ページの下水道事業特別会計繰出金のところで。

下水道事業特別会計の繰出金は、多いときでは14億円、最近でも12億円前後で推移していましたが、2006年には7億3,400万円、2007年は3月補正で6億3,577万円、来年度についてもここにあるように6億6,400万円というふうになっています。下水道特別会計の繰出金が減少している要因についてお尋ねします。

それから、他の委員の質疑の中で、下水道への繰出金が減った分、普通交付税が減ってしまったという指摘がありました。ここがどういう仕組みなのか、差し引き計算で市財政の負担がどうなっているのかという点を伺います。

それから同じくこの点ですけれども、この特別会計への繰出金は、2007年の3月補正では低利への借りかえによるものと思いますけれども、公債費の支出で4,600万円ほど減りました。このように補正によって特別会計への繰出金を減額できるの見込めるのかどうか、どの程度見込めるのか伺います。

それから、341ページの市営住宅の管理費のところですが、この市営住宅の使用料についてですけれども、現状はどのように決められているのか。私が持っている資料では、昭和59年段階では東大和市営住宅使用協議会というものがつくられて、ここに諮問をして、この答申に基づいて使用料を決めていたという経過も過去にはあったようですが、現状どのようになっているのか伺います。

○財政課長（関田新一君） 予算書335ページになるとと思いますが、下水道事業の特別会計繰出金の件で御質疑をいただきました。平成18年度から、繰出金につきましては約4億円ほど減っているわけでございますが、この理由といたしましては資本費平準化債、こちらを借り入れ、活用をして繰出金が減少しているということでございます。資本費平準化債を借りることによりまして、市政全体がですね、影響額ということでございますが、借り入れに伴いましてその当該年度に2分の1、資本費平準化債借入額の2分の1が基準財政需要額から

控除されると。4億円の借り入れをすれば、単純に言いまして2億円が基準財政需要額から引かれるということでございます。

また、資本費平準化債の後年度の公債費の償還のほうでございますが、この償還費につきましても、逆に今年度償還費の2分の1が基準財政需要額の中でプラスされてくると、償還額の2分の1は交付税上見てくれるというようなシステムでございます。

また、今年度の補正に絡みまして、平成20年度についてもどのくらいの減額要因があるのかということでございますが、現在のところ補正予算上では約3%の借りかえということで補正予算のほうは計上の算定をしております。まだすべての借り入れが済んでございませんが、今のところ1%後半から2%ぐらいということで金融機関とは調整を図っているところでございますので、そうしますと3,000万円ぐらいのさらに追加の減額要因というのはあるのかなというふうに今思っているところでございますが、まだ正式にすべての借り入れが済んでございませんので、どのくらいの減額要因があるというのは、今の時点では確定をしてございません。

以上でございます。

○管財課長（広沢光政君） 予算書341ページの市営住宅管理費、使用料の算定についてのお尋ねでございますが、現状使用料につきましては、市営住宅条例、それからですね、公営住宅法それから公営住宅法の施行令、こういったものに基づきまして算定をしているところでございます。基本的にはですね、毎年度11月30日までに使用者の方に収入の申告を市に対してしていただきます。そのしていただいた申告に基づきまして市のほうにおきまして、ただいま申し上げましたような施行令等に基づきましてですね、収入の認定をいたします。その収入の認定した月額ですね、その月額に応じまして基本家賃というようなものが決定されると、そういったシステムに基づきまして現状では使用料の算定を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） この資本費平準化債によって、市財政そのものとしては、市財政にとってはプラス要因になるんだという理解でよろしいでしょうか。

それから、先ほどさらに3,000万円ぐらい追加ということが見込めるというお話ありましたけれども、平成20年度においても同じような形で減額補正が可能なのか、どの程度可能なのかということ伺ったんですが、その点ではいかがでしょうか。今のは335ページのところでですね。

それから、341ページの市営住宅の家賃の関係ですけれども、今の状況はわかりましたが、歴史的にそこら辺の家賃を決める仕組みがどういうふうに推移しているのか。先ほど言いましたが、昭和59年の段階ではそういう使用料協議会というのがあって、そこが答申を出して、それに基づいて家賃決めていたという経緯もあるようですが、そこら辺がどういう状況の中で変わってきたのかを伺いたいと思います。

○財政課長（関田新一君） 資本費平準化債、335ページ、下水道事業特別会計の関係でございますが、資本費平準化債、利用をいたしますと、先ほどお話をさせていただいたように、借り入れ時点では半分が交付税の基準財政需要額から控除されるということですので、借入額の半分相当の負担で済むということでございます。また、償還につきましても、償還額のこれも実額でございますので、2分の1が交付税上需要額にたけるといって形でございますので、負担は半分で済むというシステムでございます。

先ほどお話をさせていただきました約3,000万円という件は、今年度借りかえをいたしますので、第1回目の償還が平成20年の9月ごろということでございますので、平成20年の予算においてそのくらいの効果があるのではないかと伺うところでございます。

以上でございます。

○管財課長（広沢光政君） 341ページの市営住宅の使用料についてでございますが、大変恐縮ですが、昭和59年当時の使用料協議会という形につきましては、今ちょっと手元に資料等ございませんが、現在行ってますのは、当然市営住宅条例にも家賃の算定につきましては公営住宅法施行令、こういったものに基づいて使用料を算定するというふうなことでございますので、現状ではそのルールどおりに使用料のほうを算定してるといふことでございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 319ページです。

交通安全自転車対策事業費のところなんですけど、自転車の対策協議会の開催状況というのをいただきました。放置自転車について主にやっていたらいいんですが、国と都が自転車の安全利用プランというのをつくって、CO<sub>2</sub>を排出しない環境に優しい乗り物だということでも有効活用を図りたいという動きが広がっていることなんですけど、自転車、右通ったり、左通ったり、何でもないところで横断したりとか、歩行者もそういう方もいらっしゃるんですけど、非常に歩行者に迷惑をかけたか、自転車同士の事故とかも聞いていますので、安心して市内を走り回れるようなですね、そういうものをこの中で検討するとか、そういったことのお考えについてはないのでしょうか、伺います。

それから、329ページでいいのかな、都市計画のところなんですけど、昨年9月の議会で都市計画公園、東砂公園の実現と空堀川改修工事に関する陳情というのが採択されて東京都に意見書が送られたわけですけど、親水公園にしてほしいというふうな陳情だったと思うんですけど、この件について市はどのように動いているのか伺いたいと思います。

それから、333ページのコミュニティバス運行事業費の中の地域公共交通会議の件についてなんですけど、今これの中で要綱を見ると、コミュニティバスの運行とか充実とかってということが書いてあるんですけど、高齢者の運転される車が高齢者をひいたというのもついでこの間、大和の中でも事故がありました。そういう意味で高齢者の方の事故、交通事故を防止するために、運転免許を65歳になったら返しましょうよという運動を今されているわけですけど、その返した場合に……（「65歳じゃないよ」と呼ぶ者あり）65歳過ぎたらということですか。（「いや、いいんだよ」と呼ぶ者あり）その返された場合には、免許証にかわる証明書、身分証明書がなくなっちゃうっていうのが一つの大きなネックになってるらしくて、そういうものを発行されたりとか、地域のコミュニティバスを——例えば4年間運転免許の期間があれば、その間公共交通は無料で乗れるとかね、いろいろあとはデパートですとか、ホテルですとか、都内では随分いろいろと考えられているらしいんですけど、そういうことをこの会議の中で話し合いをされるということは考えられないのでしょうか。

○管理課長（木村哲夫君） 予算書319ページ、自転車等の対策協議会の関係で御質疑いただきました。

今年度自転車協議会の内容につきましては、市のほうで実施しております放置自転車等に対します対策等ですね、状況報告と検討——状況等につきまして報告いたしましてですね、その内容につきまして審議いただきましたのと、放置自転車ですね、放置期間の短縮につきまして御審議いただきました。委員のほうで質疑のありました自転車等ですね、通行等に関するルールとの関係でございますが、昨年の6月20日の日付で道路交通法が改正されて、今現在ですね、ことしの6月の19日までですね、普通自転車の歩道走行に関する規定ということで施行される予定でございます。これを受けましてですね、平成20年度の審議会の中でこの自転車等の通行に関するルール等を含めまして、市のほうで計画します内容につきまして御審議いただきたいとい

うふうに考えております。

以上でございます。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 329ページに関連する、都市計画に関連するというところで東砂公園の親水化を図るべきだという陳情に対しての取り組みについての質疑でございますが、現在のところ空堀川の整備の状況、設計の状況等とあわせて今後東京都にもいろいろと設計の内容を聞きながら検討していきたい。それにつきましては内部で検討していきたいというふうに考えてございまして、特に予算等の措置はしておりませんが、まずは内部で検討していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、333ページの地域公共交通会議に対する質疑でございますが、この地域公共交通会議は設置の目的を運行開始から5年を経過した現在のちょこバスのさらなる充実を図ろうということで、運行経路や運行形態について検討するというので設けてございます。したがって、長瀬委員御質疑のような高齢者の免許証についてですね、そういったことへの検討というは行っておりません。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 自転車の安全利用ということについては、今年度ルールについて審議をしていく予定だということですが、できれば本当に実態を調査されてですね、危ないところっていうのは結構ありますので、そういうことも含めて自転車道——専用道みたいなものの検討まで含めたですね、ものができるといいなというふうに思っているんですが、よろしいでしょうか。

それから、東砂公園の件については、東京都はこの件は大変重要だというふうに——都の河川局の課長とちょっと会って話をしたんですけど、東京都は親水公園にすることが大変重要だというふうに考えているし、設計が20年度から始まりますということなので、市は早急に計画をしないとイケないのではないかというふうなことだったんですね。ですので、その辺について内部で検討していきたいということですが、できればことし20年度しっかりと東京都と連携しながらやっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

それから、コミュニティバスの件について言えば、コミュニティバスの充実だけではなく、そういうことに取り組めるのはじゃあどこになるんだろう、こういうところじゃないのかな、だってせっかくルートを広げたりとかするんであればたくさん乗っていただきたいわけだし——無料にしちゃダメか、済みません、そういうことも含めてですね、こういうことを話し合う場というのが市のほうで考えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○管理課長（木村哲夫君） 見積書319ページ、自転車等の協議会の関係でございますが、（「予算書」と呼ぶ者あり）失礼しました。予算書319ページ、自転車等の対策の関係でございますが、自転車等ですね、東大和市内におきましては自転車等が通行できる歩道につきましては標識等で指定された場所ということで、市道でいいますと都市計画道路関係ですね、幹線道路等に限られておる状況でございます。通常ですと、自転車につきましては車道の一番左端のほうを通行するという形になりますので、なかなか委員の御指摘のありました専用道等の関係もですね、市内の道路の状況ですとなかなか難しい状況でございます。

以上でございます。

○都市建設部長（氏井 博君） 319ページの自転車の関係は、担当課長のほうからお話しさしていただきましたが、いずれにしても高齢者の事故とかですね、自転車同士の事故というのは非常にふえているということは認識してございます。自転車専用道を新設していくって非常に難しいとは思いますが、安全対策等というふうに図られるのか、関係機関と協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、329ページの親水公園につきましては、当面ですね、内部でどのようなことができるのかも含めて今検討していくと同時にですね、東京都とも協議を始めようということでお話をしております。市民の方からもですね、採択があったということで、早期に着手すべきじゃないかというふうな御意見もいただいておりますので、先ほど申し上げましたように、まず市の内部でですね、どのようなことができるのかということを検討してまいりたいというふうにご考えてございます。

それから、333ページの地域公共交通会議でございますが、先ほど答弁させていただきましたように、今回の目的はちよこバスのルートあるいは運行形態の検討ということで各委員さんに審議していただいておりますので、それらがまだここで中間のまとめをしている段階でございますので、御指摘の高齢者対策等についてもしそれが必要であればですね、また別の機会に何かの機会のできるのかなというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） 1点だけお願いします。319ページの交通安全自転車対策事業費についてです。

今前の方が質問されたのと同じなのですが、今年度も審議会1回開催されて、その中で報告事項があったということで、来年度はこのルールに関して検討してくということなのですが、19年度のこの委員会の中で話された自転車の、放置自転車についてのどういう対策をするとか、そういった報告事項だけでなく、報告事項を聞いた中で提案されたこととか意見とか、そういったものっていうのはどのようなことがあったかお聞かせください。

○管理課長（木村哲夫君） 予算書319ページ、自転車等駐車対策協議会の内容ということでございますが、平成19年度につきましては、この自転車の事業の報告に合わせましてですね、放置自転車の保管期限ですね、撤去をいたしました自転車の撤去保管期限が、東大和市今現在6カ月の保管ということになっておりますが、昨年なんですけど遺失物法等が改正になりまして、3カ月ということに変更になりましたことを受けまして、東大和市も6カ月を2カ月に変更することに対します審議をですね、お願いいたしました。

あと、状況の報告の中でですね、桜街道駅利用の方、武蔵村山市の市民の方が比較的多いわけでございますが、放置の状況がですね、ここでふえてきたということの報告もあわせて行いました。

以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） 今の御答弁ですと、意見や提案というのは出されていないように聞こえたんですが、その点だけ確認させていただきたいのと、あと資料をいただいているんですが、委嘱されている方々っていうのは、ほとんどがというか全員が男性ということで、男性でも職場に行くときなど自転車利用っていうのはされてる方もたくさんいらっしゃると思うんですが、自転車の利用は男性だけでなく女性も多くいらっしゃいますので、委員会の中にやはり女性という視点も加えていただいたほうがいいのではないかなと思います。なぜいないのかということもお伺いしたいんですが、あと学校の先生だけではなく生徒や生徒の代表なり——昼間なのでもし参加できるようなら生徒の声などもやはり聞かせていただいて、放置自転車の対策にしっかり努めていただきたいと思っています。自転車利用の意見を取り入れたものにしていくように、審議会に対してそういった女性の参加等していただけないでしょうか、その点お伺いします。

○管理課長（木村哲夫君） 審議会の件でございますが、現在委員の構成につきましては、各商店会からの代表の方、東大和高校の方、鉄道、バス会社の関係の方、あと道路関係の管理者であります東京都の北多摩北部建設事務所の方、警視庁東大和警察署、消防庁の北多摩西部消防署からの委員さんということで15名の方にお願ひしておるところでございますが、現時点では委員のおっしゃるとおり女性の方の参加がございません。すべ

て男性の方の委員というふうになっております。女性の方の委員さんの選出につきましては、また今後市のほうの内部的にも考慮してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 狭山緑地の管理のことなんですけど、337ページです。狭山丘陵の管理ということでは、基本的に大事なことは萌芽更新をどうきちんと進めていくことができるかということだと思っんですね。それで、ここに載っております各委託料については、その萌芽更新という部分がこの委託の中には入っていないようにも見られるんですけども、どこに入ってるのかという点。

それから、萌芽更新ということを狭山丘陵管理で重要だと認識されているかどうか。この点では、雑木林の会がボランティア的に大分一生懸命、萌芽更新に近い——萌芽更新ですね、の作業もやっておられて、常緑樹がはびこって雑木林らしくないところもかなり改善されてきつつあると思うんですけども、全体としての程度進展しているかどうか、把握していればそのことをお聞かせください。

基本私の聞きたいことは、萌芽更新をどれだけきちんとできるか、これが過去から続いてきた東大和市の雑木林の歴史を物語っているものですから、ここの管理をきちんとしていただきたいということから聞いております。

○環境課長（梶川義夫君） 予算書337ページ、狭山緑地管理費についての御質疑でございます。基本的に萌芽更新についての御質疑でございます。

まず委託料の中にですね、萌芽更新の予算的な部分ということでございますが、狭山緑地につきましては、市とですね、先ほどありました雑木林の会、こちらのほうとですね、狭山緑地内かなり広い山林でございますので、こちらのほうをですね、分担を決めながらそれぞれ管理を行ってのような状況でございます。基本的にその萌芽更新の部分についてはですね、専門的な知識等もございますので、雑木林のほうの方のですね、御協力にかなりゆだねてる部分が多い状況でございます。

なお、萌芽更新については狭山緑地の保全のきっかけづくりでもあるし、現在の管理する上での重要な柱の一つであるというふうに認識しております。

萌芽更新の状況でございますが、細かいどのくらいの割合かっていうものはちょっと今ございませんが、そのボランティアの雑木林の会の方のですね、萌芽更新の日時やタイミングがどの木というようなものについては、環境課と常々相談しながら手を入れている状況でございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） この各委託料、例えば施設管理委託料、落ち葉清掃等委託料、便所清掃委託料、古木伐倒委託料、フィールドアスレチックコース清掃除草委託料の中には、いわゆる萌芽更新ということを目的とした事業委託は入っていないって今答弁されたというふうに受けとめればいいんでしょうか。

実際には、例えばフィールドアスレチックコース清掃委託、除草、こういう作業は萌芽更新の一部というふうに見て見られないことはないわけですけども、やはり東大和市はその成り立ちが、雑木林があって畑があってということで、これ貴重な歴史的な雑木林は遺産でもあると思うんですね。そういう角度から、やはり萌芽更新という角度からこの雑木林を管理する狭山緑地管理、こういう角度をぜひ持っていただきたい。それで、今専門的な知識が必要だということで雑木林の会の皆さんの知恵をかりながら、ほぼボランティア的に、若干の道具等の支出はしてると思うんですけども、やっていただいている。もし、これを商売でやってもらうとなると物すごいお金がかかるわけですよ。この予算書を見てわかるように、落ち葉清掃委託だけでも115

万8,000円ということで、どこの落ち葉清掃してるかわかりませんが、そのぐらいかかる。

ところが、雑木林の会が現実に行っている萌芽更新という最も基本的な作業については、ここでは出てこなくてほかのところに出てるのかどうかわかりませんが、そういう点で、かなり位置づけをしっかりとする必要がありますと思うんです。その萌芽更新、雑木林のその植生としての管理、このことが予算の上ではどうも見受けられないんですけども、これはしっかりと位置づける必要があると思います。その雑木林の萌芽更新の管理、どう認識してるかとお聞きしたら、しっかりとやるということですのでそれでいいんですけども、それを予算措置としてできないものかどうか、それだけ私は、重要な歴史的遺産が雑木林、狭山緑地だと私は思ってますので、そういう角度からの予算措置、これは可能かどうか。

○環境課長（梶川義夫君） 狭山緑地管理につきまして、引き続き萌芽更新についてですね、明確な予算出しということについてでございます。

先ほどの答弁です、少しあいまいだったかもしれませんが、この狭山緑地管理費の清掃除草委託の部分につきましては、狭山緑地のアスレチックのほうの除草委託でございます。

萌芽更新につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、雑木林の会というボランティア団体の力を大いにおかりしているわけですが、市といたしましてはこのボランティアの方たちですね、活動に際しましてのさまざまな考えられる傷害につきましてのボランティア保険をかけてございます。現在については、ある意味市民との協働というような位置づけからですね、雑木林の会と綿密な連絡をとりまして、予算上はこういう形になって明確にその萌芽更新に関する管理費というのは出してはございませんが、今後引き続きですね、関係団体と協議いたしまして必要に応じて最小限のですね、経費の積算については怠らないようにしたいと思います。

以上でございます。

○市長（尾又正則君） 今の西川委員の質問でありますけれども、萌芽更新についてであります。

雑木林の——あの辺の雑木林でありますけれども、今の御指摘のボランティアの団体の方々でありますけれども、よく多摩湖周辺を散歩しております、よくお話は聞いております。かつて、市のほうでもいろいろとですね、機材を準備したり、応援をしてきたわけがありますけれども、何回か私も話を、皆さんにおかれては狭山丘陵を守っていただいと申しわけないと、ついでには何らかの援助をしたいんだという話をしたわけがありますけれども、具体化してないんですよ。私としまして、この方々の萌芽更新に対する思い入れ、かつまた炭焼きを通しての市民文化に対する貢献を考えますと、やはりしっかりとですね、話をして要望等を聞いた上でもって対応する必要があるだろうというふうには認識をしております。引き続き、正式な席をもって皆さんの御意見を賜りたいというふうに思っております。

○委員（二宮由子君） 2点伺います。327ページ、市内道路改良事業費の中のこれは参考資料の44、45ページの中に土木工事の概要とありまして、その番号の5、歩道段差改良ということです。工事場所が仲原4丁目から中央1丁目地内ということで、資料も土木工事予定箇所図というのをいただきましたので、この場所はわかるんですけども、結構広範囲な歩道の段差の工事だと思います。この工事の概要ですね、歩道の幅員は随分広いと思うんですけども、どういった工事の内容なのか、事業内容を伺いたいと思います。

もう一点は、331ページ、交通機関対策事業費の中の都営バス路線維持経費負担金、これ都営バスの梅70の件だと思いますけれども、この利用状況と、あとこれに対しての負担金を何市が負担してるのかということと、あと負担額は各市それぞれ同額であるかということのを伺いたいと思います。

○建設課長（堂垣隆志君） 予算書の327ページの市内道路改良工事の中の歩道段差改良工事に対する御質疑でございますが、今年度は13号線を実施してきましたが、おおむね13号線が完了したことから、来年度は5号線の段差改良をしていきたいということでございます。福祉のまちづくりの一環として、道路と道路の交差部分の歩道段差改良でございます。20年度から始めまして、何年かかけて工事をしてまいりたいと思います。内容としましては、福祉のまちづくりのマニュアルに沿った歩道の段差改良だとか、あと点字ブロックの設置と、そういった関係の工事でございます。

以上でございます。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 331ページ、都営バスの補助に対する御質疑についてお答えいたします。

大変申しわけございません。ただいま乗客に関するデータ、手持ちでございませんので、それ以外の補助の関係でお話をさせていただきます。この公共負担につきましては、多摩地域における都営バスの公共負担に関する協定書といたしますものを東京都と青梅市、小平市、武蔵村山市、西東京市、瑞穂町及び東大和市で結んでおりまして、この協定に基づいて負担をするというふうになってございます。負担の内容につきましては、現在19年度まで行ってきた負担の内容と申しますのは、算定基礎額といたしますのが平成15年度における赤字額、これを算定基礎額といたしまして……。現在の協定のほう……。それで現在19、20、21、済みません、18、19……。ちょっと待ってください。

17、18、19年度で結んでおりました3年間の協定の内容を説明させていただきます。そのときには、算定基礎額を平成15年度の赤字額2億8,597万4,000円を基礎といたしまして、その3分の2相当額を公共負担として沿線6市で持つという内容になってございます。その公共負担額が1億9,062万円ということでございますが、そこにおける東大和市の負担額は3,464万6,000円で行ってまいりました。新年度におきましては、18年度の決算額の赤字がベースになりますので、それが改善されましたので、20年度からの予算においては多少負担額が減ってるという状況でございます。

それで、その予算に基づきましてどういうふうに配分されていくかでございますと、6市で均等して割るということではございませんで、固定費といたしましては、その公共負担額の20%を固定費として見ますが、そのほかの80%につきましては、半分の40%につきましてはそれぞれの市をどのくらいの距離走ってるか、走行距離の割合で割り戻します。それともう一つは、OD調査というものを実施しておりまして、そのOD調査によりましてその市からどれだけの人が利用しているかといったものに基づいて算定しております。それに基づきますと、19年度まではほぼ18%ぐらい、全体の18%ぐらいを東大和市が負担しておりました。新しく20年度予算で見積もったものにつきましては、18年度で多少数値が改善されたということがございまして、約17%ほどというふうになってございます。

あと利用者数につきましては、それぞれバス停からどのくらいといったようなことで非常に細かい資料でして……。 （「よろしいって」と呼ぶ者あり） よろしいでしょうか。

済みません、以上でございます。

○委員（二宮由子君） 交通機関対策事業費の件でちょっとまたもう一点伺いたいんですけども、これだけの赤字を抱えていて、ほかの地方自治体でもですね、非常に今財政が厳しいというような状況において、この路線に関して、廃止ではないですけども、そういった方向にというような話はなかったのかどうか伺いたしたいと思います。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 以前にですね、沿線市の中の一つの市が撤退するといったようなことが持ち上

がったことがございました。しかし、そのときにもやはり1市だけが途中何も負担しないといったことでは、この路線が維持できない、また梅70は長い距離をしょっておりまして、そこでは公立昭和病院へ通う方がいらっしやったりだとか、大分地域の生活に影響があるということで、存続する必要があるんじゃないかということとでまとまって、また続けてるといったことを聞いております。

以上でございます。

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

○委員（粕谷洋右君） 済みません、1点だけお願いいたします。予算書の341ページなんですけども、3・4・26号線が開通されますと新青梅街道から東大和市の駅ということになるわけなんですけども、今度は交通安全、そういったものが課題——交通安全対策が求められると思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。また、20年度予算につきましては、何か対策のための予算がつけられて計上されておりますでしょうか。お伺いします。

○建設課長（堂垣隆志君） 予算書の341ページ、都市計画道路3・4・26号線の整備事業費でございますけども、この整備に当たりましては警視庁等とも協議してきております。そういった中で、警視庁のほうで信号機の設置といったようなことが考えられております。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 329ページです、予算書です。都市計画事務費に当たるんでしょうか、年明けに高度地区、絶対高さ制限の実施があるということだったと思うんですが、その現状というスケジュールを教えてください。あわせてですね、まちづくりの条例の制定も以前お話を聞いてお聞きしておりますが、今年度の予定、進捗の予定といいますか、をお聞かせください。

それから、331ページです。梅70です。東大和市は廃止の申し入れをしたんでしょうか、今年度ですね、をお聞かせください。途中のまちがということなので、瑞穂町、武蔵村山市と協議をしたことは東大和市はあるんでしょうか、一緒にやめませんか。2億8,000万円ということで、例えば東大和市だけ見ても3,000円のタクシー券1万枚出せるんですよ。これはもう利用者の方に直接そういう手当をして、必要ならば手当をして、バスとしては廃止をするほうが各市のコストは下がるんじゃないかと。または、有償運送、車いすタクシーとかそういうのありますので、利用していただくほうがいいんじゃないかと思うわけですが、そういった検討はしたことはあるんでしょうか、東大和市では。お聞かせください。

以上です。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 初めに、329ページ、都市計画事務費の中での御質疑でございますが、高度地区の都市計画変更につきましては、ここで陳情等が出ていたということもございまして、最終日を待つて東京都との調整等を、都市計画の手続を進めてまいりたいというふうに考えてございます。今のところ予定といたしましては、今後縦覧をしたり、都市計画審議会等に付議したりというふうなことがございますので、5月下旬ぐらいになってしまうのかなというふうに予定してございます。また、街づくり条例につきましては、高度地区と一緒に地元説明会等を進めてまいりました。ここで、一定の概要というものをお示しさせていただいておりますけれども、その中に現在ある宅地開発等指導要綱の内容をどのように位置づけていったらいいかといったようなことを含めて、今内部で詰めておりますので、予定といたしましては、20年度、21年度ぐらいで決定までに——議会のほうに上程していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○市長（尾又正則君） 実は梅70の件でありますけども、もう数年前でございますが、近隣のある市長から話がございます、梅70をやめたいということがございました。これにつきましては、梅70を使っている各市長がお互いですね、協議し合って、梅70の廃止は市民生活に重大な影響を及ぼすということでもって、その後続行をしております。この梅70をやめるという協議は、他の市長ともしてございません。

ところで、その大昔ですね、梅70を都バスがやめたいという話がありました。けれども、それは困るんだと。したがって近隣の市がお互い協力し合って分担金を出して何とか梅70を運行しようと、その中において現在に至っております。ところで、梅70は昭和病院に通う便とともにですね、今の村山の本村地域で芋窪、蔵敷というですね、青梅街道の沿線において今バスが大変減っております。非常にバスの空白地がふえてきまして、市民も困っております。その中において、この梅70は単に病院に行くバスだけではなく、通勤、通学として多くの市民から利用されております。これを廃止した場合には、通勤客またはその通学客に対して大変な影響がありますので、今後ともこのバスの重要性にかんがみ続けてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

---

午後 2時34分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（小林知久君） 331ページの梅70の件についてももう一度お聞きしますが、今市長の御答弁で、昭和病院に通うと、それから通勤、通学で多くの利用があるというのはそれぞれどれぐらいの割合なんでしょうか。あと人数も教えてください。それから、通勤、通学での利用を想定しているということで、たしかですね、私の記憶によればちょこバスもそういうような内容だったと思います。ちょこバスは現状走ってはいませんが、ちょこバスとの整合性といいますか、例えばちょこバスが芋窪を走ると通勤、通学での利用はそちらにシフトできるということでしょうか。それから、私が聞いたのは、20年度申し入れしましたかということをお聞きしたんですが、していないということで、検討もしていないと、ここの部分は経費節減とかは検討もしていないということでしょうか、確認させていただきます。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 梅70の乗車の状況について御説明させていただきます。東京都の交通局では、利用者の状況の調査といいますのを5年ごとに行っております。OD調査を5年ごとに行っていて、ここで一番新しいデータが平成17年度のもので、それに基づいて御説明させていただきますが、この調査を行った日1日で梅70には全体で2,183人の乗客数がございました。東大和市の市域から乗った方は、そのうちの444名ということで、これではですね、調査がどこからどこまでという調査になっておりますので、通勤なのか通学なのかといったところまではわかりませんが……。それともう一つ例といたしまして、東大和市の駅前からの乗客数がございます。それを見ますと、この日については、東大和市の駅前のバス停から乗った方は昭和病院までは5人というふうになっています。データといたしましては以上でございます。（「通勤、通学の割合は」と呼ぶ者あり）通勤、通学といった、その目的別での調査は行っておりませんので、それは把握できない状況でございます。

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、土木費の質疑を終了いたします。

---

○委員長（関田正民君） 引き続き、第9款消防費の質疑を行います。

○委員（小林知久君） 1点だけ。予算書でいうと347ページかと思うんですが、消防団に持ってもらっているポケベルなんです、そろそろサービスが終了するんじゃないかという状況ですが、もうこれ新規契約はできない状態でした。これをどうしていくかというお考えはあるんでしょうか。恐らく、携帯電話でメールとかに転用していくのかなというのはあるんですが、その検討状況をお聞かせください。

○総務部参事（並木俊則君） 予算書345ページから347ページにかけます消防団活動費の中になります、現在災害出動等につきましては消防団の出動はポケットベルを使用しております。ポケットベルがですね、NTT等サービスの撤退をしている中で、現在東大和市のほうで契約している業者はですね、ここ数年、年数でいきますと二、三年はまだサービス事業ができるんじゃないかというふうに考えております。武蔵村山市と東大和市合同でですね、北多摩西部消防署管内ということで、このポケットベルを使用しまして災害時出動しておりますので、ここ数年はまだ大丈夫ということで、その後でございますが、ポケットベルの利用ができなくなります段階、その前にですね、携帯電話等に切りかえというふうなことで計画は持っております。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 2点お願いします。349ページです。

高齢者等火災警報器給付事業費で、昨年ですね、都が火災予防条例で住宅用の火災警報器設置を定めました。既存住宅への市の援助は考えているかということで、検討していきたいという答弁だったんですが、どのように検討されたのか伺いたいと思います。

それから、その下の災害対策事業費に関連してですね、災害弱者と言われている要援護者の支援のための施策の検討なんです、去年は都全体でマニュアルをつくるという答弁だったんですが、市としては緊急課題となっているという御認識があるのでしょうか。それと、防災と福祉との連携体制というのはどのようにつくられているのか、情報の共有についてもお聞かせ願いたいと思います。

それから、昨年これ内閣府がですね、4月ですね、災害時要援護者対策の進め方についてというのが公表されて、厚労省からは恐らく名簿をつくりなさいという通知が来ているはずなのですが、その辺について市の取り組み状況を聞かせてください。それと、災害時の妊婦さん、それから乳児のケアですね、助産師会のようなものは東大和市にはあるのかどうかということもお聞かせいただきたいと思います。

○総務部参事（並木俊則君） 349ページ、高齢者等火災警報器の関係でございますが、現在ですね、市の防災のほうで行っておりますこの火災警報器の設置の状況でございますが、私も防災の関係では75歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象ということで市報等の呼びかけによりましてですね、申し込み制度で現在設置をしているところでございます。年間申し込みいただきまして設置するのが大体20台前後、15台から20台ぐらいになっておりますが、この全体的な検討は北多摩西部消防署管内でも協議会等を設置しまして促進のための検討を始めたところなんです、なかなかですね、費用等かさむ面もございまして、全体的な助成、あるいは補助制度というのは難しいんじゃないかというのが現状でございます。なるべくですね、現在行っております高齢者に対します助成制度ですね、これを今後発展的に考えるというふうに今は考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。（「まだ答弁」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

---

午後 2時43分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（榎本 豊君） 昨年だと思いますけども、東京都のほうではマニュアルの案が示されたと思います。その後検討するというので、今検討してるところでございます。20年度中にはある程度の方角を示したいと思います。それで、民生児童委員のほうでも、災害時一人も見逃さない運動ということを展開してきたところでございますけれども、昨年の秋で一度その運動が切れたというところですけども、引き続き継続していくことでございますので、そちらの運動につきましても、そのマニュアルの作成に当たりまして検討して取り入れられたらと考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 答弁漏れです。災害時の妊婦さん、それから幼児のケアについて助産師会との連携はあるのかということです。お願いします。

○委員長（関田正民君） 暫時休憩します。

午後 2時44分 休憩

---

午後 2時47分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（榎本 豊君） 失礼しました。助産師会との連携等については、今のところまだ検討していないところでございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 災害時の妊婦さん、それから乳児のことを考えたら、やはりもう少しきちんと取り組んでいかないといけないと思いますし、あと高齢者、障害者、子供たち、難病の人、首からカードをぶら下げるような方法も考えている市もあるようですが、そういうことも含めて個人情報の共有化を民生委員さんと図ろうという形で今進めていらっしゃるというふうに思っていますね。個人情報の扱い方については、きちんと研修をするなり何なり、民生委員さんは守秘義務ありますからあれですけども、なかなかそういうところで難しいものがあるというふうに思いますので、きちんと連携を図っていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○福祉部長（榎本 豊君） 民生委員さんのほうでも非常に個人情報等の扱いというところで要望はいただいているところでございます。これについてはやはり研修をするなりですね、取り扱いにつきましては徹底を図りまして、さらなる情報の共有化を図った上での連携を図りたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（関田正民君） 質疑終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、消防費の質疑を終了いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 2時48分 休憩

午後 2時49分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、第10款教育費の質疑を行います。

○委員（中間建二君） 355ページ、教育委員会運営費ですが、国の大きな教育改革の流れの中で、教育委員会不要論ですとかね、廃止論みたいなことも極端な例として挙がってるようですけれど、東大和市の今の教育委員会の活動状況についてどういう御認識を持ってらっしゃるか。また、教育委員会の開催等について、今市のホームページ等で掲載がしていただけるようになりまして、少し情報提供進んだと思うんですが、やはり今の教育委員会、もっと活発にですね、東大和市の教育の課題を議論していただきながら改善また教育改革をリードしていくということを考えますと、教育委員会で行われてるさまざまな議論をですね、やはり適時ホームページ等で公表していく中でですね、市民にも関心を持っていただいて教育委員会の力をもっと大きく発揮していく方向にぜひ持っていつてもらいたいと思うんですけれども、今年度20年度の取り組みについて伺いをいたします。

続いて、363ページの学校安全ボランティア事業費であります。各学校においてスクールガードが立ち上がったという御説明も代表質問等でありましたが、現状見ておりますと、十分なこの日常的に子供を、安全を確保する体制がとれてるかというふうに見ますと、なかなかまだ不十分ではないかというふうに見られますが、この点現状認識と、それから例えばある市によっては、決まった時間に決まった方が決まった場所に立つことで、子供の通学の安全を確保するというような取り組みもやってるような例もあるようですけれども、当市の中ではこの学校安全ボランティアの活用の中でどのような検討が20年度されてるのか伺いをいたします。

続いて、381ページの特別支援学級事業費、同じく393ページ、中学校分も出ておりますが、この特別支援学級のこの20年度の取り組み、事業の内容について御説明いただきたいと思います。

それから、407ページの放課後子ども教室推進事業であります。今年度新たに2校ということで計3校になるわけですが、これも毎回指摘しておりますように、新規で放課後子ども教室を推進するに当たっては、ぜひ学童保育の保留児、待機児を補完する意味で、そういう子供が、児童が多いところから優先的にこの放課後子ども教室を推進すべきであるということを再三にわたって申し上げてきましたが、20年度新規2校、やるところがもし決まってるようであれば、どういう経緯で決まっているのか御説明をいただきたいと思います。

それから、同じページの中央公民館事業費、それから423ページの中央図書館管理費、それから429ページの郷土博物館管理費、それから439ページの体育施設管理費ということで、これらの施設のいわゆる管理、運営のあり方ですね、体育施設については指定管理者導入の方向が以前に示されておりますけれども、今申し上げましたそれぞれの事業を、そのいわゆる市の直営といいますか、市の正規職員を置いて事業を行うべきなのかどうかということも十分に検討する時期にも入ってきてるのではないかと。例えば、中央公民館などは、もちろん職員がいることで一定の職員ならではの事業も行われてるとは認識してるんですけど、例えば今さまざまな社会教育団体も十分な公民館活動がもう定着してる東大和市の実情もありますので、そういう方々に逆に中央公民館の中で自由に事業を展開してもらうような方策も、例えばできるのではないかと、そういうその市が直営でやってる今の、特にこの社会教育関連のですね、施設の管理、運営のあり方等についてですね、東大和市では指定管理者導入の方針も出されておりますし、また民間委託も推進するということが方針は出てるんですけれども、なかなか見ておりますとやるべきところに検討がなされてないんじゃないかというふうにも

見えるんですが、この点特にこの社会教育の分野では取り組みが必要だと思いますけれども、現状の認識をお尋ねしたいと思います。

あと、最後445ページの学校給食センター運営費ですけれども、これも若干市長の施政方針の中で給食センターのあり方等について検討する方向性が示されておりましたが、これは方向性としてどういう方向で今考えていらっしゃるのか、確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○庶務課長（鈴木 尚君） 予算書355ページ、教育委員の活動についてでございます。教育委員会の定例会といたしましては、原則として毎月第4金曜日に実施しております。あとは、必要に応じて臨時会を開催するという状況でございます。内容といたしましては、規則等の改廃ですとか、あとは予算の意見の申し出等につきましてが主なものとなっております。あとは、会議録のホームページの公開につきましては、他市の状況等踏まえまして研究してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○学務課長（下平一紀君） 予算書363ページ、スクールガード、安全ボランティアの件でございます。まず本市のボランティアに対する方針についてはいい考え方でございますが、地域の方々はやはり共働きであったりいろいろな御事情がございまして、なかなかそのボランティアに参加する機会が少ないというふうな前提で考えておりますことから、それぞれ地域の実情に合って、それから地域に合った無理のない形で長続きする方法ということが教育委員会の一つの大きな前提でございます。御質疑の件でございますが、20年度につきましては、これまでのスクールガード事業に加えまして、ボランティアの方々から意外と多い御意見が、横の連携、それからそれぞれの地域の情報交換をしてほしいという御要望がございますので、20年度はそういう連携をとれる、図れる何か委員会のようなものをですね、検討してまいりたいというふうにご考えております。

それから、381ページ、それから393ページ、特別支援教育でございます。御案内のとおり、特別支援教育につきましては、平成19年4月に法改正が行われまして、この中で大きな一つの流れといたしまして、通常学級にいらっしゃる発達障害のお子さんについて特別な支援を行っていくというのが一つの大きな事柄になってございます。したがって、これまで16年度あたりから校内委員会の設置、それから特別支援教育コーディネーターの指名等、できるところから準備を進めてまいりました。平成20年度からは、この通常学級にいらっしゃる発達障害の児童・生徒の特別支援を充実させていくということを一つの大きなねらいにしております。このため、二つのことについて実施を今予定しております。一つは、校内委員会を中心といたしまして、発達障害の児童・生徒の早期発見、それから早期支援の校内の体制づくりを進めたいというふうにご考えております。もう一点は、それら学校を支援するために、巡回相談員、巡回指導員活動を充実させていくことを現在検討してるところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（小俣 学君） 予算書407ページ、放課後子ども教室推進事業費についてでございますが、新規の学校を2校ふやしていくことを目指しておるわけなんですけど、現状では各小学校を回りまして、新しくですね、始めるための学校の状況などを聞いて回ったところです。今後ですね、そのほかのさまざまな要件や児童クラブの保留児の数なども勘案しまして、総合的に今後2校決めていきたいというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長（佐久間栄昭君） 最初に、355ページの委員会の活動についてお話がありました。現在委員会はですね、公式には今庶務課長からお話がありましたように、月に1回委員会と中間に懇談会をやっていると。委員会はですね、議会と同じで事務局のほうから提案した案件に対して御議論いただいて多数決で決定していただくというスタイルなので、そこです、委員さんが自由に御意見をいただくという場ではないところがあります。中間に行われる懇談会でですね、それは事前に委員さんが事務局のほうにこういうことで話し合いをしたいという案件をいただきますと、事務局のほうはそれで資料を用意してですね、その場で御議論いただくということが、そこが今後のですね——委員会どうあるべきかというような、そこでもお話が出ました。そういう方法だろうというふうに思ってます。

あと、委員さんの活動としましてはですね、東大和市が8万人の人口の市で15校の学校で公民館あるいは体育館がありますが、ちょうど規模がいいといいますか、どこのとこにでも委員さんが顔を出していただくと、だから学校も15校の学校におおむね展覧会だとか、学習発表会があるとほとんどの委員さんが来ていただくと。それから、公開授業なんかに来ていただくと。それから、学校訪問というのが年何校、8校ぐらいですかね、あって、そういうところにも出ていただいておりますので、東大和市に限っては、その教育委員会不要論という話はないだろうというふうに感じてるところであります。

それから、407ページを初めとする中央公民館あるいは中央図書館、郷土博物館、体育館の管理の関係ですが、これはお話がありましたように、少しずついろんなことを検討してく時期だろうというふうに思います。体育館が今市全体としては指定管理者として、一番初めにやりやすいところであるというようなことは内部的にはありますので、あと図書館はやはり今のところ市が直接やったほうが良いというふうに思ってます。それから、公民館もですね、先ほどお話がありましたように、利用者が自由というお話ありますが、公民館運営審議会とかそういうことがありますので、そういうのも加味しながら今後考えていくということだと思います。郷土博物館は、仕事としては文化財の保存と、それから研究と、それから開示ですかね、お見せするというものが三つが仕事の内容ですので、そういうのを加味しながら今後やっぱりいろいろ検討、研究をしていくには値するものだろうというふうに考えてるところでございます。

○学校教育部長（並木清志君） 445ページ、給食センターのあり方の検討でございます。今回、学校給食センターの施設、設備の老朽化に伴いまして、計画担当主査を配置いたしまして、学校給食の今後の運営方法等の検討を行うことになっております。過去に、平成6年になりますけども、東大和市学校給食検討委員会の報告、この報告を受けまして教育委員会から市長に対しまして申し入れをしております。しかし、これは現在のところ凍結ということで現在まで来ております。したがって、これらをもとに戻すということではなく、平成6年ですので、今回改めて仕切り直しという形で検討するというので、検討の中では給食センターの建て替え、また単独校方式、また業務の委託、民間委託等、これらにつきましてあらゆる方向を今後検討していくということになると思っております。

○委員（中間建二君） まず、教育委員会の運営についてですけれども、今教育長おっしゃっていただいたように、教育委員会の不要論とか形骸化みたいなことに逆にならないようにするためには、適時やはり教育委員会の委員さんの中で、今東大和市の教育の現状がどうなのかということに常に興味を持っていただいて議論をし、またそのことについて教育委員会の考え方はこうですよ、東大和市の教育はこうあるべきだということを常に教育委員会の中で議論があり、教育現場をリードしていく、そういう役割がやはり教育委員会に果たしていただかなければ、全国的なその形骸化論とか不要論みたいなのところにつながっていくんじゃないかということ

心配しておりますので、今、教育長は現状そうになってないということでございますので、であればなおさらのこと、その辺のこの議論のあり方とか、またぜひ議会のほうにも教育委員会の中で今議論されてる課題等々について情報提供があれば、よりまた議会のほうでも教育委員会のほうでもより深まった議論ができるんじゃないかなと思いますので、その点また御答弁ちょっといただければと思います。

それから、放課後子ども教室のですね、先ほど答弁なかったですけど、いわゆる待機児、学童の待機児の多いところから優先で取り組んでいくという方針をぜひ担当のほうでは持ってもらいたい。その結果、できるところ、できないところはあるとは思いますが、やはり今学童ももう既に定員オーバーして受け入れながら何とかやってる現状もあるというふうに聞いておりますので、この特に保留児、待機児が多いところについて何とか教育委員会としては優先的にやっていくということをぜひ方針として示していただいた上で、取り組みをしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

それから、社会教育のさまざまな施設の管理のことで、今一定の考え方は伺いましたけれども、これもやはり今ですね、行政の事業そのものをこれから毎年毎年見直していかなくちゃいけないようなもう時期に来てるかと思っておりますので、そういう意味では今までやってたから毎年これでいいんだということではなくて、やはり毎年毎年予算策定していく中で、またこの10年前、20年前、30年前と現在の市の状況では、さまざまなその人の面から他地域で活躍されてる人のことや、また市全体の財政のこともこれは大きく当然時代によって変わってきてるわけですから、現状の時代に合った、特に社会教育施設の管理、運営のあり方等については、やはり毎年毎年真剣に教育委員会のほうで議論し、検討していく中で方向性をぜひ出していくべきだと思いますし、またそうするためにも、これは急にこうしますということでも出てきてもこれも困りますので、やはりこの一定の大きな方向性を教育委員会として早く指し示していただいて、そういう中で議論が進んでいくのがより望ましいんではないかと思ってるんですけど、この点についても再度御答弁いただければと思います。

○教育長（佐久間栄昭君） 355ページの教育委員会の件であります、いろいろですね、お話がありました。正式な委員会につきましては先ほど申し上げたとおりでありまして、フランクにですね、話し合いができるのはやっぱり懇談会であろうというふうに思っています。事実、懇談会の中ではですね、ある学校がやはり状況がよくないというときにどうすべきかというのを1時間もかけて話したことがありますし、いわゆる学校という官というものと、いわゆる企業ですね、そういうものの比較からどうあるべきかという話で話し合いをしたこともあります。そういう点で、20年度今特にテーマは決まっておりますけれども、その都度ですね、いろいろなことでお話し合いをしておりますし、今後やっていきたい。それで、その状況をですね、議会の皆さんにお知らせするというのもですね、改めて委員の中で話し合いをしてみたいというふうに思います。

それから、社会教育の施設の管理ですが、公設公営が絶対的な時代からですね、やはり変わってきております。そういう点ですね、一つ一つお話を受けて今後検討していくということになると思います。そういう点ですね、方向を変えるとか、あるいは大きな違いがあったときには情報を御提供するというのもっともでございますけども——ですからそういう点で今後やってきたいというふうに思います。

○社会教育部長（窪田きく江君） 407ページ、放課後子ども教室、新たに開設する2校の件でございますが、学童保育の待機児童が多い学校を優先的に取り組むというお話ですが、できれば私どもも安全・安心な子供の居場所づくりという観点からしますと、そういう学校に放課後子ども教室が設置できればいいという考えを持ってございますが、放課後子ども教室は学校内の施設の中でやらなければいけないという大前提がございます。学校の教室が使えないような施設の場合は、待機児童が多くてもそちらで開設することは難しい状況ではない

かというふうに考えております。現在、九つの小学校全部の学校の状況を聞きに行きましたので、今後そのあたりも含めまして各学校の校長先生と相談をしたいと考えております。

以上です。

○委員（小林知久君） 3点だけお聞きします。

予算書の369ページです。国際理解教育推進事業費ですが、委託料ですね、これは時間数とか単価とか中身ですね、を教えてください。

それから、435ページです。恐らく社会体育事務費の中に入ってくるかと思うんですが、学校の教室の社会教育貸し出しについてですが、20年度の予定をお聞かせください。手元にはちょっと18年の結果しかないんですが、18年で四小、八小はそれぞれ教室をサッカーとか野球とかのときに貸し出すことをやっておりました。今年度ちょっと私調べてないんですが、今年度、来年度、この貸し出しはどれぐらいふえたのかをお聞かせください。

それから、もう一点ですね、441ページです。前の委員も聞かれてましたが、体育館の指定管理の検討を今年度したかをお聞かせください。たしかですね、市の中では指定管理者に関しては、ハミングホールよりむしろ体育館が先行していたんじゃないかということを記憶しております。他市の事例とか、地域で受け皿とか考えていくと、体育館のほうがより安定度の高い指定管理が想定できるのではないかというようなお話があったかと思います。そのあたり、20年度予算の策定に当たって体育館の指定管理は検討したのでしょうか。また、それ以前の検討状況も教えてください。

以上です。

○学校教育部参事（真如昌美君） 369ページ、国際理解教育につきましてですけれども、内容的には、小学校では主に中高学年に英語を親しむための取り組みとして、ゲームをしたりあるいは日常会話の体験をしたり、そういった学習をしております。また、中学校につきましては、英語授業において外国人による発音、それから外国の文化に触れ、そしてよりよく英語と触れ合っていくという、そういう学習内容を展開しております。年間の配当時間につきましては、小学校では年間30時間から50時間、1クラス平均しますと1年間で二、三時間程度でございます。中学校におきましては年間65から130時間程度で、1クラス7時間から8時間ぐらいということになってございます。予算編成に当たりましては、大変少ない時間の配当にしかになっておりませんが、学校からの必要を随時伺いながら、その必要に応じて予算の枠の中で講師を配当してるところでございます。

以上でございます。

○社会教育部長（窪田きく江君） 435ページ、社会体育事務費で学校の施設利用についてでございます。

平成19年度の利用ですが、ことしの3月16日現在で四小の音楽室については12回、家庭科室については16回です。八小につきましては、現在会議室を学校で使っており、開放できない状況ですので、19年度の貸し出しはいたしておりません。

20年度以降の四小以外の各学校の貸し出しについてでございますが、学校の校長会の校長先生ともお話をしました。普通教室については、児童等の作品や個人情報等が含まれているものがたくさんございますので、普通教室の貸し出しについては難しいだろうと考えております。音楽室、家庭科室につきましては比較的可能であると。現在四小の音楽室につきましては、ずっと同じ団体が利用しておりますので、相互の信頼関係があります。

そのほかですが、校舎内ではなく体育館の中の状況を見ますと、実際にはたばこの吸い殻が翌日残されていたり、食べ物のごみが捨てられてあったりというような現実がありまして、朝、副校長先生が中心にその片づけをしてから使うというようなことがありますので、そういう状況がもし普通教室にあった場合に、そこまでちょっと難しいかなというのがあります。学校側としてはそういう不安感もあります。ですが、全学校ですね、開放に向けてできるように調整をしていただいている状況です。現在の使用予定状況は、まだ明確にはなっておりませんが、普通教室以外であれば可能であろうというふうに考えております。

以上です。

済みません、もう一点。441ページの体育館の指定管理の件でございますが、20年度の予算編成に対して指定管理についての検討をしているかどうかということであれば、検討はしてございませんが、20年の4月1日から指定管理に向けた検討をするということで主査を配置していただくことになっております。

以上です。

○委員（小林知久君） 369ページです。これは総時間数を教えてください。893万円が時間単価幾らになるのかが知りたいです。それから、できればですね、昨年度実績で結構です。相手ですね、どこがやってるのかというのが知りたいです。委託先ですね、先生はだれって話です。

そして、予算書の435ページです。20年度社会教育貸し出しは調整中ということで、四小以外は未定ということでしょうか。20年度中にできるのでしょうか、シンプルにお答えください。

それから、441ページです。これは20年度に向けて検討してないが、4月1日から主査を配置するということで、ここで一たんまとめた理由というのは特にないんですかね。私先ほど指定管理はハミングホールよりもむしろ体育館が先行していたんじゃないかという認識が、記憶があったんですが、何らかの問題があって1回とまっていたのか。それはいいとして、4月1日からやるということで、お考えとしては21年度からを目途にしているのでしょうか、お聞かせください。

○教育長（佐久間栄昭君） 441ページの体育館の指定管理者の話ですけども、多分前職のときに私がですね、二つを並べて体育館のほうがより簡単であろうというようなお話をした記憶があります。実は、それで市民体育館のほうは複雑ですので、主査を配置して検討してこの今に至っております。体育館のほうはその分ですね、専門に検討する職員がいなかったことでおくれてきているというふうに思います。今後どうなるかっていうことになりますけども、今の私の個人のあれでは、22年度には必ずするというようなことで、21年度ではちょっと難しいかなというふうに思っています。

○学校教育部参事（真如昌美君） 国際理解にかかわって、指導者——講師の時間単価、それから年間の総時数ですけども、一応予算上では400時間で1時間6,800円ということをお願いしてございます。また、民間の委託業者と請負契約でもって人材を確保しておりまして、これまでオーティシーという、そういう株式会社、そちらをお願いをして人材を派遣していただいております。

以上でございます。

○社会教育部長（窪田きく江君） 435ページ、学校施設の件です。20年度中に開放できるかというお尋ねでございますが、それに向けて調整をしているところであります。

以上です。

○委員長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時21分休憩

---

午後 3時31分開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（御殿谷一彦君） 大きく3点についてお聞きしたいと思います。

まず第1点、369ページ、さきの委員のほうで御質問がありましたけども、国際理解教育推進事業費893万3,000円、こちらのほう英語のほうのお話はされましたけども、日本語指導委託料のほう、こちらのほうのお話を聞かしていただきたいと思います。また、並びに英語、日本語両方含めまして、結果をどのように把握しているのか、その指導の結果をどのように把握しているのかお聞きさせていただきたいと思います。ちなみに、英語検定という——私は英語検定世代なんですけども、英語検定という制度がございますけども、小学校の英語検定もあるというふう聞いております。そのようなことまで考えておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

次に、373ページ、ここで17番で情報教育推進事業費ということで同じくあります。これも同様なんですけども、ここには一応ハードウェア関係の費用ということで載せられておりますけども、これに関して人的な費用というのは発生していないんでしょうか、お聞きしたいと思います。また、この教える方々、多分学校の先生だと思いますけども、どのような方が教えておられるのかお聞きしたいと思います。また、その教えてる内容について、どのようなことを教えておられるのか、どのようなことを生徒にわからせるためにこのパソコンを用意して情報教育をされているのか教えてください、お願いいたします。

それから、3点目として377ページと379ページのところで、学校の工事請負費、小学校のほうで15番で200万円、それから391ページのほうで中学校のほうで96万円ということで、失礼しました、上のほうで100万円ということで上がっております。これの使い道、どのような使い道でやっておられるのかお聞きしたいと思います。また、379ページのところで、こちらは工事請負費ということで2億2,900万円上がっておりますけども、この中身、一応書いてありますけども、どのような詳細になっておるのかお聞きしたいと思います。

それから、最初にお話ししました工事請負費の関係で、御父兄の方から、耐震工事とかそういうのとは別に要は雨漏りがするとか、それから壁を直してほしい、天井を直してほしいという御要望をお聞きすることがございます。そのようなことに対して、この工事請負費のほうで対応しているのか、この工事請負費の内容についてお聞きしたいと思います。

以上、3点でございます。

○学校教育部参事（真如昌美君） まず初めに、国際理解教育の日本語指導につきましてですけれども、日本語指導につきましては、市立の小学校、中学校に転入しました外国籍のお子さんあるいは帰国のお子さんと、日本語を話せない、日常生活に支障を来すという、そういうようなお子さんを対象にしまして日本語の指導を行っております。基本的には、最低限のコミュニケーションが友達同士とれたり、あるいは学習の内容がおおよそわかるという、そういうところまで期待をして指導してとてでございます。言葉的には、中国語、それからタガログ語、そういった言葉を母国語とするお子さんが大変多くいらっしゃいます。年間の指導時数につきましては、1人当たり20時間から50時間程度という、そういった範囲で、1日1時間ぐらいとして1カ月程度指導するというような計算になります。指導員の確保につきましては、これは先ほどと同じように委託業者との請負契約によりまして必要な人材の確保に努めているところでございます。

それから、369ページの英語活動の内容、それから調査結果についてですけれども、内容は先ほど申し上げ

ましたとおり、小学校につきましては英語の授業というよりも英語活動というところにスタンスを置いておりますので、それを検定するというはやってございません。楽しく英語と触れ合うと、そういったところが目標でございます。それから、その結果どういうふうになってるかということにつきましては、特段教育委員会のほうで報告を求めているところはございません。ただ、学力調査等でその状況について把握するというはできるかと思っております。英語に関する関心が高まってきているということは事実でございます。

373ページの情報教育につきましてはですが、購入のソフトにつきましては、基本的には社会科やあるいは理科、そういった教科の百科事典的な内容のソフト、それから国語や算数の簡単な練習問題が出てそれをやるだとか、そういったようなソフト、そういったものを購入してございます。人的な費用につきましては、特段かかることはございません。それから、それについての指導者につきましては、やはり学校の担任の先生、それから学校の中で特にパソコンの指導にたけている先生が中心になりまして、子供たちに基本的な取り扱いから実際に自分で創意工夫しながら新聞をつくってみたり、自分の学習をまとめてみたりだとかということにつきまして、個人やグループで学習をさせてるところでございます。

以上でございます。

○庶務課長（鈴木 尚君） 377ページ及び391ページの小学校及び中学校の運営費、工事請負費につきましてですが、こちらは主に施設の改修工事費でございます。この中身といたしましては、主にですが個々に指定はしてございませぬが、先ほど委員の御質疑の中にもございましたように、学校の天井の補修ですとか、あるいは体育館の床をここで整備したケースもございませぬ。

次に、予算書の379ページ及び391ページの工事請負費につきましては、個々の詳細を申し上げます。まず、379ページの小学校環境整備事業費のほうですが、こちらではまず小学校のクーラー設置工事費、こちらが第九小学校及び第十小学校の音楽室のクーラー設置工事であります。続きまして、小学校変電設備改修工事費、こちらはP C Bの処理年度が平成22年度までとなっておりますことから、第一小学校及び第五小学校の変電施設の交換をするものでございませぬ。続きまして、第二小学校便所改修工事費、こちらは校舎西側を予定しておりますが、大規模改修工事をする予定でございませぬ。次に、第三小学校耐震補強工事費、これは第三小学校鉄骨ブレースによる校舎の耐震補強を行うものでございませぬ。続きまして、小学校水飲栓直結給水化改修工事、こちらにつきましては第四小学校及び第六小学校の水道管を直結化いたしまして、貯水槽を経由しないで安全でおいしい水を飲めるように改修工事を行うものでございませぬ。次に、小学校便所床改修工事、こちらにつきましては、現在のタイル式の床をビニール式に改修するものを主なものとして考えてございませぬ。次に、小学校プール循環配管改修工事、こちらにつきましては老朽化により腐食して漏水が発生しております第八小学校、第十小学校の循環配管の改修工事を行うものを予定してございませぬ。もう一件、中学校のほうになりますと、こちら小学校にもございましたように、変電設備の改修工事、P C Bの処理について第二中学校を行うことを予定しております。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） まず、済みませぬ、情報処理のほうでございませぬけども、学校の先生がやっておられるということで、何らかの理事というか経営者側というか、市側のほうである程度調整をしていかぬといふんな差が生じてくるのではないかと、または学校によっていろいろ教育の程度、内容の差が生じてくるのではないかとと思っておりますけども、その辺の指導はどのようになされておりますか。

○学校教育部参事（真如昌美君） 学校間で差が出ないようにするためには、当市におきましても情報教育推進

委員会という会を設けまして、そこで各学校の実際の取り組み状況について情報交換をしたり、あるいは指導法についてお互いに学んだりするという、そういう機会を設けてございます。

以上でございます。

○**学校教育部長（並木清志君）** 先ほど、庶務課長から工事についてお話しさしていただきましたけども、でかい工事以外の、PTAとかあと学校からの要望がございまして、それにつきましては、大規模な工事につきましては工事請負費で項目立てして計上しておりますけども、そのほか小さい工事等につきましては、377ページから379ページにありますように、小学校は200万円、中学校が100万円、この範囲の中で優先順位を各学校つけていただきまして、必要に応じてこの200万円と100万円、この中で修繕をしていくという状況でございます。

○**委員長（関田正民君）** 答弁漏れ。

○**委員（御殿谷一彦君）** 先ほど学校の……、ちょっとお聞きした中で、そのいろんな学校から要望の来たやつをどのように処理されてるかっていう、そこをちょっとお聞きしたいんですけども、まだまだたくさんあるということをつらつらもなんですけども、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（並木清志君）** 各団体、PTA、また先ほどもお答えしておりますけど、学校長からも校長会通じましていろいろと要望がございまして、ただ、相当な数の要望がございまして、施設の担当のほうでその必要性を見きわめまして優先順位をある程度つけて予算の範囲内で対応するという状況でございます。

○**委員（吉野 孝君）** 1点だけお尋ねします。

予算書の381ページの小学校での就学援助事業費及び391ページの中学での就学援助事業費についてです。この事業というのは、結局財政的な理由によって就学が困難な児童とか生徒の保護者に対して、経済的な援助をするというのがこの目的だと思うんですね。そういった中での給食費とか、医療費の支給というのが行われるという中で、19年度の中で、この申請数が具体的に幾つあったのか。それとこれの認定数が幾つなのか、そのパーセンテージ。それから、非認定にされたのが何件あって、そのパーセントはどうなってるのかというところを、小・中合わせてですね、お聞きしたいと思います。20年度の動向というのはまだというか、これからじゃない、19、予測でもいいんですかね、どの程度なってるのかっていうのもあわせてお聞きしたいと思います。

○**学務課長（下平一紀君）** 予算書381ページ、391ページ、就学援助でございます。

申請者数でございますが、平成19年度の申請者数は831件でございます。認定者数がこのうち659件で、比率にいたしまして79.3%、それから非認定件数が172件で、比率が20.7%でございます。20年度はですね、経済動向それからもろもろのですね、いろいろな事情によりまして今後変動が見込まれますので、現状ではですね、20年度がどういうふうになっていくかというのは想定できない状況でございます。

以上でございます。

○**委員（吉野 孝君）** この就学援助の問題については、もう一点聞きたかったのは、その就学援助でですね、これは平成12年に認定基準が改正されて、これが1.6から1.3に変わったんですね。これによって、申請してもやはり認定が受けられないというような人たちが、これによって、この基準が変わったことによってあったと思うんです。この基準がですね、今後のやはり改定の予定だとかいうようなことがあるのかどうかですね。

それとですね、あと今年度というか20年度のこの申請に当たってですね、保護者の方々、どういう申請の——要するにこの制度があるってことについて知らない方たちがいらっしゃる。こういう人たちに対してのやはり取り組みは、この20年度どうされるのかということですね、についてお尋ねします。

○学務課長（下平一紀君） 今後の認定基準の改正等についてでございますが、26市の中ではですね、この基準を見直している市が若干ございます。本市におきましては、現在改定の予定は全くございません。

それから、PRでございますが、これはもう市報に載せさせていただいております。それからまた4月1日には各学校に全児童・生徒数の申請書と御案内書をですね、配付させていただきまして――始業式の日に全児童・生徒に対して配付をさせていただく。それから、もっと大事なのは申請の受け付けのですね、時間等の関係でございますが、20年度はですね、土曜日を1回――これまでは平日の夜ですね、1日だけ受け付けの日を設けておりましたが、20年度はさらに土曜日半日ですね、午前中受け付けをさせていただくように今考えております。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 予算書の379ページです。備品購入費の図書購入費なんですけれども、これは391ページの中学校とも同様なんですけど、昨年度予算に比べますと半減されてしまったということなんです。これ学校図書館指導員がふえまして、これだけ図書の購入費を減らされたということは、例えば他の学校との連携をされるのかどうかですとか、あと中央図書館、あと桜が丘、清原図書館っていうふうに市の公共施設の図書館がありますから、そこの連携を密にされるのかどうかというのを伺いたいと思います。

あともう一点、437ページです。学校プール開放業務委託料、これは減になりました。この説明では、学校のプールを開放する学校が減ったというふうな御説明があったと思いますが、そういたしますと今まで18年度行政報告書では第一小学校、第二、第三、第四、第八、第九という合計6校が開放されたんですが、これはその6校から何校開放をやめられたのかということと、あともう一つ、単独実施校と総合実施校とあると思うんですが、それも伺いたいと思います。

あと最後に、同じページの備品購入費の中のスポーツ教室用具購入費の中で、昨年度はスポーツチャンバラ教室の備品購入とありましたが、今年度は何に関しての御購入をされるのか伺いたいと思います。

○学校教育部参事（真如昌美君） 図書購入費につきましてですけれども、これまで各学校に図書の指導員が配置されてないときは、ほとんど市の図書館との連携というのはございませんでした。それが配置されるようになりまして、飛躍的に図書館との連携が進みまして、今はもう図書館から本を借りることが日常的な活動になってまいりました。そういったことから、図書の充実は確かに大事なことでありますけれども、実際図書館にある本の活用をして対応していくことができるかなというふうにも考えてございます。

以上でございます。

○体育課長（戸所 保君） 予算書437ページ、学校プール開放業務委託料についてでございます。こちらにつきましては、現在6校実施しておりますが、それにつきましては20年度から2校にさせていただきます。単独実施校、それから統合実施校ということでございますけれども、単独実施校につきましては、一小、二小、四小が指定しております。統合実施校につきましては、三小、五小、六小の学区域の中から1校、三小を指定しております。あと、七小、九小につきましては、九小が実施校となっております。八小、十小につきましては八小が実施校となっております。

続きまして、スポーツ教室用具購入費でございます。こちらにつきましては、今年度多摩・島しょ体験塾、小・中学生サッカー教室の実施に伴いまして、大人用、子供用のサッカーゴールの購入費ということでございます。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 379ページの図書購入費の中で、図書館で随分児童・生徒が借りるので、図書購入を半減されたということなんですけど、これ小学校ですと図書館のほうに向いて借りるということなんですけれども、例えば中学校の場合はどのようなことを考えていらっしゃるのか伺いたしたいと思います。

437ページの学校プール開放業務なんですけど、これ2校減るというような認識でよろしいのでしょうか。今伺った単独実施が一小、二小、四小で総合実施が三、四、六と、七、九と、八、十というのと、これ数的に今までと一緒に数ではないかというふうに思うんですけども、これの確認をさせていただきます。お願いします。

○学校教育部参事（真如昌美君） 379ページの図書館の図書の活用につきましてですけれども、直接出かけていくということにつきましてははですね、往復の時間が大変な時間取られますので、今現在やってるのは、指導員が直接中央図書館なり何なりの図書館に連絡をいたしまして、こういった本が今必要なんだけど、貸し出しをしていただきたいというようなことで、貸し出しを受けております。学校のほうでは、指導員のほうの子供たちに対して、今図書館のほうに依頼をしていづろ学校に届けられるという情報を中学生にも流しております。それがはっきりしましたところで、子供たち一人一人に対して入荷といいますか、届きましたら本の準備ができましたということで連絡をするという、そういうシステムができ上がりつつございます。

以上でございます。

○体育課長（戸所 保君） ただいまの御質問でございますが、こちらにつきましては、現在6校で実施しておりますが、20年度からは2校、4校減らしまして2校で実施をする予定でございます。

以上でございます。（二宮由子委員「総合実施校を伺ったんですけど、単独実施校が一小、二小、四小で……」と呼ぶ。「前年度実績言っちゃったんでしょ」と呼ぶ者あり。二宮由子委員「じゃ、今年度はどうなんですか、それを伺い……2校にされたらば、単独実施校は一小、二小、四小だと3校あるので、それは違うと思うんですけど」と呼ぶ）

○委員長（関田正民君） 暫時休憩します。

午後 3時54分 休憩

---

午後 3時55分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○社会教育部長（窪田きく江君） 平成20年度の学校プール開放2校につきましては、具体的には市民プールから遠い第三小学校と第四小学校を想定しております。20年度の考え方につきましては、単独校、統合校という考え方はいたしておりません。

以上です。

○委員（粕谷久美子君） ページ375と389、同じことなんですけど、学校緑化整備手数料、ここで質疑したほうがいいのかと思うんですけど、学校緑化整備手数料に入るのかわかんないんですけど、地球温暖化対策の一つとして各学校に緑のカーテン、例えばゴーヤなどの植物を植えるというような、室内の温度上昇を防ぐというようなことが効果が上がっているというような話も伺いますので、このことを東大和市でも取り組んでいただけるかどうかをお伺いいたします。

次に、437ページのサッカー教室ですね、サッカー教室開催委託料、多摩・島しょ体験塾市町村助成金というところでサッカー教室を開催されるというお話でした。昨年度の資料を見せていただきましたら、スケート教室287万1,000円というので、120人の募集で実施されています。今回のサッカー教室、96万円。サッカー教

室というのは、何度開催して募集人数は何人くらいなのかをお伺いします。

それと、439ページの市民体育大会、ふれあい市民運動会についてです。こちらも資料をいただきました。過去数年間のものをいただいたんですが、平成14年度を境に市民の1.8%程度の人数しか参加がなくなっています。予算額っていうのは余り変わっていません。この状況から、ふれあい市民運動会の事業について検討されたことはあるのかお伺いしたいと思います。それと、またその中で続けていく必要性というのはどういった点なのかお伺いしたいと思います。

○庶務課長（鈴木 尚君） 予算書375ページ及び389ページの学校緑化整備手数料についてでございます。こちらにつきましては、内容といたしましては、高木ですとかそちらのほうの剪定、及び台風等で学校の大きな木が倒れたりした場合の撤去の費用を想定しておりますので、委員の御質疑にございましたような緑のカーテン等を想定したものではありません。ですから、その温暖化対策としての予算としては現在想定しておりません。

以上でございます。

○学校教育部長（並木清志君） ただいま庶務課長から緑のカーテンについてお話しさせていただきましたけども、実際のところ各学校独自でやってるところがございます。一つは、九小では単独で緑のカーテンということでヘチマ等植えてやっております。そのほかにも幾つかの学校でやっております。ただ、芝生化の補助事業がございますけども、その関連の中で同時にやれば緑のカーテンについても補助の対象になるということがございます。ただ、緑のカーテンだけで単独っていうことでは補助の対象となっておりませんので、現在は学校のほうで独自にやっていたという状況でございます。

○体育課長（戸所 保君） 437ページのサッカー教室開催委託料の質疑でございます。回数につきましては、夏休み期間中5回を予定しております。定員につきましては、各回100名を予定しております。

以上でございます。

○社会教育部長（窪田きく江君） 439ページ、ふれあい市民運動会についてでございます。参加人数が年々少なくなっていることについては、担当としても何とか多くしたいというふうに考えてございますが、人数が少なくなったことによってすぐこの事業をやめていいというふうには考えてはございません。歴史のある市民体育大会でございますので、内容あるいは12月の市議会一般質問でも実行委員会のメンバーを若い人を入れたらという御意見もちょうだいしております。そういう意味で、内容等を検討し、できればこのふれあい市民運動会は続けたいというふうに考えてございます。

以上です。

○市長（尾又正則君） 今粕谷委員がお聞きのですね、ふれあい市民運動会でありますけれども、私がまだ20代の後半ですが、当時まだ大学院の学生であったわけですが、実施委員をやっておりました。当時からですね、選手が集まらないと、非常に苦勞した思い出がございます。こうして市長になってから十何年がたつてありますけども、だんだんとですね、参加ブロックが消えてくと。昔はすべてブロックが出ましたけれども、最近の運動会ですけども、ブロックのうちの3分の1が不参加と。その理由は、高齢化と同時に選手が集まらないと、非常に難しい状況を迎えております。その中で、数年前にブロック対抗から紅白戦に移行しました。その結果ですよ、紅白戦ということになったんですが、その結果、選手が集まらな——選手は来ますけれども、各自治会がですね、各ブロックが何か闘争意欲を失って余り集まらないという状況をですね、迎えております。

せんだってでもですね、運動会の反省会をしましたが、その中でふれあい運動会紅白戦を続けてほしいけれど

も、何らかの違った方法もあるだろうと。ですから、ふれあい運動会を単に紅白戦だけでなくして、もっと市民がですね、楽しめる、喜べる、または高齢社会に見合ったような、そういうですね、ものに検討したらという意見も聞きまして、私もこれにつきましては、先ほど部長がおっしゃったように続行したいと思うんですが、やはり中身を変えていく必要があるだろうということは認識をしておりますし、市民のこの場所をですね、いつまでも保ちたいというふうにも思っております。

○委員（粕谷久美子君） 緑のカーテンに関しては、各独自で小学校で取り組んでいるということなんですが、種自体それほど高価なものではないので、実験的にでも全校で進めていただけたらいいのではないかと思います。

それとあと、今のふれあい市民運動会に関してですが、やはり多くの人に参加するようであれば、私も参加して楽しいと思いますのでぜひ続けていただきたいんですが、年々財政も厳しい状況の中で以前と同じ状況の補助金を出している、また助成費というところで今より倍の人数参加しているときと同じ金額の助成費を出しているという状況などをきちんと見直しし、市長がおっしゃってました何らかの方法で進めていくということができるように検討していただきたいと思います。

○市長（尾又正則君） 今粕谷委員がおっしゃるようになりますね、参加人数が半減した現在、補助金変わってないというのはおかしいというわけで、私もその意味では理屈はよく理解できます。今後検討したいというふうに思っております。いずれにしても、歴史のあるふれあい市民運動会ですから、今粕谷委員がおっしゃられたように、市民が喜べる、楽しい、市民が集まってよかったなというものにするために、今後とも各自治会長さん並びに企画委員さんと相談し合って、よりよいふれあい市民運動会となるように研究してまいりたいというふうに思っております。

○委員（長瀬りつ君） 355ページ、教育委員会運営費にかかわる——お金の話ではなくてですね、教育委員会では学校選択制についてどのような議論をされたのか伺いたと思います。市民の方からちょっと伺ったのですが、例えば部活について希望があればその行きたい学校に行けるということを伺ったのですが、例えば部活のこの一覧見ますとね、ラグビーで言えば五中と二中でやってるわけですよ。自分は、五中の学区域だけでも二中のラグビーをやりたいので二中に通いたいという御希望があった場合には二中に行けるんだと、希望を出せばね、というふうなことを伺ったのですが、部活で行きたい学校を選択するというふうに——教育委員会ではどういう形で話し合いをされたのか伺いたと思います。

それから、371ページ、教育センター運営費の中ですけれど、資料をいただきました。不登校対策の費用対効果についてというところですが、18年度ではですね、文科省は不登校がふえているということによって。ただ、復帰率が小学生は31%、中学生は24%で過去最大というか最高になっているというふうな説明があったのですが、本市のこれは見せていただきますと、小学生の場合は33%ぐらいでしょうか、中学生の場合が11.86%ぐらいという形ですので、中学校の不登校対策についてどのように今後取り組まれていかれるのか。それと、その不登校の子供たちの中に発達障害の子がいると思われませんが、それらについての把握をされて、どういう形で発達障害の子を学校に戻れるような形でですね、指導されるのか伺いたと思います。

それから、379ページのこれは小学校の環境整備事業なんですが、耐震補強工事の監理委託料とか、設計・評定委託料というのが載っていますが、たしか文科省は昨年8月にですね、震度6強で崩壊のおそれのある学校、校舎、体育館含めて2012年までに耐震化を目指すというふうなことを言ったと思うんですよ。その辺について、この状況で行くと市の学校の耐震化はいつ終わるのか。それと、学校ごとの耐震診断をされた結果の公

表がないと思いますが、それらについてのお考えを伺いたいと思います。

それから、391ページ、就学援助事業費です。これは中学校なんですけど、小学校は就学援助についてはふえていますけど、中学校は445万円ほど減っています。で、先ほど他の委員からの説明もあって、基準は改定してないというふうにおっしゃったのですが、減った理由を伺わせてください。

それから、401ページです。社会教育団体の育成事業費で、補助金ですね。社会教育関係団体連合体補助金というのが97万円ほど減っています。話し合いや予算の説明はいつされたのか、削減理由と削減した団体名、金額を教えてください。

それから、407ページ、中央公民館事業費の中なんですけれど、公民館の利用団体の案内の仕方を伺いたいと思います。この学び合いガイドを見ても何も載ってないし、例えば体操をやりたいといったときに自分の地域のなるべく近いところに行きたいといったときにですね、事業名はそれなりに書いてあるものもあるんですけど、問い合わせ先の電話番号もなければ代表者の名前もなければ何にもない。だから、公民館に聞いて教えていただかないと全くできないというふうな状況がありまして、これから団塊世代、退職される方ふえてまいりますので、そういった方がですね、御自分で多分電話とかされると思うんですよ。一々公民館に聞いて、1個教えてもらって、じゃそこ行って、直接お話を聞けないでそこまで出かけて行って様子を見て決めるとかね、幾つもあると思うんですよ。例えば体操だけに限らずね、いろんなものがあると思うので、ちょっとその御案内の方法の仕方を考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○**学校教育部参事（真如昌美君）** 小学校、中学校の不登校対策につきまして、予算の371ページでございます。不登校の対策につきましては、これといって特別即効の手だてはないというのが現状でございます。ただ、このところ登校を再開した児童・生徒数が徐々にふえてきているということも事実でございます。小学校につきましては、平成18年から19年の間に6人のお子さんが登校を再開いたしましたし、また中学校につきましては同様に18年から19年につきまして7人のお子さんが登校を再開いたしました。

打ってきた手だてですけれども、基本的には子供たちのそばに担任が寄り添って細かく子供たちの思いを受けとめて、そして不登校の兆しが見えたところまでできるだけ早目に対応していくというようなところの取り組みを盛んに進めているところでございます。また、あわせて学力をしっかり身につけるといふ、これも一つ大きな不登校の要因になってございます。そんなところから、個別の指導を行ったりしまして、子供たち一人一人に学習に対する意欲、そして学校で生活することに対する楽しさ、喜び、そういったものを地道に培っていく、そういう取り組みも進めてきてございます。また、スクールカウンセラーをできるだけ多くの学校に配置したいということで、今都の費用で全中学校にスクールカウンセラーを配置、また市の費用によりまして3校、今現在二中、三中、四中ですけれども、そこにスクールカウンセラーを配置してございます。

また、新しいことといたしましては、平成20年度から都の負担によりまして、小学校へのスクールカウンセラーの配置が始まります。来年度は第四小学校、それから第五小学校の2校に配置する考えでございます。

以上でございます。

○**学務課長（下平一紀君）** 355ページでございます。

指定学校変更の件で御質疑いただいたというふうに理解いたしておりますが、この学校選択制と指定学校変更というのは大きな違いがございまして、この指定学校変更と申しますのは、学校教育法に定められておりまして、保護者が申請をいたしまして、教育委員会が相当の理由というふうに認めた場合には、本来行くべき学校ではない学校に通えるという制度がございまして、

現在教育委員会では、これについて基準を設けておきまして、六つの基準でこれまでやってまいりましたが、最近小学校まで続けてきた運動等が中学校で指定された学校で、そういうクラブがないために私立中学校に行かざるを得ないケースとか、それから地域のクラブチームに入ってやらざるを得ないというケースがございまして、御要望がございました。それと、文科省が平成19年3月30日に学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等についてということで、これは指定学校変更について決められてる部分でございますが、この中でいじめへの対応、通学の利便性など地理的な理由、それからクラブ活動、学校等学校独自の活動については、単なる事例ではなくどの市町村においても就学校の指定が認められてよい理由だというふうな通知がございまして、これらのことを受けまして、教育委員会の中で検討さしていただいて、今回指定学校変更基準の中にクラブ活動を加えさしていただいたところでございます。

それから、先ほどの不登校の関係の発達障害の関係でございますが、これについて若干補足をさしていただきたいんですが、組織改正によりまして、平成20年4月から学校教育課のほうに指導室で持っておりました訪問相談員を統合いたしまして、学校教育課本来の巡回相談員とこの訪問相談員が連携いたしまして、発達障害を含めたですね、不登校対応を図っていくということで、人数的にはですね、今後、先ほど申し上げましたとおり早期発見、早期支援の学校内の体制の中ですね、実態把握に努めていくということを現在予定してるところでございます。

それから、就学援助費、ページで申しますと391ページ、中学校費でございます。この就学援助費につきましては、財政状況を考慮いたしまして、できるだけ実態に近い予算額ということで、実は16年、17年あたりの非常に急増したときと、その後の現在18年、19年横ばい、あるいは中学は19年は減に入っている状況がございまして。実態的には、18年と19年と比べますと、中学校では認定者数が11人実際に減っております。それから、来年度の生徒数でございますが、中学校の総生徒数が53人減が見込まれております。そんなこともございまして、20年度は19年度の当初予算を学年進行させた形で、なるべく実態に近い形でとらせていただくということの中で、対象者数が減をしたということ。それから、修学旅行の単価をですね、毎年調査を学校に出しておるんですが、これが若干低目に出てきているということ、それから四中がですね、平成20年度に教育課程の関係で中学校1年生、2年生で修学旅行を実施いたしましたので、20年度は四中は——修学旅行じゃございません、失礼いたしました。移動教室を実施いたしましたので、20年度は四中がこの移動教室を行いませんので、そんなことがございまして、今回中学校費がやや低目の状況でございます。

以上でございます。

○庶務課長（鈴木 尚君） 予算書379ページ、耐震関連でございます。

まず、いつ終わるかというお話につきましては、この予算書にも今回載せさせていただいたように、20年度につきましては第三小学校の耐震補強工事を予定してございます。今現在で、いつで全校完了というお話は実際にはできませんが、市長のほうからも公共施設の中でも最優先で実施をするというお話もいただいておりますので、他の施設等との兼ね合いもございまして、できるだけ早期に実現できるように計画してまいりたいと。また市長部局ともそういう調整をさしていただきたいというふうに考えております。

また、結果の公表につきましては、一次診断のほうは平成18年度に全校終了いたしました。その内容の公表につきましては、市民の皆様の不安をですね、むやみにあおってしまうといたしませんということもございまして、その点を配慮いたしまして現在のところは東大和市では公表はしていないという状況でございます。

以上でございます。

○社会教育課長（小俣 学君） 予算書401ページ、社会教育団体育成事業費の社会教育関係団体連合体補助金について、団体への説明についての御質疑であります。社会教育課のほうで行ってきまして説明についてお話しさしてもらいたいと思いますが、私どもでは10月の予算説明会の市の方針に基づきまして、10月の19日でございますが、社会教育関係団体8団体、体育協会、文化協会、ボーイスカウト、PTA、文庫連絡会、合唱連盟、公利連、音楽連盟の8団体に団体長を訪ねまして説明をさしていただいております。その後、10月の22日の青少対の地区連絡協議会、これは各地区の委員長が集まる会議でございますが、そちらで私のほうから市の方針について説明をさしていただきました。その後10月の26日にPTAのほうから問い合わせがありまして、10月29日に回答をしております。その後、ことしの1月18日でございますが、文化協会のほうから質問書がまいりまして、2月15日付で文化協会に回答をしております。

以上でございます。

○中央公民館長（長島孝夫君） 予算書407ページ、公民館事業における公民館の利用団体の、利用団体情報の案内の仕方についての御質疑でございますが、こちらにつきまして、現状では委員御指摘のように学び合いガイド、それから利用グループ名簿、さらには公式ホームページで利用団体の団体の活動の概要については御紹介さしていただいております。個人情報保護という課題もございますけれども、市民の方々の自由な社会教育活動を保障していくという意味におきましても、どのような形ですと、より詳しい情報を市民の方々に提供できるか、もう一度具体的にですね、改めて具体的に検討してできることからやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） 部活で行きたい学校があるというときは、そっちの学校にも行けるという、この指定学校変更というのは、希望というかそういうのが手続はありますよね。いつごろ出して——じゃないとうちの学校に何人来るかわかんないみたいな形になりかねないですよ。そういった変更希望があればいつ出すのかということですね。どういう形で相当の理由があるというふうに認めるのかということについて、もう一度伺いたいと思っております。

それから、ちょっと抜けちゃったんですけど、教職員人事のところがありますので、今回退職される校長先生いらっしゃると思うんですが、都教委の話だと校長先生が80人ほど足りないというふうに聞いているんですけど、東大和市の場合は大丈夫でしょうか。校長先生確保について伺いたいと思っております。

それから、耐震診断についてはですね、第一診断があって全校終了しているということで不安をあおるのでやらないということですが、きちんと結果については公表すべきじゃないでしょうか。別に不安——自分らの学校は危ないと思ったら隣の学校とか違う学校に逃げていけばいいということになるのかもわかりませんが、やっぱりせつかく高いお金とか、それなりの費用をかけて調べたんですから、きちんと結果については公表すべきと思いますが、もう一度お考えを伺いたいと思っております。

それから、社会教育団体の補助金削減については、じゃあこの8団体は全部削減されたということでよろしいのでしょうか。削減されなかった団体はないと、社会教育関係では青少対だけが削減しなかったということですね。他の8団体については、説明をして御納得をさせていただいて補助金の削減をされたということでよろしいのでしょうか。

それから、公民館の利用の申し込みの関係ですけれども、個人情報保護の運用について少し考えを改めていただきたいんですが、きちんと代表の方の同意を得れば何の問題もないわけですよ。だから、広がってかないですよ。あっちゃかけて、こっちゃかけてっていつて、でもわかんないしってのがあってですね、せつかく

公民館活動を広げていこうとすれば、代表者の方の本人同意があれば何の問題もないわけですので、その辺について御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時23分 休憩

---

午後 4時41分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○学務課長（下平一紀君） 指定学校変更の関連でございますが、申し込みの時期でございますが、毎年学級編制に影響の出ないように、2月20日ごろまでに申し込みをしていただくことを考えております。それから、申し込みの方法でございますが、学務課の窓口にて所定の申請用紙でございます指定学校変更申立書を御用意させていただいておりますので、こちらで申請をしていただいております。それから、申請の理由でございますが、申請の理由は指定学校に希望する部活動がなく、希望する部活動のある学校へ入学を希望する場合ということで、やはりこちらも学務課の窓口で各学校のクラブ活動の状況を備えておりますので、それと照合させていただいて確認させていただいてる状況でございます。

以上でございます。

○学校教育部参事（真如昌美君） 予算書365ページの教職員人事につきましてですけれども、一般社会同様、教育界も団塊の世代の大量退職の時期を迎えてございます。一般教員だけではなくて、校長、副校長も同様大量の退職者が出ております。この傾向は、平成20年、平成21年、2年間ぐらいにわたって特に小学校で顕著にあらわれておりまして、その対応につきましては東京都の大変大きな課題ということで受けとめてございます。また、副校長の職務が大変激務になっておりまして、途中で病気で休まれる方、それから途中で退職される方がここところ大変多くなってきております。さらにまたそのような状況の中で、管理職候補受験者が激減いたしております、優秀な管理職の人材確保が大変困難な状況になっているところでございます。

東京都は、定年後も十分現役として活躍できる校長、副校長の再任用者、これを確保することに努めまして、本年度84名ほど確保して何とか不足に対して対応を図れるという、そういう状況になったというふう聞いてございます。また、中学校から小学校の校長に昇任をする方、それから合格をして任用前の研修をされている管理職候補の中から前倒しをして昇任をさせるなどの取り組みを進めまして、何とかこの危機を乗り越えていこうというふうにしてるところでございます。本市におきましては、小学校、中学校とも異動者、退職者はございますけれども、いずれも優秀な管理職の確保ができたというふうにして受けとめております。

以上でございます。

○学校教育部長（並木清志君） 391ページの耐震診断の公表でございます。

第一次診断につきましては、設計図書から建物の構造を確認いたしまして耐震性能を判定し、現地調査は外観調査のみの診断となっております。そのような方法で、簡易的な方法によります耐震診断でありますので、耐震工事の必要性の有無につきましては、現在は公表をしてるところでございます。

また、第二次診断では、設計図書を確認するとともに現地調査を行いまして、床面、柱、はりのスパン、壁の厚さ、鉄筋の状態等の強度を検査いたしまして、耐震性能を判定しておりますので、IS値が変わることも考えられるということでございます。したがって、構造耐震診断、IS値でございますけれども、過去に新聞等でも報道しておりますように、第二次診断の終わった学校等につきましては、倒壊のおそれがあるという

ふうな形で公表をしているという状況でございますので、東大和市につきましては、現在は第一次診断のみということでございますので公表はしていないということで、耐震工事の必要性のあるなし、その公表だけをしてるという状況でございます。

○社会教育課長（小俣 学君） 予算書401ページ、社会教育団体育成事業費の補助金についてでございますが、今長瀬委員のほうから405ページの青少年の対策活動費の補助金のお話も出ましたので、あわせてお答えをさせていただきますけれども、青少対のほうですね、地区連絡協議会のほうの補助金は減額はしておりませんが、社会教育関係団体のほうの補助金につきましては、8団体総額といたしまして19年度の20%を削減、減らさしていただきまして計上をさせていただきました。

以上です。

○中央公民館長（長島孝夫君） 407ページ、公民館事業におけます利用団体情報の公開についてでございます。現状のような形になった経過といたしましては、利用団体から個人情報を出さないでほしいという団体が御要望があったというような経過があったと聞いております。しかし、社会教育活動、自由な活動をですね、保障するという意味からも、できる限りの情報公開は、あくまで本人同意が得られた団体につきまして具体的にどのような形で情報公開していくか、具体的にですね、検討してできることから公開をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員（関野杜成君） 1点だけお伺いします。

375ページでいいのか、先ほど他の委員から出たんですが、都の補助を使ったヒートアイランド現象のやつなんですけども、学校のほうまたはその他周辺自治体、団体への情報提供だったり周知っていうのは、現状どうなっているのか。あと、教育委員会として、この補助を使ってそういった学校の芝生化等は考えているのか、やる気があるのかをお聞かせください。

○庶務課長（鈴木 尚君） ページでいきますと375ページ、芝生化のお話だと思いますけども、20年度の予算につきましては、一応検討の土台にはのせさせていただきました、計画は実際はしたところでございますが、予算化は実現しなかったという状況でございます、各市の状況ですとか、そういう視察には現在も行っているところでございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 情報は出しているということですね、学校と団体に対して。これ補助金、現状市お金ない中で、やっぱり学校教育でもそうですし、地域、社会教育っていうところでもそうですけれど、やり方によっちゃ100%補助をいただける、これ東京都の補助金ですから、私一般質問でもいつも言っているように、地域コミュニティとの関係も考えながら、教育委員会のほうでこれを進めていってほしいなと思っています。

さっき、緑のカーテン九小でっていうのも出てましたけど、校長から声を聞くと、正直あの緑のカーテンのネットっていうんですか、あれがお金が高いんで、各学校で買えないというようなお話も受けてますんで、やっぱりこういうのを利用してどんどんと進めていってほしいなと思うんですが、市長、どういう考えをお持ちかお聞かせください。（「教育長」と呼ぶ者あり）教育長か。

○教育長（佐久間栄昭君） お話のですね、芝生化の件につきましては、学校教育部で部長挙げて検討してですね、小平市とか見に行っていました。確かにお話しのように、全額都の補助金でっていうふうにあります、それには受け皿っていいですかね、それをやっていただける団体の設立っていうか、市がやったんではだ

めみたいなんで、それをまずつくんなきゃいけないということで、そういうことも含めてですね、これをやめるわけじゃなくてですね、またさらに検討を重ねていきますので、もう少しお時間いただきたいというふうに思っています。

○委員長（関田正民君） 傍聴の方に申し上げます。私語は慎んでください。

○委員（尾崎利一君） 予算書の359ページになるのか、381ページになるのか、特別支援教育の問題ですけれども、私12月議会で一般質問行って、特別支援教育支援員の問題で、19年度でいうと小・中学校あわせて1,281万円が財政措置、国からされていると。そのうち特別支援教育支援員ということではないけれども、この関連事業として巡回相談員1名配置をして、この費用が156万円だという答弁をいただいたわけですが、20年度については、特別支援教育支援員の費用として財政措置、小・中学校費合わせて幾らされているのか、特別支援教育支援員の関連事業としてどれだけ予算化されているのか、さらに特別支援教育支援員という形ではまだ踏み出されていないと思いますけれども、この点について検討の状況がどうなのか伺います。

それから、437ページ、スポーツ振興事業費という関連ですけれども、これは一環して警視庁のグラウンドの市民開放ということで取り上げてるんですけれども、答弁の中で、まず1回借りるということで実績をつくりたいという答弁いただいています、この関連ではどういうふうに予算措置等含めてされているのか。それから、3月4日に私警視庁から聞き取り調査をして、1回ということではなくて、国有財産法と通達の条件をクリアすれば一般開放も含めて可能なんだということを警視庁の側で言ってるわけですが、この点、ぜひ急いで推進をして話を詰めていただきたいと思います、その点でいかがでしょうか。

それから、この警視庁のグラウンドと隣接する土地5万平米の未利用地がやはり警視庁の所管であるわけですが、このうち1万7,000平米、このグラウンドに隣接する土地1万7,000平米が平成20年度中に警視庁は不用ということで国に返すということもわかりました。これについては、「米軍からの返還財産の処分条件について」という通達に基づいて、地方公共団体がここを活用する場合には優遇措置があるということでしたけれども、この点での一体的利用もですね……。

○委員長（関田正民君） 質問者に申し上げます。簡便にお願いします、質疑です。

○委員（尾崎利一君） この点で可能と思いますが、その点についての御見解を伺います。（「予算書のどこにあるんだよ」「予算書のどこですか委員長、今の」と呼ぶ者あり）

○委員長（関田正民君） 何ページでしょうかね、予算書の。

○委員（尾崎利一君） 437ページです。（「どこにあるんだよ」と呼ぶ者あり）一体的利用ということで質問しています。（「なきゃないで問題なんだよ、予算になれば。大事なことなんだから」と呼ぶ者あり）

○学務課長（下平一紀君） 予算書359ページ、特別支援教育関連でございます。

平成20年度の特別支援教育、支援員関連の事業といたしましては、巡回相談員1名の配置、これが106でございます。もう一点、巡回指導員の配置を含めまして、合計269万円を考えてるところでございます。それから、今後の支援員の検討状況でございますが、平成20年度は早期校内体制の整備に努めることといたしまして、校内委員会を中心として発達障害等の児童・生徒の早期発見、早期支援のための体制づくりに努めることといたしております。この各学校の体制整備を急ぎまして、各学校での特別支援教育体制が整った時点で、次の段階といたしまして個別の支援策の一つといたしまして、この特別支援教育支援員の制度が活用できるかどうか、特別支援教育検討委員会の中で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○社会教育部長（窪田きく江君） 437ページ、スポーツ振興事業費で警視庁のグラウンド借り上げに伴う予算措置はどうなっているかという御質疑でございますが、この警視庁グラウンド借り上げについて、まだ具体的に話の詰めが終わっておりません。したがって、現在の段階では予算措置はいたしておりません。

以上です。

○委員（尾崎利一君） このグラウンドの関係で、借り上げるのについて一定の費用もかかるということでお話ありましたけれども、どれぐらいの費用が借りるためには必要なのか伺いたしたいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） 借り上げ料についてもですね、まだ具体的な提示もございません。ただ、こういう話ではございました。そこが仮にですね、年一、二回借りられるとしたときに、目的がスポーツ利用の場合、当然、公の施設のグラウンドの使用料とか近隣がございます。そういったところを参考にしながら価格については提示されるというお話は聞いておりますが、そこまででございます。

以上でございます。

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、教育費の質疑を終了いたします。

---

○委員長（関田正民君） 引き続き、第11款公債費の質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、公債費の質疑を終了いたします。

---

○委員長（関田正民君） 引き続き、第12款諸支出金の質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、諸支出金の質疑を終了いたします。

---

○委員長（関田正民君） 引き続き、第13款予備費の質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、予備費の質疑を終了いたします。

以上で、一般会計予算の質疑を終了いたします。

---

○委員（長瀬りつ君） 平成20年度一般会計予算の組み替えを求める動議を提出いたします。

3月13日、厚生文教委員会での国保税条例否決以来、これまでの予算審議における市側の答弁は、あくまでも一般会計を修正するつもりはなく、もちろん繰出金の増額など不可能であるとの一点張りでした。そういう

中で、議会として責任を表明しなければならないと思ひ提案するものです。

平成20年度一般会計予算の第3款1項1目社会福祉総務費の2、国民健康保険事業特別会計繰出金の総額を予備費に組み替えるよう求めます。

以上、動議を提出いたします。

○委員長（関田正民君） ただいま長瀬委員から第7号議案に対して予算の組み替え動議が提出されました。ここで暫時休憩いたします。

午後 4時59分 休憩

---

午後 5時16分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、予算の組み替え動議について起立により採決いたします。

予算の組み替え動議を可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（関田正民君） 起立少数。

よって、本動議は否決されました。

---

○委員長（関田正民君） 一般会計予算に対する討論につきましては、本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第7号議案 平成20年度東大和市一般会計予算、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○委員長（関田正民君） 第8号議案 平成20年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

〔市民部長 北田和雄君 登壇〕

○市民部長（北田和雄君） それでは、第8号議案 平成20年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条第1項は歳入歳出予算の定めで、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億3,872万7,000円と定めるものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであるものであります。

第2条は、一時借入金の定めで、歳計現金の不足に対処するため一時借入金の最高額を1億円と定めるもの

であります。

第3条は、歳出予算の流用の定めで、予算の流用は地方自治法第220条第2項の規定で、款と款の間及び項と項の間は流用を禁止されておりますが、後段のただし書きにより予算の執行上必要がある場合に限り予算で定めるところにより流用が可能となりますので、これを定めるものであります。定める内容は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合、同一款内での経費を各項の款で流用できるとしたものであります。

6ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表は、歳入歳出予算であります。事項別明細書において御説明申し上げますので、ここでは省略させていただきます。

11ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算事項別明細書で、1は総括であります。歳入では、各款の本年度予算額を前年度予算額と比較するとともに、本年度予算額の各款の構成比を示しております。歳出では、前年度予算額の比較と、本年度予算額の財源内訳及び構成比を示しております。本年度予算額につきましては、歳入歳出いずれも前年度に比べ3億1,634万4,000円、3.4%の減額となっております。その主な理由は、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することによるものであります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳入の明細であります。

1款国民健康保険税は23億3,164万4,000円で、前年度比4,957万4,000円、2.1%の減額であります。後期高齢者医療制度の創設に伴い、賦課区分が医療分と介護分の2区分から後期高齢者支援金分を加えた3区分になります。また、税率等につきましては、医療分の所得割を5.4%から4.85%に、資産割は現行のまま変更なく、均等割を1万8,000円から1万5,000円に、平等割を1万3,000円から1万2,000円に、賦課限度額を52万円から47万円に改定を見込み計上しております。新たに賦課する後期高齢者支援金につきましては、所得割を1.49%、均等割を1万1,300円、賦課限度額を12万円とし計上しております。介護分につきましては、均等割、所得割は現行のまま変更はありませんが、賦課限度額を8万円から9万円に改定を見込み計上しております。これにより、本年度から新たに賦課する後期高齢者支援金分と医療分とを合わせた1人当たりの調定額は、平成19年度の医療分の当初賦課と比較し、1人当たりの調定額で1万2,618円、率にして19.0%の増となります。

1項は同額であります。

1目一般被保険者国民健康保険税は21億9,423万6,000円で、4億1,837万7,000円の増額であります。

1節医療給付費分現年課税分は、13億3,721万9,000円ありますが、被保険者数を2万4,926人、世帯数を1万4,147世帯とし、平成19年10月1日現在の調定額をもとに所得等を勘案し調定見込額を14億6,144万1,000円とし、一般被保険者から特別徴収を行うことにより収納率を91.5%として算定したものであります。

2節後期高齢者支援金分現年課税分は4億7,192万5,000円ありますが、調定見込額を5億1,576万5,000円とし、収納率を91.5%として算定したものであります。これは、後期高齢者医療制度の創設に伴う後期高齢者医療制度にかかわる医療費の4割分を74歳以下の世代が支援するため新たに保険税として賦課するものであります。

3節介護納付金分現年課税分は1億8,243万1,000円ありますが、被保険者数を8,594人と見込み、調定見込額を2億158万1,000円とし、収納率を90.5%として算定したものであります。

4 節医療給付費分滞納繰越分は1億8,687万8,000円で、平成19年度以前分の滞納繰越見込額を7億6,276万9,000円とし、収納率を24.5%として算定したものであります。

5 節介護納付金分滞納繰越分は1,578万3,000円で、平成19年度以前の滞納繰越見込額を6,442万3,000円とし、収納率を24.5%として算定したものであります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税は1億3,740万8,000円で、4億6,795万1,000円の減額であります。これは、退職者医療制度が原則廃止となり、対象年齢の上限が74歳から64歳に引き下げられるため対象者数が減少することによるものであります。

1 節医療給付費分現年課税分は8,233万4,000円でありますが、被保険者数を1,533人、世帯数を870世帯とし、一般被保険者と同様に平成19年10月1日現在の調定額をもとに所得等を勘案し、調定見込額を8,358万7,000円とし、収納率を98.5%として算定したものであります。

2 節後期高齢者支学金分現年課税分は3,127万9,000円でありますが、調定見込額を3,175万6,000円とし、収納率を98.5%として算定したものであります。

3 節介護納付金分現年課税分は1,586万7,000円でありますが、被保険者数を719人と見込み、調定見込額を1,610万8,000円とし、収納率を98.5%として算定したものであります。

4 節医療給付費分滞納繰越分は715万5,000円で、平成19年度以前の滞納繰越額を2,920万5,000円と見込み、収納率を24.5%として算定したものであります。

5 節介護納付金分滞納繰越分は77万3,000円で、平成19年度以前の滞納繰越額を257万6,000円と見込み、収納率を30.0%として算定したものであります。

14ページをお開きいただきたいと存じます。

2 款使用料及び手数料は1,000円で科目存置であります。

3 款国庫支出金は16億4,110万5,000円で、8,830万5,000円、5.1%の減額であります。

1 項国庫負担金は15億2,487万円で、7,676万5,000円の減額であります。

1 目療養給付費等負担金は14億6,863万9,000円で、9,886万5,000円の減額であります。

1 節現年度分は14億6,863万8,000円で、歳出予算での療養給付費等によるもので、老人保健制度の廃止に伴い老人保健拠出金の減額と、新たに設けられた前期高齢者交付金分の控除額を見込み計上いたしました。内訳は説明欄に記載のとおりであります。

2 節過年度分は1,000円で、科目存置であります。

2 目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金の4分の1を国が負担するもので、4,082万7,000円を計上いたしました。

3 目特定健康診査等負担金は、特定健康診査・特定保健指導の1人当たりの単価に対し3分の1が交付されるもので、1,540万4,000円を計上いたしました。

2 項国庫補助金は1億1,623万5,000円で、1,154万円の減額であります。

1 目調整交付金は1億1,623万5,000円で、854万円の減額であります。市町村間の財政力の不均衡等を調整するために交付されるもので、平成18年度の実績等を勘案し計上いたしております。後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金は皆減であります。

16ページをお開きいただきたいと存じます。

4 款療養給付費等交付金は7億5,909万7,000円で、21億5,628万円、74.0%の減額であります。

1 項 1 目は同額であります。

1 節現年度分は 7 億 5,909 万 6,000 円で、退職被保険者等にかかわる医療給付に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。これは、退職者医療制度が原則廃止となり、対象年齢の上限が 74 歳から 64 歳に引き下げられるため、退職被保険者等の被保険者数及び医療費が減少することによるものであります。

2 節過年度分は 1,000 円で、科目存置であります。

5 款前期高齢者交付金は 21 億 8,528 万 7,000 円で、皆増であります。

1 項 1 目は同額であります。

1 節現年度分は 21 億 8,528 万 7,000 円で、65 歳から 74 歳までの医療保険加入者にかかわる給付費及び後期高齢者支援金について、65 歳から 74 歳までの前期高齢者の保険者間の偏在により負担の不均衡があることから、これを調整するため各保険者が加入者数に応じて負担し、交付されるものです。

6 款都支出金は 3 億 4,632 万 6,000 円で、286 万 1,000 円、0.8% の減額であります。1 項都負担金は、5,623 万 1,000 円で、2,210 万円の増額であります。

1 目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金の 4 分の 1 を都が負担するもので、4,082 万 7,000 円を計上いたしました。

2 目特定健康診査等負担金は、特定健康診査・特定保健指導の 1 人当たりの単価に対し 3 分の 1 が交付されるもので、1,540 万 4,000 円を計上いたしました。

2 項都補助金は 2 億 9,009 万 5,000 円で、2,496 万 1,000 円の減額であります。

1 目都補助金は 1,349 万 4,000 円で、190 万 7,000 円の減額であります。都の動向を勘案する中、平成 19 年度見込みをもとに計上しております。

2 目調整交付金は 2 億 7,660 万 1,000 円で、2,305 万 4,000 円の減額であります。老人保健制度が廃止になり、老人保健拠出金を減額することと、新たに設けられた前期高齢者交付金分が控除されること等を見込み計上しております。

18 ページをお開きいただきたいと存じます。

7 款共同事業交付金は 10 億 3,658 万 6,000 円で、2 億 3,338 万円、29.1% の増額であります。

1 項共同事業交付金は同額であります。

1 目 1 節高額医療費共同事業交付金は 1 億 4,932 万 3,000 円で、1,277 万円の増額であります。

2 目 1 節保険財政共同安定化事業交付金は 8 億 8,726 万 3,000 円で、2 億 2,061 万円の増額であります。東京都国民健康保険団体連合会が過去の実績に基づいて試算した額を計上したことによるものであります。

8 款繰入金は 7 億 2,357 万 5,000 円で、4 億 3,875 万 9,000 円、37.7% の減額であります。

1 項 1 目一般会計繰入金は同額であります。

1 節保険基盤安定制度繰入金、保険税軽減分は 9,341 万 7,000 円であります。これは、国民健康保険税に 6 割並びに 4 割の軽減措置制度があり、その軽減額に対して東京都が 4 分の 3、市が 4 分の 1 を負担する財源補てん制度であります。

2 節保険基盤安定制度繰入金、保険者支援分は 3,030 万 4,000 円であります。これは、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険税の一定割合を国が 2 分の 1、東京都と市がおのおの 4 分の 1 ずつを負担する制度であります。なお、これらの国と東京都の負担分は一般会計の予算に歳入し、市の負担分を含め国保会計に繰り出されるものであります。

3節職員給与費等繰入金は2億3,705万5,000円で、地方交付税算定に基づく繰入金であります。

4節出産育児一時金等繰入金は3,780万円で、国の支給基準額である35万円の3分の2が一般会計から繰り入れされるもので、これも地方交付税算定に基づくものであります。

5節その他の繰入金は3億2,499万9,000円で、4億2,695万7,000円、56.8%の減額であります。これは、国保会計の財源不足を一般会計から補てんするための繰入金であります。

9款の繰越金は100万円で、平成19年度からの繰越金を見込んだものであります。

20ページをお開きいただきたいと存じます。

10款諸収入は1,410万6,000円であります。

1項延滞金、加算金及び過料は898万9,000円であります。

1目1節延滞金は898万8,000円で、国民健康保険税の滞納にかかわる延滞金の計上であります。

2目1節加算金は1,000円の科目存置であります。

2項雑入は511万7,000円で、第三者納付金や返納金等であります。

以上によりまして、歳入予算額は90億3,872万7,000円となり、前年度と比較して3億1,634万4,000円の減額となるものであります。

22ページをお開きいただきたいと存じます。

3の歳出であります。

1款総務費は1億8,677万5,000円で、前年度比4,056万8,000円、17.8%の減額であります。

1項総務管理費は1億7,616万8,000円で、3,651万6,000円の減額であります。これは主に、被保険者証の更新事務経費がなくなったこと、電算プログラム修正等業務委託料の減額によるものであります。

1目一般管理費は1億7,326万1,000円で、3,651万6,000円の減額であります。

1節報酬は、嘱託員1名分の計上であります。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、10名分の職員人件費と嘱託員1名分の社会保険料であります。

なお、給与明細書につきましては、44ページをお開きいただきたいと存じます。

1は特別職であります。国民健康保険運営協議会委員17名及び嘱託員3名の報酬であります。

45ページをごらんいただきたいと存じます。

2は一般職の総括であります。職員数は10名で、給与費と共済費の合計は7,619万9,000円で、1,041万1,000円の増額であります。これは、平成20年4月1日の組織改正に伴い、保険年金課国民健康保険係を2係に分け、職員を1名増員することによるものであります。その他の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

22ページにお戻りいただきたいと存じます。

7賃金は430万6,000円で、臨時職員5名分であります。

11節需用費は253万6,000円で、主に事務用消耗品や封筒等にかかる経費であります。

12節役務費は209万6,000円で、各種通知等の郵便料等であります。

13節委託料は8,558万3,000円で、医療制度改革に伴う電算プログラムの修正等委託並びにレセプト点検委託等にかかわる経費であります。

24ページをお開きいただきたいと存じます。

2目運営協議会費は91万円であります。

1 節報酬は76万5,000円で、運営協議会委員17名分の報酬であります。

3 目連合会負担金は199万7,000円であります。

26ページをお開きいただきたいと存じます。

2 項徴税費は1,060万7,000円で、納税通知書等にかかわる経費並びに自動電話催告システム運用にかかわる経費であります。なお、自動電話催告システム運用にかかわる経費については、全額東京都の調整交付金を見込んでおります。

1 節報酬、4 節共済費、13 節委託料は、嘱託員である市税等収納推進員 2 名分の計上であります。

2 款保険給付費は58億8,924万7,000円で、5 億8,312万8,000円、9.0%の減額であります。平成19年10月 1 日現在の医療費の推移等をもとに見積もり、計上いたしております。

1 項療養諸費は52億7,994万7,000円で、5 億122万円の減額であります。

1 目一般被保険者療養給付費は44億1,954万5,000円で、16億3,192万5,000円の増額であります。これは、退職者医療制度が原則廃止になり、対象年齢が75歳未満から64歳未満への変更に伴う一般被保険者数の増加によるものであります。以下、一般被保険者にかかわる増額は同一の理由によるものであります。

28ページをお開きいただきたいと存じます。

2 目退職被保険者等療養給付費は7 億731万円で、21億7,128万1,000円の減額であります。これは、対象年齢の変更に伴う退職被保険者数の減少によるものであります。以下、退職被保険者等にかかわる減額は同一理由によるものであります。

3 目一般被保険者療養費は1 億342万7,000円で、5,714万5,000円の増額であります。

4 目退職被保険者等療養費は2,429万6,000円で、2,223万8,000円の減額であります。

5 目審査・支払手数料は2,536万9,000円で、国保連合会への事務委託料であります。

2 項高額療養費は5 億3,933万7,000円で、6,546万9,000円の減額であります。高額療養費は、保険診療の一部負担金が自己負担金分の限度額を超えた場合に、その超過分を支給するものであります。

1 目一般被保険者高額療養費は4 億5,362万1,000円で、1 億4,059万3,000円の増額であります。

30ページをお開きいただきたいと存じます。

2 目退職被保険者等高額療養費は8,571万4,000円で、2 億606万4,000円の減額であります。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費は1,000円の科目存置です。これは新しい制度で、国民健康保険と介護保険の自己負担額が著しく高額になった場合に、その合算額について負担を軽減するものであります。基本的な仕組みといたしましては、国民健康保険の高額療養費の算定対象世帯において、介護保険受給者がいる場合、8月から翌年の7月までの1年間の医療と介護の自己負担限度額を合算し、一定の限度額を超える自己負担については療養費として支給するというものであります。初年度の平成20年度については、計算期間が平成21年7月31日までのため、早くても21年8月以降に支給が開始になる予定であります。しかし、例外的に死亡、生活保護開始、国外転出の場合に支給が予想されることから科目存置としております。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費も1,000円の科目存置です。一般被保険者分と同一の内容であります。

3 項移送費は10万円で、昨年度と同額を計上しております。これは、被保険者が入院あるいは入院後特殊な手術などにより転院の必要が生じた場合、著しく歩行が困難な被保険者を目的地まで移送するための費用であります。

1 目一般被保険者移送費は5万円であります。

2 目退職被保険者等移送費も5万円あります。

32ページをお開きいただきたいと存じます。

4 項出産育児諸費は5,670万円あります。

1 目出産育児一時金につきましては、1人当たり35万円とし、162件分を計上いたしております。

5 項葬祭費は875万円で、1,035万円の減額であります。これは、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することに伴い減額したもので、74歳未満の被保険者に対し1件5万円で175件分を計上しております。

6 項結核・精神医療給付金は441万3,000円で、21万1,000円の増額であります。これは、結核及び精神にかかわる医療費で、主に精神の通院医療費にかかわる10%の被保険者一部負担分を市民税非課税世帯の方に給付するものであります。

3 款後期高齢者支援金等は、9億9,047万1,000円で皆増であります。

1 項1 目後期高齢者支援金は9億8,947万8,000円で皆増であります。これは、後期高齢者医療制度の創設に伴う同制度に対する74歳以下の世代の負担分として、社会保険を含むすべての医療保険者が加入者数に応じて社会保険診療報酬支払基金へ支払う負担金を計上いたしております。

34ページをお開きいただきたいと存じます。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金は35万8,000円で皆増であります。後期高齢者支援金にかかわる事務経費を計上いたしております。

3 目病床転換支援金は63万5,000円で皆増であります。医療の必要性が低い患者への対応とし、療養病床等を老人保健施設や有料老人ホーム等に転換することになり、その費用に対する負担金を計上いたしております。

4 款前期高齢者納付金等は103万7,000円で皆増であります。

1 項1 目前期高齢者納付金等は67万9,000円で皆増であります。これは、前期高齢者の財政調整において義務的な支出が著しく過大となる保険者に対し、その過大分となる部分を補てんするために全保険者が加入者数に応じて社会保険診療報酬支払基金へ支払う納付金を計上いたしております。なお、市の前期高齢者数の実態に即し、前期高齢者交付金として歳入に計上いたしております。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金は、35万8,000円で皆増であります。前期高齢者の財政調整にかかわる事務経費の拠出金を計上いたしております。

36ページをお開きいただきたいと存じます。

5 款老人保健拠出金は2億2,881万7,000円で、11億5,794万9,000円、83.5%の減額であります。

1 項1 目老人保健医療費拠出金は2億2,727万5,000円で、11億4,140万4,000円の減額であります。平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始になることに伴い、拠出の対象が平成20年3月診療分の1カ月分となることによるものです。

2 目老人保健事務費拠出金は154万2,000円で、1,654万5,000円の減額であります。これは、老人保健医療費拠出金と同一理由によるものです。

6 款介護納付金は4億5,823万6,000円で、2,043万6,000円、4.7%の増額であります。

7 款共同事業拠出金は10億7,629万8,000円で、2億8,207万5,000円、35.5%の増額であります。

1 項1 目高額医療費拠出金は1億6,343万9,000円で、2,678万4,000円の増額であります。これは、高額な医療費の発生による保険者の不安定な財政運営を緩和するために国保連合会が運営する制度であります。1件80

万円を超える医療費の100分の59を拠出するもので、過去の実績により国保連合会での試算に基づいて計上いたしております。本事業の財源として、国、東京都がおのおの4分の1を負担し、市が2分の1を負担するものであります。なお、市の高額医療費の実態に即した経費については、共同事業交付金として歳入に計上いたしております。

38ページをお開きいただきたいと存じます。

3目保険財政共同安定化事業拠出金は9億1,284万9,000円で、2億5,529万1,000円の増額であります。これは、国保の保険料の平準化や財政の安定化を図るためにレセプト1件30万円以上の医療費に関し、医療給付費すべてを対象とし、東京都内のすべての区市町村国保が拠出して構成する財源により支払っていくもので、国保連合会で運営する制度であります。この事業により、市町村国保の医療費のほぼ4割が共同化されることとなります。なお、レセプト1件30万円以上の医療費の実態に即し、共同事業交付金として歳入に計上しております。

8款保健事業費は1億9,006万2,000円で、1億7,122万5,000円、909.0%の増額であります。

1項1目特定健康診査等事業費は1億7,806万2,000円で皆増であります。これは、新たに特定健康診査・特定保健指導の事業費として計上しております。特定健康診査の対象者を1万7,625人、受診率を従来の基本健康診査を参考に50%と見込み、受診者を8,800人と想定しております。また、特定保健指導は階層化されて、指導の対象となる方を2,100人、利用率を45%と見込み1,000人を想定しております。そのうち、動機づけ支援を650人、積極的支援を350人として計上いたしております。

40ページをお開きいただきたいと存じます。

1項保健事業費、1目保健衛生諸費、19節負担金補助及び交付金は1,076万4,000円で、人間ドック等受診料助成費として1人当たり2万3,000円で468人分を計上いたしております。保健衛生普及費は皆減であります。

9款公債費は48万4,000円であります。医療費等の支払いで歳計現金の不足に対処するための一時借入金の利子分であります。

42ページをお開きいただきたいと存じます。

10款諸支出金は530万円で前年度と同額であります。

1目償還金・利子及び還付金は、国民健康保険税の過年度分の誤納付等にかかわる還付金並びに還付に伴う加算金であります。

11款予備費は1,200万円で前年度と同額であります。

以上によりまして、歳出予算額は90億3,872万7,000円となり、前年度と比較して3億1,634万4,000円の減額となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〔市民部長 北田和雄君 降壇〕

○委員長（関田正民君） 説明が終わりました。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第8号議案 平成20年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（関田正民君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

これより6時30分まで休憩いたします。

午後 5時50分 休憩

---

午後 6時31分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9号議案 平成20年度東大和市下水道事業特別会計予算、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

[都市建設部長 氏井 博君 登壇]

○都市建設部長（氏井 博君） ただいま議題となりました第9号議案 平成20年度東大和市下水道事業特別会計予算につきまして、内容の御説明を申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億208万4,000円と定めるものであります。2といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

第2条は地方債の定めであり、地方債の起債の目的、限度額等は、第2表地方債の定めによるものであります。

第3条は一時借入金の定めで、歳計現金の不足に対処するために借り入れる一時借入金の限度額を6億円と定めるものであります。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算につきましては、それぞれ歳入歳出予算事項別明細書によりまして御説明をさせていただきますので、ここでは説明を省略させていただきます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債であります。起債の目的及び限度額であります。公共下水道建設事業の限度額は1億1,750万円、荒川右岸東京流域下水道事業の限度額は6,480万円、資本費平準化の限度額は4億4,000万円であります。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりであります。

11ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書につきまして御説明を申し上げます。

1の総括であります。歳入につきましては、款別に前年度予算額との比較及び構成比、歳出につきましては、これに加えて財源内訳を記載しております。御参考にしていただきたいと思います。

12ページをお開きいただきたいと思います。

2の歳入であります。

1 款の分担金及び負担金、1 項 1 目の下水道事業受益者負担金は136万1,000円で、前年度より8,000円の減額であります。

1 節の現年度分は134万4,000円で、平成19年度以前に賦課した分割納付及び平成20年度の賦課納付分であります。

2 節の滞納繰越分は1万7,000円であります。

2 款の使用料及び手数料は11億962万3,000円で、前年度より2,058万8,000円の増額であります。

1 項の使用料、1 目の下水道使用料は11億934万円であります。

1 節の現年度分は10億9,854万4,000円を見込み、2 節の滞納繰越分は1,079万6,000円を見込んでおります。

2 項の手数料、1 目の総務手数料、1 節の指定事業者等手数料は28万3,000円で、指定事業者の新規指定等に伴う事務手数料であります。

3 款の国庫支出金、1 項 1 目 1 節の公共下水道事業費補助金400万円は、人孔蓋取りかえ工事の国庫負担金を見込んだものであります。

14ページをお開きいただきたいと思います。

4 款の都支出金は8,616万円で、前年度より5,344万6,000円の増額であります。

1 項の都負担金、1 目の下水道事業費都負担金、1 節の公共下水道事業費負担金は8,534万3,000円であります。これは、空堀川の河川改修工事に伴う公共下水道管渠移設等工事の負担金として見込んだものであります。

2 項の都補助金、1 目の下水道事業費都補助金、1 節の公共下水道事業費補助金81万7,000円は、人孔蓋取りかえ工事及び都道128号整備関連工事等の都補助金を見込んだものであります。

5 款の財産収入につきましては、説明を省略させていただきます。

6 款の繰入金は6億6,473万2,000円で、前年度より2,558万円の減額であります。

1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金も同額で、一般会計からの繰り入れをするものであります。

7 款 1 項 1 目 1 節の繰越金は1,000万円であります。前年度からの繰越見込み額を計上したものであります。

16ページをお開きいただきたいと思います。

8 款の諸収入は390万6,000円で、前年度より3万6,000円の増額であります。

2 項 1 目 1 節の貸付金元利収入は250万2,000円であります。これは水洗便所改造資金融資あっせんのため、金融機関5行への預託金と利子を見込んだものであります。

3 項 1 目 1 節の雑入は137万4,000円であります。主なものといたしまして、小平市、東村山市及び武蔵村山市3市からの下水道使用受託収入137万2,000円を見込んだものであります。

9 款の市債は6億2,230万円で、前年度より7,730万円の減額であります。

1 項の市債、1 目の下水道債、1 節の公共下水道債は1億1,750万円で、公共下水道建設事業債を見込んだものであります。

2 節の流域下水道債は6,480万円で、荒川右岸東京流域下水道事業債として見込んだものであります。

3 節の資本費平準化債は4億4,000万円で、下水道事業債の元金償還金に充てるものであります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は25億208万4,000円で、前年度当初予算に比べ2,981万8,000円の減額となるものであります。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。

3の歳出であります。

1 款の総務費は 6 億1,228万8,000円で、前年度より2,031万円の増額であります。

1 項 1 目の総務管理費は9,794万6,000円で、前年度より565万7,000円の増額であります。給料等につきましては、5 人分の職員人件費を計上しております。なお、給与費明細書につきましては、28ページをお開きいただきたいと思ひます。

1 の一般職の総括であります。職員数 8 人は総務管理費 5 人分と建設総務費 3 人分にかかわるもので、給与費と共済費の合計は8,205万8,000円で、前年度より186万7,000円の減額であります。その他の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、18ページへお戻りいただきたいと思ひます。

19 節の負担金補助及び交付金は51万8,000円で、日本下水道協会にかかわる会費及び水洗便所改造資金助成金等が主なものであります。

20ページをお開きいただきたいと思ひます。

21 節の貸付金は250万円で、水洗便所改造資金預託金で、金融機関 5 行分であります。

27 節の公課費は4,386万円で、主に下水道事業にかかわる消費税及び地方消費税の納付分であります。

2 項 1 目の維持管理費は 5 億1,434万2,000円で、前年度より1,465万3,000円の増額であります。

13 節の委託料は 1 億344万5,000円で、管渠清掃委託料1,125万6,000円、下水道使用料徴収事務委託料8,621万7,000円、公共下水道管理データ等補正委託料420万円が主なものであります。

15 節の工事請負費は2,822万円で、下水道管渠等の維持補修及び道路管理者工事に伴う人孔蓋調整などの工事費であります。

22ページをお開きいただきたいと思ひます。

16 節の原材料費は300万円で、緊急対応に備えた資材の購入費であります。

19 節の負担金補助及び交付金は 3 億7,873万9,000円で、主に流域下水道維持管理負担金 3 億7,529万円及び水質検査負担金282万4,000円であります。

2 款の事業費は 3 億496万円で、前年度より2,571万7,000円の減額であります。

1 項 1 目の建設総務費は3,445万7,000円で、前年度より743万円の減額であります。主なものは、給料等の人件費で 3 人分を計上しております。

24ページをお開きいただきたいと思ひます。

2 項 1 目の建設事業費は 2 億7,050万3,000円で、前年度より1,828万7,000円の減額であります。

13 節の委託料は1,162万9,000円で、管渠布設の実施設計委託料が主なものであります。

15 節の工事請負費は 1 億8,334万4,000円で、公共下水道管渠布設・更生工事等及び公共汚水ます設置工事分であります。なお、主な工事につきましては、参考資料の66ページから67ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

19 節の負担金補助及び交付金は7,353万円で、荒川右岸東京流域下水道建設負担金及び掘削復旧監督事務費等であります。

3 款の公債費は15億8,183万4,000円で、前年度より2,441万1,000円の減額であります。

1 項の公債費、1 目の元金、23 節の償還金利子及び割引料は 9 億8,849万7,000円で、公共下水道建設事業債、荒川右岸東京流域下水道事業債及び特例措置分下水道事業債、公的資金補償金免除繰上償還借換債にかかわる元金の償還分であります。

26ページをお開きいただきたいと思います。

2目の利子、23節の償還金利子及び割引料は5億9,333万7,000円で、1目の元金にかかわる事業債の利子及び資本費平準化債の利子並びに一時借入金の利子及び公的資金補償金免除繰上償還借換債の利子を見込んだものであります。

4款の諸支出金につきましては、説明を省略させていただきます。

5款の予備費は300万円で、前年度と同額であります。

以上のようにいたしまして、歳出合計は25億208万4,000円で、前年度当初予算に比べ2,981万8,000円の減額となるものであります。

これをもちまして歳入歳出予算事項別明細書の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔都市建設部長 氏井 博君 降壇〕

○委員長（関田正民君） 説明が終わりました。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

第9号議案 平成20年度東大和市下水道事業特別会計予算、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

---

○委員長（関田正民君） 第10号議案 平成20年度東大和市老人保健特別会計予算、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

〔市民部長 北田和雄君 登壇〕

○市民部長（北田和雄君） それでは、第10号議案 平成20年度東大和市老人保健特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

第1条第1項は歳入歳出予算の定めで、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,293万2,000円と定めるものであります。第2項は歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるとするものであります。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算であります。事項別明細書において御説明申し上げますので、ここでは省略させていただきます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書で、1は総括表となっております。歳入では、各款の本年度予算額を前年度予算

額と比較するとともに、本年度予算額の各款の構成比を示しております。歳出では、前年度予算額との比較、本年度予算額の財源内訳及び構成比を示しております。本年度予算額は、歳入歳出いずれも前年度と比較しまして40億9,987万5,000円、88.1%の減額であります。これは、老人保健制度が19年度末で廃止となり、本年4月から後期高齢者医療制度に引き継がれるため、本年3月診療分及び3月以前の請求おくれの医療費のみを見込んだことによるものであります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳入であります。

1款の支払基金交付金は3億668万4,000円で、前年度に比べ22億8,470万9,000円、88.2%の減額であります。

1項1目の医療費交付金は3億399万3,000円で、前年度比22億6,581万4,000円の減額であります。これは、社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、法律の定めにより負担割合は一般分については医療費に対する12分の6で、一定所得者以上分については全額相当分となっているものであります。

1節の現年度分は3億399万2,000円で、医療給付費分として2億8,425万4,000円、医療費支給費分として1,973万8,000円となっております。

2節の過年度分は1,000円で科目存置であります。

2目の審査支払手数料交付金は269万1,000円で、前年度比1,889万5,000円の減額であります。これは、老人保健事務費交付金で、診療報酬の審査支払委託に要する経費の金額が支払基金から交付されるものであります。

1節の現年度分は269万円であります。

2節の過年度分は1,000円で科目存置であります。

2款の国庫支出金は1億6,416万3,000円で、前年度に比べ12億1,011万2,000円、88.1%の減額であります。これは、国の負担金で法律の定めにより負担割合は一般分の医療費に対する12分の4となっております。

1項1目も同額であります。

1節の現年度分は1億6,416万2,000円で、医療給付費分として1億5,504万8,000円、医療費支給費分として911万4,000円であります。

2節の過年度分は1,000円で科目存置であります。

3款の都支出金は4,104万1,000円で、前年度に比べ3億252万8,000円、88.1%の減額であります。これは、都の負担金で法律の定めにより負担割合は一般分の医療費に対する12分の1となっております。

1項1目とも同額であります。

1節の現年度分は4,104万円で、医療給付費分として3,876万2,000円、医療費支給費分として227万8,000円あります。

2節の過年度分は1,000円で科目存置であります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。

4款の繰入金は4,103万8,000円で、前年度に比べ3億252万6,000円、88.1%の減額であります。

1項1目は一般会計繰入金で、いずれも同額であります。市の負担分は、法律の定めにより都と同様の負担割合で、一般分の医療費に対する12分の1となっております。

5款の繰越金は1,000円で、19年度の繰越分を科目存置するものであります。

6款の諸収入は5,000円で、前年度と同額であります。

1項の延滞金及び加算金と、2項の雑入はいずれも科目存置であります。

以上によりまして、歳入予算の合計額は5億5,293万2,000円で、前年度と比較して40億9,987万5,000円の減額となるものであります。

14ページをお開きいただきたいと存じます。

3の歳出であります。

1款の医療諸費は5億5,293万2,000円で、前年度に比べ40億9,987万5,000円の減額であります。

1項の医療諸費も同額であります。

1目の医療給付費は5億1,682万9,000円で、国保分を4億6,514万6,000円、社保分を5,168万3,000円と見込み、前年度比40億1,053万6,000円の減額であります。

2目の医療費支給費は3,341万2,000円で、国保分を3,007万5,000円、社保分を333万7,000円と見込み、前年度比7,044万4,000円の減額であります。

3目の審査支払手数料は269万1,000円で、国保分を236万1,000円、社保分を33万円と見込み、前年度比1,889万5,000円の減額であります。

以上によりまして、歳出予算の合計額は5億5,293万2,000円となり、前年度と比較いたしまして40億9,987万5,000円の減額であります。

以上で説明を終わらさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〔市民部長 北田和雄君 降壇〕

○委員長（関田正民君） 説明が終わりました。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第10号議案 平成20年度東大和市老人保健特別会計予算、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○委員長（関田正民君） 第11号議案 平成20年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

〔都市建設部長 氏井 博君 登壇〕

○都市建設部長（氏井 博君） ただいま議題となりました第11号議案 平成20年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算につきまして内容の御説明を申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思っております。

第1条は歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,088万3,000円と定めるものであります。2といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

第2条は一時借入金のため、歳計現金の不足に対処するため借入金の限度額を2億円とするものであります。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算につきましては、それぞれ歳入歳出予算事項別明細書によりまして御説明をさせていただきますので、ここでは説明を省略させていただきます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

1の総括であります。

歳入につきましては、各款別に前年度予算額との比較及び構成比、歳出につきましては、これに加えて財源内訳を記載しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

2の歳入であります。

1款の分担金及び負担金、1項の保留地処分金、1目1節の立野地区保留地処分金は1億9,192万9,000円で、前年度より2,261万9,000円の増額で、保留地を処分することにより財源の確保を図るものであります。

2款の都支出金は7,022万円で、前年度より1億2,855万2,000円の減額であります。

1項の都補助金、1目の区画整理事業費都補助金、1節の区画整理事業費補助金は7,020万円で、立野地区土地区画整理事業にかかわる都補助金で、主に移転補償及び道路築造工事の補助金として見込んだものであります。

2項の都委託金、1目の区画整理事業費都委託金、1節の区画整理事業費委託金2万円は、土地区画整理法第76条にかかわる事務費交付金を見込んだものであります。

3款の財産収入につきましては、説明を省略させていただきます。

4款の繰入金金は2億573万1,000円で、前年度より3億7,193万2,000円の減額であります。

1項1目1節の一般会計繰入金金は1億4,320万6,000円で、前年度より3億5,156万4,000円の減額であります。

14ページをお開き願います。

2項基金繰入金、1目1節の立野一丁目土地区画整理事業基金繰入金金は6,252万5,000円で、前年度より2,036万8,000円の減額で、立野一丁目土地区画整理事業基金の取り崩しであります。

5款の繰越金、1項1目1節の繰越金は300万円で、前年度からの繰越見込み額を計上したものであります。

6款の諸収入は2,000円で、公務災害補償基金負担金過年度還付金等につきまして科目存置しております。

以上のようにいたしまして、歳入合計は4億7,088万3,000円で、前年度当初予算額と比べ4億7,786万5,000円の減額となるものであります。

16ページをお開きいただきたいと思います。

3の歳出であります。

1款の総務費は8,114万5,000円で、前年度より241万円の減額であります。

1項の総務管理費、1目の一般管理費も同額であります。主な内訳といたしまして、職員8人分の人件費で

あります。

なお、給与費明細書につきましては、22ページをお開きいただきたいと思います。

1 特別職であります。土地区画整理審議会委員及び評価員の報酬であります。

23ページをごらんください。

2 一般職の総括であります。職員数は8人で、給与費と共済費の合計は8,017万円で、前年度より254万5,000円の減額となっております。その他の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、18ページにお戻りいただきたいと思います。

2 款の事業費は3億8,568万9,000円で、前年度より4億7,558万円の減額であります。

1 項1 目の立野地区事業費も同額であります。

1 節の報酬は58万5,000円で、土地区画整理審議会委員と評価員の報酬であります。

13節の委託料は6,981万1,000円で、道路等実施設計委託料546万9,000円、建築物等補償調査業務委託料546万円、不動産鑑定評価業務委託料336万9,000円、管渠清掃等委託料404万8,000円、直接施行業務等委託料1,000万円、立野一丁目地区換地計画等委託料3,908万3,000円が主なものであります。

14節の使用料及び賃借料は127万7,000円で、土木積算システム及び電算機器賃借料であります。

15節の工事請負費は8,991万3,000円で、区画道路等築造工事費であります。

20ページをお開きいただきたいと思います。

19節の負担金補助及び交付金は1,171万2,000円で、主な内訳といたしましては、道路築造工事に伴う都市ガス本支管工事負担金267万2,000円、水道施設整備工事負担金900万円であります。

22節の補償補填及び賠償金は2億1,132万4,000円で、建築物等移転補償費であります。

次に、3 款の公債費、1 項の公債費、1 目の利子は104万8,000円で、前年度より12万5,000円の増額で、一時借入金の利子を見込んだものであります。

4 款の諸支出金につきましては、説明を省略させていただきます。

5 款の予備費は300万円で、前年度と同額となっております。

以上のようにいたしまして、歳出合計は4億7,088万3,000円で、前年度当初予算額に比べ4億7,786万5,000円の減額となるものであります。

これをもちまして、歳入歳出予算事項別明細書の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔都市建設部長 氏井 博君 降壇〕

○委員長（関田正民君） 説明が終わりました。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

○委員（長瀬りつ君） 13ページの保留地処分金ですけれど、処分の見通しというのは今立っているのでしょうか。

それから、21ページの補償補填及び賠償金のところですが、建築物等移転補償費というふうになっていますが、何件分か教えてください。

○区画整理課長（柚木行夫君） 保留地処分の見通しですが、一応平成19年度末で面積比率で62%の処分率となっております。残り38%に当たります2,982平米が未処分の状況でございます。保留地処分につきましては、見通しにつきましてはですが、平成20年度残りの21年度で処分を予定しております。

2点目の21ページ、22節補償補填及び賠償金、こちらのほうの建物等移転補償費ですが、こちらにつきましては、平成20年度でございますが移転補償費といたしまして7件分を計上しております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 今の21ページの補償補填及び賠償金の件ですが、残りこの立野一丁目のこの区画整理事業ですね、これ移転交渉を今継続してるのは何件あるんでしょうか。そのうち、今年度は7件の交渉補償を見込んでということだと思んですが、残りのものについては今後どうなっていくのか、市のお考えを確認させていただきたいと思います。

○区画整理課長（柚木行夫君） 21ページ、22節補償補填及び賠償金の継続的な補償交渉についてでございます。ただいま7件を平成20年度で予定しておりますが、現実的には9件ございます。現在この9件のうち既に2件がことしの平成19年度末にですが、一応交渉がお互いに了解とられまして、新年度に入りましてですね、2件分については見込みが立っております。そして、残り7件につきましては、今後継続して補償交渉をやりたいと思います。現実的には、今現在私どもが残りの方々にお伺いしている状況では、話し合いは継続させていただいてるっていう現状でございます。

以上でございます。

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第11号議案 平成20年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○委員長（関田正民君） 第12号議案 平成20年度東大和市介護保険事業特別会計予算、本案を議題に供します。内容の説明を求めます。

〔福祉部長 榎本 豊君 登壇〕

○福祉部長（榎本 豊君） それでは、第12号議案 平成20年度東大和市介護保険事業特別会計予算の内容につきまして御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

第1条第1項は歳入歳出予算の定めで、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,618万9,000円と定めるものであります。同条第2項は歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

第2条は歳出予算の流用の定めで、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費にかかわる予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の款の流用としたものであります。

6ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算につきましては、それぞれの事項別明細書によって説明させていただきますので、ここでは省略させていただきます。

11ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。

1の総括であります。歳入につきましては、各款別に前年度予算額との比較を、歳出につきましては、これに加えて財源内訳を記載してありますので、御参考にしていただければと思います。

12ページをお開きください。

2の歳入であります。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は7億6,563万3,000円で、前年度に比べ3,815万9,000円の増額であります。増額の主な要因は、第1号被保険者数の増加等に伴うものであります。

第2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金は21万6,000円で、40歳以上65歳未満の生活保護受給者にかかわる一般会計からの認定審査会判定受託負担金を計上したものであります。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料は1,000円の科目存置であります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は5億9,775万6,000円で、前年度に比べ5,902万5,000円の増額で、保険給付費に対する国負担分として施設系サービスの15%、その他のサービスの20%を計上したものであります。

2項国庫補助金、1目調整交付金は1,415万2,000円で、前年度に比べ1,752万5,000円の減額で、保険給付費の0.41%を計上したものであります。

14ページをお開きください。

2目地域支援事業交付金（介護予防事業分）は1,292万1,000円で、前年度に比べ672万円の増額で、地域支援事業のうち介護予防に対する国負担分の25%を計上したものであります。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業分）は2,093万3,000円で、前年度に比べ209万9,000円の増額で、地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業に対する国負担分の40.5%を計上したものであります。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は10億7,003万8,000円で、前年度に比べ1億729万6,000円の増額で、保険給付費に対する第2号被保険者負担分の31%を計上したものであります。

2目地域支援事業支援交付金は1,602万2,000円で、前年度に比べ833万3,000円の増額で、地域支援事業のうち介護予防事業に対する第2号被保険者負担分の31%を計上したものであります。

6款都支出金、1項都負担金、1目介護給付費負担金は5億2,405万7,000円で、前年度に比べ5,346万2,000円の増額で、保険給付費に対する東京都負担分で施設系サービスの17.5%、その他のサービスの12.5%を計上したものであります。

2項都補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業分）は646万円で、前年度に比べ336万円の増額で、地域支援事業の介護予防事業に対する東京都負担分の12.5%を計上したものであります。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業分）は1,046万6,000円で、前年度に比べ104万9,000円の増額で、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業に対する東京都負担分の20.25%を計上したものであります。

16ページをお開きください。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は1万6,000円で、介護保険介護給付費等準備基金に生ずる利子を計上したものであります。

8款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金は1,000円の科目存置であります。

9款繰入金は7億2,751万1,000円で、前年度に比べ1億6,204万5,000円の増額であります。

1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は4億3,146万8,000円で前年度に比べ4,326万5,000円の増額で、保険給付費に対する市負担分の12.5%を計上したものであります。

2目地域支援事業繰入金（介護予防事業分）は646万1,000円で、前年度に比べ336万円の増額で、地域支援事業の介護予防事業に対する市負担分の12.5%を計上したものであります。

3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業分）は1,046万7,000円で、前年度に比べ104万9,000円の増額で、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業に対する市負担分の20.25%を計上したものであります。

4目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金は1億3,954万2,000円で、前年度に比べ2,482万5,000円の増額であります。増額の主な理由は、組織等の見直しによる職員数の増によるものであります。

2節事務費繰入金は6,979万2,000円で、前年度に比べ2,101万9,000円の増額であります。増額の主な理由は医療制度改革に伴う生活機能評価検査判定委託料の新規計上及び第4期東大和市介護保険事業計画策定のために新たに策定業務委託経費を計上したことによるものであります。

18ページをお開きください。

2項基金繰入金、1目介護給付費等準備基金繰入金は6,978万1,000円で、前年度に比べ6,852万7,000円の増額であります。当該繰入金は、保険給付費に対する第1号被保険者負担分の不足分として、介護保険介護給付費等準備基金の取り崩しを行うものであります。

10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は1,000円の科目存置であります。

11款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、2項雑入、1目第三者納付金、2目返納金はいずれも1,000円の科目存置であります。

3目雑入は2,000円であります。

以上によりまして、歳入予算額は37億6,618万9,000円で、前年度に比べ4億2,401万9,000円の増額となるものであります。

20ページをお開きください。

3の歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1億6,538万7,000円で、前年度に比べ4,666万円の増額であります。

1節報酬は1,095万7,000円で、嘱託員4名分、内訳としましては事務専門員1名、認定調査員3名分と介護保険運営協議会委員13名分の報酬を計上したものであります。

2節給料は4,973万4,000円、3節職員手当等は4,878万9,000円、4節共済費は1,488万8,000円で、職員12名分の人件費と嘱託員社会保険料等を計上したものであります。これらの合計で、前年度に比べ2,595万9,000円の増額となっております。なお、人件費の詳細につきましては、48ページ以降の給与費明細書をごらんいただきたいと思っております。

7節賃金は387万6,000円で、臨時職員2名分の賃金を計上したものであります。

9節旅費は13万3,000円で、普通旅費を計上しております。

11節需用費につきましては245万7,000円で、前年度に比べて12万円の減額となっております。

12節役務費は423万8,000円で、前年度に比べ84万7,000円の減額となっております。

13節委託料は2,796万2,000円で、前年度に比べ1,777万3,000円の増額となっております。主な増額の要因は、医療制度改革に伴う生活機能評価検査判定委託料の新規計上及び第4期東大和市介護保険事業計画策定のために新たに介護保険事業計画策定業務委託料を計上したことによるものであります。

14節使用料及び賃借料は161万1,000円で、電算機器賃借料を計上しております。

22ページをお開きください。

19節負担金補助及び交付金は74万2,000円で、医師会などへの補助金を計上したものであります。

2目連合会負担金は1,000円の科目存置であります。

2項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費は2,025万7,000円で、介護認定審査会委員報酬や認定審査会資料作成にかかわる需用費などを計上したもので、前年度に比べ118万3,000円の減額となっております。

24ページをお開きください。

2目認定調査等費は2,091万2,000円で、前年度に比べ36万7,000円の増額となっております。主な増額の要因は主治医意見書作成手数料及び認定調査委託料などの増額によるものであります。

26ページをお開きください。

2款保険給付費について説明申し上げます。なお、保険給付費につきましては、平成17年度末に策定した第3期東大和市介護保険事業計画において試算した給付費について、平成19年度の給付実績執行状況を踏まえて計上しております。

1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費は10億3,607万6,000円で、前年度に比べ4,760万6,000円の減額、2目特例居宅介護サービス給付費は19万8,000円で、前年度に比べ4,000円の増額であります。いずれも、要介護被保険者が訪問介護や通所介護などの居宅サービスを受けた場合における保険給付分を計上したものであります。なお、2目特例居宅介護サービス給付費は介護認定前にサービスを利用した場合であって、保険者が必要なものと認めこれを給付する場合などにおける保険給付分を計上したものであります。以下、2款保険給付費の中で、各特例サービスにつきましては同様の内容であります。

3目地域密着型介護サービス給付費は1億4,401万6,000円で、前年度に比べ4,736万4,000円の増額、4目特例地域密着型介護サービス給付費は19万8,000円で、前年度に比べ4,000円の増額であります。いずれも要介護被保険者が認知症対応型通所介護や、認知症対応型共同生活介護などの地域密着型サービスを受けた場合における保険給付分を計上したものであります。

5目施設介護サービス給付費は16億9,421万2,000円で、利用者の伸びに伴い前年度に比べ1億8,739万5,000円の増額となっております。

28ページをお開きください。

6目特例施設介護サービス給付費は19万8,000円で、前年度に比べ4,000円の増額となっております。いずれも、要介護被保険者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの施設サービスを受けた場合における保険給付分を計上したものであります。

7目居宅介護福祉用具購入費は467万5,000円で、前年度に比べ192万4,000円の減額で、要介護被保険者が政令で定める種目の福祉用具を購入した場合における保険給付分を計上したものであります。

8目居宅介護住宅改修費は1,184万3,000円で、前年度に比べ21万6,000円の減額で、要介護被保険者が政令で定める範囲の住宅改修を行った場合に受ける保険給付分を計上したものであります。

9目居宅介護サービス計画給付費は1億2,037万2,000円で、前年度に比べ1,726万5,000円の減額、10目特例居宅介護サービス計画給付費は19万8,000円で、前年度に比べ4,000円の増額となっております。いずれも、要介護被保険者が介護ケアプラン作成にかかわる居宅介護支援を受けた場合における保険給付分を計上したものであります。

30ページをお開きください。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費は1億8,541万5,000円で、前年度に比べ1億3,541万9,000円の増額、2目特例介護予防サービス給付費は19万8,000円で、前年度に比べ4,000円の増額となっております。いずれも要支援被保険者が介護予防通所介護などの居宅サービスを受けた場合における保険給付分を計上したものであります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費は19万8,000円で、前年度に比べ4,000円の増額、4目特例地域密着型介護予防サービス給付費は19万8,000円で、前年度に比べ4,000円の増額となっております。いずれも、要支援被保険者が介護予防認知症対応型通所介護等の介護予防サービスを受けた場合における保険給付分を計上したものであります。

5目介護予防福祉用具購入費は138万7,000円で、前年度に比べ90万2,000円の増額で、要支援被保険者が政令で定める種目の福祉用具を購入した場合における保険給付分を計上したものであります。

32ページをお開きください。

6目介護予防住宅改修費は530万6,000円で、前年度に比べ429万2,000円の増額で、要支援被保険者が政令で定める範囲の住宅改修を行った場合における保険給付分を計上したものであります。

7目介護予防サービス計画給付費は2,397万3,000円で、前年度に比べ1,397万6,000円の増額、8目特例介護予防サービス計画給付費は19万8,000円で、前年度に比べ4,000円の増額となっております。いずれも、要支援被保険者が介護予防ケアプラン作成にかかわる介護予防支援を受けた場合における保険給付分を計上したものであります。

3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費は6,038万円で、前年度と比べ694万円の増額、2目高額介護予防サービス費は19万8,000円で、前年度に比べ4,000円の増額となっております。これは、要介護被保険者等が介護給付等対象サービスを利用した場合における利用者負担額が政令で定める額を超えた場合に、その超えた額を償還給付するものであります。

34ページをお開きください。

4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費は1億5,680万5,000円で、前年度に比べ1,654万7,000円の増額となっており、2目特例特定入所者介護サービス費は19万8,000円で、前年度に比べ4,000円の増額となっております。いずれも要介護被保険者が入所または短期入所で介護保険施設を利用した場合における食費、居住費の補足給付にかかわる保険給付費分を計上したものであります。

3目特定入所者介護予防サービス費、4目特例特定入所者介護予防サービス費はいずれも19万8,000円で、前年度に比べ4,000円の増額となっております。いずれも、要支援被保険者が短期入所で介護施設を利用した場合における食費、居住費にかかわる補足給付にかかわる保険給付費分を計上したものであります。

5項その他諸費、1目審査・支払手数料は490万1,000円で、前年度と比べ24万3,000円の増額で、国民健康

保険団体連合会に審査支払いを委託していることに伴う手数料を計上したものであります。

36ページをお開きください。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金は99万3,000円で、東京都に設置された財政安定化基金への拠出金を計上したものであります。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費は4,798万7,000円で、前年度と比べ3,445万9,000円の増額となっております。主な増額の要因は、通所型介護予防事業等の実施に伴う委託料などに加え、新たに医療制度改革に伴う生活機能評価事業に対するシステム委託料等を計上したものであります。

38ページをお開きください。

2目介護予防一般高齢者施策事業費は370万円で、前年度と比べ757万6,000円の減額であります。主な減額の要因は、介護予防パンフレットの作製費がなくなったことなどによるものであります。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目介護保険ケアマネジメント事業費は2,010万2,000円で、前年度と比べ207万2,000円の増額であります。2目総合相談事業費は2,010万3,000円で、前年度と比べ207万1,000円の増額であります。

40ページをお開きください。

3目権利擁護事業費は502万6,000円で、前年度と比べ51万9,000円の増額であります。

4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は502万6,000円で、51万9,000円の増額であります。いずれも地域包括支援センターが行う介護予防のマネジメント事業、総合相談事業、権利擁護事業等の委託料を計上したものであります。

5目任意事業費は前年と同額の143万円で、家族介護慰労金と成年後見人等費用助成費等を計上したものであります。

42ページをお開きください。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費等準備基金積立金は1万6,000円で、介護給付費等準備基金積立金利息分を計上したものであります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金は前年と同額の50万円で、介護保険料還付金を計上したものであります。

2目償還金は1,000円の科目存置であります。

3目第1号被保険者還付加算金は1万1,000円で、還付加算金を計上したものであります。

44ページをお開きください。

7款は予備費として300万円を計上いたしました。

以上によりまして、歳出予算額は37億6,618万9,000円となり、前年度に比べ4億2,401万9,000円の増額となるものであります。46ページ以降につきましては、当初予算における給与費明細書であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔福祉部長 榎本 豊君 降壇〕

○委員長（関田正民君） 説明が終わりました。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

ここで10分間休憩いたします。

午後 7時22分 休憩

---

午後 7時32分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（長瀬りつ君） 介護保険料の滞納なんですけど、増加傾向にあるのかどうかというのを伺いたいと思います。介護保険料は、介護保険料だけに限ってなんですけど、2年以上滞納すると利用者負担が1割から3割になってしまって、2年過ぎた保険料を——2年滞納しちゃうと、その後納めることできない法の制度になっているので、3割負担の方がどのぐらいいらっしゃるのか、もしいらっしゃったら何人ぐらいいらっしゃるのか教えてください。

○福祉部参事（関田守男君） 歳入の13ページのところであります。第1号被保険者の数であります。歳入につきましては、率といたしまして、第1号保険者、特別徴収につきましては100%でございます。そして、普通徴収につきましては88.0%を見込んでおります。また、19年度のこの滞納繰越分の率であります。10.37%を見込んでおります。委員の質疑のとおり、2年で時効ということになります。それで、その3割負担の数につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっと時間をいただければと思います。済みません。

○委員（長瀬りつ君） 3割負担になってしまうと、例えば老人ホームなんか入ってらっしゃる方、毎月30万円だと3万円ですよ、1割。それが3割負担だと9万円ということになって、相当生活苦になってしまうし、保険料を減額することも違法になりますからできませんよね。ですから、結局その2年間滞納した方について、何ていうんでしょうかね、国に制度改正を申し出るような、そういったお考えというのは市のほうにはないんでしょうかね。

○福祉部参事（関田守男君） この2年の時効でございますが、介護保険につきましては税と違まして社会保険でありますけれども、料ということでございます。そうしたところから、2年の時効というようでございます。それで、私どもは時効の前にですね、督促、催告はいたしますけれども、さらに個別にお電話をいたしまして、今のような説明をですね、つまりその先々自己負担がふえますというようなことでですね、納入についてですね、お願いをしてるところであります。また、国に対しての要望等につきましてはですね、現状では特にやってないという状況でございます。

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第12号議案 平成20年度東大和市介護保険事業特別会計予算、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○委員長（関田正民君） 第13号議案 平成20年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

〔市民部長 北田和雄君 登壇〕

○市民部長（北田和雄君） それでは、第13号議案 平成20年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条第1項は歳入歳出予算の定めで、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,147万4,000円と定めるものであります。第2項は歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、「第1表歳入歳出予算」によるとするものであります。

6ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算であります。事項別明細書において御説明申し上げますので、ここでは省略させていただきます。

11ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算事項別明細書で、1は総括となっております。歳入では、各款の本年度予算額と構成比を示しております。歳出では、本年度予算額と財源内訳及び構成比を示しております。本年度予算額は、歳入歳出いずれも11億4,147万4,000円であります。これは、本年4月から新たな医療保険制度として後期高齢者医療事業の運営にかかわる人件費等の一般管理費、東京都後期高齢者医療広域連合負担金、後期高齢者医療保険料の徴収事務費、健康診査事業費、葬祭費支給事業費、人間ドック等受診料助成事業費を見込んだところであります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳入であります。

1款の後期高齢者医療保険料は5億6,751万1,000円であります。保険料は東京都の1人当たり平均保険料である9万円に当市の被保険者数を6,476人と見込み算出したものであります。

1項1目の特別徴収保険料は、3億9,724万円であります。

1節の特別徴収保険料も同額であります。これは、被保険者の7割の方を年金から特別徴収として見込んだものであります。

2目の普通徴収保険料は1億7,027万1,000円であります。

1節の現年度分も同額であります。これは、被保険者の3割の方の保険料を納付書等による普通徴収として見込んだものであります。

2款の使用料及び手数料は1,000円で科目存置であります。

3款の繰入金は5億5,915万6,000円であります。

1項1目は一般会計からの繰入金で、いずれも同額であります。

1節の療養給付費繰入金は3億1,483万9,000円あります。これは、医療給付費等に対する市の負担金で、負担割合は国が12分の4、東京都と市がそれぞれ12分の1となっております。

2節の保険基盤安定繰入金は6,768万円あります。これは、低所得者及び被用者保険被扶養者に対する軽減措置があり、その軽減額に対して東京都が4分の3、市が4分の1を負担する財源補てん制度であります。なお、東京都の負担分は一般会計の予算に歳入し、市の負担分を含めて後期高齢者医療特別会計に繰り出され

るものであります。

3節の事務費繰入金は2,758万9,000円であります。これは、広域連合の運営費に対する市の負担分でありま  
す。

4節の保険料軽減措置繰入金は3,431万2,000円であります。これは、保険料の軽減を図るために審査支払手  
数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補てん分相当額、保険料所得割減額分相当額を市が  
負担するものであります。

5節の健康診査費繰入金は4,632万5,000円で、健康診査の費用に対する市の負担分であります。

6節のその他の繰入金は6,841万1,000円で、人件費、人間ドック等受診料助成費、葬祭費等の市の負担分  
であります。

14ページをお開きいただきたいと存じます。

4款の諸収入は1,480万6,000円であります。

1項の延滞金、加算金及び過料と2項の預金利息は1,000円で、いずれも科目存置であります。

3項1目は受託事業収入で1,480万3,000円あります。

1節の健康診査費受託事業収入も同額であります。これは、市が健康診査を広域連合から受託することによ  
る受託事業収入であります。

4項1目の雑入は1,000円で科目存置であります。

以上によりまして、歳入予算の合計額は11億4,147万4,000円あります。

16ページをお開きいただきたいと存じます。

3の歳出であります。

1款の総務費は4,187万8,000円あります。

1項の総務管理費は3,713万3,000円あります。

1目の一般管理費も同額であります。

2節給料の773万9,000円、3節職員手当等の1,393万9,000円、4節共済費の207万円は2名分の職員人件費  
であります。

なお、給与費明細書につきましては、24ページをお開きいただきたいと存じます。

1は一般職の総括であります。職員数は2名で、給与費と共済費の合計は2,374万8,000円あります。その  
他の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

16ページにお戻りいただきたいと存じます。

7節の賃金は177万5,000円で、臨時職員2名分あります。

9節の旅費は3万8,000円あります。

11節の需用費は66万7,000円で、事務用消耗品費、返信用封筒等の印刷にかかわる経費であります。

12節の役務費は161万8,000円で、被保険者証、減額認定、勸奨通知等の郵便料であります。

13節の委託料は909万8,000円で、保険料の激変緩和措置対応の電算システムの修正委託にかかわる経費で  
あります。

18節の備品購入費は17万2,000円で、キャビネット2台分の経費であります。

19節の負担金補助及び交付金は1万7,000円で、職員数2名の職員互助会の補助金であります。

18ページをお開きいただきたいと存じます。

2項1目の徴収費は474万5,000円で、納付通知書等にかかわる経費であります。

11節の需用費は308万9,000円で、事務用消耗品費、納付書等の印刷にかかわる経費であります。

12節の役務費は165万6,000円で、郵便料及び年金の特別徴収にかかわる回線使用料であります。

2款の広域連合納付金は10億1,193万3,000円であります。

1項1目19節とも同額であります。

19節の負担金補助及び交付金は、広域連合の運営にかかわる市の負担金で、療養給付費負担金が3億1,483万9,000円、保険料等負担金が5億6,751万3,000円、保険基盤安定負担金が6,768万円、事務費負担金が2,758万9,000円、保険料軽減措置負担金が3,431万2,000円であります。

20ページをお開きいただきたいと存じます。

3款の保健事業費は6,265万3,000円であります。

1項1目の健康診査費は6,112万8,000円で、広域連合からの委託により実施するものであります。

11節の需用費は169万5,000円で、事務用消耗品費、健診用受診券等の印刷にかかわる経費であります。

12節の役務費は144万円で、郵便料であります。

13節の委託費は425万4,000円で、電算システムの修正委託並びに国民健康保険団体連合会への健診事業にかかわる各種帳票、統計資料作成の委託にかかわる経費であります。

14節使用料及び賃借料は14万2,000円で、特定健診システムとの共用の端末機3台分の賃借料であります。

19節の負担金補助及び交付金は5,359万7,000円で、健康診査にかかわる負担金であります。

2目の保健衛生諸費は152万5,000円で、19節負担金補助及び交付金は同額であります。これは、人間ドック等受診料助成費として1人当たり2万3,000円で、66人分を計上しております。

22ページをお開きいただきたいと存じます。

4款の保険給付費は2,000万円であります。

1項1目19節とも同額であります。

19節の負担金補助及び交付金は、被保険者の死亡時に支給する葬祭費で1件当たり5万円で400件分を計上しております。

5款の諸支出金は1万円あります。

1項1目23節の償還金利子及び割引料とも同額であります。これは、保険料の過誤納金にかかわる還付加算金であります。

6款の予備費は500万円あります。

以上によりまして、歳出予算の合計は11億4,147万4,000円あります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〔市民部長 北田和雄君 降壇〕

○委員長（関田正民君） 説明が終わりました。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第13号議案 平成20年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○委員長（関田正民君） 以上で、予算特別委員会に付託されました一般会計ほか6特別会計予算の審査はすべて終了いたしました。

これをもって予算特別委員会を散会いたします。

午後 7時48分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 関 田 正 民

副 委 員 長 下 条 学